

第336回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
6月8日	水	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程19件（予算2、条例9、その他5、報告3） 提出者の説明 尾崎知事
9日	木	休 会	議案精査
10日	金	休 会	議案精査
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	本会議	質疑並びに一般質問 浜田(英)議員 上田(周)議員 中根議員
14日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 上田(貢)議員 橋本議員
15日	水	本会議	質疑並びに一般質問 久保議員 三石議員 委員会付託
16日	木	休 会	委員会審査
17日	金	休 会	委員会審査
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	委員会審査
21日	火	休 会	
22日	水	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程（第17号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号—議発第4号） 採決 特別委員会の設置

			高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙 議席の一部変更 継続審査の件 閉会
--	--	--	--

第336回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月8日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6

第2日（6月13日）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員出席者	20
議事日程	20
諸般の報告	21
質疑並びに一般質問	
浜田(英)議員	21
1 南海トラフ地震対策（熊本地震の教訓と第3期行動計画への反映、中央構造線断層帯直下型地震への連鎖の可能性の情報収集・分析、四国電力伊方発電所の安全性、県民の不安、災害対策関連マニュアル、住宅耐震対策、宅地耐震対策、応急仮設住宅建設候補地の確保、SWPの活用、罹災証明書の発行、車中泊避難への対応、避難生活時の精神的ストレスへの対応、「世界津波の日」高校生サミット、外国人観光客への対応、浦戸湾三重防護体制、エアボート	

の導入・配備、ドローンやモーターパラグライダーの活用、警察犬と災害救助犬、災害時報道協定、大規模災害発生時の治安維持、水・食料不足の推計及び備蓄、浄水装置) について……………	21
2 緊急事態条項の必要性（米大統領候補トランプ氏の日米安全保障への認識、G7伊勢志摩サミット、日本版中央情報局、憲法への緊急事態条項新設）について……………	24
3 立憲主義と憲法改正（知事の考える立憲主義、憲法改正と合区解消への知事の決意、アベノミクスや消費税増税延期への評価）について……………	26
4 税外未収金対策（モード・アバンセ及びサンモールからの未収金、債権管理）について……………	32
5 CLTとSWPについて……………	32
尾崎知事……………	33
酒井危機管理部長……………	39
福田土木部長……………	42
梶総務部長……………	44
門田地域福祉部長……………	45
伊藤観光振興部長……………	46
上野警察本部長……………	46
中澤商工労働部長……………	48
田所林業振興・環境部長……………	48
浜田(英)議員……………	49
酒井危機管理部長……………	49
福田土木部長……………	49
浜田(英)議員……………	49
上田(周)議員……………	50
1 政治姿勢（安全保障関連法への県民の懸念、消費税増税の延期、人口減少問題、連携中枢都市圏）について……………	50
2 南海トラフ地震対策（耐震改修工事の負担軽減、補助事業の周知、地震火災対策、津波警報システム、保育所や幼稚園の耐震化、高知城の耐震化）について……………	52
3 インフラの充実（1.5車線の道路整備、緊急輸送道路、土砂災害防止対策、国道33号高知西バイパス鎌田－波川間の早期完成）について……………	54
4 仁淀川流域の治水対策（宇治川排水機場、天神ヶ谷川、大規模氾濫に関する減災対策協議会）について……………	56
5 「志国高知 幕末維新博」（坂本龍馬記念館改修工事の入札不調、地域会場開催準備、高知城歴史博物館の受け入れ対策、北海道と連携したプロモーション事業）について……………	57

6	高知県教育大綱（策定過程での県教育委員会と市町村教育委員会の連携・協働、基本理念の実現、教育・保育環境の整備、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する基本方向）について	58
7	買い物支援を初めとした高齢者の生活支援について	59
	尾崎知事	59
	福田土木部長	62
	酒井危機管理部長	64
	谷脇水産振興部長	65
	田村教育長	65
	岡崎文化生活部長	68
	伊藤観光振興部長	69
	門田地域福祉部長	70
	上田(周)議員	70
	尾崎知事	71
	門田地域福祉部長	72
	上田(周)議員	72
	中根議員	72
1	政治姿勢（改憲による集団的自衛権の全面解禁、TPP交渉における重要5品目、協定の撤回、伊方発電所の安全性、再稼働中止、新規制基準の改善、緊急時対策所、県の立場の再検討）について	72
2	南海トラフ地震対策（熊本地震による認識の発展、市町村の代理受領制度や段階的耐震改修への支援制度、1981年6月から2000年5月着工の住宅の耐震化、配水池の耐震化、災害時の雨水利用）について	75
3	水道事業（簡易水道事業統合）について	76
4	国民健康保険制度（県の国保運営方針、構造的課題への言及、市町村一般会計からの法定外繰り入れ、保険料率の県内一本化、医療から排除される人をつくらないことをテーマとした運営方針策定、窓口負担軽減に伴う県負担）について	76
5	地域医療構想（療養病床実態調査の結果、低所得者が利用できる制度整備、現行制度の存続）について	77
6	子供の貧困問題（子どもの貧困対策推進計画に係るユニセフの提言、就学援助制度）について	78
7	税務行政（滞納者への対応）について	80
8	障害者差別解消法（職員採用）について	80
9	女性差別撤廃問題（国連女性差別撤廃委員会の最終見解、幹部職員が国際的な動向を学ぶ仕組み）について	81

尾崎知事	81
福田土木部長	85
山本健康政策部長	86
酒井危機管理部長	89
門田地域福祉部長	89
田村教育長	90
梶総務部長	91
中根議員	91
尾崎知事	92

第3日（6月14日）

出席議員	95
欠席議員	95
説明のため出席した者	95
事務局職員出席者	96
議事日程	96
諸般の報告	97
質疑並びに一般質問	
西森議員	97
1 政治姿勢（消費税引き上げ延期、参議院議員選挙の争点）について	97
2 地震対策（県内の活断層の有無及び内陸直下型地震の発生可能性、応急仮設住宅、体の健康に対するケア、市町村役場施設の耐震化、市町村役場の業務継続計画、市町村間の相互援助協定及び職員派遣などの支援の受け入れ、病院の耐震化及び業務継続計画、福祉施設の耐震化及び業務継続計画、避難行動要支援者への情報提供、学校施設の非構造部材耐震化、避難所のWi-Fi環境、新たな耐震改修促進計画の策定、段階的耐震改修への支援制度、昭和56年から平成12年建築の住宅の耐震化補助制度の創設、感震ブレイカー、早期避難の徹底、特別交付税制度の事前の創設、熊本地震の被災地支援と南海トラフ地震対策への活用）について	98
3 観光振興（「志国高知 幕末維新博」と「土佐・龍馬であい博」等、定期国際旅客便の誘致、国際便への対応、観光危機管理計画の策定）について	105
4 公会計制度について	107
尾崎知事	107
酒井危機管理部長	112
山本健康政策部長	114

梶総務部長	115
門田地域福祉部長	116
田村教育長	117
福田土木部長	117
伊藤観光振興部長	118
樋口中山間対策・運輸担当理事	119
西森議員	120
上田(貢)議員	120
1 高知版CCRC（構想の核と込める思い、実現に向けた取り組み、アピール方法と目標人数）について	120
2 医療・介護人材の確保（経済連携協定で来高した看護師・介護福祉士候補者の資格取得）について	121
3 南海トラフ地震対策（財源確保、財源確保としての宝くじの発行手続、事前防災対策としてのポリウレタ樹脂等の導入、応急危険度判定士の確保、福祉避難所、避難所の運営に当たる人材育成、警察と警備業協会との連携強化）について	123
尾崎知事	127
松尾産業振興推進部長	129
山本健康政策部長	130
梶総務部長	130
酒井危機管理部長	131
福田土木部長	131
門田地域福祉部長	132
上野警察本部長	132
上田(貢)議員	133
橋本議員	133
1 私債権管理の適正化及び効率化（包括外部監査結果報告書を受けての知事の所見、指摘された6つの不十分、農業改良資金貸付金の債権管理、県営住宅使用料の債権管理、地域改善対策進学奨励資金貸付金の債権管理及び外部委託の必要性と今後の取り組み）について	133
2 観光ビジョン実現プログラム2016（知事の所見、足摺宇和海国立公園の国立公園満喫プロジェクトモデル指定）について	136
3 再生可能エネルギー2019年問題（問題への認識、買い取り期間終了後の住宅用太陽光発電システム活用のための施策、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに沿った体制整備）について	137
4 県立高等学校再編振興計画における南海トラフ地震への対応（大きな被害を受ける可能性のある学校の津波対策、安心して安全に勉強できる環境整備）	

について	139
尾崎知事	140
梶総務部長	141
味元農業振興部長	142
福田土木部長	142
田村教育長	143
伊藤観光振興部長	144
田所林業振興・環境部長	145
橋本議員	146
尾崎知事	147

第4日（6月15日）

出席議員	149
欠席議員	149
説明のため出席した者	149
事務局職員出席者	150
議事日程	150
諸般の報告	151
質疑並びに一般質問	
久保議員	151
1 県と市町村の連携（有効求人倍率と県民所得、三位一体改革による人員削減、施策を実施する市町村間の温度差、合併市町村の行政力の評価、新しい関係構築）について	151
2 南海トラフ地震対策（熊本地震での支援活動からの学び、支援物資の供給、浦戸湾三重防護の費用対効果と早期完成、地域資料の保護）について	152
3 建設行政（日本道路協会会長のインフラへの投資の必要性の発言、主要各国トップの経済とインフラの関係への発言、i-Constructionの導入、一方で必要な慎重さと一定の猶予）について	154
4 スポーツ行政（スポーツ推進プロジェクト実施計画、スポーツ全般、知事部局への一元化した組織の設置）について	155
5 東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応（国への提案活動、事前合宿の招致、本県活性化への活用）について	156
6 観光行政（民泊サービス、旅館業法上の無許可営業による逮捕や指導の事例、早急に取り組むべき課題、中期的な検討課題と法整備のスケジュール、街路市の開設）について	157

7 牧野植物園について	158
尾崎知事	159
梶総務部長	163
酒井危機管理部長	164
福田土木部長	165
岡崎文化生活部長	166
田村教育長	167
山本健康政策部長	169
伊藤観光振興部長	170
久保議員	170
三石議員	171
1 政治姿勢（知事の尊敬する政治家）について	171
2 新教育委員会制度について	172
3 総合教育会議（教育大綱、第2期教育振興基本計画、各市町村の教育大綱及び教育振興基本計画、縦持ちの実施、高知市立中学校の取り組み、県市合同の会議開催、管理職の養成）について	173
4 厳しい環境にある子供たちへの支援について	175
5 親のモラルを向上させる教育（家庭教育の重要性、教育力向上のための取り組み）について	175
6 子供たちの体力向上とスポーツの振興（第2期教育振興基本計画に掲げた施策の実現、東京オリンピック・パラリンピックへの取り組み）について	177
7 文化財の保護（南海トラフ地震対策）について	177
8 国旗・国歌（県立学校長等宛ての要請書、入学式と卒業式での実施状況、小・中・高等学校各学年における指導、市町村教育委員会と連携した指導、私立学校における実施、平成27年度私立学校運営費補助金）について	177
9 消防署における国旗掲揚について	178
尾崎知事	178
田村教育長	182
岡崎文化生活部長	190
酒井危機管理部長	190
三石議員	191
岡崎文化生活部長	191
三石議員	191
議案の付託	191

第5日（6月22日）

出席議員	193
欠席議員	193
説明のため出席した者	193
事務局職員出席者	194
議事日程	194
諸般の報告	195
委員長報告	
加藤危機管理文化厚生委員長	195
明神商工農林水産委員長	197
西内産業振興土木委員長	198
桑名総務委員長	200
採決	202
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第17号）	203
尾崎知事	203
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	203
議案の上程、採決（議発第2号—議発第4号 意見書議案）	204
特別委員会の設置	204
高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙	205
議席の一部変更	205
継続審査の件	205
閉会の挨拶	
武石議長	206
尾崎知事	206

巻末掲載文書

委員会報告書	209
意見書に関する結果について	214
議案の提出について	218
人事委員会回答書	220
議案付託表	221
議案の追加提出について	225
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	226
意見書議案の提出について	

議発第2号 教職員定数の改善を求める意見書議案	228
議発第3号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書議案	231
議発第4号 森林・林業政策の推進を求める意見書議案	233
特別委員指名案	236
議席の一部変更（案）	237
継続審査調査の申出書	238
委員会審査結果一覧表	240
議決一覧表	242

招 集 告 示

高知県告示第323号

高知県議会定例会を、平成28年6月8日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成28年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	欠 番	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	金 岡 佳 時 君

第336回高知県議会定例会会議録

平成28年6月8日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君

代表監査委員 田中克典君
監査委員 吉村和久君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 中島喜久夫君
事務局 次長 弘田均君
議事課 課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成28年6月8日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第4号 職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使

用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 県有財産（（仮称）南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案
- 第13号 県道春野赤岡線（浦戸大橋1-2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第16号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条

例の専決処分報告

報第3号 損害賠償の額の決定の専決処分報告



午前10時開会 開議

○議長（武石利彦君） ただいまから平成28年6月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、去る4月に発生した平成28年熊本地震によってとうとい生命を犠牲とされました方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

4月5日に組織された各委員会から、総務委員長に桑名龍吾君、同副委員長に依光晃一郎君、危機管理文化厚生委員長に加藤漠君、同副委員長に野町雅樹君、商工農林水産委員長に明神健夫君、同副委員長に久保博道君、産業振興土木委員長に西内健君、同副委員長に今城誠司君、議会運営委員長に土森正典君、同副委員長に西森雅和君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしておりますので御了承いたします。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしておりますので御了承いたします。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、そ

の写しをお手元にお配りいたしております。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告があり、また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

次に、去る5月24日本県で開催いたしました四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしておりますので、御了承いたします。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末209、214ページに掲載〕



新任委員長並びに職員の紹介

○議長（武石利彦君） この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

公安委員長島田京子さん、危機管理部長酒井浩一君、地域福祉部長門田純一君、産業振興推進部長松尾晋次君、中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君、商工労働部長中澤一真君、林業振興・環境部長田所実君、水産振興部長谷脇明君、会計管理者福田道則君、公営企業局長井奥和男君。

（新任委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（武石利彦君） それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長（島田京子君） 公安委員長の島田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 危機管理部長の酒井でございます。どうぞよろしくお願ひいた

します。

○地域福祉部長（門田純一君） 地域福祉部長の門田でございます。よろしくお願いいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 産業振興推進部長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 中山間対策・運輸担当理事の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

○商工労働部長（中澤一真君） 商工労働部長の中澤でございます。よろしくお願いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 林業振興・環境部長の田所でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 水産振興部長の谷脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（福田道則君） 会計管理者の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○公営企業局長（井奥和男君） 公営企業局長の井奥でございます。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

5番 土居 央 君

18番 三石 文隆 君

30番 坂本 茂雄 君



会期の決定

○議長（武石利彦君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から6月22日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末218ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第16号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上19件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様への御出席をいただき、平成28年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

初めに、本年4月に発生しました熊本地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本県におきましては、地震発生直後から、災害派遣医療チームや被災宅地危険度判定士を派遣するなど、被災地への人的支援を積極的に行いますとともに、被災された方々の受け入れ準備を進めてまいりました。また、県民の皆様から多くの義援金をいただくなど、県を挙げて支援に取り組んできたところであります。被災地では、いまだに多くの方が避難されておりますことから、今後も全国知事会などと連携して、一日も早い復興を応援してまいります。

あわせて、熊本地震の教訓に学び、必要な見直しを行うなど、南海トラフ地震対策についても万全を期してまいります。

平成28年度は、私にとりまして県政運営3期目の実質的な初年度であり、2月定例会で御議論いただきましたとおり、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策行動計画の大幅な改定や教育等の振興に関する施策の大綱の策定など、さまざまな施策を大幅にバージョンアップいたしました。県勢浮揚の実現に向けて、PDCAサイクルを回しながら、これらの施策に全力で取り組んでまいります。

また、県政の運営に当たっては、対話と実行の基本姿勢により、県民の皆様にも県の政策をわかりやすくお伝えするとともに、地域や各界の方々のお話を伺いながら、その実情を施策に反映させていくことが重要であります。このため、産業振興計画についてのシンポジウムを県内各地域で開催するなど政策広報を引き続き強化するとともに、私自身が各市町村をそれぞれ1日かけてお伺いして地域の皆様の声を聞かせていただく対話と実行行脚と、分野ごとに絞り込ん

だテーマについて地域で活動されている関係者の方々と意見交換をさせていただく対話と実行座談会を本年度以降も開催させていただきたいと考えております。

引き続き、県民の皆様との対話を通じて、各地域や分野の実情を学ばせていただき、賜ったお知恵を施策に反映させながら、スピード感を持って実行するよう努めてまいります。

今月2日、一億総活躍社会の実現を目指すニッポン一億総活躍プランと、我が国の経済財政運営の指針となります、いわゆる骨太の方針が閣議決定されました。

これらのプランと方針においては、経済成長の隘路である人口減少、少子高齢化という構造的な問題に対して真正面から立ち向かう必要性が示されています。これまでに本県が国に対して政策提言を行ってまいりました子供・子育てへの支援や子供の貧困対策、女性の活躍推進などの施策も盛り込まれているところであり、大いに評価をし、期待もいたしております。

さらに、今後、現下の経済情勢に対応するための補正予算の編成などが見込まれております。

県としましても、こうした国の動きを好機と捉え、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みをさらに加速してまいりますとともに、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますように、引き続き時期を捉えて積極的な政策提言などを行ってまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策の着実な推進などのため、総額12億1,000万円余りの一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、経済の活性化に関しては、来年3月からの「志国高知 幕末維新博」開幕に向けまして、地域における歴史資源の磨き上げや、その歴史資源を核として周辺の食や自然などを一

体的に組み合わせた周遊コースの形成を力強く支援してまいります。さらに、農業分野では次世代型ハウスの導入などを支援する取り組みを強化いたしますほか、水産業分野ではクロマグロの人工種苗生産技術の開発などを加速してまいります。このほか、本年11月に黒潮町とともに開催いたします世界津波の日の高校生サミットのための経費や、熊本地震の被災地に対する人的支援に要した経費などを計上しております。

続いて、平成28年度の県政運営の現状に関し、まずは南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

本年3月に、これまでの行動計画に基づく対策を総括して第3期南海トラフ地震対策行動計画を策定いたしました。特に、第2期行動計画の取り組みにより見えてきた課題については、第3期行動計画に重点的に取り組むべき課題として位置づけ、全力で取り組むこととしております。

まず、発災直後の命を守る対策の中でも最優先で取り組まなければならない課題は住宅の耐震化であります。これまで、市町村との連携のもと、耐震診断の奨励などの対策に取り組んでまいりましたが、耐震設計や改修工事は所有者の経済的な負担が重いことから耐震化がなかなか進まないという現状があります。このため、費用負担を抑えながら段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度を本年度新たに創設して、取り組みを加速させているところです。さらに、熊本地震発生以降、住宅の耐震化に対する県民の皆様の関心が高まっていることから、支援制度の積極的な周知に努めております。

次に、揺れがおさまった後の安全な避難については、現在、津波から一人一人が確実に避難できるよう、沿岸部の19市町村508地域において避難経路の現地点検を進めているところであります。

また、助かった命をつなぐ対策では、避難所の確保とその運営体制の充実を図るほか、道路啓開訓練の実施など、陸・海・空で連携した支援物資の配送ルートの確保に向けた取り組みを進めております。

さらに、負傷者の搬送手段が著しく限られる状況の中において、より負傷者に近い場所で医療を行う前方展開型の医療救護体制を確立するため、本年度は、10市町村9地域で医療救護の行動計画の策定に取り組むとともに、県内の医師や県外から参集したDMATなどを地域の医療救護施設に搬送する仕組みについても検討してまいります。

加えて、限られた施設や用地を効果的に活用するため、市町村の応急期機能配置計画を本年度中に全市町村で策定することとしており、南海トラフ地震対策推進地域本部において市町村との協議を進めているところです。

このほか、最も人口が集中している高知市の長期浸水対策にも取り組んでおり、先月開催した高知市との南海トラフ地震対策連携会議において今後の進め方を確認したところであります。

こうした中、本年4月に発生した熊本地震においては、極めて大きな揺れが複数回続くなど東日本大震災では見られなかった事象が見受けられました。本県の南海トラフ地震対策についてさらに万全を期すため、今後、今般の地震で新たに浮き彫りになった状況を反映して施策の見直しを図っていく必要があります。このため、全庁を挙げて検討すべき課題の洗い出しを鋭意行っているところでありますが、現時点で洗い出された課題としては大きく3つの点が挙げられます。

1つ目の課題は、繰り返す揺れへの対応であります。先ほども申し上げましたとおり、住宅の耐震化の推進を加速するとともに、助かった命をつなぐ対策として、最初の揺れにより住宅

への被害が少しでも見受けられた場合は、安全性が確認されるまでは決して戻らないということを県民の皆様にしかりと啓発していく必要があると考えております。

また、住宅に戻ることができない多くの方は体育館などの避難所に長時間避難せざるを得なくなるが予想されることから、避難所の安全確保がより一層重要になってまいります。熊本地震においては、避難所となっている体育館の倒壊はなかったものの、天井の一部や照明などが落下した事例がありました。このため、落下物が避難者に被害を及ぼすことのないよう、大規模な避難所となる施設について目視による点検を早急に行うとともに必要な対策を検討いたします。

さらに、県や市町村などの災害対応の拠点となる施設や医療施設などについては、揺れの後の施設の安全性を迅速に判断する必要があります。このため、施設管理者などが判断を行うための簡易な手法と、施設が使用できない場合の対応について検討してまいります。

2つ目の課題は、避難所の確保と運営についてであります。熊本地震では、大きな揺れが続くことによる避難所の倒壊を危惧し、車中で避難生活を送る方々が多く見られたところです。このため、現在進めております避難所運営マニュアルの作成に当たっては、車中で避難生活を送る方々への対応など熊本地震で見えてきた新たな課題を踏まえるとともに、介護が必要な高齢者や障害のある方などもより円滑に受け入れることができるものとなるよう、検討を重ねてまいります。あわせて、マニュアルに基づいた訓練を繰り返していただくことにより、その実効性を高めてまいります。

3つ目の課題は、物資の配送についてであります。熊本地震では、配送ルート寸断などにより支援物資が避難所まで速やかに届かないと

いう状況が生じました。本年度、運送事業者の皆様のご協力も得て物資配送計画を策定することとしておりましたが、その検討に当たっては、熊本地震で生じたさまざまな状況なども踏まえ、万全を期してまいりたいと考えております。

あわせて、重要な配送ルートとなる四国8の字ネットワークの整備促進が大きな課題でありますことから、今後も国に対して効果的な政策提言を行ってまいります。

このほかにも、今後、熊本地震の検証が進む中で新たな課題や知見が明らかになることが想定されますことから、引き続き第3期行動計画の不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。

県人口が集中し社会基盤が集積している県中央部の被害を最小化するためには、浦戸湾の地震・津波対策が急務であることから、その迅速かつ確実な推進について、機会を捉えて国に政策提言を重ねてまいりました。この結果、高知港海岸の直轄海岸整備事業、いわゆる浦戸湾の三重防護が国の平成28年度新規事業として採択されたところです。この事業は、南海トラフ地震の津波対策を推し進める上で、本県にとっての悲願であり、歴史的な事業でもあります。採択を大変うれしく思いますと同時に、国を初め関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

今後、国、県、市の連携をより密にし、スピード感を持って本事業の進捗を図ってまいります。

これまで申し上げてきましたとおり、南海トラフ地震対策については、浦戸湾の三重防護や、熊本地震の教訓を踏まえた安全な避難所の確保、防災拠点の強化など、まだまだやるべきことが多く残されております。

しかしながら、こうした課題への対策を着実に進めていくための財源として、これまで大いに活用させていただいた全国防災事業が昨年度で終了するとともに、緊急防災・減災事業債も

本年度限りとなっております。

南海トラフ地震の発生は刻一刻と迫っており、防災・減災のための取り組みを停滞させることなく、さらに加速していくことが重要であります。このため、全国防災事業にかかわる新たな制度の創設や緊急防災・減災事業債と同等の支援措置の継続について、全国知事会や9県知事会議と連携して国に強く要望してまいります。

昨年12月、国連総会において、毎年11月5日を世界津波の日とすることが決定されました。このことにより、津波の脅威に関する国際的な理解と関心が高まり、各国において津波対策が進むことが期待されております。

この世界津波の日の啓発活動の一環となる高校生サミットを、本年11月25日から2日間、黒潮町において、本県及び黒潮町の主催で開催する運びとなりました。これは、黒潮町の皆様が進めた先進的な防災の取り組みを進めてこられたことの結果でもあり、非常に誇らしいことだと考えております。

サミット当日は、国内及び国外24カ国の高校生約300人、その他、各国の大使や関係者などを含む約500人の参加のもと、次世代の防災リーダーの育成を目的に、フィールドワークや意見交換などを行う予定であります。

サミットの開催により、防災先進県としての本県の取り組みを広く世界へ発信できるだけでなく、県民の皆様への啓発効果も期待できるものと考えております。さらには、参加される方々に本県の自然や文化などを知っていただくための好機とすることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、経済の活性化について御説明申し上げます。

これまでの取り組みを土台として、今後4年間の計画期間とする第3期産業振興計画を本年3月に策定いたしました。第3期計画において

は、地産と外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための施策を抜本強化したところであり、この4月から各分野の取り組みがそれぞれスタートしております。

まず、農業分野では、地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて、農業生産の持続的な拡大を図るため、先進の環境制御技術を取り入れた次世代型こうち新施設園芸システムの普及を進めているところです。このたび、四万十町に全国トップクラスの規模と生産能力を兼ね備えた次世代施設園芸団地が完成し、来月から本格的にトマト栽培が開始される運びとなりました。これをトップモデルとして、県内各地で次世代型ハウスの整備や既存型ハウスへの環境制御機器の導入を支援する取り組みをさらに加速してまいります。また、中山間農業複合経営拠点については、昨年度から嶺北地域や三原村での整備を進めており、本年度からは新たに日高村などの4地域でも取り組みを開始しております。この複合経営拠点をさらに県内各地に広げるため、今月から順次、県内5カ所でセミナーを開催してまいります。

林業分野では、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用する取り組みを進めており、本年4月には仁淀川町において、CLTパネルの原材料となるラミナの製材工場が完成し、操業を開始いたしました。CLTについては、本年3月と翌4月に建築基準法に基づく告示が施行されました。これにより一般的な設計方法で建築することが可能となるため、今後、全国的な普及に向けて一つの弾みがつくことが期待されます。また、本県が共同代表を務めますCLTで地方創生を実現する首長連合に参加する首長は、設立当初の14名から40名へとふえてまいりました。首長連合の皆様とも連携し、引き続きCLTに関する提言や全国レベルでの普及を進

め、木材需要の拡大を図ってまいります。

水産業分野では、漁業生産量の維持・拡大を図るため、養殖漁業の振興に取り組んでおります。中でもクロマグロについては、人工種苗の実用化に向けた技術開発を進めてきた結果、昨年度は卵からふ化させた約1,000尾の稚魚を海上のいけすに沖出しすることに成功したところであり、さらに本年度は沖出し1万尾を目標としております。他方で、今後大量生産を実現していく上では、稚魚の餌となるふ化仔魚の生産技術や中間育成技術の開発が課題として残っております。こうした課題を早期に解決するため、国立研究開発法人水産研究・教育機構が大月町に保有している研究施設を譲り受け、本年10月に県水産試験場の分場として開設することといたしました。今後、この施設を活用して技術開発の加速化を図り、人工種苗の早期の実用化につなげてまいります。

ものづくりの振興に関しては、ものづくり地産地消・外商センターを中心に、県内事業者の皆様のものづくりを一貫してサポートしてまいりました。その結果、センターの外商支援による成約額は、平成24年度は2億5,000万円であったものが昨年度は40億8,000万円となるなど、着実に成果が広がってきております。こうした流れを確固たるものとするため、本年度からセンターにおいて新たに2つの取り組みを進めております。

1つ目は、県内企業の経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定と、その磨き上げから実行までを支援する取り組みであります。民間シンクタンクや金融機関にも参画いただき、各企業の支援方針などを検討する事業戦略支援会議を毎月開催することといたしました。先月開催した第1回会議では、まずは事業戦略の策定にいち早く意欲を示した18社を支援対象にすることを決定したところです。さらに、今月下旬

に開催予定の第2回会議に向けても多くの企業から関心が寄せられております。今後、企業ごとに事業戦略支援チームを立ち上げ、それぞれの企業の経営ビジョンの実現に向けて個別に支援を行ってまいります。

2つ目は、首都圏における外商機能の強化であります。本年4月にセンターの東京営業本部を開設するとともに、外商コーディネーターを2名から4名に増員して、新たな商談先の開拓などを進めております。さらに、バイヤーを招いて展示商談会を開催するなど、新たな外商支援の取り組みも開始したところであり、今後も、県内企業の首都圏での外商活動の拠点となるよう取り組んでまいります。

食料品などの外商については、昨年度から地産外商公社の活動範囲を関西、中部、中国、四国、九州にまで広げるなど、体制を充実させながら、県内事業者の皆様の活動を全力でサポートしてまいりました。その結果、昨年度に公社が仲介、あっせんした成約件数は6,555件と前年度の1.5倍となり、成約金額も1.3倍の20億7,900万円と飛躍的に伸びてきたところであり、本年度は、公社の外商担当職員をさらに首都圏で1名、関西・中部地区で1名増員して総勢17名体制とするとともに、これまで培ってきた大手卸売業者とのネットワークなども活用しながら、大規模な量販店グループや高質系のスーパーを中心に、新たな販路を開拓していくこととしております。先月31日には、新規参加の27社を含む県内外61社のバイヤーと県内事業者113社が商談などを行う産地視察型商談会を高知市で開催し、延べ400件以上の商談が行われたところであり、

このほか、本年度は、これまで特に取り組みが弱かった九州エリアにおける外商活動も積極的に展開することとしており、先月までに九州で3件の高知フェアを開催したところです。こ

うした取り組みを通じて、成果のさらなる上積みを目指してまいります。

国外での外商活動については、これまでに成果のあった欧米やシンガポールなどに加えて、タイやインドネシアなどの新たな市場へ取り組みを拡大することとしております。先月には、タイで最大級の食品展示会に県内企業5社が出席し、中でもユズ果汁やウナギ加工品については強い引き合いがあるなど手応えを感じているところであります。今後、土佐酒や水産物など品目の拡大を図り、さらなる輸出振興に向けて取り組んでまいります。

観光振興に関しては、昨年の県外観光客入り込み数が過去2番目の408万6,000人となり、3年連続で400万人を超えるとともに、外国人観光客の延べ宿泊者数も、速報値で対前年比1.8倍となる約7万人泊と過去最多を更新する見込みであります。また、本年度は外国クルーズ客船の寄港が大幅に増加する予定であり、先月までの2カ月で既に5隻が寄港して、約8,000人の乗船客の方々をお迎えしたところであります。

さらに、第3期産業振興計画の目標に掲げた435万人観光の早期実現に向けて、本年4月から「2016奥四万十博」を、来年3月からは歴史を中心とした博覧会「志国高知 幕末維新博」を開催するなど、切れ目のない展開を図ってまいります。

去る4月10日に開幕した「2016奥四万十博」につきましても、オープニングイベントに約2万5,000人の方々にお越しいただき、ゴールデンウィーク期間中には、8カ所のサテライト会場において前年比約13%増の入場者数を記録するなど、順調なスタートを切ったところです。

今後、閉幕日の12月25日までの6カ月間、季節に合わせた地域地域の自然、歴史、食文化に触れるイベントや体験メニューなど、さまざまなプログラムを地域の関係者の皆様と一体と

なって切れ目なく実施し、多くの皆様に地域の魅力を体感していただきたいと考えております。あわせて、この博覧会を通じて広域観光のノウハウを蓄積することにより、高幡地域における持続的な観光振興につなげてまいります。

大政奉還150年に当たる平成29年、明治維新150年に当たる平成30年という全国的にも意義深い年となる2カ年間を、坂本龍馬を初めとする偉人を数多く輩出した本県にとっての大きなチャンスと捉え、来年3月4日から「志国高知 幕末維新博」を開催することといたしました。高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館をメイン会場とし、また県内に20の地域会場を設けて展開することとしており、博覧会の期間中だけでなく博覧会後の持続的な観光振興にもつなげていけるよう、現在開幕に向けた準備を急ピッチで進めております。

先月25日には、全ての市町村や各界を代表する多数の方々の御賛同を賜り、志国高知幕末維新博推進協議会が発足したところであり、官民が一体となって博覧会の成功に向けて取り組んでいくことを申し合わせました。今後、推進協議会において、県内外の専門家の方々などからも幅広く御意見をいただきながら、来月下旬を目途に、具体的なイベントや旅行会社へのプロモーション事業を盛り込んだ実施計画を取りまとめまいります。

あわせて、地域会場を設置する市町村におきましても、施設の展示内容や周辺の歴史資源などの磨き上げ、いわゆるリアル化を進めるとともに、その歴史資源と地域の食や自然などが一体となった周遊コース、いわゆる観光クラスターを形成するための計画策定が進められております。県としましては、新たな補助制度も設け、市町村の行うリアル化及びクラスター形成の取り組みを、スピード感を持ってしっかりと支援してまいります。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための取り組みについて御説明申し上げます。

第3期産業振興計画では、担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成、起業・新事業展開の促進の3つを拡大再生産推進のための強化策として位置づけ、関連するさまざまな施策を連携させて取り組むこととしております。

1つ目の担い手の育成と確保については、移住施策とも連携して取り組みを進めることとしております。

第1次産業の担い手確保対策としては、都市部からの産地体験ツアーを今月から順次実施してまいりますほか、農業分野では、25市町村で行われている産地提案型の取り組みをさらに県内各地へ広げていくため、人材を募集する地域及び品目の掘り起こしなどを進めているところです。林業分野では、本年3月に林業学校を卒業した第1期生14人全員が県内で就職し、さらに本年度は県外出身の6人を含む20人が入校するなど、着実に新たな山の担い手の育成に取り組んでおります。水産業分野では、研修制度の充実などを図ってきた結果、数年前まで年間2人程度であった新規の長期研修生が昨年度は12人、本年度は既に8人とふえてきており、さらにアドバイザーによる支援なども強化いたします。

産業人材を育成する土佐まるごとビジネスアカデミーにおいては、本年度からテレビ会議システムを活用して、県内各地で受講ができるサテライトプラットフォーム、通称サテプラを開設いたしました。また、アプリケーション開発やデザイン分野の即戦力となるコンテンツ産業を担う人材を育成するセミナーも今月からスタートいたします。

事業承継・人材確保センターにおいては、昨年4月の開設から先月末までに、中核人材の確保について183件の相談をいただき、13件のマッ

チングが成立しました。現在も7件のマッチングを進めているところでありますが、まだまだ多くの県内事業者の皆様が事業承継や拡大再生産のための人材を必要としていることから、東京に配置したコーディネーターを中心に都市部の企業訪問を強化するなど、さらなる人材の掘り起こしに取り組んでいるところであります。

こうした担い手確保対策のベースとなる移住促進の取り組みについては、昨年度の本県への移住者が518組864人となり、第2期産業振興計画の目標とした500組を達成することができました。

第3期産業振興計画では、平成31年度に人口の社会増減の均衡を図ることを目指して、年間移住者数1,000組という目標を掲げており、この移住者倍増との高い目標に向けて次のように施策を強化しております。

まず、高知ファンだけでなく、全国の潜在的な移住関心層へも本県の情報をお届けができるよう、情報発信を大幅に拡大してまいります。本年度は、首都圏などのメディアを招致して、移住先としての本県の魅力や担い手を求める現場などを取材していただくことを通じて全国的なPRを行うこととしており、現在メディア各社との協議などを進めているところです。

次に、都市部の志ある方々に積極的に働きかけ、本県への人材の呼び込みを図ってまいります。本年度、具体的な人材ニーズを持つ県内の産地や事業体などをめぐる体験ツアーを16回実施することとしており、今月その第1回目を実施いたします。

さらに、移住希望者の受け皿を広げるため、移住者向け住宅の確保を促進するとともに、お試し滞在施設などの拡充を図ることとしており、市町村とともに空き家や廃校などの活用を含めた有効な対策を検討しているところです。あわせて、今後高知版C C R C構想についても具体

化を進めることとしております。

このように、中山間地域への移住あるいは市街地に一旦住んだ上で中山間地域へと移る2段階移住など、幅広い相談者のニーズに応じて移住プランを提案できる体制を強化することによって、さらなる移住者数の増加につなげてまいります。

2つ目の地域産業クラスターの形成については、プロジェクトを立ち上げるための情報収集からクラスタープランの策定、実践までを支援する地域産業クラスター専門コーディネーターを先月、庁内に配置いたしました。また、県の関係部局や産業振興センターなどで構成する地域産業クラスター化推進チームを同じく先月設置し、具体のプロジェクト1件ごとに課題とニーズを集約して事業化につなげていく体制が整ったところです。この体制のもと、まずはこれまでの産業成長戦略や地域アクションプランの取り組みを土台とする16のクラスタープロジェクトに取り組んでおります。

このうち、四万十町の農業プロジェクトについては、先ほど申し上げました次世代施設園芸団地を核として、来月から本格稼働することとなっております。周辺には育苗施設やバイオマスエネルギー供給施設などの関連施設も集積し、地域に大きな雇用を生み出しており、今後はさらに加工施設や直販所などの集積も目指すこととしております。

その他のプロジェクトも、例えば日高村のトマトプロジェクトについては、地域の農業団体や市町村の方々によるクラスター育成チームが設置され、クラスタープランの策定作業が始まっております。

今後、市町村や関係団体の方々などと連携して、それぞれのプロジェクトの充実を図り、着実に推進していくとともに、新たなプロジェクトの構築にも取り組んでまいります。

3つ目の起業や新事業展開の促進については、総合的な相談窓口の設置などの支援体制を構築するとともに持続的に新たな挑戦が行われるよう、人材の育成や事業化プランづくりへの支援などに取り組んでおります。

まず、県内外からのさまざまな相談に対応する総合相談窓口として、本年4月、県に起業推進室を設置いたしました。また、産学官民連携センターでは、学びの場を通じたビジネスプランの磨き上げや専門家によるサポートなどを行っているほか、土佐まるごとビジネスアカデミーの起業に関する講座が今月6日から新たにスタートしたところです。さらに、ものづくり地産地消・外商センターや金融機関、商工会議所、商工会などが連携し、起業などのアイデア段階から事業化後までを一貫してサポートする準備も整ったところであります。

今後、このような取り組みについて、さまざまな機会を捉えて周知するとともに、新しいことに挑戦したい、外商の成果が上がってきたので拡大再生産を目指したいなどといった意欲のある方々に対して、起業や新事業展開の働きかけを行い、個々の案件の事業化に向けて具体的なサポートを行ってまいります。

次に、県民の誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指した日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

本年2月に策定した第3期日本一の健康長寿県構想においては、本県が抱える根本的な課題に対して、より重点的かつ骨太に対策を進めるため、大きく5つの柱を設定し、それぞれの取り組みをスタートしております。

1つ目の柱は、壮年期の死亡率の改善であります。県民の皆様の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指して、本年9月から高知家健康パスポート事業を実施することとしており、

現在、事業開始に向けて、特定健診の受診や健康関連イベントへの参加などを通じて付与される特典について市町村や協賛企業と協議、調整を行うなど準備を進めているところです。

2つ目の柱は、地域地域で安心して住み続けられる県づくりであります。高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターについては、本年度中に29市町村44カ所、サテライトも含めると250カ所以上で展開される見込みであります。第3期構想においては、従来の集いや訪問などの機能に加え、リハビリテーション専門職の派遣による介護予防サービスの提供や認知症カフェの設置の推進などにより、住民の皆様の在宅生活を支えるための機能を強化することとしております。中でも認知症カフェは、あったかふれあいセンター以外での開催も含め、先月末時点で12市町25カ所で開設され、順調に取り組みが広がってきているところであります。

3つ目の柱は、厳しい環境にある子供たちへの支援であります。本年3月に策定した高知家の子どもの貧困対策推進計画に基づき、保健、医療、福祉、教育の各機関が密に連携し、出生前から就職に至るライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援に取り組んでおります。

中でも、本年度からは、児童虐待を未然に防止し、子供たちの命の安全・安心を確保するため、市町村における母子保健と児童福祉の連携を強化することとしております。まず、母子保健については、本年4月から県の保健師を南国市、香南市及び土佐市に派遣して、妊娠期から乳幼児期の母子への切れ目のない総合的な支援体制の構築に取り組んでいるところであります。また、児童福祉については、本年4月に南国市、5月に香南市において、児童福祉部門に児童虐待防止対策コーディネーターが配置され、関係機関との連携・調整や、民生・児童委員による地域における見守り体制の構築などが進みつつ

あります。まずは、これらの市における取り組みをしっかりと支援してまいりますとともに、今後、県内全域で保健と福祉の連携体制が構築されるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、児童相談所においては、本年度から職員を4名増員するなど相談支援体制を大幅に強化しております。このことにより、急増している虐待通告などに迅速かつ的確な対応を図るとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営に際しても、子供一人一人の状況に応じた助言を行うなど、積極的に支援をしているところであります。

4つ目の柱は、少子化対策の抜本強化であります。昨年の本県の合計特殊出生率は1.50となり、平成8年以来、19年ぶりに1.5台を回復いたしました。しかしながら、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた平成31年の合計特殊出生率1.61という目標に向けては、まだ道半ばであります。より多くの県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がより早くかなえられるよう、引き続き支援策の充実強化を図ってまいります。少子化対策は、県民運動として取り組むことによって、より大きな効果につながると期待されますことから、本年3月に高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、企業などとの協働による取り組みを進めているところです。先月末までに138の企業や団体に登録していただき、県から応援団の皆様へ、具体的な取り組みの提案や結婚・子育て支援に関する施策の情報提供などを行っております。

結婚支援の取り組みに関しては、本年4月1日からこうち出会いサポートセンターのマッチングシステムが本格稼働いたしました。現在、400人を超える方々に会員登録をしていただき、先月末までに66件のお引き合わせが成立するなどの成果があらわれてきております。

さらに、地域の支え合いによる子育て支援の

仕組みであるファミリー・サポート・センターについては、国の基準を満たさない小規模のものを高知版ファミリー・サポート・センターとして県が独自に支援する取り組みを本年度から開始したところであり、現在香南市において、その第1号となるセンターの開設に向けた準備が進められております。今後、県内各地にセンターの設置が広がるよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

5つ目の柱は、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化であります。介護などのサービス需要に対応する人材を安定的に確保していくため、高校生を対象とした介護職の資格取得研修や、中山間地域におけるホームヘルパー養成講座などの研修機会を拡充することとしております。中でも高校生対象の研修については、本年度は13校が参加を予定しており、先月までに5校56人が受講したところでもあります。また、離職した介護福祉士などの復職を支援する取り組みも開始しており、先月には1,300人以上を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズの掘り起こしなどを行っております。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

昨年度を通じて、私も参加する総合教育会議の場で、本県の教育上の諸問題について議論を積み重ね、これを踏まえて本年3月に教育等の振興に関する施策の大綱を策定いたしました。

教育分野では、この大綱及び大綱の内容に沿った第2期高知県教育振興基本計画に基づき、根本的な課題解決につながると考えられる次の3つの点を中心として対策に取り組んでいるところであります。

まず1つ目は、チーム学校の構築であります。個々の教員の力量だけでは十分な対応ができない問題が増加していることから、教員同士がチー

ムを組むとともに、外部の専門家や地域の方々の方力もおかりして、組織として授業力の向上や生徒指導の改善に取り組む学校づくりを進めております。現在、県内9つの中学校において、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当するいわゆるタテ持ちの仕組みを導入して、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭が日常的に若手教員を指導する取り組みを行っております。また、教育先進県で実績を積み退職した元校長を組織力向上エキスパートとして招聘し、9校の教職員に対して助言や研修を行う取り組みも開始しております。今後、こうした取り組みの成果を検証し、その効果を県内全域の学校に広めてまいります。

さらに、中山間地域などの13の高等学校においては、多様な生徒の学力状況や進路希望に応じた学習支援を強化するため、インターネット学習教材を活用した学力向上の取り組みが始まっております。

2つ目は、厳しい環境にある子供たちへの支援であります。貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を講じております。中でも、小中学校においては、家庭における学習環境が十分でない子供の学びをサポートするため、放課後などにおける学習支援の充実を図っており、教員OBや大学生などを学習支援員として配置している学校の数は、昨年度の89校から本年度は先月末時点で124校にふえております。これらの学校では、教員と支援員が連携しながら、子供たち一人一人の学習のつまずきに丁寧に対応するなど、きめ細かな支援が行われているところです。

また、いじめや不登校などのさまざまな悩みや不安を抱える子供たちをサポートするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を県内各地で拡充しております。特

に心の教育センターにおいては、子供や保護者からの相談にワンストップかつトータルで対応するため、専門性の高いスーパーバイザーなどを新たに5名配置するとともに、県内全ての児童生徒に対して電話相談カードを配布するなどして、相談窓口の周知を図ったところです。こうした結果、本年4月から先月までの来所相談件数は84件と前年より31件増加しており、取り組みの成果が出始めております。

3つ目は、地域との連携・協働であります。地域ぐるみで子供たちを見守り、育てる仕組みである学校支援地域本部の取り組みは、昨年度の43本部92校から、本年度は68本部134校へと広がってきております。これらの学校では、住民の皆様などの御協力のもと、授業の補助、部活動への支援、本の読み聞かせ、登下校時の安全指導などが行われているところです。今後も、より多くの学校に地域との連携・協働の仕組みが広がり、さらに活動内容が充実されるよう取り組んでまいります。

次に、四国電力伊方発電所の再稼働の動きに関して御説明申し上げます。

伊方発電所3号炉につきましては、工事計画や保安規定の認可などの一連の審査が終了し、現在、原子力規制委員会による使用前検査が行われているところです。こうした中、昨年8月に開催した四国電力との勉強会以降、再稼働に向けた手続において新たに完了した安全対策はないか、また今般の熊本地震を踏まえ、中央構造線断層帯において同様の地震が発生した場合でも伊方発電所の安全性に支障はないかといった点などについて確認するため、通算17回目となる四国電力との勉強会を先月12日に開催いたしました。

この中で、熊本地震のような揺れに対する安全性については、まずは今般と同様の地震が発生した場合でも安全上重要な機能を喪失するこ

とはないこと、さらには中央構造線断層帯が一度に動く場合の揺れをも想定して耐震対策を行っており十分な耐震性を有していること、またこうした揺れが繰り返し起こった場合でも耐えられる設計となっていることなどを確認いたしました。あわせて、非常用外部電源の受電設備が本年3月に完成したことなど、安全対策の具体的な状況についても確認したところであります。

そもそも原子力発電所の安全対策には終わりがなく、常に最新の知見をもって対策を講じていく必要があることから、今後も引き続き四国電力に対し、勉強会などを通じて安全対策の徹底を求めてまいります。

県としましても、昨年度策定した新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーのさらなる導入を促進するなど、原子力への依存度の低減に向けた取り組みを進めてまいります。

また、危機管理上の観点から、万が一事故が発生した場合に備えて、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町とともに、屋内退避のあり方や避難所となる施設の選定などについて具体的な協議を進めてきたところであり、今月中には両市町の避難計画が策定される見込みとなっております。さらに、今後、県の広域避難計画を策定するとともに両市町と連携して計画に基づく避難訓練を実施するなど、原子力防災対策を充実させてまいります。

あわせて、避難の判断をするに当たって必要となる放射線量を測定するための装置であるモニタリングポストとその測定データを共有するためのシステムについても、本年度中に整備いたします。

次に、四国の新幹線整備に向けた取り組みについて御説明申し上げます。

先月19日、県内の官民が一体となって鉄道の抜本的高速化を目指した取り組みを進める組織

として、高知県鉄道高速化促進期成同盟会が発足いたしました。あわせて、四国4県が連携し、新幹線整備についてのシンポジウムを高知市で開催したところ、県内外から多くの方々に御参加いただきました。

全国的に見ますと、新幹線は、建設中のものを含めて31都道府県に行き渡っており、もはや基礎的な交通インフラとなっております。四国だけが新幹線のいわば空白地帯となっておりますが、四国の人口規模や経済規模は、近年、新幹線が整備されている他の地域と比べても遜色がない水準にあります。

新幹線の整備が実現すれば、四国の県庁所在地間が1時間以内で結ばれ、また本県からの3時間到達圏域が名古屋から福岡まで飛躍的に拡大しますことから、交流人口の増加などに伴う大きな経済効果が期待されます。このため、これまで以上に四国の各県とも連携して、県内外における機運の醸成を図り、その熱意を国や関係機関に届けていくなど、新幹線整備の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず予算案は、平成28年度高知県一般会計補正予算などの2件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、12億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など9件であります。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など5件であります。

報告議案は、平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など3件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い

申し上げます。



○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から12日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月13日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時散会

平成28年 6月13日（月曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

23番 池脇 純一 君
 28番 高橋 徹 君

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 人事務局長 島田 京子 君
 公安委員長 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成28年 6月13日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並

びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 9 号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 10 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
 - 第 11 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 12 号 県有財産（（仮称）南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案
 - 第 13 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1－2 工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 15 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 16 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
 - 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告
 - 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 第 2 一般質問
(3 人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員池脇純一君、同高橋徹君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、第3号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律等の改正を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末220ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第16号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

19番浜田英宏君。

（19番浜田英宏君登壇）

○19番（浜田英宏君） おはようございます。安

芸郡選出の浜田英宏でございます。私は自民党を代表して、当面する県政課題について知事並びに関係部局長に質問させていただきます。何とぞ適切な御答弁を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災より丸5年、その悲惨な記憶がさめやらない去る4月14日の21時26分、今度は九州熊本地方を中心とするマグニチュード6.5、震度7の地震、いわゆる前震が発生いたしました。その28時間後の16日1時25分には、エネルギー換算で前震の約16倍のマグニチュード7.3、震度7の本震がほぼ同じ震源域で再び発生をいたしました。それ以降、この2カ月間絶え間なく続く余震は、けさ7時現在で1,728回、被災者の心身を極限まで憔悴させるような、これまでに経験したことがないタイプの大きな地震となりました。その被害はまことに甚大であり、お亡くなりになられた方々の御冥福と被災地域の日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

また、危機管理文化厚生委員会の加藤漠委員長、野町雅樹副委員長を初め上田貢太郎議員、田中徹議員、下村勝幸議員らも被災地に赴き、被災状況を踏査するとともに災害ボランティアとして活動されました。また、高知県より派遣されました災害対策支援チームの皆様の御労苦もあわせてねぎらいたいと存じます。皆様まことに御苦労さまでございました。

さて、我が国は世界有数の地震大国ですが、このたびの熊本地震は南海トラフ地震の前兆ではないか、そして中央構造線断層帯直下型地震への連鎖の可能性を秘めているのではないか、さらには、日本列島全体が長期的な視点で地震の活動期に入ったのではないかなど、県民の不安も高まる一方であります。

そこで、第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直し等についてお伺いをいたします。まず、

前震、本震と最大震度7が2回も発生した熊本地震から、発災期と応急期の対策が並列する時期がある可能性について示されました。

こうした熊本地震の教訓から何を学び、それを南海トラフ地震対策としてどのように第3期行動計画に反映させ、バージョンアップを図るのか、まずは知事にお伺いをしたいと思います。

次に、我々は南海トラフ地震の大きな揺れや、黒潮町に代表される34メートルの津波想定ばかりに神経をとがらせてまいりましたが、このたびの内陸直下型である熊本地震の発生分布から、近い将来、中央構造線断層帯直下型地震へと連鎖をする可能性について、新たな知見の必要性に迫られています。県当局はどのような情報を収集し、分析をされておられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

特に被害が大きかった益城町の最大加速度は1,580ガルを記録していることから、四国電力伊方発電所の安全性については、沖合の活断層に対する最大加速度のシミュレーション値がまだまだ低いのではないかとこの学識者の指摘もございました。四国電力からはどのような報告を受け、それをどのように分析しておられるのか、知事にお伺いをいたします。

また、南海トラフ地震の前兆の可能性はあるのか、さらには日本列島全体が地震の活動期に突入したのではないかなど多くの県民の不安にどう応えるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

また、被災者の生の声として、災害対策関連マニュアルは全くと言ってよいほど役に立たなかったとの報告を聞き愕然といたしました。発災期や応急期に生かせるマニュアルづくりとは何なのか、これを改めて考えさせられました。本県はこの声にどう対応していくのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

さて、熊本地震では、住宅の倒壊により多く

の命が失われ、住宅の耐震化の重要性を再認識させられました。本県は第3期行動計画で、住宅の耐震化率を現在の77%から82%に向上させることを目指していますが、改めて住宅の耐震対策の加速化に向けた取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

今回の地震により、益城町では震度7の揺れに立て続けに襲われました。現在の耐震基準は震度7の揺れに対して立て続けに襲われることを想定しておらず、新耐震基準で建築された住宅も一部で倒壊するなど大きな被害が出ています。熊本地震を教訓として、本県の住宅耐震対策にどのように生かしていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、盛り土造成地に建てられた家屋の倒壊が顕著であったことから、盛り土造成地の公表を行い、自分の土地に対する認識を見直し、液状化対策や耐震強化を喚起することが大切であると高知大学現地調査団が報告をしています。しかし、地盤改良など個人の資産に税金を投入することは困難だと思いますが、本県はどのような対策を進めるのか、お伺いをいたします。

一方で、一たび南海トラフ地震が発生すれば、津波などにより一定の住宅が失われることは避けられません。熊本では地震発生から2カ月してようやく応急仮設住宅への入居が始まりました。避難所での生活は1カ月が限界でありまして、応急仮設住宅はできるだけ早く供給する必要があります。そのためには、今から建設候補地を確保しておく必要があると考えますが、本県における応急仮設住宅の建設候補地の確保の状況について土木部長にお伺いをいたします。

また、応急仮設住宅はプレハブ形式が一般的ですが、林産県である本県では、木造の応急仮設住宅も検討しておくべきであると思います。本県の民間コンソーシアムが開発したシングルウッドパネル、いわゆるSWPを活用す

れば、短い施工期間で応急仮設住宅を供給することが可能であり、林業振興にも寄与できると考えます。そこで、量産できる生産体制が整うことを前提に、SWPの応急仮設住宅への活用に向けた取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

また、罹災証明書の発行のおくれなどから、みなし仮設住宅に入れず、解体の補助金が申請できない等の問題が発生いたしました。罹災証明書の速やかな発行に向けたマンパワーの確保体制など、事前にどのような対策が考えられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

また、黒潮町は車での避難を検討していますが、熊本地震においても余震が長く続き、家の中では落ちついて寝られないので、車中泊避難が多く発生し、エコノミークラス症候群への対応も迫られました。本県においても、浸水エリア以外では車中泊避難への対応を考えておかななくてはならないと思うが、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、熊本地震では、余震が長く続くことにより、長期の避難所生活や前述の車中泊避難を迫られ、こうした不自由な生活から来る精神的なストレスへの対応も必要となりました。本県においても対応を考えておく必要があると思うが、地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

また、国連が11月5日を世界津波の日に定めたことを受けて、来る11月25日から26日にかけて黒潮町において、世界各国の高校生などが集い、「世界津波の日」高校生サミットが開かれますが、その目的と意義について知事に御所見をお伺いいたします。

また、阿蘇山は世界的に有名な観光地ゆえ、地震発生時における外国人観光客の対応に特に御苦労されたと伺いましたが、本県はどのような対応が考えられるのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策として高知新港から浦戸湾にかけて三重防護体制が国の高知港海岸直轄海岸整備事業としてスタートすることになりましたが、事業計画概要について、その具体策と計画進捗の工程をお示しいただき、結果的に人口密集地の県都周辺がどのように強化をされていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、我々はかねてから無数の震災瓦れきが浮遊する長期浸水エリアにおける救命救護活動において、船舶の喫水線以下に推進装置がないエアボートの必要性を訴え、このたび全国の自治体のトップを切って高知県警察本部が導入することになりました。警察本部長の御英断を高く評価するものであります。

そこで、このたび導入するエアボートの仕様や配備先や運搬方法、導入予定時期や訓練計画について警察本部長にお伺いをいたします。

また、将来的には県内東西の警察署や消防本部にも配備の必要性を感じていますが、今後の配備について危機管理部長と警察本部長にお伺いの所見をお伺いいたします。

また、カメラを搭載したドローンによる被災現場の状況調査や孤立地域への医薬品や食料などの搬送に加え、重量物の搬送にはモーターパラグライダーを活用することも有効であると思うが、これらの活用を考えてはどうか、本県の現状と対策について危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

また、警察犬の強化は本県の懸案でありましたし、災害救助犬の検討も他県では進んでいますが、この点につきましても、本県の現状と対策について警察本部長の御所見をお伺いいたします。

次に、マスコミ報道のあり方については、さきの常総市の鬼怒川洪水の折、自衛隊の救助ヘリコプターに手を振って助けを求める要救助者

のスクープ映像を撮影するために報道ヘリコプターがそこに割って入り、近距離から撮影を続けた結果、自衛隊のヘリコプターがしばらく現場に近づけず救出がおくれた事例や、熊本地震の避難所でも避難者の気持ちを逆なですのような行き過ぎた撮影や脚色された報道も見受けられました。

そこで、発災後の航空管制や報道のあり方についても事前の災害時報道協定が必要と思うが、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、大規模災害発災後の給油可能ガソリンスタンドには、我先にと押しかける被災者に対して警察官を配置し、混乱を解消すべきだと思います。そして、避難した後の空き巣や事務所荒らし等による略奪対策については、政府も厳罰化の方向で検討をしていますが、それだけでは歯どめにならないと思います。しかも警察官も被災者になる可能性がある中、どのような対応が考えられるのか、警察本部長に御所見をお伺いいたします。

また、中央防災会議は、南海トラフ地震発生時、最大3,440万人が断水に遭い、3日間で食料3,200万食が不足すると推計していますが、本県の推計値はどうか、またそれに対する備蓄は十分なのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

実態として、発災後4日目からが地獄の始まりであると表現されるように、被災者の飢えを満たし、喉の渇きを潤すためには、海水や防火水槽やプールの水を逆浸透膜浄水装置を通してろ過し、避難所などで安心・安全な食料とともに飲料水や生活用水として確保し、タイムリーに提供することは県行政の使命であります。

県内の各地域本部管内には最低1台ずつは必ず整備をしておく必要があると思うが、各地域本部管内の現時点の保有台数と今後の導入予定について危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

次に、緊急事態条項の必要性についてお伺いいたします。

これまで我が国は、災害が発生するたびに個別対応を繰り返し、その場をしのいでまいりましたが、今こそ私たちの想定をはるかに超えた大規模災害や無差別テロに対する万全の法整備の必要性があると思うのであります。

パリの銃撃テロ事件は記憶に新しいし、このたびの熊本地震も中央構造線断層帯直下型地震に連鎖波及をすれば、まさに国家的緊急事態になったかもしれません。この後の憲法改正の質問でも述べますが、国民を守る精神がない憲法を持つ我が日本は、国の総力を挙げて国民の平和と安全を守る体制がとれないでいるのが実態であります。

そこで、大規模災害やテロ攻撃など、想定外の緊急事態の発生に対し、今の憲法で国民の命と暮らしを守り切れるとお考えなのか、知事にお伺いをいたします。これについては、我が党の桑名龍吾議員が2月議会において、緊急事態条項の必要性について質問され、知事からはかなり踏み込んだ御答弁を賜りましたが、その後、熊本地震の発生や同盟国であるアメリカの大統領選挙において共和党候補として、ドナルド・トランプ氏の指名が確定された今、彼の日本やアジアに対する考え方について、特に駐留米軍の費用負担や撤退問題、そして日韓の核兵器配備発言等、日米安全保障関連の公式発言は、日米双方にナーバスな物議を醸しています。しかも、オバマ大統領の、アメリカはもはや世界の警察ではないとの発言と一定の整合性もあります。彼の安保ただ乗り反対論やブラフ、いわゆるはったりとも思える戦法は、それでも米国民のナショナリズムやポピュリズムを喚起させることで功を奏し、11月の本選に向けた選挙情勢は実に混沌としてまいりましたし、日本も対岸の火事として見過ごせない状況であると思いま

す。

知事は、核のボタンを掌握する可能性のあるトランプ氏の持つ日米安全保障に関する認識をどう評価されておられるのか、お伺いをいたします。

さて、伊勢志摩サミットは、幸いにも要人に対するテロ攻撃もなく、現職アメリカ大統領としてオバマ氏が初めて被爆地広島を訪れ、核兵器廃絶の所感を述べるなど、無事に幕を閉じることができました。この際、高知県警機動隊のG7派遣部隊の任務達成に敬意と感謝を申し上げます。まことに御苦労さまでございました。

そこで、今回のG7伊勢志摩サミットの評価と残した課題について知事の御所見をお伺いいたします。

さて先般、北朝鮮労働党委員長に就任した金正恩は、久方ぶりに開かれた党大会で、東方の核大国として輝かせていくと、聞き捨てならない決意表明をいたしました。また、無差別大量テロ攻撃を想定すると、2020オリンピックやパラリンピックは、万全の態勢でテロ攻撃を阻止できるように備えておかななくてはなりません。そのためには、アメリカのCIAや英国のMI6と対等に情報交換ができる対外情報機関が政府の中に必要と考えています。現在は、公安調査庁等もありますが、とても対等とは言えません。

日本版中央情報局の必要性について、今後4,000万人のインバウンドが地方にも押し寄せる時代にあって、地方でもテロの起きる可能性は否定できません。地方からも国に対して進言すべきではないのか、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、東日本大震災のとき、憲法第29条で保障された財産権の壁に阻まれ、瓦れきの処理がおくれ、復興の大きな障害となりました。

また、震災直後にライフラインで深刻な問題

となった1つが、燃料不足でありました。当時の民主党政府は、国民の権利義務を大きく制限することになるという理由で、災害緊急事態の宣言を見送り、被災地向け燃料を確保するため、必要以上の買いだめを禁止するといった強制力のある緊急政令も出ませんでした。そのため、災害対策基本法で認められている緊急時の被災者救済のための物資の統制が全く行われませんでした。例えば電源喪失の中、辛うじて給油可能であったガソリンスタンドでは、燃料の争奪をめぐる小競り合いが県職員と県民との間で勃発しましたが、これには警察も仲裁に入らず、結局、緊急公用車より県民の私有車が我先にと給油した結果、本来届けられるべき避難所に燃料は供給されず、発災後3カ月時点の震災関連死は1,324名、現在まで約3,400名を記録するに至ったのであります。

さらには、釜石市や南三陸町など多くの自治体が行政機能を喪失し、地方自治体が中心となって災害に対処するという災害対策基本法的前提そのものが現実に崩れ去ってしまいました。この時点において、ほとんどの首長が緊急事態条項という言葉すら知らない中で、共同通信の事後のアンケートに対して、緊急事態条項がなくても支障がなかったという答えが多く返って当たり前の話ではないでしょうか。報道側に緊急事態条項に反対する意図的な世論操作の目的があるように思えてなりません。

また、福島原発のメルトダウン事故当日、大阪に出張していた東京電力社長を緊急事態として自衛隊の航空機で埼玉県入間基地まで送ろうとしたとき、当時の菅内閣の北澤防衛大臣は事前に被災者を優先せよとしていたが、既に飛び立っていたため戻らざるを得なくなり、結局新幹線を利用したことで原発事故対応におくれをとったことも緊急事態時のプライオリティーの判断について今後の大きな課題となりました。

南海トラフ地震や首都直下型地震など32万人の犠牲者や700万人の被災者に対して、わずか5万人の自衛隊員が被災地に赴き、残りの5万人の自衛隊員が後方支援に回り最大10万人体制で対応するとしても、発災後に災害対策基本法で対応し切れない場合は、急いで新しい法律をつくるために一体何人の国会議員が召集できるかもわからない中で、国の意思決定がなかなか定まらず生存の目安となる72時間は瞬間に経過し、犠牲者は増すばかりだと思います。ですから、事前の法整備が必要なのであります。

首都直下型地震がまさにそうであり、今の憲法には総理大臣が欠けた場合に誰がそのかわりをするのかという規定すらありません。日本の中枢機能はたちまち麻痺し、いわば脳梗塞状態となり、その応急期の対応で防衛が手薄になった間隙を突いて他国からの侵略が起きる可能性も否定できません。

これらの災害対策やテロ対策を円滑に進めるためには、日本国憲法に緊急事態条項を新設し、あくまでも現地現場主義に徹した上での意思決定において、政府に一時的に権限を集中させ、しかも権力者の恣意的な判断で濫用されない規定を設け、その上で場合によっては国民個人の権利を一部制限してでも、率先して被災者やテロに遭遇した人々の命を最優先で救うのが緊急事態条項であり、世界のほとんどの国の憲法に備わっているのであります。

さて、立憲主義は中世ヨーロッパの封建時代の王制で、やりたい放題の暴君を貴族たちが集まってマグナカルタ等でその権力を縛ったところから始まり、その中で緊急事態条項も時代とともに変わってきているのに、マスコミや護憲派はその条文の内容がずさんきわまりない史上最悪だったワイマール憲法時代の緊急事態条項である第48条に焦点を当てて批判し、安倍政治と無理やり重ね合わせて、安倍晋三はヒトラーの

再来だ、ナチスだ、安倍政治を許さないとレッテル張りを行い、安倍政治は国民の自由と権利を奪いに来るぞ、みんな気をつけろと国民をおどかし、鬼の首をとったように批判していますが、戦後の西ドイツはその反省に立ってワイマール憲法を否定し、権力者の恣意的な判断で濫用できない細分化された立派な緊急事態条項に改正がなされているのであります。ここにも報道側の、緊急事態条項など安倍政治を批判し反対する意図的な世論操作の目的が見てとれます。

また、国連総会が採択し、日本も加わっている国際人権規約、いわゆるB規約も認めているのに、緊急事態条項をナチスといったレッテル張りで反対をする護憲派の論法は、明らかに誤ったこじつけであり、時代錯誤も甚だしいと強く反論をしておきます。

緊急事態条項は、明治憲法では第8条の緊急勅令に相当いたしますが、ワイマール憲法と比較しても、また国民の自由と権利をことごとく奪い去ったフランス革命の後にできたフランス憲法よりもはるかに立憲主義的であると言われていたのであります。

マスコミの論説は各社いろいろの考えがあつて当然ですが、受けとめる側の国民、県民が複数の論説に耳を傾ける努力をしないと、知らず知らずのうちに洗脳され、世論操作の餌食になってしまうことを我々県民は肝に銘ずるべきであります。

以上をしんしゃくいただいた上で、この機に憲法に緊急事態条項を新設する必要性について再度知事の御見解をただしておきたいと思ひます。

次に、立憲主義と憲法改正についてお伺ひいたします。

大東亜戦争敗戦後のアメリカの占領政策のもと、GHQがわずか9日間で日本国憲法草案を仕上げ、日本が永久におとなしく二度とアメリカ

かに刃向かえないよう日本人としての国家観を消滅せしめるために、昭和20年12月8日に大東亜戦争を太平洋戦争と表現を改めさせ、国旗日の丸、国歌君が代を否定させ、間違った戦争を日本はしたのだと、徹底的に愛国心を奪い、自虐史観をすり込み、あげくの果てに日本の無力化政策の総仕上げとしてアメリカが押しつけた憲法が今の日本国憲法であります。その結果、戦後の教育現場では教育勅語や修身が廃止され、教科書の内容が厳しく検閲され、日本の伝統的精神基盤を破壊するために、国旗・国歌は徹底的に無視されてきたのであります。

これらを下支えしてきたのが日本国憲法の前文による規定であり、特に問題と思う文言は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」というくだりでございます。これは、日本人の安全のみならず生存までも、つまり命までも外国人の公正と信義に委ねるということでありますから、まさに驚きと言わざるを得ません。この前文の意味を果たしてどれだけの国民が理解をしているのでありましょうか。

言いかえれば、泥棒さん、我が家はいつも鍵をかけていませんが、あなたを信用していますから、泥棒に入らないでねと、玄関に張り紙をするようなものであります。ならば、金正恩や習近平が日本人の安全や生存を保障してくれるのでしょうか、南海トラフ地震が起きれば日本を助けてくれるのでありましょうか。ましてや、同盟国のオバマ大統領は、国防費を2012年から2021年の10年間で日本の年間防衛費の10倍に相当する約50兆円強も削減し、兵力は10万2,000人も削減するという連邦議会の決定を受けて、もはやアメリカ合衆国は世界の警察ではない、よって日本のより一層の共同防衛の必要性に言及いたしました。このオバマ発言が集団的自衛権の議論の出発点になったのであります。

その途端習近平は、環太平洋地域はアメリカと中国で警察権を二分してもなおあり余る広さがあるとして、一方的に南シナ海の岩礁を埋め立て、3,000メートル級の滑走路を整備し、対空ミサイルまで配備し、軍事基地化を進めているではありませんか。

中国の軍備拡大は、アメリカと異なり、とどまることを知りません。たとえマイナス成長が続いたとしても、軍備拡張予算は決して削減しないと公言しているんであります。これはまさに脅威であります。

本来、干潮時に辛うじて水面に顔を出す岩礁や水面下に常時あるリーフ等は、国際法でも領土と認められないのは当然であります。仮に百歩譲って、そこから12海里を領海と主張するならまだかわいいが、何と南シナ海のほとんどが昔から領海だと主張する中国は、無理も通せば道理となるという徹底した覇権主義であり、あまつさえ4日前には尖閣諸島の接続水域にとうとう軍艦を航行させるなど、東シナ海や沖縄県までも中国の領土であり、これは中国4000年の歴史上の史実だと主張しているではありませんか。こんな身勝手な中華風の国際法は絶対に認めるわけにはまいりません。

国際的には、中華人民共和国の建国記念日は66年前の毛沢東時代の1949年、昭和24年10月1日なのであります。建国66年の中国が4000年の歴史を主張するならば、我が日本国は天皇家一家で神武天皇が即位されて現在の今上天皇で125代目であり、紀元2676年の史実に基づけば、中国に対して主張したいことは幾らだってあります。習近平に対して、憲法9条の出だしの文言である「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」、この文言を、この言葉突きつけてやりたい気分であります。

なお、この9条の出だしの部分は、通常我々は何げなく読み流していますが、実は当時の旧

社会党国会議員団の修正動議が採択されて憲法9条に盛り込まれた大変重たい文言なのであります。

さらには、北朝鮮は日本列島からグアム島のアメリカ基地まで射程に入るミサイルをあちこちに配備し、東方の核大国を標榜していますし、ロシアも北方領土の軍事基地化を進めています。

このように、今や大きな国際状況の変化の中で、とてもじゃないですが、幾ら憲法の前文の定めたこととはいえ、中国や北朝鮮に我々の安全と生存を預けられたものではありません。

安倍総理は、平成19年1月の内閣総理大臣施政方針演説で、戦後レジームからの脱却を宣言いたしました。憲法を頂点とした行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交、安全保障など、基本的な枠組みの多くが21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっていることは、もはや明らかになったからであります。戦後レジームからの脱却をなし遂げるためには憲法改正が不可欠であります。

昭和30年に我が自由民主党が結成をされ60年が経過いたしました。その原点は自主憲法の制定であり、これは今もなお、我が党の党是であります。

そんな中、これまで憲法改正の問題が放置をされてきたのは、まことに残念であります。国民投票法の成立によって今大きな一歩を踏み出しました。我々自民党は、勇気を持って日本国民の平和的生存権を憲法に確立するために、今後も憲法改正に向けて全力で取り組んでまいります。

そこで、日本国憲法の成立について、特に憲法9条がなぜできたのかをもう一度振り返ってみたいと思います。

日本国憲法は、まず憲法の成立過程に大きな問題がありました。それは日本が占領下であったとき、GHQ司令部から憲法草案をつくるよ

うにと指示が出て、当時の松本烝治国務大臣のもと、起草委員会が草案づくりに取り組んでいました。ところが、その憲法原案が、事もあるうに昭和21年2月1日に毎日新聞によってスクープされ、その記事と内容を知ったマッカーサー司令官が激怒して、日本人にはもう任すことはできないと、マッカーサーの分身との異名を持つコートニー・ホイットニー民政局長に対してメモ、俗に言うマッカーサーノートを手渡し、GHQ自身が憲法草案をつくるように命令したのであります。

草案づくりには憲法学者も入っておらず、国際法に通じた専門家も加わっていない中で、法律の知識が希薄なGHQ将校らは、1週間の猶予しかなかったため、結局アメリカ合衆国憲法の前文をパクって日本国憲法の前文をつくったのであります。その前文には、どこの国の憲法にも当たり前にある、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、共同の防衛に備えるという、この3項目がすっぽりと抜け落ちていたのであります。

これら3項目は、アメリカ合衆国憲法の立憲主義の根幹をなす部分であり、権力を縛る以前の重要な部分でありました。ところが、この3項目を日本国憲法の前文に入れることで、日本人の愛国心や武力を再び助長することを危惧したマッカーサーは、自身が書いたノートで事前に禁止をしていたのであります。そのノートにはこう記されておりました。日本は、紛争解決のための手段としての戦争及び安全を保持するための手段としてのそれも放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えてはならないと。その内容は日本人が外国人に命を預けることにあわせて自衛権までも否定されたメモでありました。

このマッカーサーノートの内容には、絶対に手を加えてはならないと記されていたにもかかわらず、自衛権まで剥奪する内容のくだりである、自己の安全を保持するための戦争も放棄するの文言は、余りにも非現実的であるとした起草メンバーの一人であったチャールズ・L・ケーディスが独断でカットしたことを日本テレビのインタビューに本人がそう答えているのであります。

ケーディスの賢明な判断のおかげで、自衛権までは剥奪されませんでした。日本が侵略のための戦争を放棄し、日本人の安全のみならず、生存権まで、つまり命まで外国人に委ねるという前文ができ、このノートが基本となり、こうしてわずか9日間で憲法第9条第1項及び第2項ができたのであります。

こうして、日本国憲法前文には肝心なめの「日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼しつつ、われらの総力を挙げて国家の存立を確保し、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と、本来ならば、こう盛り込まれるべき日本国民の確固たる意志が取り除かれたため、日本国憲法はただ単に国民の自由と権利と福祉を希求するだけの不十分、不完全な憲法で終わっているのであります。要するに、立憲主義の大前提となる国の自由と独立と主権の確立、国内の平穏と国民の統合による生命や財産を守り、国家を維持していこうとする決意が全く示されていない憲法であり、ただ単に政府の権力を縛り、国民の権利と自由を保護するという立憲主義論に終わった結果、現在でもさまざまな問題を生じさせているのが実態なのであります。

護憲派の皆さんは、何十年も前の冷戦期にできた憲法解釈に固執する余り、集团的自衛権の限定行使を認めた平和安全法制を戦争法とやゆし、憲法違反だと声高に叫んで反対しています

が、これは明らかに間違いであります。正しくは戦争抑止法制であり、既に世界61カ国から賛同と称賛の声をいただいているのであります。

平和安全法制は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、このことにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命と自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態が起きた場合と限定してはありませんか。これは従前の専守防衛の範囲と全く変わらないのであります。しかも、他国の防衛のためではなく、我が国を防衛するときに限って、ほかに適当な手段がない場合、必要最小限にとどめることを前提に、限定的に自衛権が行使できるようにしたものであります。この文言を中谷元防衛大臣は果たして何回答弁させられたことであらうでしょうか。

かつて昭和21年6月28日の第90回帝国議会の衆議院本会議の憲法草案審議において、日本共産党の野坂参三先生は、侵略戦争を悪い戦争であると否定し、逆に侵略された場合の自由を守る自衛のための戦争は正しい戦争だとし、正当防衛の自衛権を了としているのです。私は速記録を読みながら、思わず日本共産党の先見の明に感心させられた次第であります。

一方、答弁に立った本県選出の国務大臣吉田茂先生は、GHQの憲法草案に配慮してか、正当防衛である自衛権の行使であっても、新たな戦争を誘発するおそれがあり、自衛権は新憲法第9条第2項に抵触することを述べ、無防備、無抵抗の構えとしているのであります。しかし、今現在では双方が全く真逆であり、このように政党の考え方も時代とともに変化をしてまいりました。法律も制度であり、時代の変化とともに考え方も変わり、ほころびも出てまいります。そのほころびを繕うときが今来ているのではないのでしょうか。

今日の立憲主義は、政府の権力を縛れという

考え方だけではやっていけない時代であります。こうした緊急事態にもきちんと対応できる最低限の権能は政府に保持させないと、国民のとうとい生命や財産は守り切れなと思います。東日本大震災のときの民主党政府の混乱ぶりを思い出していただければ、御理解をいただけるのではないのでしょうか。

護憲派の先生方は、この紋どころが目に入らぬかと、折に触れて立憲主義を振りかざすが、その立憲主義が果たして日本の平和と安定に寄与する正しい立憲主義であるかどうか疑問は持ったことがないのでしょうか。憲法に平和的生存権を希求する我々から言わせれば、あなた方の立憲主義は平和の敵と言わざるを得ません。護憲派の皆さんは、いいかげんに抑止力を否定するような空想的平和主義に終止符を打つべきであります。

憲法とは、国民を主権者としていますが、国民がみずからの生存を預けるために権力者と結ぶ基本契約であり、これが立憲主義であります。ならば、国民の生存を傷つけるような憲法解釈があってはなりませんし、国民を守る憲法が国民を犠牲にしてまで平和主義を守ることを求めているとは思えません。それは立憲主義の本旨に反するからであります。憲法は平和を守ることを求めているのであって、国民を犠牲にしてまで平和主義を守ることを求めているわけではありません。これが我々自民党の考える立憲主義論であります。

この考え方の裏づけとなったのは、昭和37年12月の砂川事件の最高裁判決であり、その判決文の一部を紹介すると、「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうること

は、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」、つまり自衛隊の存在は憲法違反ではないという判断が最高裁で示された瞬間でありました。

立憲主義を端的に説明すれば、憲法を大切にすることなのでしょう。しかし、それはただ憲法を守ってさえいればいいという立場ではない。護憲派の皆さんは憲法解釈を変えないことが立憲主義だと思っているんですか。憲法を尊重することの中には、改憲や解釈の変更も含まれていることを決して忘れてはならないと思うのであります。

知事の考える立憲主義とは何か、御所見をお伺いいたしておきます。

さて、そもそも国際法では、講和条約が締結されるまでは、占領という状態は戦争中の一過程であり、占領軍と関係国は、その国の基本的な法律や制度、慣習を尊重しなくてはならないと規定をされております。ですから、戦勝国が敗戦国に対して都合のよい憲法を押しつけることは、明らかに国際法違反なのであります。当時起草に参加したGHQのメンバーですら、一回も改正なしに今まで現行憲法を使っている日本に驚いており、彼らは暫定的な憲法としてつくったつもりなのにとあきれているのであります。

我が国は、アメリカがつくった国際法違反の憲法をまるで聖典のように、神棚に祭りあげあげてまいりました。しかし、憲法は宝物や神様ではなく法律であり、不備があれば是正していくのが当たり前であります。世界の多くの国は、既に何十回も改正を行っているのです。70年も経過した制度がいつまでも原形をとどめることなど本来あり得ないのであります。

我々は、憲法第9条第1項の平和主義は絶対に堅持すべきだと考えています。しかし、条文の中で「国際紛争を解決する手段としては」の

この文言の解釈は、侵略目的の意味における戦争は永久に放棄をしても、他国から逆に侵略された場合に、自衛権までは否定していないと解釈しているのはさきにも述べたとおりであります。

そして、現行自衛隊の実態と矛盾し、自衛隊活動の足かせとなっている第9条第2項を改正しないと、第1項と第2項がともにけんかをして打ち消し合った9条全体の条文になっているではないですか。打ち消し合っているがゆえに、第9条第2項も生きなければ、第9条第1項も生きないことになります。第9条第2項を生かすことは、全く無防備平和中立になることであり、これでは現実問題として平和は守られません。しかし、一番大切な第1項の立場に立てば、第2項は矛盾してしまうのです。

そこで、憲法第13条では、国民の幸福追求の権利は国政上最大に尊重しなければならないとされていることから、憲法前文と第9条第1項と第13条を総合的に勘案解釈すれば、確かに軍隊は持てないが、軍隊ではなくて国民の生命と財産を守るためのものは持てるはずでありますし、また持てないとやっていけないねというのが政府の解釈であり、砂川最高裁判決の論理であります。したがって、まことに苦しいことですが、北朝鮮に対する海上警備行動等有事における自衛隊の活動は、警察官職務執行法の延長線上に担保されているのであります。ですから、最初に自衛隊側に犠牲が出ないと正当防衛としての阻止行動はとれない規定になっています。こんな軍隊は、世界広しといえど日本だけなのであります。

日本が本来持ち得る防衛力を法律が最大限に担保して内外に抑止力をアピールすることで、名実ともに侵略国につけ入るすきを与えない、決して攻め込まれない体制を確立すべきだと我々は主張してまいりました。日本国民なら誰

だって戦争はしたくありませんし、巻き込まれたくもありません。しかし、万一起きた有事の後で、あのおとき憲法を改正しておけばよかったと1万回悔やんでも悔やみきれません。

そこで、我々は全体の最適の中に我が身を置いて考える必要があります。今、私たちは自家用車に自賠責保険のみならず、過失により相手を死亡させてしまう心配から誰もが任意保険も上乘せして不慮の事故に備えることは、全体の最適を考えると当たり前の時代であります。いわばこの保険のようなものであります。

交通事故による死亡が戦争に巻き込まれて亡くなる可能性よりはるかに高い時代ではありますが、今やボタン一つで何万人も犠牲者が出るこれからの戦争を想像したら、抑止力を高めるための憲法改正や生命の危機に瀕した国民を救う緊急事態条項の新設は、決して高い保険ではないと思うのであります。

我々自民党は、責任政党としてこの保険を無視するわけにはまいりません。我々が進める孫子の兵法、これすなわち戦わずして勝つは、習近平の兵法、無理も通せば道理となるよりはるかに理にかなった兵法だと思いませんか。これは中国4000年の歴史が証明しているのであります。

来る参議院選挙は、憲法改正やアベノミクスの評価も争点であり、同時に日本人の良識が問われる選挙でもあります。選挙区の合区解消についても、尾崎知事が全国知事会の先頭で動いていただき感謝いたしております。その合区解消の成否も憲法改正が絡んでまいります。我々の錦の御旗も「合区解消は、自民党。」であります。

改めて、憲法改正も含めた知事の合区解消に向けた決意についてお伺いいたします。

また、今回の参議院選挙の争点となるアベノミクスの評価や、安倍首相が消費税アップの延

期を決断したことへの評価についてもあわせて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、税外未収金対策についてお伺いいたします。

昨年度、高知県包括外部監査人は、本県の平成26年度決算において約52億4,500万円に及ぶ税外未収金に焦点を当て外部監査を行い、知事や議長や監査委員に報告並びに政策提言をされました。平成26年度決算において、本県の一般会計と特別会計を合わせた未収金合計は約64億600万円です。そのうち県税関係の未収金は約11億6,100万円ですが、県税関係は租税債権管理機構が組織をされ、回収は一定功を奏しています。残りの約52億4,500万円の未収金のほとんどが税外未収金の私債権であります。

そのうち額の大きいのは、闇融資とやゆされ高知県政を震撼させた商工労働部関係の協業組合モード・アバンセの産業パワーアップ融資約11億7,990万円と中小企業高度化資金約13億2,273万円の合計約25億267万円であります。

もう一つは、安芸市にある協同組合サンモールの中小企業高度化資金の約10億9,724万円であり、これらの合計約36億円は税外未収金全体の約69%を占め、今もなお回収に困難をきわめています。現在の状況と今後の対応策について商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

また、生活弱者に対する児童福祉や高齢者福祉や障害者福祉や人権教育に絡んだ小口の債権が積み上がって大きな収入未済額になっているのが実態であります。中でも、地域改善対策進学奨励資金貸付金の未償還分が約4億9,400万円と一番大きく、生活保護費返還金約9,440万円、高等学校等奨学金約9,320万円、施設入所児童保護者等負担金約3,392万円、児童扶養手当返納金約1,350万円と続いています。福祉関係以外では県営住宅の家賃滞納分などは約2億5,000万円もあります。

これらの債権は、公債権の場合は5年の時効期間が経過すれば直ちに、私債権の場合はそれぞれ法律等により規定される時効期間が経過した後に時効についての意思表示があれば債権消滅してしまい、不納欠損処理をせざるを得なくなり、結局は納税者である県民の負担になってまいります。

出先機関に対しては、本課からの滞納者に対する指導を徹底するよう要請するなど、回収に御努力をいただいていることも承知をしています。

また、本庁においても税外未収金対策チームを組織した上、税外債権を所管する各課も回収に努められており、双方の回収の御努力は評価をいたしますが、回収困難と判断されるような不良債権にいつまでもエネルギーを注ぐよりも、新規の滞納に早期に対応する方向に、そしてそもそも滞納させない方向にエネルギーを注ぐほうがはるかに合理的であります。

そこで、小口不良債権については、債権回収を外部の専門家に委託し、それでも回収が困難なものについては、債権放棄の基準などを条例で明文化し、議会の判断を一々仰がなくても処理できるようにすべきだと思うが、外部委託や債権管理のための条例についてどのように検討されておられるのか、総務部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、CLTとSWPについてお伺いいたします。

SWP、いわゆるシングルウッドパネルは、本県の民間コンソーシアムである一般社団法人こうち健康・省エネ住宅推進協議会が企画し、県が国の補助金を活用し耐火検査をクリアさせ大臣認定証の取得を後押しした本県林業振興の隠し玉であります。CLTに比較すると、1枚が30キログラム程度と非常に軽く、施工が早く、しかも安く仕上がります。減価償却を20年ほど

と考えることで、災害復興の支援にもなりますし、解体やリサイクルまで考えると環境にも優しい木材製品であります。

県下のサプライチェーンをブロックで完結する方法も考えられ、ローカル産業としての新たな雇用を生む可能性も高く、しかも設備投資も安価で済むので本県の産業振興に寄与できると思います。

さらに、SWPに断熱材をセットにすることで、本県が弱点としてきた健康と省エネ・エコ住宅の両面で優位となる点も忘れてはなりません。

また、将来CLTとSWPのハイブリッド工法も有望であると思いますが、この点どうか、そしてSWPをこれからどのように表舞台に上げるのか、あわせて林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田英宏議員の御質問にお答えをいたします。

まず、熊本地震の教訓から何を学び、それを南海トラフ地震対策としてどのように第3期行動計画に反映させ、バージョンアップを図るかのお尋ねがございました。

熊本地震に関しては、4月14日の前震の直後に私からまず、南海トラフ地震への影響がないとは必ずしも言い切れないことから、市町村に対して注意喚起を行い警戒度を上げること、第2に、被災地の応援要請にしっかり対応すること、第3に、被災地の様子を見ながらプッシュ型の支援を行うことを指示いたしますとともに、4月16日の本震後には、まずは人的支援を初め被災地の支援をしっかり行うこと、引き続き警戒度を上げること、また熊本地震から見えてきた教訓を南海トラフ地震対策に生かすため課題の洗い出しを行うこと、これらについて指示を

いたしました。

さらに、5月9日の南海トラフ地震対策推進本部会議では、実際に被災地の支援を行った職員からの報告と、現地の被災状況とその対応について積極的に収集した情報をもとに、その時点で熊本地震から見えてきた課題の整理を行いました。その中でも、住宅や市町村役場などの防災拠点施設が複数回の揺れにより被害を受けたこと、大きな余震が続いたことで屋内にとどまることを恐れ車で寝泊まりする避難者が相次いだこと、避難所や福祉避難所がマンパワーや資機材の不足により十分に機能しなかったこと、配送ルートの寸断や物資集積拠点のマンパワー不足により支援物資が避難所まで十分に届かなかったことについては、特にこれまで以上に掘り下げて検討分析し、本県の対策に生かしていかなければならないと考えたところであります。

こうしたことを踏まえ、5月25日には臨時の本部会議を開催し、これらの課題について今後の具体的な取り組みを定めたところであります。特に次の3つの項目、第1に、繰り返す揺れへの対応として、住宅や避難所、防災拠点施設の耐震化について、第2に、車中で避難する方々や要配慮者の方々への対応を含めた避難所の運営体制の充実について、第3に、支援物資等の円滑な配送のための物資配送計画に今回の熊本地震の教訓を盛り込むことについて、これらについては重点的に取り組むことといたしたところであります。今後、大きな揺れが続く中で応急期の対策を進めるといったことなど、より厳しい条件を設定し、行動計画全般をさらに見直すことといたしております。

加えて熊本地震の検証が進む中で、新たな課題や知見が明らかになってくることもございますので、それらも踏まえ随時見直しを行い、第3期行動計画のバージョンアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、四国電力伊方発電所の安全性について、四国電力からどのような報告を受け、それをどのように分析しているのかとのお尋ねがありました。

4月に発生した熊本地震において、益城町で記録された最大加速度は、地表の軟弱な地盤に設置された地震計では、4月14日の前震で1,580ガル、4月16日の本震では1,362ガルでしたが、同じ観測点の地下のかたい岩盤に設置された地震計では、前震、本震いずれも200ガル程度でありました。

このように地震における揺れの大きさは、地盤のかたさによって大きく異なり、一般的には地盤がかたいほど揺れが小さくなります。

四国電力からは、伊方発電所の原子炉建屋が設置されている地盤は、益城町のこの地下の岩盤と同程度のかたい岩盤であることから、仮に伊方で今回の地震と同じような規模の地震が起こった場合、伊方発電所での最大加速度は200ガル程度が想定されるとの説明を受けております。

伊方発電所の基準地震動は、中央構造線断層帯が一度に動くことまで想定して650ガルとしており、200ガルを大きく上回る値となっていることから、伊方発電所の安全上重要な施設や設備は、今回の熊本地震のような地震に対して十分な耐震性を有していると聞いております。

より厳しい検証として、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合については、まず基準地震動は蓄えられたエネルギーが一度にほとんど放出される場合を想定しており、これが複数回起こることは理論上考えがたいとのことですが、万が一仮にも基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合についても、安全上重要な施設や設備のほとんどは弾性の範囲にとどまることから、揺れによる力を受けて変形してももとの形状に戻りダメージを受けないこと、また一部の設備や部位については、

ひずみが残る可能性もあり、詳細について四国電力にさらに確認しておりますが、破壊に至るまでには十分余裕を持った設計を行っていることから、機能を喪失することはないとの説明を受けております。

このように、熊本地震と同様の地震が発生した場合でも安全上重要な機能を喪失することはないこと、さらには中央構造線断層帯が一度に動く場合の揺れをも想定して耐震対策を行っており、十分な耐震性を有していること、また極めて厳しいケースとして、こうした揺れが繰り返し起こった場合でも耐えられる設計となっていることを確認できたことから、施設の安全性は確保されていると考えております。

しかしながら、今後さらに詳細な確認を続けますとともに、専門家などによる熊本地震の詳細な分析が進み、安全対策上考慮すべき、また新たな知見が出てきた場合などには、四国電力に対して勉強会などを通じて疑問点をただし、さらなる安全対策の徹底を求めているかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

次に、高校生サミットの開催の目的と意義についてお尋ねがございました。

日本では、津波対策の推進に関する法律により、11月5日が津波防災の日として定められるなど、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるための取り組みが行われております。

昨年の12月には、国連総会において日本を初め142カ国が共同提案し、11月5日が世界津波の日として制定され、世界中で津波の脅威についての関心が高まり、その対策が進むことが期待されているところであります。

そうした中、世界津波の日にちなんだ普及啓発活動の一環として、国内及び国外24カ国の高校生が集い、高校生サミットを黒潮町で開催す

る運びとなりました。これは黒潮町の皆様の防災の先進的な取り組みが世界に認められた結果であり、非常にうれしく思います。

高校生サミットは、津波を初め自然災害の脅威や防災に関する知見を共有し、自然災害から生命や財産を守る防災分野で活躍する将来のリーダーを育成することを目的として、今回初めて開催されるものです。

サミットでは、自然災害から生き抜くために次世代を担う私たちができることをテーマに、分科会やフィールドワークが行われます。分科会では、国内外の高校生がグループごとに自分たちの地域の取り組みの発表とディスカッションを行います。さらに、全員が集まって分科会の各グループの代表者がそれぞれディスカッションの結果を報告し、それらがサミットの宣言として取りまとめられる予定となっております。

また、フィールドワークでは、津波避難タワーを見学していただくとともに、国外では余り行われていない津波避難訓練を体験していただくことも予定をしているところであります。

このような世界規模のサミットが本県で開催されますことについては、次のような意義があると考えています。

まず、参加される高校生においては、将来の防災リーダーとしての活躍を期待することに加え、各国の高校生と交流することによってできるつながりの輪が広がっていくことを期待しております。次に、サミットには高校生の随行者や各国の大使館関係者などさまざまな分野の皆様にも多くお越しいただくと予想しております。34メートルの津波という厳しい条件にも決して諦めることなく、住民の皆様を守る対策を最優先に進めている本県の取り組みを知っていただき、それぞれの国や地域での取り組みの参考にしていただけるものと思っておりますし、また我々もさまざまなお知恵を賜ることができるのでは

ないかと期待をいたしております。

さらに、本県の歴史や文化を知っていただくとともに、自慢の食を御堪能いただく絶好のチャンスでありますので、これを機に今後も本県を訪れていただけるよう、高知県観光の魅力を積極的にPRしてまいります。

世界で初めて開催される高校生サミットの成功を目指して、外務省や内閣府、文部科学省など国の支援のもと、黒潮町と協力してしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、トランプ氏の日米安全保障に関する認識をどう評価しているか、お尋ねがございました。

我が国の安全保障を取り巻く環境がますます厳しさを増している中、日米安全保障条約に基づく安保体制は、我が国の安全保障はもとより、アジア太平洋地域の安定化にとって極めて重要であると考えております。

現在行われている米国の大統領予備選挙において、トランプ候補の発言として報道されている日米安全保障に関する米軍駐留経費や核兵器保有の考え方については、これまでの日米両国政府の考え方と異なるところもあると思います。次の米国大統領がどなたになるにせよ、日米両国のために、またアジア太平洋や世界の平和と繁栄のために、日本政府には今後とも米国と緊密に連携していただきたいと考えておりますし、また日本政府もそうした考え方だと認識いたしております。

次に、今回のG7伊勢志摩サミットの評価と残した課題についてお尋ねがございました。

まず、政治・外交分野では、G7テロ・暴力的過激主義対策行動計画への合意や、海洋安全保障に係る国際法に基づく主張や平和的手段による紛争解決の確認などがなされたところです。各国とも連携・協調して取り組むべき課題について共通認識に立って前進し、国際秩序の維持

に向けた姿勢を世界に発信できたものと考えております。

また、世界経済への対応についても、世界経済の下方リスクが高まっているとの共通認識のもと、G 7が結束して経済成長を目指し、各国が金融政策、財政政策、構造改革を進めていくことが合意されたことは、世界経済の安定的成長につながるとともに、日本経済にとってもよい方向に働くものと考えております。

残された課題について強いて挙げるならば、今回のG 7の協議を受けて発出された首脳宣言における各課題について、G 7のみならず、いかに多くの国々と共有し同じ方向に向かって行動できるのが課題となると考えております。今後、多くの国の賛同を得て実効性のある取り組みとなることを期待しております。

いずれにしましても、今回のG 7では大きな混乱もなく閉会することができ、議長国としてその責務を果たされたものと考えております。

加えて、今回のG 7にあわせてオバマ大統領が現職のアメリカ大統領として初めて広島を訪問し、被爆地から核兵器のない世界の実現に向けた決意を表明されました。この歴史的な訪問が日米間のみならず、世界平和への大きな弾みとなることを心から願うものであります。

次に、日本版C I Aの必要性について、地方からも国に対して進言すべきではないかとのお尋ねがございました。

テロ行為は国民の生命、財産を奪うとともに、観光などの産業にも大きな打撃を与え、多くの人々を苦しめる行為で、決して許されるものではありません。

近年、昨年11月に発生したフランスでの同時多発テロなど国際テロが多発しており、今後2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日外国人もふえる中、我が国においても国際テロ対策を強化していく必要

性が増している状況にあるのではないかと考えております。

こうした中、政府においては、パリの同時多発テロを受け、昨年12月に防衛省や警察庁、公安調査庁などからメンバーを集め、国際テロ情報収集ユニットを発足させるなど、官邸が司令塔となってテロの未然防止対策の強化を進められていると伺っております。

テロ対策におきましては、議員のお話にもありましたように、各国との連携を強化した幅広い情報収集と的確な情報分析をしっかりと行うことなどが重要であり、そのためには人員増による在外公館の体制強化や、情報の受け皿や分析の主体となる組織の機能強化などが必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、国においてしっかりと各国との連携のあり方や機能、組織の強化などについて、引き続き検討し必要な対応を行っていただきたいと考えているところでございます。

次に、憲法に緊急事態条項を新設する必要性についてお尋ねがありました。

私は国民の生命、財産を守るために危機管理上の観点から、可能な限り災害や危機事象発生時の状況というのをリアルに想定し、対策を検討しておくことが必要だと考えております。

南海トラフ地震が発生した場合は、最悪で死者数約32万人、避難者数約950万人、経済被害約220兆円に上り、死者数では東日本大震災の約16倍、経済被害では国の予算の2倍を超えることが内閣府の被害想定で示されており、国家の存亡にかかわる緊急事態となります。

このような極めて重大な緊急事態においては、応急対策を行うための速やかな法整備と予算措置、また応急救助活動の際に必要な私権の制限という2つの対応が特に重要な検討課題ではないかと考えております。

30都府県にわたり広範囲に被害が及ぶと想定されています南海トラフ地震の発生時には、参議院の緊急集会を含め、定足数を満たす国会の開催が可能なのか憂慮しております。このため、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に法律制定や補正予算決定と同等の効果を有する権限を政府に付与するための根拠規定を憲法に規定する必要があるのではないかと考えております。

また、国民の生命や身体を守るために、一刻を争う状況になっている現場においては、憲法上の財産権、居住、移転の自由といった私権を制限してでも、迅速な応急救助活動を行って生命の保持を図る、そのような事態も想定をされます。

他方、権力の濫用はあってはならないことは当然でありますので、緊急時に名をかりた過剰な人権制限を防ぐ必要があることにも鑑みれば、大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を憲法に限定列举して規定することを検討していくべきではないかと考えているところでございます。

いずれの観点からも、憲法における緊急事態条項について、諸外国の現にある緊急事態条項や権力の濫用に係る歴史的な教訓をよくよく研究しながら、国会で徹底的に議論していただくとともに、国民的な議論につながることを期待したいと考えているところでございます。

次に、立憲主義とは何かについてお尋ねがございました。

立憲主義は、憲法により国家権力を拘束することにより、国家権力の恣意的な行使を制限し、国民の権利、自由を保障するという考え方、原理であり、長い歴史の中で発展、展開してきた考え方であると理解しております。

言うまでもなく、国家権力の恣意的な行使から国民の権利、自由を守ることは極めて重要で

あることからすれば、立憲主義の考え方は徹底して尊重されなければなりません。

しかしながら、立憲主義を尊重することが憲法解釈の変更や憲法改正を許容しないというものではないと考えております。といいますのも、立憲主義は近代においては、憲法により国家権力をできるだけ抑制し、国民の自由権を保障するという考え方が主でありましたが、資本主義の高度化に伴い、社会的弱者、経済的弱者の人権を実質的に守るために、憲法に基づき国家の介入を求める社会権も認めてきたといったように、立憲主義の考え方自体が変容してきております。

さらに、現行憲法もみずからその改正手続を規定しておりますことから、立憲主義の立場からも憲法改正は予定されているものと考えております。

現在、我が国では人口減少や少子高齢化が進む一方、東京一極集中の是正が望まれる中、1票の格差是正のため合区制度が導入されるなど、多様な各地域の声が国政に反映されにくい状況になっていきつつあるのではないかと。また、東日本大震災をはるかに上回る被害が見込まれる南海トラフ地震の発生が予測される中、国の存立も危ぶまれる緊急事態が生じた場合、国民の生命や財産を守れるかなど、現行憲法では必ずしも十分な対応ができないおそれがあるのではないかとと思われるさまざまな問題や状況が生じております。このため、こうした状況に対して、現行の憲法で対応できるのか、国会での議論はもちろんのこと、国民的な議論が大いになされ、積み重ねられていくことが重要であると考えます。

次に、参議院議員選挙区の合区の解消についてお尋ねがありました。

参議院議員選挙区における合区制度は、選挙区間の人口の均衡を重視したのですが、人口

の多い地域ほど国会議員の数が多くなるという選挙制度では、大都市など人口の集中する地域ほど有利な政策が展開され続けることにつながり、地方は不利な条件に置かれ、結果としてさらに大都市に人口が集中するという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。

人口減少や少子高齢化といった我が国が抱える極めて構造的な問題に対処するためにも、東京一極集中を是正し、地方の活性化を図らなければならない、国全体のことを考えても本県のような地域の切実な声が国政に最大限に反映されなければなりません。

他方、1票の価値の平等を図ることも重要であり、尊重すべきであることは言うまでもありません。このため、国会議員全体としては、人口比例によって民意を反映する衆議院、地域代表として各地域の多様な意見を反映する参議院という2つの側面をあわせ持つ選挙制度であるべきだと考えております。

全国知事会の憲法と地方自治研究会が平成28年3月に行った中間報告でも、都道府県単位の代表制を維持していく意義は国民の理解が得られるとされており、憲法改正の議論の中で引き続き参議院の合区の解消や地域代表制について議論を深めていく必要があると考えています。

ただ、憲法改正には時間がかかることから、現行憲法下での対応として、公職選挙法の改正などによる具体的な合区解消方策の議論も並行して行う必要がございます。このため、夏の参議院議員選挙に向けた公約に、合区解消を盛り込むよう全国知事会を通じ各政党に働きかけてまいりました。来る参議院議員選挙において、憲法改正と関連して合区解消についても議論されることを期待しております。

あわせて、夏の全国知事会議において、合区解消の必要性について多くの知事と認識を共有することができるよう議論してまいりたいと考

えておるところでございます。

最後に、アベノミクスの評価や消費増税延期の決断への評価についてお尋ねがございました。

政府においては、安倍総理の強力なリーダーシップのもと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のアベノミクス3本の矢を放ち、長引くデフレからの早期脱却と低迷する我が国の経済の再生を目指して積極的な施策の展開を図ってこられました。

こうした結果、安倍政権発足前と比べますと、名目GDPが472.7兆円から503.2兆円に上昇し、全国の有効求人倍率も平成24年11月の0.82倍から本年4月には1.34倍と、24年5カ月ぶりの高水準を記録するなど、各経済指標に成果としてあらわれてきているものと考えております。

本県においても、かつては生産年齢人口の減少に並行して縮んでいた経済という状況から、地産外商の取り組みなどにより製造品出荷額等が上昇傾向に転ずるなど、生産年齢人口が減少しても縮まない経済、さらには拡大していく経済へと構造的に転換しつつある状況にあります。この経済構造の転換には大変大きなエネルギーが必要であり、アベノミクスには産業振興計画推進の追い風として大変大きな力をいただいていたものと考えております。

しかしながら、こうした成果が上がっている一方で、個人消費については、おおむね横ばいの状況にあるなど、まだ道半ばと言える状況にもあります。今回、総理は消費増税について2年半の延長を表明されましたが、こうした現行の国内の経済状況に加え、世界経済の見通しに対する下方リスクが高まってきているとの認識を踏まえ、延長の判断は一定やむを得ないものではないかと考えているところであります。

ただ一方で、従来から申し上げてまいりましたように、我が国には社会保障や少子化対策、

財政の健全化などの課題が山積していることも事実であり、増税という苦い薬を飲むことは避けては通れないことと考えております。このため、平成31年10月には増税を再延期することなく、必ず実施していく必要があるものと考えております。

県としても、引き続き国の施策をしっかりと追い風とし、私我先頭に立って汗を流していくことで、産業振興計画などのさまざまな施策をさらに加速させてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） 南海トラフ地震対策について、まず熊本地震の発生分布から中央構造線断層帯直下型地震へと連鎖する可能性について県がどのような情報を収集し、分析しているかとお尋ねがございました。

今回の熊本地震は、まず熊本県熊本地方でマグニチュード6.5の最初の大きな地震が発生し、次に2日後にこの震源域付近でマグニチュード7.3のさらに大きな地震が発生しました。その直後にこの地震に誘発されて大分県でもマグニチュード5.4という地震が発生しました。

こうした西から東へと震源域が広がっている状況を見て、今後さらに東の中央構造線断層帯へ震源域が広がり地震が発生した場合は、本県でも山間部では強い揺れが予想されるほか、伊方原発への影響もあることを懸念いたしました。そのため、震源域の広がりについて気象庁へ問い合わせた結果、中央構造線断層帯への誘発に伴う震源域の広がりについては、今後注視が必要との見解が示されました。また、専門家の、地震の影響が大分から東に進んだ場合、中央構造線沿いの地域などで大地震が起こる可能性が十分に考えられるといった見解もありましたので、県としましても緊張感を持って九州の地震活動を注視しておりました。

そうした中、6月9日に気象庁から、全体的な地震活動は減衰傾向にあるが、今後おおむね1カ月程度、熊本県熊本地方及び阿蘇地方ではマグニチュード5程度の余震の発生に十分注意が必要であること、また大分県中部では現状程度の余震活動は当分の間続くが、マグニチュード5程度の余震が発生する可能性は低下したとの見解が示されました。

このことから、大分県における地震の影響が東に進む可能性は低下したものではないかと考えておりますが、なお今後も引き続き情報収集に努めますとともに、本県に影響を及ぼすような地震活動に注視を続けてまいります。

次に、熊本地震が南海トラフ地震の前兆ではないかといった多くの県民の皆様の不安にどのように応えるのかとお尋ねがございました。

熊本地震と南海トラフ地震との関連性につきましては、5月13日に国の地震調査研究推進本部から熊本地震の一連の活動によって南海トラフ沿いのプレート境界での地震発生確率が高まったとは言えないが、もともと地震のリスクが高い地域であり、注意を怠るべきではないとの見解が示されております。また、専門家からは、今回の地震が南海トラフ地震を誘発する可能性は余り考えられない、距離が離れている上今回の地震はマグニチュード7級と相対的に規模が小さく、影響は非常に小さいと見られるとお聞きしております。

こうしたことから、熊本地震による南海トラフ地震への直接的な影響は少ないと考えておりますが、県といたしましては、熊本地震の教訓を踏まえ、第3期行動計画をバージョンアップさせ、県民の皆様の命を守ることを第一とし、南海トラフ地震にしっかりと取り組んでまいります。また、県民の皆様には、今までどおり、いたずらに怖がることなく、かといって油断することなく、今後も引き続き南海トラフ地震への

備えを進めていただきたいと考えております。

次に、熊本地震では、災害対策関連マニュアルは全く役に立たなかったとの被災者の声にどのように対応していくかとお尋ねがございました。

災害対応を迅速かつ的確に行うためには、まず事前に考え得るさまざまな事態を想定し、何をどのタイミングで誰がどのように行動するかといった対応の手順を、抜け漏れがないよう整理し、マニュアル化しておくことが重要と考えております。そして、作成したマニュアルに基づく訓練を繰り返し行い、マニュアルどおりに行動できなかった場合には、職員の習熟度の問題なのか、あるいはマニュアル自体に問題があるのかなど、しっかりと原因を検証した上で適宜マニュアルを見直していく必要があると考えております。

ただ、実際の災害時には、マニュアル作成時には想定していないことが起きることも考えておかなければなりません。そういった状況にも臨機応変に対応できる能力を身につけるなど、災害対応力をステップアップさせることも大切です。そのため、訓練や研修はもちろん、例えば実際に気象警報が発表された配備の際には、今後どんな事象が起こるかという想像力を働かせ、その対応についてイメージするなど、さまざまな方法で災害対応能力の向上に取り組むことが必要だと考えております。

こうした考えのもと、訓練や研修はもとより、実際の災害においても、OJTといった形で対応能力のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、車中泊避難への対応についてお尋ねがございました。

阪神・淡路大震災や中越地震など過去の大規模な地震において、避難所の収容能力が不足したことなどから車中泊を強いられた避難者が見

られました。特に中越地震をきっかけに、長時間の車中泊避難が原因と見られるエコノミークラス症候群が避難生活における留意点の一つとして認識され始めました。

本県では、南海トラフ地震が発生した場合、避難所での避難を前提としていますが、津波による浸水区域外の地域では、車中で避難をされる方も一定出てくるものと想定しておりました。

現在、県内の避難所において住民の皆様がみずから避難所を運営していただくためのマニュアルづくりを進めていますが、この中でも車中泊避難を想定した対応を盛り込んでいます。

こうした中、4月に発生しました熊本地震では、大きな揺れを伴う余震が続いたことで屋内にとどまることへの不安があったことなどにより、車中泊での避難が想像以上に多数発生しました。

避難所運営マニュアルの中には、このような状況への対応が十分には想定されておらず、熊本地震で課題となった車中で避難される方の把握や避難生活のルールの周知などへの対応を追加する必要があると考えています。今後は熊本地震での事例も参考にマニュアルを作成する中で、このような課題への対応について検討していくとともに、車中泊避難の避難者にも避難所運営にかかわっていただけるような仕組みづくりも検討していきたいと考えています。

次に、エアボートの今後の普及についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生しますと、地盤沈降により長期的に浸水する地域が幾つか発生します。その浸水エリアと対象となる人口が最大となる高知市では、約2,800ヘクタールにおよそ6万人もの方が取り残されることが想定されています。

こうした方々を救助する場合、ボートが主な手段となりますが、船外機を備えた通常のボートでは、スクリューに水中の瓦れきを巻き込み、

自力で動けなくなることも考えられます。

一方、お話にありましたエアポートにつきましては、ポート上にあるプロペラで進むため、瓦れきがある中でも救助活動ができると考えております。

本年度、警察本部でエアポートを導入することとなっており、導入後は定期的に訓練を実施していくと伺っております。その際には、実際にポートを使って救助に当たる消防本部や自衛隊にも見学していただき、ポートの浸水域への移動やポート自体の操作性を初め、さまざまな視点からの御意見をお聞きしたいと思っております。

次に、ドローンやモーターパラグライダーの活用について、現状と対策についてお尋ねがございました。

まず、ドローンにつきましては、災害時に情報収集を行うためのツールとしては、既に実用化されており、一昨年の広島の土砂災害や今回の熊本地震の被災現場でも活用されています。

県内では、高知市消防局、県土木部の6カ所の出先事務所が導入しており、それぞれ火災の延焼状況の把握や砂防ダムにどれくらい土砂がたまっているかといった調査に使用されています。また、モーターパラグライダーにつきましては、ドローンよりも航続距離がすぐれているという点を生かし、物資輸送訓練が昨年県内で実施されています。このようにドローン、モーターパラグライダーとも災害時に有効であるとは考えております。

一方、災害時にこれらを使用する場合、応急救助機関のヘリコプターなどの活動の支障とならないよう、飛行区域の調整を行い、相互が安全に活動できるようにしておく必要がありますため、応急救助機関と安全な運用について協議していきたいと考えています。

特にドローンにつきましては、災害時に活用

するとした場合、どのような点に課題があるのかということについては、既に導入している消防や県の出先事務所に御意見をお聞きしたいと思っております。また、今後操作性や安全性などの技術開発も次々と進むものと思いますので、その開発状況につきまして注視していきたいと考えています。なお、モーターパラグライダーにつきましては、まずは実際に県内で活動されている方から災害時の活用についてお話をお聞きしたいと思っております。

次に、発災後の航空管制や報道のあり方について、災害時報道協定が必要ではないかとのお尋ねがございました。

災害時において応急救助機関のヘリコプターなどが被災地上空で安全に活動を行うためには、被災地の取材を行っている報道機関のヘリコプターが支障とならないよう、航空管制を行う必要があると考えています。このため、県から航空管制を行っている国の機関に対し、報道機関のヘリコプターの飛行を自粛していただくエリアや高度の設定について情報提供を行うことにより、報道機関に対しこのことを周知していただくこととしております。加えて、県からも直接報道機関に協力要請を行うこととしています。

また、避難所など被災地での報道対応につきましては、被災された方のお気持ちに配慮した取材を心がけていただくことや、災害対応の妨げとなる車の利用などは行わないなど、節度を持った取材をしていただくようあらかじめ報道機関に対して要請しておくことが必要と考えます。

本県では、県及び全ての市町村と県内の報道機関による災害に関する連絡会を設置しています。お話にありました協定という形ではありませんが、この連絡会の中で発災後の航空管制や被災者に配慮した取材、報道のあり方について協議してまいりたいと考えております。

次に、本県での備蓄の状況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、本県では水や食料が約30万人分不足することを想定しますが、こうした不足への対応につきましては、基本的に市町村でしていただくこととしております。その方法は、発災後1日目の分は水や食料自体を備蓄し、2日目から3日目は市町村内の流通備蓄で賄い、4日目以降は県外からの支援で対応することとしております。

発災後1日分の備蓄の目標は、平成25年5月に県が算定しました被害想定に基づき、水約89万1,000リットル、食料約106万食としています。現在の備蓄の状況は、水29.5%、食料51.3%の充足率となっております。

市町村におきましては、まだまだ目標数量に対して不足している状況であるため、目標を早期に達成していただくよう働きかけてまいります。

最後に、浄水装置の保有台数と今後の導入予定についてお尋ねがございました。

災害発生時において飲料水の確保は極めて重要であり、現在、市町村には備蓄の促進とあわせて避難所において井戸水や谷水を活用するための浄水装置の配備も進めていただいているところです。

地域本部管内の市町村での配備状況につきましては、平成27年度末現在で安芸地域で20台、中央東地域で9台、中央西地域で3台、須崎地域で8台、幡多地域で14台、さらに高知市で2台の計56台を配備しております。

県では、緊急時の市町村への貸出用として、県工業技術センターに1台、県青少年センターに1台、また避難所の飲料水用として県立高知農業高校に1台の計3台を配備している状況です。

個々の避難所への導入は、それぞれの市町村

に取り組んでいただくこととなりますが、県への配備につきましては、大規模災害時において市町村で飲料水の確保ができない場合、県としてどのような支援が効果的で実効性があるのか、まずは検討する必要があると考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、住宅の耐震対策の加速化に向けた本県の取り組みにつきましてお尋ねがございました。

住宅の耐震対策の加速化については、第3期南海トラフ地震対策行動計画の重点課題に位置づけ、毎年1,500棟の耐震改修を行うという目標を掲げて取り組んでおります。これは過去最高だった昨年度実績の約2倍のペースとなっております。このため、全市町村における戸別訪問の実施、耐震設計の費用負担軽減について必要な予算を確保するとともに、段階的耐震改修への支援制度を創設し、全ての市町村を訪問して、これらの取り組みの実施を市町村長等に直接働きかけてまいりました。

その結果、今年度は25市町村が戸別訪問を実施する予定であるほか、耐震設計の上乗せ補助を行う市町村が4から22へと昨年度の約5倍にふえております。新規事業であります段階的耐震改修への支援につきましては、既に3町村が開始をしております。

また、熊本地震以降、住宅の耐震対策に関する問い合わせや補助の申込件数がふえるなど、県民の皆様の関心も高まっております。特に耐震診断につきましては、5月末現在で昨年度同時期の約2倍に当たります1,000件を超える申し込みを受け付けております。今後も戸別訪問等による耐震診断の勧奨を継続するとともに、耐震性が不足すると診断された住宅が着実に耐震改修されるよう取り組んでまいります。

次に、熊本地震の教訓を本県における住宅の耐震対策にどのように生かしていくのかとのお

尋ねがございました。

複数回の大きな揺れへの対応については、最初の揺れに耐えられるよう住宅の耐震対策を進めるとともに、最初の揺れによって少しでも被害が見られた場合は、安全性が確認されるまで自宅に戻らないことの啓発が必要と考えます。このため、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した広報を予定しているほか、今年度中に全戸配布を予定しております冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂版等を活用した周知の徹底を図ってまいります。

また、議員お話しのとおり、熊本地震では新耐震基準で建築されたと推定される木造住宅の被害が確認されていますが、一方で築年数がおおむね40年を超えると推定される木造住宅が多数倒壊していることから、まずは旧耐震基準の木造住宅への対応を優先的に進めていく必要があると考えております。

先月末には、熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会が国土交通省に設置され、今後地域別、構造別の被害状況の傾向や、特に新耐震基準の導入以降に建築された木造住宅被害の要因分析等が進められると聞いております。

県といたしましては、この委員会の分析結果を踏まえた国の動向を注視し、対応を検討してまいります。

次に、地盤改良など個人の資産に税金を投入することは困難であると思うが、本県はどのような対策を進めるのかとお尋ねがございました。

熊本地震では、谷や沢を埋め立てた盛り土造成地において宅地の被害が多く、また建物は使用できても擁壁の崩壊や液状化などにより、宅地が危険と判断された例もあったと聞いております。

また、過去の震災では、大規模盛り土造成地

で多数の被害が発生したことから、それらの位置や規模を把握する調査や、道路や河川などの公共施設に被害が想定される場合には、盛り土の崩壊や液状化の対策工事に対して国から助成が受けられる制度が設けられております。県では、昨年度からその制度を活用し、大規模盛り土造成地に関する調査に取り組んでおり、今年度末にはそれらの範囲を示したマップを作成し、公表する予定でございます。これにより、県民の皆様が大規模盛り土造成地の位置や規模を知っていただくことで、防災意識の向上につながるものと考えております。

なお、宅地の耐震対策工事への対応については、事業主体や費用負担などの課題があることから、今後国の動向を注視し、市町村の意見を聞きながら検討してまいります。

次に、本県における応急仮設住宅の建設候補地の確保の状況についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、応急仮設住宅の早期供給のためには、あらかじめ建設候補地を確保しておくことが重要でございます。このため、県では市町村から情報提供いただいた土地の中から、ライフライン等の状況等を踏まえ、建設に適したものを建設候補地としてリスト化し、建設可能戸数を試算しております。

全ての建設候補地で応急仮設住宅を建設した場合、発生頻度の高い一定程度の地震、いわゆるL1クラスの場合で約1万7,000戸、発生し得る最大クラスの地震、いわゆるL2クラスの場合で約1万5,000戸の建設が可能であると考えております。一方で、応急仮設住宅の必要戸数を県の被害想定から試算いたしますと、L1クラスの場合で約2万2,000戸、L2クラスの場合で約7万7,000戸でありまして、特にこのL2クラスの場合は、現段階では大幅に不足している状況です。

このため、応急期機能配置計画の策定を通じ

て建設候補地の精査と掘り起こしを継続するとともに、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みの準備にも取り組んでおります。加えて本年度からは、空き家を応急仮設住宅として活用するための仕組みについても検討することとしております。今後も供給可能戸数のさらなる確保に向けて取り組みを継続してまいります。

次に、シングルウッドパネルの応急仮設住宅への活用に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、他県における応急仮設住宅需要や輸送ルートの被災等により、県外からの資材調達が困難となることが想定されます。そのため、地元で調達可能な建築資材である木材の活用を念頭に、木造応急仮設住宅の標準設計を策定しております。

シングルウッドパネルは、量産できる体制が整えば、県内で資材を調達でき、建設工期の短縮も図れることから、応急仮設住宅の早期供給に寄与すると考えております。そのため、今後シングルウッドパネルの活用をこの標準設計に位置づけてまいりたいと考えております。

最後に、浦戸湾の三重防護の具体策と計画の工程はどのようになっているのか、また結果的に人口密集地の県都周辺がどのように強化されるのかのお尋ねがございました。

三重防護は、県人口が集中し、社会基盤が集積している県中央部の津波による浸水被害を最小化するため、浦戸湾の地震・津波対策として3つのラインで防護するものでございます。

第1ラインとして、高知新港沖にございます防波堤の延伸と粘り強い構造への改良を行い、津波のエネルギーを減衰させます。第2ラインとして、浦戸湾入り口の津波防波堤の整備と外海に面した海岸堤防の液状化対策、かさ上げ等を行い、湾内への津波の浸入を低減させます。

第3ラインとして、浦戸湾内の海岸堤防の液状化対策、かさ上げ等を行い、背後地への浸水を防ぎます。

これらの三重防護の対策によって発生頻度が高い津波、いわゆるレベル1津波に対しましては、想定される浸水面積1,600ヘクタールが解消されます。

また、発生し得る最大クラスの津波、いわゆるレベル2津波に対しましても、津波が到達する時間をおくらせ、避難する時間を稼ぐことで人命を守り、さらに浸水面積や浸水の深さを低減させることで、資産や経済基盤の被害を小さくすることができます。

この海岸整備事業は、平成43年度の完成を目標に、国と県を合わせた総事業費600億円で整備を行うものです。

本年度は、直轄事業において土質調査、用地測量、実施設計を行うと聞いており、県事業では平成24年度から着手しております若松町地区の海岸堤防を引き続き整備してまいります。今後は国、県、市の連携をより密にし、地元の皆様に事業内容についてしっかり説明を行い、スピード感を持って取り組んでまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、罹災証明書の速やかな発行に向けたマンパワーの確保体制などの事前対応についてお尋ねがございました。

罹災証明書は、災害による住家の被害の程度を証明するために市町村が発行するもので、被災された皆さんへの各種の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たすものであります。

しかしながら、熊本地震では職員の不足で住家の被害認定の調査が進まないケースがあったと承知をしております。また、住家の被害認定の調査への支援といたしまして、本県職員を熊

本県の甲佐町に派遣いたしました。派遣した職員からは、被災認定のための手引、マニュアルが共有されておらず、限られた時間内での正確な評価に苦労したこと、役場職員のマンパワー不足から調査済みデータの管理や職員間の情報共有などの運営面に若干の混乱が見られたことから、スムーズな被災認定には平時からの備えが必要であると感じたとの報告がありました。

これらの熊本地震における課題につきましては、南海トラフ地震対策への教訓としなければなりません。

まず、当面の急がれる応急活動に必要な市町村の人員確保について、災害発生後速やかに全国に応援要請できるように、東日本大震災や熊本地震などの先例に学び、対応が必要となる業務や人員体制についてパターン化しておくことに取り組んでみたいと考えております。

また、住家の被災認定調査は、内閣府の定める災害の被災認定基準に基づき行われるものであり、事前に準備することができますので、今後、熊本地震での教訓とあわせて職員に研修するよう市町村の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

次に、税外未収金対策として、外部委託や債権管理のための条例についてどのように検討を行っているかのお尋ねがありました。

税外債権の未収金対策については、昨年度の包括外部監査において、「私債権の回収実績及び管理の効率化を上げるために、業務の外部委託を進めること」や、「管理を徹底し、債権回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること」などの提言をいただいております。

このうち、業務の外部委託につきましては、本年度新たに外部の専門家である4名の弁護士と債権調査回収業務の委託契約を締結し、債権回収の強化を図ったところであります。

また、債権管理のための条例につきましては、主な債権を所管する7つの課で構成する庁内の検討組織を立ち上げまして、適正な債権管理及び債権放棄を含む債権の整理を促進するための条例制定に向けて検討を行っております。債権管理条例は、既に9つの都府県で制定されておりますので、条例制定後の運用実績等もお聞きした上で、本年度内の条例議案の提案に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 南海トラフ地震に関し、地震発生による長期の避難所生活や車中泊避難における精神的なストレスへの対応についてのお尋ねがございました。

東日本大震災におきましても、避難生活の長期化に伴う精神的なストレスへの対応など被災者の心のケアは大きな課題となりました。本県からも公的病院や民間病院の御協力をいただき、24チーム延べ89名の心のケアチームを被災地へ派遣し、現地での活動の経験などを踏まえ、大規模災害の発災直後から心のケア活動を行うことができるよう、チームの活動内容や関係機関の役割などを定めました災害時の心のケアマニュアルを平成25年3月に大幅に改訂いたしました。

その後、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、発災時に心のケア活動にかかわる市町村の保健師や医療機関の職員などを対象に3年間で延べ287名に研修を行うなど、心のケア活動を実践できる人材の育成に取り組むとともに、新たに国において整備されました災害派遣精神医療チーム——D P A Tの仕組みへの対応を県内の精神科医療機関など関係機関と検討してきたところでございます。

こうした中で、今回の熊本地震におきましても、官民の医療機関に御協力をいただき、熊本県から国を通じて要請のあったD P A Tの派遣

に迅速に対応することができ、4月22日から約1カ月間、7チーム延べ21名の派遣を行ってまいりました。被災地では、他県から派遣された保健活動チームなどとの連携による、避難所における被災者の診察や相談対応、被災者支援を行う行政機関職員等のメンタルヘルスへの支援などの活動は十分に行えたものと考えておりますが、これまでも課題として検討してまいりました活動拠点本部の動き方や指揮命令の徹底などの難しさも実感をしてきたところでございます。

今後、今回の経験を踏まえ、第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、DPATの受け入れ体制の充実、また避難所や車中に避難されている方などの健康管理を行う保健活動チームとの連携のさらなる強化が図られますよう、災害時の心のケアマニュアルを改訂するとともに、引き続き活動を担う人材の養成にも取り組み、南海トラフ地震発災時の心のケア体制の充実に取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 地震発生時の外国人観光客の対応についてお尋ねがありました。

観光分野におきましては、第2期南海トラフ地震対策行動計画の中で、津波浸水想定区域内にある全ての旅館、ホテルにおいて、津波防災対策マニュアルと外国人観光客にも対応した災害時初動対応マニュアルを整備するとともに、高知県観光ガイド連絡協議会と連携し、主なガイドコース上の避難路及び避難場所の設定や、外国人観光客との現場でのコミュニケーション対応に関する研修を実施してまいりました。

今年度からの第3期行動計画では、旅館、ホテルの事業継続計画の策定を推進し、第2期行動計画で整備したマニュアルの実効性を高めるための訓練を各旅館・ホテルで実施するとともに、県において多言語の誘導案内シートなどを

作成して、各施設で活用していただくこととしております。

あわせて、沿岸部の主要な観光スポットへの多言語の津波避難案内板の設置や、観光ガイド団体による避難路や避難場所への誘導訓練を実施することとしております。

お話にございましたさきの熊本地震の発生時には、宿泊事業者から、外国人対応のマニュアルがなく十分な避難誘導ができなかったというお話や、外国人観光客から、避難誘導が日本語であったため理解できなかったといった声が寄せられたとお聞きしております。このため、こうした状況も踏まえまして、5月25日に開催されました南海トラフ地震対策推進本部会議において、第3期行動計画の観光分野の取り組みを加速化、拡充するとともに、新たに発災時における外国人も含めた観光客への情報提供体制も検討していくことといたしております。今後も新しい知見が得られるたびに、観光分野での見直しを行い、より実効性のある対策を講じてまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) まず、本年度県警察が導入する予定のエアボートの仕様、配備先等、また今後の整備方針についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

エアボートは、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における長期浸水エリアでの救出救助活動や行方不明者の捜索等災害警備活動に使用できる小型のボートです。このエアボートは、推進部や操舵部が水面下にないため、水中の障害物の影響を受けず、高速走行が可能であるという特徴を持っており、災害警備活動に相当の効果が期待できることから本年度当初予算で措置していただいたところです。

今回、県警察が導入しようとしているエアボー

トは、市街地の長期浸水地域での使用を想定しています。このため、乗船人員は五、六人程度で小回りのきくもの、また後に述べますように、陸上での移動がトラック等で行えるような大きさのものを念頭に置き、現在具体的な仕様について検討をしております。

このエアボートは、本来は高知市中心部を管轄し長期浸水エリア内に位置する高知警察署に配備することが最適ではありますが、同署は近く建てかえ工事が始められることから、当面は市中心部の浸水域の救出救助活動に即座に対応可能な高知東警察署に配備することを予定しています。この場合、実際にエアボートを出動させるには、車両運搬用のトラックにエアボートを積載して水際まで運搬するといった方法をとることを想定しています。

県警察では、今回導入するエアボートが災害時に大いに活躍することを期待しております。このため、仕様等を確定した後、できるだけ早い時期にその導入を図ってまいりますとともに、導入後はこれを操船する機動隊員等による習熟訓練を定期的に行い、発災時にその効果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

次に、今後のエアボートの整備方針につきましては、まずは今回予算措置をされた1艇を早期に導入し、各種訓練等を通じてその実際の効用をつぶさに検証してまいります。その結果を踏まえた上で、財政事情をも勘案し、来年度以降のさらなるエアボートの導入について検討していきたいと考えております。

次に、本県の警察犬の現状と災害救助犬の導入についてお尋ねがありました。

犯罪捜査や高齢者等の行方不明事案の捜索活動に従事する警察犬は、現在県警察が所有する直轄犬として1頭を運用しているほか、民間の方が所有している犬を嘱託犬として6頭指定しております。

御指摘の災害救助犬は、ただいま申し上げた警察犬とは別に、災害現場における生存者の発見活動に従事する犬です。この災害救助犬は、警察では一部の大規模都道府県警察で保有しているものと承知しておりますが、当県警察では現在保有をしておりません。

災害救助犬は、災害現場での捜索に有用であるとは認識しておりますが、他方これを県警察が保有し運用するとなると、その飼育や訓練担当員の確保、運用経費などの課題も多いことから、現時点では当県警察で導入する具体的な計画は立てておりません。

なお、今後本県で大規模災害が発生し、捜索救助活動に災害救助犬を必要とする場合は、災害救助犬を保有している都道府県警察から応援を受けて運用することを考えております。

最後に、大規模災害発災時の混乱や窃盗被害への対策についてお尋ねがありました。

大規模災害発災時には、議員御指摘のとおり、警察官も被災者になる可能性があります。県警察は、まずは招集できた人員を最大限に用いて人命救助に全力を挙げて取り組むこととなります。同時に、物資を求める人たちが殺到することによる混乱や避難地域での空き巣などの被害の発生も懸念されることから、これらに対しても、優先順位を的確に見きわめつつ対応する必要があります。

従来より警察では、大規模な災害が発生したときには、被災県の要請を受け、他の都道府県警察から緊急援助部隊のほか、警戒・警ら活動等に従事する部隊が応援派遣されることとなっています。これに加え、警察官OBから成る警察支援活動員が、交番などにおいて事件、事故等の発生時における連絡役を務めるなど警察活動の支援を行います。

さらには、自主防犯・防災組織の方々にも、必要に応じて御協力を呼びかけるなどして、で

きる限りの要員を確保し、被災地の治安の確保に努めてまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 税外未収金のうち、協業組合モード・アバンセと協同組合サンモールに対する未収金の現在の状況と今後の対応策についてお尋ねがありました。

これら2件の貸付金に関しましては、これまで担保物件の処分や連帯保証人への請求のほか、詐害行為の取り消し請求などの法的措置も行いながら、回収に努めてきております。

平成28年5月末現在の残高は、モード・アバンセが高度化資金の13億2,069万円とパワーアップ融資資金の11億7,988万円を合わせた25億57万円、サンモールが高度化資金の10億9,711万円となっております。

両組合とも、担保物件は全て処分をされ、現在は連帯保証人からの回収のみとなっております。その人数も、自己破産や連帯保証人の死亡による相続人の相続放棄により、モード・アバンセについては4名、サンモールについては3名となっております。

こうした状況から、債権の回収は極めて厳しい状況ではありますが、今後も定期的に連帯保証人を訪問しての、本人からの聞き取りや公的機関からの通知書などにより、収入や資産の状況を確認しながら、適切な債権管理を行い可能な限りの回収に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 将来的にCLTとシングルウッドパネルのハイブリッド工法も有望であると思うがどうか、またシングルウッドパネルをこれからどのように表舞台に上げるのかとお尋ねがございました。

シングルウッドパネルは、板材を横方向に接着したパネル状の木質建材であり、こうち健康・省エネ住宅推進協議会が県の支援により平成25

年度に開発し、翌年度防火に関する国土交通大臣の認定を取得した製品でございます。本年度は強度に関する大臣認定を間もなく取得できる見込みであると同協議会からお聞きをしております。

シングルウッドパネルのメリットとしましては、木が見える形で活用でき、木のぬくもりを感じる建物の建築が可能となること、また施工性が高く工期短縮によるトータルコストの低減が期待できることなどがあります。さらに、従来の工法と比較して、木材の使用量が増加することから、木材の需要拡大にもつながるものと考えています。シングルウッドパネルの用途としましては、一般の木造住宅に加え、防火の制限を受ける都市部などの建築物や、迅速な対応が必要となる災害時の応急仮設住宅などへの活用が期待できます。また、CLTの高い強度性能やシングルウッドパネルの軽さなど、それぞれの特徴を生かしたハイブリッドによる建築についても有望であると考えています。

他方、シングルウッドパネルには、開発されて間もない製品であるため、広く知られていない、また需要が少なく注文に応じた生産となるためパネル自体の価格が高いといった課題がありますが、先ほど申し上げました強度に関する大臣認定を取得することにより、いよいよシングルウッドパネルの普及拡大に向けた環境が整ってくるものと考えています。

このため、まずは認知度の向上と需要の拡大に向け、設計士や工務店の方々を対象にした講習会の開催や住宅展示会への出展、シングルウッドパネルを活用した建物のPRなどの取り組みを行うことが重要であると考えております。また、コスト低減に向け、シングルウッドパネルの効率的な生産体制を構築していくことも重要になってくると考えています。

県としましては、知事を本部長とする県産材

利用推進本部や、市町村、建築事業者が参加する県産材利用地域推進会議などを通じて、シングルウッドパネルを活用した工法のメリットを周知することなどにより、公共建築物等への活用促進に取り組んでまいります。

あわせて、こうち健康・省エネ住宅推進協議会と連携を図りつつ、同協議会が進めるシングルウッドパネルの普及や木材加工事業者が行う生産施設の整備などの取り組みをしっかりと支援してまいります。こうしたことにより、本県の木材需要のさらなる拡大につなげてまいります。

○19番（浜田英宏君） それぞれ御丁寧な御答弁を賜りまして、本当にありがとうございました。危機管理部長と土木部長に再質問をさせていただきます。

今、危機管理部長の御答弁で明らかになりましたことは、浄水装置、非常に県内一円で偏在性があるということが明らかになりました。とりわけ高知市がたったの2台ということは、これはいかがなものかと思いますが、高知市の危機管理部は一体どのような考えでしているかなど。これは県が指導するというわけにはいかなのでしょうけれども、30万都市、県都ですから、ここにたったの2台というのはどう考えてもおかしいと思います。これを何とかしていただきたいということに対する御答弁をまずいただきたい。

それから土木部長におかれましては、浦戸湾三重防護の御答弁ありがとうございました。新港と浦戸湾入り口とその奥のほうは、いま若松町の海岸堤防もというお話が出ましたけれども、やっぱり浦戸湾の入り口をがっちりとめるというプライオリティーが必要だと思いますが、その答弁をよろしくお願いいたします。

以上2問です。

○危機管理部長（酒井浩一君） 高知市が浄水器

が少ないというのは事実でございます。まず、浄水器の以前に水源としてどれだけ水を高知市が確保しているかということになってくるかと思しますので、まずは水源、どういうふうに関後確保していくか、それにあわせて浄水器をどうするかということにつきましては、これからちょっと高知市とお話をさせていただきたいと思っております。

○土木部長（福田敬大君） 今お話がございました浦戸湾の入り口の整備につきましては、これ国の今直轄事業におきまして、津波の浸入を低減できる第2ラインであります外海に面した海岸堤防の部分を優先的に着手したいというふうに関聞いておるところでございますので、県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

○19番（浜田英宏君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

これは質問ではございませんが、いよいよ間もなく参議院選がスタートいたします。野党の皆さん方は同床異夢状態の選挙協力体制で、仮に自公政権を倒したとしても、その先一体どうするのか、それで果たして日本の政治が安定するのか、それが問われる選挙でもあるんです。もっと言うならば、国民が保守政治を選択するのか、それとも革新政治を選択するのか、まさに天下分け目の戦いでございます。お互い余りレッテル張りを行わないように、正々堂々と戦っていかうではありませんか。

以上で私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時10分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番上田周五君。

（29番上田周五君登壇）

○29番（上田周五君） 県民の会の会の上田でございます。議長のお許しをいただきました。会派を代表しまして質問をさせていただきます。

初めに、熊本県を中心にした一連の地震は発生から明日でちょうど2カ月となります。改めて熊本地震でお亡くなりになられた皆様に謹んで哀悼の意を表します。また、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を強く願っております。

それでは、安全保障関連法についてお聞きをいたします。歴代政権が憲法9条のもとで禁じてきた集団的自衛権行使を解禁する安全保障関連法が3月29日に施行されました。他国軍への後方支援など、自衛隊の海外活動は地球規模に広がる、新しく駆けつけ警護などの任務を与えられる可能性のある自衛隊員にはテロの標的になるおそれが出てくるとして、リスクの議論が不十分ではとの不満も聞かれています。防衛省では、自衛隊が参加している南スーダンの国連平和維持活動PKOに11月から陸上自衛隊第5普通科連隊、青森市を中心とする部隊を11次隊として派遣する方向で調整していることが先月25日までにわかっております。政府は安全保障関連法に基づく駆けつけ警護などの新任務を検討しているのです。このように、ことし3月に施行された安全保障関連法の一つである改正国連平和維持活動——PKO協力法では、自衛隊の武器使用の緩和、武装集団に襲われている国連要員や他国部隊、非政府組織、NGO関係者のいる離れた場所まで向かい、武器を使って

助ける駆けつけ警護や宿営地の共同防衛が可能となりました。この安全保障関連法の施行について、中部アフリカのルワンダ、アフガニスタン、旧ユーゴスラビアなど世界の紛争地に赴き、兵士の武装解除や平和構築の活動に取り組んできた日本紛争予防センター理事長の瀬谷ルミ子氏は、中東やアフリカで欧米諸国の軍事行動に協力するとなるとリスクの種類が違う、自衛隊の紛争地での経験はまだ乏しく危険にさらされる確率が高いとおっしゃられています。瀬谷氏は続けて、NGOも国連機関も軍事組織と一線を画し、現地の人々の信頼を得ることで安全を確保している、自衛隊と連動しているとの誤解が広がれば逆にリスクが高まる場合もあると言われています。こうした中、共同通信社が3月26、27日に実施した全国電話調査では、安保法を「評価しない」が49.9%で、「評価する」の39.0%を上回った。安倍首相はこの結果、つまり安保法に国民の反発が根強い現状を重く受けとめるべきだと存じます。

また、5月13日から15日にかけて高知新聞社などが参院選を前に実施した合同世論調査でも、集団的自衛権の行使などを可能にした安全保障関連法について、高知県民の49.5%が反対し、賛成の32.7%を大きく上回る結果が出ております。本県もおおむね全国と同様の傾向を見せた。安保法への県民の懸念が根強く残っています。知事はこうした現実をどのように受けとめているのか、まずお聞きをいたします。

次に、消費税率の10%への引き上げを2年半延期するとしたことについてお聞きをいたします。消費税の増税はもともと2015年10月に引き上げの予定であったものが、2017年4月に変更されておりました。予定どおり増税を実施するのか、先送りするのか、安倍首相がいつ、どう判断するのかに関心が集まっておりましたが、伊勢志摩サミットで世界経済の危機回避の必要性を

共有したことを踏まえ、増税2年半再延期を決めました。首相の判断や延期理由として挙げた、世界経済が大きナリスクに直面しているとの説明に対し、複数の全国紙が電話による全国世論調査を実施していますが、首相の判断を「評価する」が56から60%に上っており、また理由として挙げた世界経済が大きナリスクに直面しているとの説明には「納得しない」との回答がおよそ60%ありました。10%引き上げについては、首相が今回判断する前の世論調査で、反対が約65%に上っていました。調査結果が示すように、消費税増税には基本的に反対の国民が多いのが現実の姿であります。しかしながら、保育所をふやしたり、介護職の待遇を改善したりするためには議論の余地はあるものと考えます。このたびの消費税増税の延期で社会保障政策に支障が出ることを「懸念している」との回答は50%を超えており、増収分は社会保障費に全額充てられる予定だっただけに、影響が生じることに不安を感じている人が少なくないようでございます。もとより社会保障と税の一体改革の枠組みによれば、消費税率5%引き上げ時増収分約14兆円は全て社会保障の充実、安定化に充てられることとされています。しかしながら、多くの国民は国家財政が多額の借金を抱える中で、本当に全額社会保障に充当されるのか、これまでの経過からしても非常にわかりづらく、その上明確な説明もないことから、非常に不安を持っているのです。政府は、平成27年3月31日に成立した所得税法等の一部を改正する法律等により、消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更されたことにより、消費税率は平成29年4月より10%になりますとし、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省の合同で、国民向けに「社会保障と税の一体改革」という冊子を策定しています。この中で、消費税率引き上げによる増収分につ

いては、全て社会保障に充て、国民みんなが安心して生活できる活気ある社会の流れをつくっていくと宣言をしております。このことを受け、全国の自治体は消費税率10%のうち2.2%は地方消費税分となることから、それぞれの町の中長期にわたる将来プランを描く中で、それぞれに交付されます地方消費税を貴重な財源として見込んでいるものと推測をいたします。それらへの影響も心配されるところでございます。安倍首相には、消費増税の再延期による代替財源の確保策を示す責務があると存じます。

そこでお聞きをします。今回の消費税増税の延期で少なからず本県や県内市町村の今後の行財政運営にも影響が生じると考えますが、知事にお考えをお聞きいたします。

次に、人口減少問題に対する取り組みについてでございます。昨年10月に実施された平成27年国勢調査の人口速報値が発表されました。それによると、高知県の総人口は5年前の平成22年と比べ3万5,995人の減、率にして4.7%減の72万8,461人となりました。一定の人口減は予測されていたものの、改めて厳しい現実を突きつけられたと思います。特に県内34市町村の中で中山間地域を多く抱える自治体では、その減少率が10%を超え、20%近い自治体もございました。また、この5年間で4,000人を割る、いわゆる小規模自治体が4団体もふえ、13団体となりました。そうした現状の中で尾崎県政3期目、実質的な初年度である28年度がスタートし、1四半期の後半に差しかかっております。28年度は対前年度比0.9%増の4,625億円という積極型予算で5つの基本政策と2つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策をスピード感を持って展開されるとしております。

そこでお聞きをいたします。本県が直面する最大の課題である人口減少問題を克服し、人口

減による県民の将来不安を払拭する意味からも、この人口減少問題にどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

この項の最後に、新たな地方自治のあり方について知事のお考えをお聞きします。市町村は住民向けに行政サービスを提供し、その区域の発展のために事業を実施する、これが地方自治の大原則でございます。そんな地方自治の大原則を破り、広域的な発展を目指す動きが広がっております。人口20万人以上で政令指定都市に準じた権限を都道府県から移譲されている中核市など、財政力のある市が事業費とマンパワーを負担し、近隣の市町村を巻き込んで観光振興、産業育成、医療・福祉の提供、公共交通網の整備などなど、人口減少と東京一極集中に立ち向かうには、1市単独の力では限界がある。だが、自治体の枠を超えて取り組めば、発展の可能性は大きく広がるという考え方でございます。人口減少と高齢化が進んで財政が逼迫する今後の日本では、全ての市町村が単独でフルセットのサービス機能を維持することは不可能と思いません。広域連携はそんな現状において発想された地方の生き残り策だと考えます。総務省によると広域連携は、岡山県倉敷市を初め兵庫県姫路市、福岡県久留米市、宮崎市などの中核市が中心となって進んでおり、こうした広域連携の動きについて総務省は、人口減少社会に有効な新たな地方自治の手法だと位置づけ、平成27年度から中心となる自治体に平均2億円の交付税を配分、近隣市町村にも事業費を負担したら最大1,500万円の特別交付税を配分するなど、後押しを始めています。また、東日本では人口約3万人の長野県大町市は中核市でないものの、県の財政支援を受けて近隣4市町村との連携を進めております。こうした事例もございます。

そこで、高齢化が全国より15年先行している本県の実情を考えたとき、県内では高知市が県

内市町村と連携中枢都市圏の形成を目指す協議を進めていくと表明したところで期待もするところでございますが、県としてどう受けとめ、どのようにかかわっていくおつもりなのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次は、南海トラフ地震対策でございます。

まず、住宅耐震化の推進を図る観点からお聞きをいたします。熊本地震による死者は49人、報道によれば49人のうち家屋倒壊による死亡が36人、安否不明が1人、ほか19人について関連死の可能性があるとされています。また、住宅被害は10万棟を超えています。今回の熊本地震では家屋の耐震補強がいかに重要であるかを改めて認識させられました。建築基準法と耐震基準については、1978年の宮城県沖地震を契機に、1981年に建築基準法が改正、必要な壁の量をふやし、極めてまれな地震、震度6強から7級で建物が倒壊しない水準を求めるなど、大幅に耐震基準が引き上げられました。その後、1995年の阪神大震災で多大な木造家屋の被害が出たため、2000年の改正で木造の柱と土台を接合する金具や壁の配置に関する規定を厳格化し、耐震性がさらに強化されました。にもかかわらず、今回の地震では1981年の建築基準法改正以前の家屋倒壊のほかに、1981年から2000年までの木造家屋でも筋交いや壁の量が少ない建物で倒壊が目立ち、また耐震基準が厳しくなった2000年以降に建てられたと見られる木造家屋の全壊が51棟もあることがわかっております。

こうした中、本県においては南海トラフ地震による揺れから命を守る対策の一丁目一番地に住宅耐震化の促進を掲げ、段階的耐震改修への支援制度を創設するなど取り組みを強化しておりますけれども、住宅所有者の負担軽減のためには、土佐町のように耐震改修工事への思い切った補助金上乗せも効果があると考えるところでございます。このような取り組みを県内に広げ

ていくお考えはないのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、県の木造住宅耐震化促進事業についてお聞きをします。本事業は市町村、県、国が一緒になって耐震化を必要とする住宅の所有者を支援する事業です。本事業の対象となる昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、耐震性の有無にかかわらず、県内に約10万戸あると推定されています。一方で、本事業は県に登録された設計事務所や工務店に設計や工事を行ってもらうことが条件となっており、誰にお願いすればよいかかわからないという声も聞こえてきます。また、地震・津波に対する県民意識調査の結果を見ると、52.7%の県民がそもそも住宅の耐震改修に対する補助事業の存在を知らないという状況であり、本事業が県民に浸透し切れていないのが実情であると考えます。

県は今後3年で4,500棟の耐震化を進めていくとの目標を立てておりますが、本事業の周知に向けてどのように取り組むのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、地震火災対策についてお聞きをします。さきの熊本地震においても、住宅火災が発生し、そのことが原因でとうとい命が失われました。本県は昭和46年10月に高知広域都市計画区域が設定され、昭和40年代後半から昭和50年代初めにかけて県都高知市の近郊で住宅開発が進み、多くの団地が造成されました。その団地も40年余りが経過した今、昭和56年5月1日以前に建てられた木造住宅が多く、建物が老朽化し、おひとり住まいの高齢者世帯がふえるなど、一たび地震による住宅火災が発生すると大火につながる危険性ははらんでおります。また、私の住まういの町では、古くから市街地が形成されており、製紙工場と個人住宅が混在、密集する地域が多く、地震による火災が非常に心配されております。他の自治体でもいの町と同様な地域

が多くあると思っております。

こうしたことから南海地震対策への取り組みとして、地震火災対策は大変重要な課題だと考えますが、現在の取り組み状況について危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、高知県津波警報システムについてお聞きをします。本県では東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による津波から命を守る対策の一環として、高知県津波警報システム検討会を立ち上げています。この検討会は高知県沖合で操業する漁業者の生命及び漁船を守るため、地震・津波の発生等を漁業者に対し24時間体制で迅速に伝えるための最適な津波警報システム案の検討を目的としています。現在の高知県の漁船数などの現状は、海面動力漁船は約7,500隻で、そのうち漁業無線を装備している漁船は約1,500隻であり、トン数の大きい漁船は漁業無線を装備する比率が高くなっています。また、今回本県が検討している地震や津波の発生を陸上側から操業中の漁船に知らせる仕組みは見当たらないということでございます。

そこでお聞きをします。この検討会は本年4月に設置され、平成28年度末までに津波警報システム案の決定を目指しておりますが、システムの構築に向けた現状と課題及び期待される効果などについて水産振興部長にお聞きをします。

次に、先日南海トラフに関し、海上保安庁の研究チームが巨大地震発生が懸念される南海トラフに沿って、地震の引き金となるひずみの大きい場所が四国や静岡県、愛知県の沖合に分布しているとの研究成果をまとめ、その論文が5月24日付のイギリスの科学誌ネイチャーに掲載されております。海底の動きから推定した初めてのひずみの分布図で、詳しい被害想定などに役立つとされています。静岡県沖から四国沖に伸びる南海トラフでは、海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいる。これに伴い

陸側のプレートでは北西方向に引っ張られてひずみがたまり、耐え切れなくなるとプレート境界がずれ動いて地震が起こります。海上保安庁は南海トラフ沿いの海底の15カ所に観測点を設置し、年数回、船上から音波を発信して、その位置を測定してきました。2006年度から2015年度にかけては、年間2ないし5.5センチメートル北西に動いていた。静岡県沖から愛知県沖や四国沖などは特に動きが大きく、周囲よりもひずみがたまっている可能性が高いと言われております。いよいよ南海トラフ地震に対する不安、心配が増幅してまいります。こうした中、先月25日に開かれた南海トラフ地震対策推進本部会議では、熊本地震で浮き彫りになった課題について協議がされています。このうち、2度の大きな揺れに対する建物の耐震化についての議題では、住宅、大規模避難所、防災拠点施設、そして医療施設、要配慮者施設の4種類についての検討がされています。

そこでお聞きをいたします。私は以前から住宅の耐震化の必要性和同時に、配慮が必要な乳幼児を預かる保育所や幼稚園の耐震化の重要性を訴えてまいりましたが、これらの施設の耐震化の現状と今後の取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

この項の最後でございますが、南海トラフ地震対策の抜本強化が5つの基本政策に位置づけられた平成24年度以降、5年間で地震対策関連予算額は、総額で約1,600億円に上ります。いかに本県が地震対策に力を入れているのかがわかります。そこで、高知城の耐震化についてお聞きをいたします。

熊本地震では、熊本城のやぐらや阿蘇神社の楼門など国重要文化財の建造物38棟で被害が出ました。文化財建造物の耐震補強については、文科省は1995年の阪神大震災をきっかけに技術的な指針づくりを進め所有者や自治体に耐震補

強を呼びかけてきました。しかしながら、全国の国宝及び重文建造物約4,800棟のうち工事が完了したのは約330棟、また2009年から2014年度に木造の約3,000棟で耐震予備診断を行ったところ、約1,700棟で対策が必要との結果が出ております。重文建造物などの耐震補強には多額の費用がかかることから、木造天守が現存する全国12城で耐震補強を終えているのは平成27年に平成の大修理を終えた姫路城だけでございます。

そこでお聞きをします。国の重要文化財建造物に指定されている高知城ですが、耐震予備診断を行っているのか、行っているとしたらその結果はどうだったのか、そして高知城の耐震化の必要性はないのか、教育長にお聞きをいたします。

インフラの充実についてお聞きをいたします。

まず、道路問題に関してでございます。本県の平成25年度末の道路改良率は47.0%で全国第44位であります。全国平均は61.3%ですので、全国水準から大きく立ちおけております。そのため県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化につながる道路整備の促進に重点的に取り組むことは論をまたないのでございます。こうしたことから、県においては地域の実情を踏まえ、必要性や緊急性の高いインフラ整備に取り組んできました。いわゆる命の道として必要不可欠な四国8の字ネットワーク整備促進については、これまで南海トラフ地震対策の最優先課題として早期の整備を目指して取り組んでおり、県内の供用延長は平成19年度末の88キロメートルから138キロメートルに延び、観光客の増加につながるなど、一定の効果が見られています。しかしながら、依然として東部や西南部にミッシングリンクがあり、整備率は53%にとどまっています。今後さらなる整備の促進に取り組んでいかなければなりません。そして、中山間地域の道路整備でございます。私は平成28年度産

業振興土木委員会に所属し、出先機関の業務概要調査を行いました。各土木事務所長から道路整備などの現状の説明及び関係市町村長からの切実な要望などをお聞きしました。未改良部分が多く残されていること、市街地部と比べ大きく道路改良率が低い現状など、その整備促進の必要性を改めて強く感じました。

中山間地域の再生には言うまでもなく、道路整備の促進は欠かせません。道路利用者の安全・安心確保と中山間地域の活性化を支援する意味からも、未改良部分の整備が急がれていると思います。1.5車線の道路整備の今後の取り組みについて土木部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域の1.5車線の道路整備とあわせ、地域と地域を結ぶ緊急輸送道路整備の促進も急務であります。南海トラフ地震時の孤立解消や避難路の確保など、復旧・復興のために重要な役割を担う道路でございます。今後の整備促進や地震対策の取り組みについて土木部長にお聞きをいたします。

次に、土砂災害防止対策の整備促進に関してでございます。土砂災害から人命を守るための対策が急がれていると思います。熊本地震の死者は49人、うち土砂崩れによる死亡は9人でございます。このため南海トラフ地震対策の一環として、地域住民の安全・安心を確保するための砂防、急傾斜地崩壊対策及び地すべり対策並びに土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、土砂災害警戒区域等の指定を進めるための砂防等基礎調査の推進などが必要だと考えますが、今後の土砂災害防止対策について土木部長にお聞きをいたします。

この項の最後に高知県民、特に高知市以西、国道33号沿線沿いの県民の皆様が待望久しかった国道33号高知西バイパス枝川―天神インターチェンジが去る3月5日に開通しました。私は長い間いの町役場で執行部の経験がありまして、

高知西バイパス事業に直接かかわった者として、この瞬間のためにこれまで多くの犠牲があつて今日があるということを強く感じたことでございました。この枝川―天神インターチェンジ間2.9キロの開通で高知西バイパス9.8キロメートルの9割近くが完成し、いの町の国道33号を迂回できるようになり、慢性的な交通渋滞が解消されました。この一大プロジェクトを少し振り返ってみます。

国道33号の交通渋滞の解消を図るため、西バイパス計画は昭和49年に計画されました。そして、昭和50年9月高知県議会定例会で私の郷里の大先輩であり、師と仰ぐ田上繁利元県議がこの課題を取り上げ、その必要性を訴えました。以来四十有余年という長い歴史と歳月の中で紆余曲折もありましたが、国及び県の御協力のもと、多くの地権者及び地元の関係者の御理解、そして歴代の伊野町長を初めとする行政関係者の並々ならぬ努力、そして犠牲の上に今日こうして開通の運びとなったことを今現在、本事業に携わる行政関係者は決して忘れてはならないと強く思っております。

さて、冒頭申し上げましたように、いの町内の交通渋滞は解消されましたが、鎌田インターチェンジから県道いの土佐線を経由し、国道33号と交差する箇所では、朝夕のラッシュ時にはしばしば渋滞が発生しています。このため沿線の住民は残る鎌田―波川間の一日も早い完成を切望しています。全線開通の暁には、日高村を初め仁淀川流域の町村では、高知市への通勤圏となることはもちろん、過疎対策の面でも大いに期待されます。

もちろん、本事業は国直轄事業ではございますけれども、県としましても、先ほど申し上げましたように、過去の経緯を踏まえた上で残された鎌田―波川間1.5キロメートルの早期完成に取り組んでいただきたいと存じますが、土木部

長にお聞きをいたします。

仁淀川流域の治水対策についてお聞きをいたします。

まず、一級河川仁淀川の河川整備についてでございます。高知西バイパスいの大橋の下流から支川の宇治川排水機場の樋門はけ口付近にかけては、近年特に堤外に立木、樹木が生い茂り現場はまるで密林のごとくの状態になっております。

このため洪水時における本川流下能力の低下や支川の宇治川排水ポンプの排水能力の低下の心配に加え、河川が平常時に戻ったときも洪水時に樹木にかかったりあくたなどがそのままの状態で見物的にもよろしくなく、樹木の伐採などの地元要望が絶えません。執行部におかれても、一度現地調査を行いしかるべき対策を講じるべきだと考えますが、土木部長にお聞きをいたします。

次に、仁淀川の支川、一級河川宇治川流域の浸水対策でございます。

宇治川流域に開けるいの町枝川地区は、奥に行くほど地形的に低くなっております。このため大雨のたびに河川の氾濫により、周辺住家の浸水や国道33号の冠水で通勤、通学、さらにはいの町内等の工業活動に支障を来し、県民生活が一時麻痺する事態を繰り返してきました。平成26年8月の記録的大雨による浸水被害は記憶に新しいところでございます。こうしたことから、歴代の伊野町長は、宇治川流域の治水問題を町の最重要課題の一つに掲げ、その対策に力を注いでまいりました。小さな河川だった宇治川を一級河川に昇格させ、国、県の御指導のもと、宇治川の河川改修工事や排水機場のポンプ設置など治水対策を飛躍的に進めた井上長英元町長、そしてその流れを引き継ぎ一旦事業の進捗が危ぶまれた仁淀川床上浸水対策特別緊急事業・新宇治川放水路事業を完成まで導いた伊藤

建男元町長、この2人のもとで仕えた私は、いつも雨季になりますと当時のことを思い出します。私もこれまでの経験をもとに、平成18年2月の予算委員会で当時の久保田土木部長に、宇治川支川の県管理河川、天神ヶ谷川河川災害復旧助成事業の進捗状況とその上流部の改修の必要性と今後の改修への取り組みについて質問したところ、部長は天神ヶ谷川の上流部では国直轄事業の国道33号高知西バイパス事業が進んでいる。御指摘の上流部の改修については、バイパス事業と一体的に整備することが不可欠だ。このバイパス事業の進捗状況を見ながら、西バイパスが影響する区間については、下流と同じ断面で同時期に施工したいと考えている。当時大変前向きな御答弁をいただきました。その答弁どおり、現在宇治川流域では、県におかれましては、高知西バイパスの進捗に合わせまして、天神ヶ谷川上流部の河道掘削・河川改修工事を急ピッチで進めてくれております。また、国におかれましては、宇治川排水機場の排水ポンプ増設工事を施工いただいております。工事の箇所が国道33号に沿っていることから、いの町民のみならず、多くの県民の皆様がこの工事の進捗状況について大変注目をしておりますし、一日も早い完工を願っております。

そこで、天神ヶ谷川の改修工事の進捗状況はどうなっているのか、土木部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、先月30日に国土交通省は過去最大の降雨実績などをもとに設定した想定最大規模降雨で仁淀川や四万十川などの大規模河川が氾濫した場合の浸水域や家屋倒壊が発生する範囲を公表しました。それによりますと、各地で堤防が同時に決壊した場合に、仁淀川流域では約700ヘクタール、四万十川などの流域では約1,200ヘクタールのエリアで家屋倒壊のおそれがあるという内容でございます。また、高知河

川国道事務所によりますと、仁淀川流域で想定最大規模降雨48時間の総雨量が904ミリメートルがあった場合、高知市、土佐市、いの町、佐川町、日高村の5市町村で約4,800ヘクタールが浸水するというものでございます。この内容に驚いたのは私だけでしょうか。一体治水対策はどこまで進めたらよいのでしょうか。これまでの治水対策が根本から変わるような気がしてなりません。

そこでお聞きをいたします。今後、国土交通省、気象庁、関係自治体などをつくる協議会で減災対策を検討するとされていますが、どのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、「志国高知 幕末維新博」についてお聞きをいたします。

まず初めに、坂本龍馬記念館増築・改修工事の入札不調についてお聞きをいたします。先月、坂本龍馬記念館工事の入札が不調になったことで、「志国高知 幕末維新博」の第2幕の開幕が当初の予定から3カ月おくれ、2018年4月の開幕になるとお聞きをしています。4月の開館ということであれば、旅行会社における旅行商品づくりなど博覧会への影響は少ないとは思いますが、これ以上開館がおくることがないようしっかりと対応をしていく必要があると思います。

今回の入札不調の原因がどこにあるのかについて文化生活部長にまずお聞きをいたします。

次に、県内の20の地域会場についてですが、今回の博覧会は県内に存在する歴史資源を磨き上げ、その歴史資源や地域の食、自然などを一体的に周遊できるコースを整え、多くの誘客を図るとともに、国際観光にも対応できる観光振興につなげていくことを目的とし、その関連予算も歴史観光資源等強化事業費補助金5億4,000万円として計上されております。

歴史博が盛り上がるかどうか、20の地域会場

の充実強化が一つのキーポイントになると考えます。スケジュールがタイトな中で、開幕に向け万全な準備が必要となりますが、どのように取り組んでいくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、第1幕のメイン会場となる高知城歴史博物館ですが、期間中10万人の来館者を見込んでおられます。受け入れ対策、特に駐車場対策が課題となろうかと存じますが、その対策について、また高知城周辺の環境整備も必要かと存じますが、あわせて観光振興部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、県と観光コンベンション協会との連携によるプロモーションの取り組みについてでございます。今回の歴史博では、プロモーション事業の一環として全国のさまざまな地域との連携をコンセプトに、平成の薩長土肥連合が他県で開催するイベントとの連携を初め、幕末・明治維新に関係の深い地域と連携したプロモーション展開を図っていくとしています。関係が深い地域といえば、北海道が挙げられます。そして、北海道と関係が深い人物といえば、坂本龍馬をおじに持つ坂本直寛です。直寛は幕末から明治にかけて活躍し、明治30年、1897年に北海道北見に一族挙げて移住し、現在の北見市開拓の先駆者となった人物です。ここで少し直寛の人物像とその足跡を紹介いたします。

直寛は嘉永6年、土佐の国安芸郡安田村に高松順蔵・千鶴夫妻の次男として生まれ、千鶴さんは龍馬の一番上の姉です。17歳のとき、坂本権平の養子となって南海男を名乗り、1876年には立志学舎において西洋の学問を修め、自由民権運動に参加し、1884年に高知県議会議員に当選。翌1885年に高知基督教会設立に伴って、武市安哉や片岡健吉、板垣銚太郎らとキリスト教会に入信して、1887年に南海男から直寛に改名しております。そして、1897年にはさきに述べ

ましたように北海道に移住し現在の北見市開拓の先駆者となっております。そして、1911年、札幌で永眠するまで約13年間にわたり北見教会などを設立して、旭川師団の軍人に対する伝道などに務められております。

以上、坂本直寛を紹介しましたが、このように本県には幕末から明治にかけて北海道に渡り開拓に取り組んだゆかりの人物がおいでます。

そこで提案をさせていただきますが、今回の歴史博プロモーション事業に北海道との連携も加えることを検討されてはと存じますが、観光振興部長にお聞きいたしまして、この項を終わります。

高知県の教育大綱についてでございます。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本県の教育及び文化等の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにした上で、それを実現するための施策について定められたものでございます。期間は平成28年度から平成31年度までの4年間となっております。その進捗管理は県の総合教育会議において協議、確認を行うとされております。この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗を勘案し、適宜見直しするとされております。私はこの大綱は教育版の総合計画であるとの認識に立っております。

具体的には、向かう4年間でこの目標に向かって取り組んでいくわけですが、一番大切なのは、大綱を策定する過程で県教育委員会と市町村教育委員会との間で本県教育の現状や課題を洗い出し、県の大綱に定めようとする施策の基本方向などについて、どこまで連携・協働されたのかどうかであります。この点について、まず教育長にお聞きをいたします。

次に、大綱では、目指すべき人間像として、1つ目の基本理念を学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

の育成とし、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を2つ目の基本理念としています。そして、2つの基本理念の実現に向けた取り組みの目標として、知・徳・体の3つの分野で数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底していくとされております。基本理念や基本目標を実現していくために、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取り組みの方向性として、チーム学校の構築など5つの取り組みの方向性と10項目にわたる施策の基本方向を定めております。

この取り組みの方向性と10項目の基本方向に基づき、具体的な取り組みを今後展開していくわけですが、基本理念が実現するためには、いわゆる実施計画とも言われます10項目の施策の基本方向がそれぞれにかみ合う必要があるかと思っております。それには県と市町村教育委員会の連携はもちろんですが、私は家庭や地域と学校、教育行政等との信頼と協調をどこまで図れるのが最大のポイントになるかと存じますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、基本理念やその目標を実現していくための具体的な取り組みの展開です。私は以前から小学校における教育・保育環境と保育所等での教育・保育環境とは随分違いがあることから、子供たちが戸惑わないように就学前の教育の充実、いわゆる幼児・家庭教育の重要性、必要性を訴えてきました。例えば就学前と小学校の教育・保育環境の違いが保護者を含め保育者や教員に十分認識されておらず、このことが原因で小学校に入学後に集団行動ができない、授業中に歩き回るなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えるところです。そのため大綱では、基本方向として「就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる」とありますが、全く

同感でございます。

そこでお聞きをいたします。ここで言う教育・保育環境の整備の具体的な取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

この項の最後に、厳しい環境にある子供たちへの支援についてでございます。我が国においては、大きな社会問題となっております子供の貧困ですが、本県においてはさらに深刻でございます。数字的には、日本における子供の貧困率は、平成24年には16.3%であり、これは子供の約6人に1人の割合でございます。生活保護被保護率や就学援助率、ひとり親世帯比率が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい状況にある子供の割合はさらに高いことが推測されます。

そのため施策の基本方向では、「厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する」とありますが、その具体的な取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

最後に、買い物支援を初めとした高齢者の生活支援についてでございます。

住民の高齢化や地元小売業の廃業などで買い物弱者がふえています。スーパーなどが遠く、食料品の購入に不便を感じている、いわゆる買い物弱者が増加しています。本県においては、近年中山間地域のみならず、市街地部においてもこうした現象が多く見られるようになってまいりました。ひとり住まいの高齢者など外出が困難な人が県内にふえています。車などの移動手段を持たない高齢者にとっては、日常の暮らしをする上で切実な問題となっております。こうした中、県においては、条件不利地域である中山間地域に限って生活を守る視点から、生活用品確保等支援事業において、地域内で生活用品を確保するための移動販売に使用する車両購入費などを補助対象とし、中山間地域で暮らす方々

の生活支援をしています。しかしながら、先ほど申し上げましたように、都市部においても地元商店街の衰退等により、これまでの地域に根づいてきました小売業の廃業が相次ぎ、買い物弱者が急増しています。こうした中、県では今年度、中山間対策・運輸担当理事所管において、県内全市町村を対象に管内における買い物代行や移動販売車の運行状況について実態調査を実施するとお聞きをしておりますけれども、こうした調査結果を踏まえ、県の施策の充実強化に役立てていただきたいと存じます。

さらに、今後の高齢化のさらなる進行を見据えたとき、従来の対策に加え、買い物支援を初めとして配食、見守りなど、高齢者に対するさまざまな生活支援の充実強化を図るべきと考えますが、地域福祉部長にお聞きをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安全保障関連法への県民の懸念が根強く残っていることへの受けとめについてお尋ねがありました。

私は従前から、安全保障上の問題が多様化し、厳しさを増す中、いずれの国も一国のみではみずからの平和と安全を守ることができない状況に鑑みれば、新しい安全保障に関する法制度が必要だと申し上げてまいりました。そうした中、本年3月、安全保障関連法が施行されましたが、御指摘のように直近の世論調査結果では、安全保障関連法に反対と答えている方が県民の中に50%近くいる状況にあります。こうした世論の背景には、法律の施行により、御指摘のように自衛隊員に新たな任務が加わることになり、それに伴う新たなリスクが想定されることや、将来の政権が法律を恣意的に運用し、暴走してしまうのではないかとといったことを心配されてい

る県民の方も多いということがあるのではないかと思います。

政府においては、法律の施行後においてもこうした世論がある状況を踏まえ、自衛隊員の安全確保のための具体的な仕組みの整備や安全に任務を遂行するための必要な教育や訓練など十分な準備を行うとともに、恣意性を排除するための個別具体的な議論を積み重ねながら、安全保障関連法について国民の皆様丁寧に説明をしていただきたいと考えております。

次に、消費税増税の延期による本県及び県内市町村の今後の行財政運営への影響についてお尋ねがございました。

消費税増税の延期による行財政運営への影響としては、消費税増税分を充当する予定であった社会保障施策の充実への影響や財政運営への影響が考えられます。

まず、社会保障施策への影響につきましては、消費税の増税分を充当して、子ども・子育て支援や医療・介護など社会保障の充実を図ることとされておりましたが、今回の延期により優先順位をつけて対応せざるを得なくなったものと認識しております。安倍総理は社会保障の充実について、保育や介護などを優先的に先行実施する考え方を示され、事業の優先順位をつけて最大限に取り組むことを表明されておりますものの、どの事業から充実を図っていくかという具体的な内容については、今後議論を要するものと認識をいたしております。

次に、今後の財政運営への影響につきましては、今回の延期により昨年9月にお示した中期的な財政収支の見通しに比して税収が減少することが見込まれます。しかしながら、昨年閣議決定された国の経済・財政再生計画において、地方の一般財源総額については、平成30年度までにおいて、平成27年度と実質的に同水準を確保するとされているように、税収が減少したと

しても、地方交付税等を通じた調整により一般財源総額は確保されるべきものと考えております。

この経済・財政再生計画によることとなれば、増税の延期が直ちに今後の本県及び県内市町村の安定的な財政運営に支障を及ぼすことはないものと認識しておりますが、今後も国の動向をしっかりと注視しながら、引き続き本県の直面する課題に迅速に対応するとともに、必要な政策提言も行い、安定的な行政運営を期してまいりたいと、そのように考えております。

次に、本県の人口減少問題にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

私は、人口減少による負のスパイラルを克服することが南海トラフ地震対策に並ぶ県政運営上の最大の課題であると考え、経済の活性化など5つの基本政策と少子化対策や中山間対策の抜本強化など2つの横断的な政策を掲げて挑戦を続けてまいりました。

これまでの取り組みによりまして、例えば本年4月の有効求人倍率が過去最高の1.07倍となるなど、本県経済は全体としてはよい方向に向かっており、これに伴い人口の社会減も過去の景気回復局面に比して2分の1程度に縮小するなど、一部では手応えを感じてはいます。しかしながら、いまだ人口減少の負のスパイラルは続いている状況にあります。

こうした中で、本県人口は2060年には約39万人まで減少するとする国の推計も出されておりますが、本県としましては、これを約55万7,000人に踏みとどまらせ、将来的な人口の若返りと人口増への転換によって、活力ある持続可能な高知県を目指す高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。さらに、この3月には第3期となる産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などを反映した施策を盛り込んだ平成28年度版の総合戦略へとバージョンアップ

をしたところであります。

この総合戦略では、目標を実現するため、若者のさらなる県内定着や増加と出生率の向上を目指し、次の4つの施策を連続的に講じていくことを打ち出しまして、年度当初から全速力で取り組みを進めているところでございます。

4つの施策、そのうちの第1の施策は、地産や外商の取り組みを一層強化し、その成果をさらに力強く拡大再生産の好循環につなげることで安定した雇用を創出することです。既にこの4月から第3期産業振興計画に基づく、それぞれの取り組みがスタートしております。例えば地産の強化では、四万十町に県内のトップモデルとなる次世代型施設園芸団地が完成しており、栽培の始まる来月から70名を超える方が雇用されるとお聞きをしております。また、外商の強化では、ものづくり地産地消・外商センターの東京営業本部を4月にオープンし、首都圏での営業活動を開始したところであります。

さらに、拡大再生産の推進に向けまして、地域地域に多様な仕事を生み出す地域産業クラスターの形成を目指して、庁内にコーディネーターを配置するとともに、地域産業クラスター化推進チームを立ち上げ、クラスタープロジェクトごとに事業化につなげる体制を整えました。まずは、16のクラスタープロジェクトの充実と着実な推進に向けて取り組んでまいります。

第2の施策は、このように地産外商による働く場の創出により、若者の県外流出を防止するとともに、平成31年度に県外からの移住者数を年間1,000組とするという高い目標を掲げて移住促進などに取り組むことです。例えば移住施策では、今年度から特に都市部の志のある方々を本県に呼び込むアクティブな取り組みとして、担い手を求めている県内の産地や事業体をめぐるツアーを大幅に拡充することとし、今月末から本格的に実施をしております。また、

移住希望者の受け皿を広げるため、市町村と連携し、移住者向け住宅の確保などに取り組むとともに、今後高知版C R Cについても具体化を進めていくこととしております。

第3の施策は、第1と第2の施策を中山間地域において重点的に取り組むとともに、あわせて集落活動センターなどの小さな拠点づくりの取り組みなども行うことです。こうした取り組みによって、都市部に比べて相対的に出生率が高い中山間地域における若者の増加につなげてまいります。

第4の施策は、県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることができるよう、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない少子化対策をもう一段強化するとともに、女性の活躍の場の拡大に向けて、働きながら子育てできる環境づくりに取り組むことです。例えば少子化対策につきまちは、官民協働の取り組みとして、本年3月に高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、先月末までに138の企業、団体に登録いただくとともに、会員制のマッチングシステムも4月からスタートし、先月末時点で436人の方に登録をいただいて、お引き合わせも始まっているところであります。

第1と第2の施策によって、若者の定着と増加を図り、第3と第4の施策により出生率の向上を図るとともに、この4つの施策が好循環を生み出し、人口の社会増と自然減の緩和につながることを目指しているところであります。今後ともP D C Aサイクルの徹底と官民協働、市町村政との連携・協調のもと、この4つの施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、高知市を中心とした連携中枢都市圏について県としてどう受けとめ、どうかかわっていくかについてお尋ねがございました。

連携中枢都市圏は、新たな広域連携の形とし

て、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、人口減少・少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点的形成しようとするものであり、本県では高知市が県内全市町村を圏域とした都市圏の形成に向け、県内の市町村と連携事業などについて協議を始めたところでもあります。

県としましても、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現のためには、県人口の約46%を有する高知市に、他の市町村をさらに力強く牽引していただくことが大変有効であると考えております。

その際、仮に高知市が周辺市町村のみと連携中枢都市圏を形成することとなれば、高知市及び周辺部への一極集中がさらに進み、中山間地域のさらなる衰退を招くという懸念があります。このため県としましては、県内全市町村を圏域とした連携中枢都市圏を形成することが有意義と考え、高知市ともこうした考えを共有させていただいたところでもあります。

連携中枢都市圏の取り組みを推進するに当たっては、県の各産業振興推進地域本部が高知市と各市町村のパイプ役となって、地域での意見集約や市町村役場との調整を行うとともに、本庁においても連携事業の磨き上げやその後の進捗管理を高知市とともにを行います。このことなどにより、連携中枢都市圏の取り組みが県勢浮揚に向けたより効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、耐震改修工事への補助金の上乗せの取り組みを県内に広げていく考えはないかとお尋ねがございました。

耐震改修工事については、これまで92万5,000円を上限とし、その4分の3を国と県が負担す

る補助を実施しております。さらに、平成27年度からは市町村が独自に補助金を上乗せする場合も、その4分の3を国と県で負担することで市町村の取り組みを促しております。

現在15市町村において耐震改修工事に対する補助金の上乗せを実施しており、最も大きいところで上限額は152万5,000円となっております。補助金の上乗せは住宅所有者の経済的負担を軽減し、住宅の耐震化を加速させる効果が高いことから、今後も市町村に対して普及に努めてまいります。

次に、木造住宅耐震化促進事業の周知にどのように取り組むのかとお尋ねがございました。

この事業の周知については、住宅所有者を個別に訪問し、直接制度の内容を伝えることが効果的であります。このため、市町村が行う戸別訪問に要する費用について、平成26年9月補正予算から支援の対象としており、今年度は25市町村で戸別訪問が実施される予定です。

戸別訪問の取り組みが進んでいる市町村においては、耐震改修がふえる傾向が見られることから、全ての市町村が戸別訪問を行うように取り組みを進めています。戸別訪問の際には、耐震化の必要性や代理受領制度を含む事業の内容を御説明するとともに、地域の登録事業者のリストなど、事業の着手に必要な情報も提供いたします。

さらに、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した広報を予定しているほか、今年度中に全戸配布を予定しておる冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂版等を活用して事業のPRも行ってまいります。

これらの取り組みにより、住宅所有者に対して事業の周知の徹底を図り、より一層耐震化を促してまいります。

次に、インフラの充実について、中山間地域における1.5車線の道路整備の今後の取り組みに

についてお尋ねがございました。

中山間地域の集落の維持・再生のために道路は重要なインフラであると認識をしております。しかしながら、本県の道路整備は急峻な地形を縫うように走る道路が多く、整備に要するコストが高くなることなどから、全国に比べて大きく立ちおけております。このため、住民生活や経済活動など地域の実情を踏まえ、少ないコストで道路の整備効果を早期に発現できる1.5車線の道路整備に積極的に取り組んでおり、地元の皆様方から一定の評価をいただいていると認識をしております。今後も引き続き中山間地域の安全・安心の確保と産業振興を支援するために、集落活動センターと地域の拠点を結ぶ道路などにおいて、1.5車線の道路整備を着実に進めることとしており、今年度は58路線で事業を実施してまいります。

次に、緊急輸送道路の今後の整備促進や地震対策の取り組みについてお尋ねがございました。

緊急輸送道路は、南海トラフ地震発生直後から負傷者の救助や救援物資の輸送など重要な役割を果たす道路であることから、これまでも重点的に整備を行ってきたところです。しかしながら、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率は63%にとどまっており、まだまだ整備を促進する必要があると認識をしております。

また、県が管理する緊急輸送道路で耐震補強が必要な橋梁では、約9割の耐震対策が完了しており、残る橋梁についても全て対策工事に着手をしております。現在、平成30年度の完了に向けて取り組んでいるところでございます。今後も引き続き緊急輸送道路の整備に重点的に取り組むとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化など、地震対策についても着実に進めてまいります。

次に、今後の土砂災害防止対策についてお尋

ねがございました。

これまでも命を守るための土砂災害防止対策として、住民の避難体制を支援するソフト対策と砂防施設を整備するハード対策を一体的に推進してまいりました。

ソフト対策としては、住民に危険な箇所を周知し、土砂災害に対する防災意識を高めて、適切な避難を図ることが重要でございます。そのための対策として、土砂災害のおそれのある箇所を明らかにするため、砂防等基礎調査を加速し、平成31年度の土砂災害警戒区域の指定完了を目指しております。また、防災意識の向上を図るために、自主防災組織や小中学校を対象とした土砂災害に関する防災学習会に力を入れており、本年度は120回以上の開催を目標にしております。さらに、土砂災害による河道閉塞を想定した大規模な土砂災害の避難訓練を実施しております。本年度はいの町吾北地区など計5カ所での実施を予定しております。

ハード対策としては、避難所や避難路及び要配慮者利用施設などの保全を優先して砂防堰堤や山どめ擁壁を整備しております。今後も土砂災害による犠牲者ゼロの実現を目指して、これらの対策を推進してまいります。

次に、国道33号高知西バイパスの鎌田一波川間の早期完成に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

高知西バイパスについては、国道33号の交通渋滞の緩和などを目的として整備が進められており、平成24年度に天神インターチェンジから鎌田インターチェンジ間が、本年3月には枝川インターチェンジから天神インターチェンジ間が開通いたしました。

この結果、バイパスへ交通が分散し、長年地域の大きな課題であった市街地の渋滞が緩和され、また生活道路の安全性が向上するなど、その整備効果が確実にあらわれております。しか

しながら、国道33号の波川交差点では朝夕に渋滞が発生することもあり、これを解消するためにも、残る鎌田インターチェンジから波川間を早期に整備する必要があると認識をしております。このため国においては、本年度、鎌田インターチェンジ付近の橋梁工事などを推進し、早期開通に向けて取り組んでいくと聞いております。

県といたしましても、当該区間が開通することによって、仁淀川流域へのアクセスがさらに向上し、地域の産業振興や交流人口の拡大などにも寄与すると期待されますことから、早期開通に向け引き続き国と連携して取り組んでまいります。

次に、洪水時の流下能力の低下などが心配されることから、仁淀川の高知西バイパスいの大橋下流から宇治川排水機場付近の堤外の樹木について対策を講じるべきではないかとお尋ねがございました。

仁淀川河川整備計画では、流下能力が不足する区間において、河川内の樹木の伐採や掘削を行い、必要な河川断面を確保することとしております。現在、国において土佐市新居地区や用石地区で流下能力を確保する事業が実施されており、今年度は新居地区で掘削などを行うと聞いております。

御指摘のありましたいの町音竹付近では、現時点では流下能力が確保されていることから、掘削などの計画はありませんが、河川内の樹木が大きくなってくれば対策が必要となることから、早目早目の対応を行うなど、適正な管理を国に要請してまいります。

次に、天神ヶ谷川の河川改修工事の進捗状況についてお尋ねがございました。

天神ヶ谷川は、一昨年8月の台風による浸水被害を契機とし、再度災害を防止するため、床上浸水対策特別緊急事業の新規採択を受けまし

た。総事業費は約38億円、平成27年度からの5年間で延長600メートルの河川改修工事を実施するものでございます。これまでに、高知西バイパス周辺の護岸工事やその上流の用地買収を進めており、現時点での進捗率は事業費ベースで約23%となっております。

本年度は引き続き用地買収を進めるとともに、上流の河道拡幅や護岸工事に着手する予定でございます。今後も国やいの町と連携し、平成31年度の完成を目指し鋭意取り組んでまいります。

最後に、国土交通省が公表した想定最大規模降雨による浸水想定などに対して、協議会で減災対策にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

お話にありましたように、四万十川、仁淀川、物部川、それぞれの河川において国、県、流域市町村で構成する、大規模氾濫に関する減災対策協議会が新たに設立されたところです。

この協議会は、想定最大規模の降雨によって大規模な氾濫が発生した場合にも、水害からの逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を目指し、社会全体でどのように備えていくのかについて検討をしていくものでございます。今後は越水した場合でも、決壊までの時間を引き延ばすようなハード対策や円滑な避難行動のための周知方法、避難体制の確立、適切な水防活動の取り組みなど、住民の視点に立ったソフト対策について協議を行う予定となっております。

これらのソフト対策を実効性のあるものとするためには、市町村の取り組みが大変重要となることから、県として全力で支援を行ってまいります。あわせて、全国的に取り組む課題であるため、国に対して積極的な支援をお願いしてまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策における地震火災対策の現在の取り組み状

況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生し、木造住宅が密集している市街地で火災が発生しますと、消火が間に合わず延焼が拡大し、大きな被害が発生することが予想されます。そのため、平成26年度に火災の専門家による検討会を立ち上げ、本格的に地震火災対策に取り組むことといたしました。

この検討会では、出火防止、延焼防止、安全な避難という3つの視点で、住民や行政が行うべき取り組みや地震火災対策を重点的に進める地区の検討を行い、平成27年度には検討結果を取りまとめた地震火災対策指針を策定いたしました。重点的に対策を進める地区は、11市町19地区となっており、指針策定後、県とこれらの市町で連絡会を設置し、連携して地震火災対策を進めております。

また、昭和の南海地震において、火災で大きな被害を受けた四万十市中村地区では、他の地区のモデルとして先行した取り組みを進めていただいております。昨年度、四万十市は出火防止対策として、揺れにより電気を遮断する感震ブレーカーをこの地区の全戸に配布いたしました。今年度からは延焼防止や安全な避難についても具体的な取り組みを進めていただくこととしております。

他の市町につきましては、今年度から四万十市の取り組みを参考に、それぞれ具体的な対策に着手していただくこととしております。また、感震ブレーカーの配布につきましては、全ての地区で平成31年度には完了する予定です。

地震時の火災対策につきましては、具体的に検討すべき課題が多く残されておりますが、今後とも市町村と連携し、しっかりと進めてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 高知県津波警報システムの構築に向けた現状と課題及び期待され

る効果などについてお尋ねがございました。

高知県津波警報システム検討会は、本県の沖合で作業中の漁船に対して24時間体制で地震と津波の発生などを迅速に伝えるシステムの構築を目的として本年度に設置いたしました。

この5月に行われた第1回検討会では、システム構築の基本的な方向として、まず津波を伴うことが想定される大規模な地震が発生したことを迅速に伝達すること、次に県内の全ての漁船への情報伝達を目指すこと、そのためには漁業無線の活用をするとともに、携帯電話やラジオなども含めてより確実に情報を伝達することなどを確認いたしました。

また、今後の検討課題といたしましては、24時間体制で通報する仕組みや双方向での通信の必要性、あるいは伝えるべき情報の選択、システム整備と運用に係る費用負担のあり方などが考えられます。加えまして、地域ごとに漁業無線で複数の周波数を使用している個々の漁船に対して、迅速かつ確実に情報を伝えるための漁船相互のネットワークづくりなど、ソフト面での対応も必要かつ重要になってまいります。

この検討会は、漁業関係者、学識経験者、気象庁、関係市町村などで構成されておまして、具体的なシステム検討においては、より幅広い観点からこれらの課題の解決策を検討いただくことで、最適なシステムとなるよう取り組みを進めてまいります。

システムの構築によりまして、漁業者の命と漁船、財産を守ることができるとともに、家で待つ御家族の方々の不安を少しでも軽減することにつながると考えています。あわせて、被害を免れた漁業者及び漁船は、被災後の海上からの物資輸送や漁業復興に大きく貢献することが期待されると考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 南海トラフ地震対策に

関連して、まず保育所、幼稚園の耐震化の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

みずからの身を守る能力が低い乳幼児の生命を南海トラフ地震から守るために、保育所や幼稚園等の施設の耐震化を重要課題として取り組んでまいりました。その結果、平成28年3月末現在の耐震診断の実施率は89.2%で、耐震化率は88.1%となっております。今後、市町村立の保育所や幼稚園等においては、施設の統廃合や高台への移転改築を予定している施設以外は、平成30年度末には耐震化が終了する予定です。

一方、民間の保育所や幼稚園等においては、ほとんどの施設が平成30年度末には耐震化が終了する見込みですが、5施設については経費の確保が困難などの理由により耐震化のめどが立っておりません。

県といたしましては、耐震化の計画がある施設に対しては、確実に実行していただくよう要請するとともに、計画が立てられていない施設に対しましては、引き続き耐震化に向けて働きかけるとともに、必要な財政支援についての情報提供等を行ってまいります。

また、子供たちの安全確保については、施設の耐震化とともに津波浸水区域にある施設の高台への移転が重要だと考えております。

県といたしましては、平成26年度から市町村や施設の方々のヒアリング等を通じて、早期に高台移転が必要な施設を20園選定しております。その中で、既に6園については統廃合も含めて移転を終了し、今年度中には5園が移転改築を予定しております。残りの施設につきましても、移転先の候補地が決定するなど具体的に進んでいるところもあり、準備が整い次第、整備が進むよう財政支援や助言等を行ってまいります。

次に、高知城の耐震予備診断の実施の有無や

耐震化の必要性についてお尋ねがございました。

高知城につきましては、平成21年度に文化庁が耐震予備診断を実施したところ、9つある建造物のほとんどは耐震性を確保しているという結果が出ましたが、本丸の西にある黒鉄門のみ基礎の石積みに変形が見られ、建造物に影響を与えているという判定を受けました。そこで、この黒鉄門につきましては、平成24年度に高知県文化財建造物耐震対策検討委員会で検討の上、平成26年度に蛇籠を設置し、石積みの補強を行いました結果、平成27年度に改めて行った調査において、石積みは安定したことが確認をされております。

このように対策を実施しました結果、現状では高知城は耐震性をある程度確保していると判断しておりますが、このたびの熊本地震で熊本城のやぐらなどが甚大な被害を受けたことを踏まえまして、第3期南海トラフ地震対策行動計画に高知城の防災対策を追加し、より詳細な耐震診断を実施した上で、診断結果に基づく耐震対策や建造物の健全性を維持するための計画的な修繕を行うとともに、石垣の調査や計画的な修理にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、高知県教育大綱についての一連の御質問のうち、まず大綱を策定する過程で施策の基本方向などを定めるに当たって、県教育委員会と市町村教育委員会がどこまで連携・協働したのかについてお尋ねがございました。

教育大綱に基づく施策、とりわけ義務教育段階の取り組みを効果的に推進していくためには、小中学校等の設置、管理などの役割を担う市町村教育委員会との連携・協働が不可欠であると認識しております。

これまでも市町村教育委員会とは教育長会議などの場において、本県の教育の現状と課題について継続的に協議をしてまいりました。さらに、県の教育大綱を策定する過程においては、

県内各ブロックの教育長会などと個別に意見交換する機会を設けたところであり、その場においても教育大綱の方向性に御賛同もいただいたところでございます。

このようにして策定された教育大綱は、県内の市町村教育委員会と方向性を共有できているものと認識をしております。また、本年度初めに県内の市町村教育長が集まるさまざまな場においても、県の教育大綱ができたことで各市町村が本年度の取り組みをスタートさせる上で弾みになっているといった声も多く伺うことができ、意を強くしたところでございます。

教育大綱においては、県と市町村教育委員会との連携・協働の充実強化を図るということを基本方向の一つとして挙げておりますので、引き続き市町村教育委員会と方向性を合わせた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、家庭、地域、学校、教育行政等の信頼と協調の重要性への認識についてお尋ねがございました。

従来、子供たちの成長を支えていた家庭や地域の教育力が核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しているとともに、子供たちにかかわる課題は多様化、複雑化しており、学校にはこれらの対応が強く求められるようになっております。特に家庭の貧困など厳しい環境にある子供たちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界がございます。このため、地域の方々にも子供たちのことを知ってもらい、子供たちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子供たちを支え、育てていただくことがますます求められておりますことから、教育大綱及び第2期教育振興基本計画に、学校と地域との連携・協働を取り組みの柱に位置づけ、家庭、地域、学校が相互理解と協調に

より一体となって進める仕組みを県内全域に構築していくこととしております。

この取り組みの中心となるのが、地域ぐるみで子供を見守り、育てる仕組みである学校支援地域本部でございます。昨年度の43本部92校から本年度は68本部134校へと取り組みが広がってきており、今後もより多くの学校にこの仕組みが広がり、さらに活動内容が充実されるように取り組んでまいります。

また、学校によっては、学校支援地域本部の取り組みをさらに高め、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めるために、保護者や地域の方々が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの仕組みを組み合わせることも有効であり、この制度の周知、啓発にも取り組んでまいります。

加えまして、県民の皆様が教育大綱の内容を理解し、積極的に御協力いただけるよう、市町村や教育関係者はもとより、PTAや社会教育関係団体などにさまざまな機会を捉えて説明を行い、周知をしてまいりました。家庭、地域、学校、教育行政がともに難しい課題に真正面から向き合い、取り組みを一緒に進めることによって、これまで以上に信頼を高め、協調を強化し、成果へとつなげてまいります。

次に、就学前の教育・保育環境の整備の具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要な時期であり、知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育、保育を全ての保育所、幼稚園等で受けることができるような環境の整備が必要であると考えております。

しかしながら、就学前の教育、保育については、具体的な指導方法などが明確に示されていないことや、大部分が個々の保育者の裁量や力

量に委ねられる傾向にあったことなどから、質の高い実践が余り普及しておりません。また、お話にもありましたように、就学前と小学校の教育の内容や指導方法の違いが教員や保育者に十分に認識されておらず、いわゆる小1プロブレムが発生する大きな要因の一つになっております。

このことから、まず質の高い教育、保育の実践を行うよりどころとするために、具体的な指導方法や保護者支援のあり方などを示したガイドラインを策定し、全ての園で適切に活用されるよう取り組みます。

また、初任者、中堅者、管理職といったキャリアステージごとに身につけるべき力を示した指標を作成し、それを踏まえて研修の体系を見直し、内容を充実させることによって、保育者の資質・指導力の向上を図ります。その上で管理職を中心とした組織的な園運営が行われるよう組織マネジメント力も強化をしております。

さらに、幼児期の学びを小学校教育につなげ、小学校の生活や学習にスムーズに適応できるようにするために必要な保・幼・小の接続期カリキュラムが保育所、幼稚園等と小学校の双方で作成されるよう助言を行うとともに、適切に実践されるよう支援を行ってまいります。

こうした取り組みにより、全ての保育所、幼稚園等で質の高い教育、保育を受けることができる環境を整備していきたいと考えております。

最後に、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るための具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

教育大綱では、厳しい環境にある子供たちへの支援を取り組みの方向性の一つとして位置づけ、就学前から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない施策を講じることとしております。

まず、就学前の子供たちへの支援については、保護者の皆様に子供を育てる力を高めていただ

くとともに、厳しい環境にある幼児とその保護者に対して個別の支援を行うことなどにより、子供たちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めることとしております。

また、就学後は子供たちの学習機会を確保するため、放課後などにおける学習支援の取り組みを強化しております。加えまして、放課後の子供たちの安全・安心な居場所と学びの場の充実を図るため、小学校における放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進してまいります。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに、不安や悩みを抱える子供たちや保護者への対応をさらに強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しております。

また、心の教育センターについては、いじめや不登校などの子供たちに関する相談を一元的に受理するとともに、悩みや状況に応じて関係機関と連携しながら解決するまで相談者に寄り添う、ワンストップかつトータルな支援体制を構築するため、本年度より体制を強化しております。

加えまして、地域の方々に学校と力を合わせて子供たちを育てていただくため、学校支援地域本部の設置拡大や活動の充実に取り組んでおります。また、その活動により多くの地域の方々に参画していただくことによって、地域で子供たちを見守り育てる体制づくりを進めてまいります。

ただいま申しました多くの取り組みを総合的に進めることにより、貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指してまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 坂本龍馬記念館増築・改修工事の入札不調の原因についてお尋ねがございました。

今回整備を行います坂本龍馬記念館の新館は、貴重な文化財を展示、収蔵する博物館仕様となっておりますことから、一般的な建築物では用いない工法や材料を部分的に採用しており、その部分で県と業者との価格の考え方に相違があったことが要因ではないかと考えております。

また、近年全国的にも建築需要が大変多い状況が続いている中で、建築物の工事価格が高い水準で推移していることの影響のほか、建築工事にかかわる技術者や職人が不足しているとの声も聞いております。今後、これらの要因を踏まえた上で、必要な設計の見直しを行い、次回の入札に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、県内20の地域会場の充実強化に関し、スケジュールがタイトな中で、博覧会開幕に向けてどのように取り組んでいくかについてお尋ねがありました。

博覧会の開催に当たりましては、1月7日の市町村向け説明会を皮切りに、地域会場を初めとする歴史資源などの磨き上げ、地域の食や自然などと一体となった観光クラスターを整備していく方針や開幕までのスケジュールなどを市町村等とも共有しながら準備を進めているところです。

歴史資源の磨き上げに当たっては、市町村において地域会場ごとに主たるテーマを設定し、そのテーマに沿った展示内容や解説の充実を初め、周辺のゆかりの資源の掘り起こしや会場内外を案内できるガイド態勢の強化のほか、外国人観光客向けの多言語表示などの検討を進めております。

また、地域会場を中心とした観光クラスターの形成につきましても、各地で市町村が事務局となってクラスター協議会を順次立ち上げ、地域の観光事業者が連携して観光消費の拡大につ

ながる周遊コースづくりに向けた検討を進めております。

今後は7月末をめどに策定する博覧会の実施計画にあわせて、各市町村が博覧会開催期間中に実施する歴史資源の磨き上げや観光クラスター形成に係る整備計画案を取りまとめ、開幕までに必要な整備を進めていくこととしております。

県としましては、新たな補助制度による財政支援や全国的な知見を有するアドバイザーの派遣などにより、広域観光組織とも連携しながら、市町村が実施する歴史資源の磨き上げや観光クラスター形成の取り組みをしっかりと支援してまいります。さらに、博覧会開催期間を通じてこれらの取り組みを継続することで、より魅力的な観光基盤づくりを進めてまいります。

次に、高知城歴史博物館の駐車場対策や高知城周辺の環境整備についてお尋ねがありました。

高知城歴史博物館周辺の道路は、これまでもゴールデンウィークなどの多客期において、駐車場への入庫待ちの車列による渋滞が発生しやすい状況にありますことから、博覧会期間中の駐車場対策や渋滞対策は重要な課題であると認識しております。

高知城歴史博物館が一般にオープンとなる来年3月4日に同博物館をメイン会場とする博覧会が開幕となりますので、開幕当初や多客期には大変多くの観光客が訪れることが予想されます。このため、信号待ちの車への駐車場マップの配布や空き駐車場の案内などといったこれまでの取り組みに加え、駐車スペースの確保など、新たな対策を講じる必要があります。

特に日曜日は、高知城歴史博物館へのバスの出入り口が南側のみとなりますので、周辺を通行する車の動線確保や駐車場対策、歩行者の安全対策などについても博覧会の開幕に向け、関係者としっかりと協議し、対策を講じてまいり

ます。

また、観光客の満足度を高めるためには、こうした対策に加えて、高知公園内のトイレの改修や高知城天守が博物館から見渡せるように樹木の剪定を行うなど、周辺環境整備も重要となりますことから、関係部署と連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、「志国高知 幕末維新博」のプロモーション事業における北海道との連携についてお尋ねがありました。

北海道は、議員のお話にありましたように、明治の初期から多くの高知県人が移住しており、道内には7つの高知県人会と県人会連合会が組織され、県内の7つの市町が道内の市町と姉妹都市や友好都市として交流をしております。加えて、北海道坂本龍馬記念館や坂本直行記念館などもあり、本県とは関係の深い地域であることから、北海道でのプロモーションは他県に比べても効果が高いというふうに認識しております。

こうしたことから、県では北海道高知県人会連合会に御協力いただいて、道内における本県観光のPRや外商活動の推進に取り組んでいただいておりますし、高知県観光コンベンション協会では、北見市において高知の観光と物産展を30年連続で開催してまいりました。

「志国高知 幕末維新博」の開催に当たりましては、これまで築いてきました北海道とのネットワークを十分に活用し、首都圏にあります北海道のアンテナショップなども含めて、ゆかりの施設や団体などと連携したプロモーションを実施したいと考えております。

具体的なプロモーション事業につきましては、今後「志国高知 幕末維新博」推進協議会の専門部会において御意見や御提案をいただきながら企画をしてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 買い物支援を初めとした高齢者の生活支援対策について充実強化を図るべきではないかとお尋ねがありました。

ことし2月に策定いたしました第3期日本一の健康長寿県構想におきまして、県民の誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指し、地域地域の実情に応じたさまざまな資源を活用することにより、買い物支援などの生活支援サービスについても、高齢者や障害のある方などに必要なサービスが提供されるよう取り組んでいるところです。

これまでも、中山間地域におきましては、あったかふれあいセンターの送迎機能を生かした買い物支援、また市街地におきましては、民間企業やNPOなどによる買い物代行や配食など、地域の実情に応じたサービスが行われてまいりました。

そうした中、高齢者に関しましては、平成27年の介護保険法の改正により、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいが一体的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指して、市町村が買い物支援を初めとした生活支援サービスの充実にも取り組んでいくこととなりました。

このため、県といたしましても、お話にありました実態調査の結果も市町村と共有しながら、必要なサービスが市街地も含め地域地域で提供されますよう、担い手の養成やあったかふれあいセンターの機能強化のほか、サービス確保に向けた市町村の検討の場へ県職員が参加するとともに、今回の介護保険制度の改正にもかかわった専門家であるアドバイザーを派遣することなどを通じまして、積極的に市町村を支援してまいります。

○29番(上田周五君) 知事初めそれぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。少し再質問

をさせていただきます。

まず、知事をお願いしたいことですが、先ほどの連携中枢都市圏のことです。高知市は当初、県中央部での連携ということでございましたが、知事が県内全域ということでございます。その中で私も以前から広域連携の考え方を提案もしておりましたが——先ほど人口減少のところで申し上げましたが、4,000人を割る自治体もふえていまして、近い将来、この考え方というか、避けて通れないかなあという認識であります。知事の先ほどの答弁の中に、高知市と地域本部との連携のお話もございましたが、これ結構県が果たす役割は大きいと思うんです。そういう意味で、もう一度県の推進体制、例えば窓口をどこに置くかとか、そういうことを知事が今現在考えておられるようでしたら、御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域福祉部長、買い物弱者対策の件ですが、実はこれ昨年11月から12月にかけて農林水産省がアンケートをしています。その中で全国の回答のあった自治体の約8割が、買い物弱者対策が必要と、こういう結果が出ているようです。実態調査の中で移動販売車の運行状況も調査されるということで少し細かくなって申しわけないですが、ぜひ高知市内で運行している移動販売車へ県の担当の方とかが時間をとって、実際同乗して調査するのも一つの考え方ではないかというふうな思いがします。そのあたりのことを御答弁いただきたいと思います。

2問目を終わります。

○知事（尾崎正直君） 高知県においての課題、これは全国の地方の県でもそうだと思いますけれども、やはり高知市周辺部に若者を含め非常に人口が集中しておると。本来ならば子でくさんで出生率の高い中山間地域ほど若者が減少すると、ゆえに自然減がさらに進行すると、そういう状況になっている。ここが大きな課題だと

思いますし、さらにもっと言いますと、高知のような県、自然を生かしてさまざまな産業振興をしてきた県においては、中山間地域にこそ本来の本県の強みというものがあるということなのだろうと思います。

長期的な成長を確保するためにも、そして人口の自然減、そういう状態を少しでも緩和していくためにも、やはり中山間地域の振興ということは極めて重要でございます。そういう意味で、総合戦略におきましても、産業振興や移住促進の取り組みについて、中山間地域において特に重点的に取り組むという方向性を示しているわけでございます。

連携中枢都市圏構想において、仮に高知市とその周辺市町村のみでこの連携中枢都市圏を構成するということになると、ますます高知市周辺部への集中が進むということとなって、先ほど申し上げたような、本県にとって本来進むべき方向と逆の方向になってしまうのではないかと懸念いたしまして、この点について真摯にお話し合いをさせていただいて、高知市もその点について御理解を示していただいで、ぜひ全域でやりましょうということでお話をいただいているところでございます。ぜひやるべきだと思いますが、確かに、全域でやっていくということになりますと県がしっかりと役割を果たしていかないといけない。我々もある意味プレーヤーとして、同じ連携をする者として取り組みを進めていくことが大事だろうと、そのように考えておるところでございます。

現在はまだモデル事業から本事業に向けていろいろ国との折衝などもする、いわゆるモデルの構築というような段階でございますから、市町村振興課のほうで窓口となって対応いたしておりますけれども、実際これが連携が進んでくるといことになると、産業振興計画における枠組みを通じた連携、さらには長寿県構想

を通じた連携などという形になっていくんだろうと思います。恐らく関係各部において、それぞれの仕組みを通じてしっかりと、何と申しますか、形の上だけでの連携ではなくて、本当にともに歩むという形での連携を進めていくことが大事になってくるだろうと思います。既に産業振興推進地域本部がありますなど、そういう形での仕組みというのは十分あると考えておりますので、具体的にどうするかはまだ決めておりませんが、そういう仕組みを十分に生かし切っていきたいと、そういうふうに思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 先ほど農林水産省のアンケートとか、経済産業省においてもいわゆる買い物難民のアンケートはされているようですので、それらを参考にしながら福祉サイドとしても高知市に御意見をお聞きはしたいと思っております。また、調査自体は中山間・運輸担当理事のほうで所管しておりますので、あわせて理事とも検討いたしたいと思っております。

○29番（上田周五君） どうも御丁寧にありがとうございます。

最後に、要請的なこととなりますけれども、水産振興部長、この高知県津波警報システム、本当に全国で例がなく、画期的なものになるかと思っております。ぜひ成功というか、仕上げていただきたいと思っております。検討委員さんに先ほどの答弁でもありましたが、すばらしい先生がおいでです。高知高専の無線の權威の今井教授、それから室戸沖にありますGPSの波浪計、津波計では本当に日本で有数の寺田高知高専客員教授初めたくさんの専門家がおいでしますので、ぜひこれを立派なものに仕上げていただきたいということを要請いたしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時55分休憩



午後 3 時10分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

まず、憲法について知事にお伺いをいたします。安倍首相は3月1日の衆議院予算委員会で、将来には改憲による集団的自衛権の全面的な容認が必要だと答弁をいたしました。全面的な集団的自衛権の行使となれば、国際紛争に武力で対応することになります。戦後70年余りにわたって一人の戦死者も出していない、平和国家としての日本の歩みを覆すものです。

知事はこれまでも憲法の平和主義について、「日本国憲法前文の中で、世界平和を理念とする平和国家を表明した我が国において、憲法第9条はこれまでの平和の維持や発展に大きく貢献してきたと認識しております。これをしっかり守ることが必要である。立脚すべき立場である」と重ねて答弁をしておられます。海外で活動するNGOからも、9条があるから活動できると高く評価されています。

改憲して集団的自衛権を全面解禁することは平和国家の根幹を破壊するものと思っておりますが、お聞きをいたします。

次に、TPPについて知事に伺います。2月県議会で私たちは、欧米がどれほど食料自給を国の独立の問題と捉えて支えているのか、実態を示しました。国民の暮らしへの影響、健康と

命にかかわる問題なのに全容がわからないということが、TPPの功罪を議論する以前に、この協定の最大の問題です。秘密保持契約の内容がどのようなものだったのかという点まで秘密にしています。国会質疑の中で政府は、今回のTPP交渉のような秘密保持契約を交わした前例は、これまでの通商協定では、なかったことを認めています。さらに、重要農産物のうち関税の撤廃は170品目にとどまり、残り424品目は関税を残したので国益を守ったと強弁してきましたが、農水大臣は424品目のうち関税維持したものは155品目だが、国家貿易の枠外で民間が輸入する際の関税、枠外税率などを含めれば、変更しなかったものはなかったと、無傷なものではゼロであるということを確認しました。

重要5品目で無傷なものはゼロということは、国民、県民へのこれまでの説明とまるで違ったものではありませんか、どうお思いかお聞きをいたします。

ノーベル経済学賞受賞者でアメリカ・コロンビア大学のスティグリッツ教授は、政府の国際金融経済分析会合で、TPPは悪い協定、新しい差別をもたらすと述べ、同日の別の会合でも、国民の利益にはならず、企業を利するだけ、不公正を拡大し環境を壊す、大きな製薬会社だけがもうかる仕組みになっており国民の健康が損なわれると厳しく批判をしています。クリントン政権で労働長官を務めたライシュ氏も、TPPのようなグローバルな貿易協定はウォール街の金融機関や大企業の利益を押し上げ上位1%の富裕層を一層富ませる、そうしたものとして警告をしています。1%の富裕層のための協定であり、だからこそ国民には詳細が明らかにできないというのが真相です。国民には知らせない一方、アメリカでは商工会議所や企業幹部など約700人もの民間人が政府の諮問委員を務めて情報に接し、交渉に関与をしています。しかし、

日本ではその具体的内容は明らかになっていません。こんなことでどうして判断できるでしょうか。

国民に内容を説明できないような協定は、国民主権と相入れず、撤回以外にないと思いますが、お聞きをいたします。

次に、原発について知事に伺います。想定外の動きを見せる熊本地震を前にして、改めて原発の安全対策への懸念が強まっています。これまでも基準地震動の設定は、スケーリング則で平均像を導き出されたもので過小になっていることを指摘してきました。今回の熊本地震は、基準地震動に対する設計方針の根幹部分の限界を明らかにしました。今までの基準地震動の考え方は、単一の大きな地震動に原子力施設が耐えればよいという考え方に立っているという問題です。

耐震設計上の重要度の一番高いSクラスを満たすことを義務づけられた設備は、基準地震動によって設備が変形し完全にもとに戻らない状態が生じて、機器、配管などが破損して安全機能を失わなければよいとされています。

今回の熊本地震は、強い地震が繰り返し起きています。おのおのの地震動が弾性範囲、地震力が除去されればもとの状態に戻る範囲にとどまれば、それが数回程度襲来しても耐えられるかもしれませんが、基準地震動未満でも弾性範囲を超える地震動に繰り返しさらされれば、施設の安全機能が損なわれるおそれがあります。ところが、原発の耐震性に関する評価ガイドは、基準地震動に対して弾性範囲であることを求めています。ガイドは、基準地震動の半分を下回らないようにと定める地震動に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えることを求めているにすぎないのです。

5月12日に県と四国電力が行った勉強会の席で、熊本地震で震度7が2回来たことを受け、

650ガルに複数回耐えることができるのかとの県側の質問に対し、四国電力は、複数回の揺れは想定しておらず、データがなくわからないと認めながら、恐らく壊れないだろうという無責任な回答を行っています。

熊本地震で1回目の地震動に耐えても、2回目以降の地震動で倒壊した建物は少なくありません。それと同様のことが原子炉施設でも起こり得る、その危険性については全く検証がされていないわけです。

知事は、今議会の提案説明の中で、四国電力との勉強会で「熊本地震のような揺れに対する安全性については、まずは今般と同様の地震が発生した場合でも安全上重要な機能を喪失することはないこと、さらには中央構造線断層帯が一度に動く場合の揺れをも想定して耐震対策を行っており十分な耐震性を有していること、またこうした揺れが繰り返し起こった場合でも耐えられる設計となっていることなどを確認いたしました」と述べました。いつどのような形で何をもって安全性を確認したと判断したのか、新たなデータが提出されたのか、お聞きをいたします。

熊本地震を教訓とするなら、再稼働する状態にはなく中止を求めるべきと考えますが、いかがですか。

また、連続する基準地震動に耐えられるよう基準を改善すべきと思うが、お聞きをいたします。

2月議会で、免震重要棟建設の計画を四国電力が撤回、修正した問題を取り上げました。県の答弁は四電の主張をうのみにした伝達でしかなく、そこに県自身の判断は示されていません。

福島原発事故で対策の拠点となった免震重要棟は、行政が全く情報から疎外されたという中越地震の教訓に立って泉田新潟県知事の強い提案で建設されたもので、完成は福島事故の8カ

月前でした。福島事故では、吉田所長ほか最大で五、六百人が昼夜を分かたずそこに詰め、対策に当たり何とか格納容器の破裂という最悪の事態、イメージは東日本壊滅、こういう事態を避けることができた対策の拠点です。しかし、伊方の再稼働に当たっては、免震重要棟の整備は撤回され、緊急時対策所は建屋内面積わずか160平方メートル約48坪という手狭なもので、とても福島事故のような対応ができる施設ではありません。

県は、この施設で事故対応が十分可能であり想定外の事態に対応できると考えているのか、お聞きします。

老朽火力の停止による停電の懸念という四電の主張に対し、2月議会ではそれが虚構であることを私たちは指摘しました。改めて地域間連系の問題について伺います。

電力の予備率は、気温や日照など天候に左右される分の調整として3%、事故などでの発電所の緊急停止などに備えた分を4から5%と設定し、一般的に適正な予備率を7から8%としています。しかし、100万キロワットの発電所が緊急停止した場合、最大需要が2,500万キロワットある中部電力と500万キロワットしかない四国電力では、その重みは全く違います。中部電力では4%の予備率で対応できますが、四国電力では20%にもなります。事故対応は保険と同じで、スケールメリットの働く地域間連系を生かした対応こそ、道理にかなった対応です。昨年4月から電力広域的運営推進機関、広域機関が機能を開始しました。同機関は、電力小売の自由化に対応したもので、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者で構成され、電気の送電網を全国ベースで系統運用する役割を持ち、地域ごとの営業エリアを超え、電力の過不足を調整して地域間で融通し合うようにするとともに、場合によっては電力のたき増しを発電会社に指

示する権限を持っています。

四国電力は、地域間連系は当てにできないと言ってきましたが、12日の県との勉強会では、この1年も安定供給できたこと、想定外に気温が高くなり、電力不足となった日が1日あったが、同機関を使い問題なく対応できたことを説明しています。老朽火力による停電の懸念という四電の主張は、予備率の考え方や地域連携、広域機関運営の実態からも説明のつかない、原発再稼働を仕方がないと思わせる主張だったわけです。

現時点での再稼働はやむを得ないという県の立場を真剣に再検討すべきだと思いますが、お聞きをいたします。

次に、地震対策についてお聞きします。

熊本、大分を襲った地震は、最初の揺れより後揺れが強かったこと、震度7が2度観測されたこと、熊本市、阿蘇地域、大分県と震源地が広範囲に広がったことなどこれまでの想定を超えるもので、気象庁も過去に記録がなく、予測不可能と発表しています。しかし、私たちがある程度のデータを残している期間は100年ほどであり、地球の営みのスケールで見れば決して想定を超えるものではないという謙虚な姿勢が必要だと改めて痛感をいたしました。

まず、今回の地震を受けて、南海トラフ地震に対する認識をどう発展させたか、知事にお聞きをいたします。

被災者支援に県としても力を尽くすとともに、この災害から改めて本県の取り組みを見直すことが求められていると思います。今回の熊本地震では、住宅の耐震化の重要性が改めて浮き彫りになりました。

市町村における代理受領制度や段階的耐震改修への支援制度の普及状況と課題について土木部長にお聞きをいたします。

耐震基準は、阪神・淡路大震災、中越地震を

経て改正が進んでいます。特に2000年の改正では、基礎の形状、柱などの接合方法、壁のバランス配置など仕様が具体的に示されており、1981年の改正に次ぐ大きな改定となっています。

1981年以前の木造住宅の耐震化の推進とともに、1981年6月から2000年5月着工の住宅についても耐震診断、耐震補強を推進する対策が必要ではありませんか、土木部長にお聞きをいたします。

熊本地震でも、飲料水、生活水の確保の重要性が明らかになりました。エコノミークラス症候群などの身体的負担による熊本地震の震災関連死が4月20日時点、熊本県内で計11人に上っています。エコノミークラス症候群は、水分不足が大きく関係をしています。また、避難所での手洗いなど衛生管理にも生活用水は欠かせません。

高知県では、配水池の耐震化について、市町村の一般会計からの繰り出し分について2分の1は国が交付税措置しますが、残る市町村負担分を全額県が交付金で手当とする制度を新設しました。津波避難タワー、避難道の整備を一気に進めた県交付金と同様、積極的な対応だと評価をしています。2014年度末で耐震化は35.9%となっています。また、基幹管路の耐震化は22.8%、浄水施設は14.5%です。県として支援の対象を拡大していくことが必要となってくると思います。水道の耐震化は、避難タワーや避難道の整備と違って住民の目に見えにくく、対策がとられていないことが意識化されず、後回しにされやすいのではないかと懸念を持っています。

配水池の耐震化の計画の進捗状況、耐震化事業の見える化について健康政策部長にお聞きをいたします。

南海トラフ巨大地震は、その被災範囲が極めて広大になるため、支援の手がなかなか届かないこと、また県内では孤立する地域、集落が多

数発生することが予想されており、災害時の飲料水、生活用水の確保策として、日常的な雨水利用を本格的に推進すべきです。

雨水の利用で、東京の墨田区が路地に井戸のようなためた雨水をくみ上げる施設、路地尊と言いますが、この路地尊を設置するなど先進的取り組みをしていることは有名です。その目的は、貴重な水資源である雨を有効活用すること、災害時には初期消火やトイレの流し水等に活用でき、煮沸やろ過をすることで緊急用の飲料水にもなること、ゲリラ豪雨などで雨水が一举に下水道に流れ込むのを緩和し洪水を緩和すると位置づけ、条例を策定し、補助制度をつくり、推進をしています。高知県でも大いに生かすことができる内容だと思います。

こうした雨水や河川、池、学校プールの水を浄水装置で飲料水として活用できるようにすることも重要です。また、湯をためる形の給湯装置は、型によりますが、満タン時は400から500リットルが非常用生活水として活用でき、ろ過して飲料水にすれば、50人前後の3日間の飲料水にも活用できます。最近では、太陽熱を利用した簡易な浄水装置の研究開発も進んでいますが、県の防災産業としても重要だと思います。

雨水を災害時の生活用水、飲料水として活用することを、まずは避難所となっている施設等、計画を持って推進すべきではないか、また民間住宅での雨水の利用も耐震化とあわせて大いに推進すべきだと思いますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、水道事業について健康政策部長にお聞きします。

国は簡易水道事業を上水道事業に統合するため、2016年度末を制度・財政上の期限とし、全国の自治体にその統合完了を促しています。しかし、統合することで簡易水道に対する元利償還にかかわる交付税措置のうち給水人口算定分

がなくなるなど、国からの財政措置が大きく減少することが各地で大きな問題となっています。

人口減や節水意識の広がりもあり、上水道事業の経営は厳しくなっています。そこに簡易水道への財政措置カットが重なり、県内の自治体で水道料金の2割アップなど、負担増を余儀なくされる状況が生まれてきています。

県内の簡易水道に対して、減少する国の財政措置の影響額は幾らになるでしょうか、この事態をどう受けとめ、対応しようとしているのか、お聞きをいたします。

次に、国民健康保険制度の都道府県単位化について健康政策部長に伺います。

2018年度より国保の都道府県化という国保制度の大きな転換を迎えます。国保の賦課、徴収、給付や健診などの実務は従来どおり市町村ですが、都道府県が財政を担うこととなります。4月28日には、都道府県国民健康保険運営方針策定要領、通称ガイドラインが公表されました。2017年度中に国保運営方針を市町村と協議の上で策定するなどのスケジュールや保険料率決定のための考え、手順などが示されています。

ガイドラインは技術的助言であり、法的な強制力があるものではありません。運営方針の策定に当たっての基本姿勢についてお伺いいたします。

ガイドラインは、国保の加入者は無職、低所得者が多いことから、保険料負担が極めて重いという国保の構造的問題について一切言及をしていません。この中心点を避けたガイドラインは極めて不十分であり、県の運営方針にはしっかり書き込むべきだと思いますが、お聞きをいたします。

さらに危惧するのは、ガイドラインの財政収支の改善に係る基本的な考え方では、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰り入れについて、解消または削減すべき対象と述べていま

す。しかし、政府の国保への財政措置は、今後の分を含めても3,400億円で、全国の法定外繰り入れ、2013年度の3,900億円より少なく、法定外繰り入れをやめれば、保険料は低減どころか、今より高騰します。

国が財政措置を強化したのに、従前の市町村一般会計からの法定外繰り入れを解消、削減し、国保加入者の負担が増加するような対応は不適切だと思いますが、お聞きをいたします。

また、ガイドラインでは、統一保険料率にも踏み込んでいます。2月2日に開催された厚労省の市町村職員を対象とするセミナーで、報告に立った国保課課長補佐は、「医療費格差が大きい場合は、原則として医療費水準に応じた保険料率とならざるを得ないと思っている。ただし、将来的には地域の実情を踏まえつつ、都道府県で一本化した保険料率を目指すこととなる」と述べています。

高知県では、中央圏に医療機関が集中しており、1人当たりの医療給付の実績では、市町村間で大きな乖離があります。一本化した保険料率は、県内の実態に合っておらず、国に対しては、強制することはあってはならないことを強く求めるべきと思いますが、お聞きをいたします。

国保の広域化の真の目的は、医療介護総合確保推進法により、都道府県に医療供給体制の適正化を求めた地域医療構想と一体で、医療費抑制を進めることにあります。国保財政に2017年度から措置される1,700億円のうち、700から800億円は医療費削減に努力した自治体に優先配分される内容となっていることから明らかです。

これまでも、私たちは国保の重い負担や無料低額診療の取り組みを例に、医療から排除された県民の実態を取り上げてきました。県はそのたびに医療が必要な人が必要な医療サービスを受けられない事態はあってはならないとの決意

を語ってきました。

国保の運営方針の策定に当たっても、医療から排除される人をつくらない、このことを大きなテーマの一つとすべきと思いますが、お聞きをいたします。

あと、運営方針にかかわって、地方単独事業波及分、いわゆる窓口負担分の軽減に対するペナルティー分の扱いについてお聞きいたします。

これまでは県制度分も含めて国保の国庫負担金等の減額分は全て市町村が負担してきました。現在、子供の医療費のペナルティーについては政府でも議論をしていますが、県全体のペナルティー分は約4億円で、内訳はおよそ重度障害者分が4分の3、子供の医療費とひとり親の医療費軽減分が8分の1ずつであり、子供の医療費助成分のペナルティーがなくなっても、依然大きな国庫負担金等の減額が存在をいたします。この減額分はどう対応するつもりか、県も応分の負担をすべきと思いますが、お聞きをいたします。

次に、地域医療構想について健康政策部長に伺います。

2016年度前半に地域医療構想を策定するために行った療養病床実態調査結果がこの3月に公表されました。調査は昨年12月に県内89の病院・診療所計6,773床の入院患者5,374人について、望ましい療養環境を医療機関と患者・家族の双方に質問をしたものです。

医療機関側が望ましいとする形態は、療養病床63.4%、特養ホーム10%、自宅5.6%、老健施設3.3%となっており、圧倒的に入院、入所が望ましいとの回答となっています。患者側が希望する療養環境は、療養病床75.9%、特養ホーム5.4%、自宅5.3%、老健施設1.8%とここでも圧倒的に入院、入所であり、両回答とも自宅はわずか5%にすぎません。

患者の家庭環境、所得の状況の分析では、約

半数がひとり暮らしか高齢夫婦のみの世帯であり、8割近くは日中、夜間とも介護してくれる人が不在、低所得層も6割前後となっています。低所得者やひとり暮らしの高齢者の多さ、また中山間地が多く、訪問サービスに限界があるなど、高知県の実態が現在の病床数となっていることを示したとも言えます。一方、政府が2025年時点で必要とされるとした必要病床数は、現状より4割近く少ない4,260床以下と報道がされましたが、昨年6月18日の通知では、機械的な試算による参考値であり、あくまで自主的な取り組みが基本であり、需要に応じた適切な医療供給体制となることを求めています。

まず、療養病床実態調査結果についての県の受けとめをお聞きいたします。

医療の供給体制を考える上で、2018年3月末で廃止が予定されている療養病床削減の影響は極めて深刻です。政府の療養病床の在り方等に関する検討会は、1月28日に新たな選択肢の整理案で、療養病床13万7,000床廃止の受け皿として新たな2類型を提示しました。新類型は、長期療養に対応したプライバシーの尊重など住まいの機能を強化しつつ医療機能を内包した施設系サービスと、医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設が柱となっています。前者は施設内に医師や看護職員が常駐する特養ホームのイメージで、後者は住宅と病院等が同じ敷地にあるイメージと説明されています。これで本当に行き場のない人が生まれないのでしょうか。

まず、利用者負担ですが、整理案は利用者にとって負担可能なものと記述されていますが、制度の詳細は決まっていません。現行の制度は補足給付といって、低所得者への食費、居住費に補助がなされていますが、厚労省は経過措置や可能性を考える必要があるとして、存続は明言していません。低所得者が利用できる施設は

極めて限定されており、負担増になれば介護難民が大量に生まれることが危惧されます。

検討会で医師会の委員は、今後高所得者用の施設は幾らでもできるが、低所得者の受け皿の整備が必要と繰り返し求めています。低所得者が利用できる制度を整備することが重要だと思いますが、お聞きをいたします。

次に、重症・重度者の居場所の問題です。新類型は、医療区分1を中心とした利用者像を想定していますが、現在の利用実態は医療区分2、3の患者が医療療養25対1で56.4%、介護療養で20%前後います。これらの患者の大半を20対1の医療療養で対応するととなると大量の看護職員の確保が必要となりますが、一方国は地域医療構想との整合性を確保するとして医療供給を抑制する方向で検討しており、施設の整備が抑制され行き場がなくなることが懸念されるのです。

検討会では、日本医師会と四病協の連名で移行先となり得る選択肢の拡大は必要とする一方、あくまで現行制度の存続を第1選択肢として検討すべきと強調しています。現行制度の存続も視野に入れないと、医療・介護難民が出る危険性があると思いますが、対応についてお聞きします。

次に、子供の貧困問題について地域福祉部長に伺います。

4月14日、ユニセフが「先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」というレポートを発表しました。調査はEUまたはOECDに加盟する41カ国において、底辺に置かれた子供たちが平均的な子供たちからどの程度取り残されているかに基づいて順位づけをしたものです。

報告書はこれを底辺の格差と呼び、所得、学習到達度、主観的な健康状態及び生活満足度に関してそれぞれ分析を行っています。

レポートは、日本について相対的所得に関する底辺の格差の順位では、41カ国中で下から、格差が大きいほうから8番目で、アメリカや韓国より格差が大きいこと、所得分布の下から10%に当たる子供の世帯所得は中央値に当たる子供の約40%しかないこと、学習到達度における底辺の格差の順位では、37カ国中、下から11番目となっています。

そして、レポートは子供たちの幸福度を高めるため、政府の取り組みを提言しています。その内容は、最も貧しい子供たちの世帯の所得を改善する。全ての子供たちに対して健康的な生活習慣を促進、支援する。主観的な幸福度を重視する。公平性を子供の幸福度の課題の中心に位置づける。不利な状況に置かれた子供たちの学習到達度を向上させるとなっています。

この調査のポイントは、平均的な子供たちからどの程度取り残されているかを調査している点です。子供の貧困をめぐるのは、発展途上国や日本の終戦直後と比べて貧困と言えるのかという主張がなされますが、20世紀半ばにイギリス研究者のタウンゼントが、食うや食わずという貧困だけではなく、みんなが普通に持っているものがないとか、家族旅行や誕生会のプレゼントという経験がないとか、そうしたことで社会で居場所がないとか、自己肯定感が持ちにくいことなどを相対的剝奪として捉え、貧困の概念を大きく発展させました。

このレポートの提言とも一致する方向で県は学習・健康分野で厳しい環境にある子供への対策を強化していることは評価をしています。

日本財団による「子どもの貧困の社会的損失推計」レポートの第2弾は、各都道府県における課題の深刻度と対策がどれだけ行われているかの指標化を試みています。高知県は、貧困状態にある子供の割合は19.5%と全国第4位、課題対策度という予算支出の高さでは、東京、鳥

取、島根、青森に次いで5位と厳しい財政状況の中で奮闘していることが示されています。また、沖縄に続いて子供の貧困率を指標として取り入れることを明確にしている都道府県の一つであることも東京新聞が報道しています。

その上で、提言が示している主観的な幸福度を重視する、公平性を子供の幸福度の課題の中心に位置づけるという点は、県の子どもの貧困対策推進計画にとっても極めて重要な視点だと思いますが、お聞きをいたします。

また、トップに挙げられた最も貧しい子供たちの世帯の所得を改善する点で極めて重要なのが就学援助制度です。県計画は、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親世帯をもとに、環境にある子供たちの18歳以下の子供たちに対する割合は、全国の8.0%に対し、本県では12.4%と厳しい状況にあるとしています。しかし、マーケットバスケット方式を採用して最低生計費を算出した仏教大学の金澤誠一氏の研究では、標準3人世帯の保護基準を1.4倍するとほぼ年収300万円となる。この生活水準は生活保護受給世帯とほぼ同一水準と見ることができると指摘をしています。生活保護受給世帯の場合には、税金や社会保険料、NHK受信料、現物支給される医療扶助相当額が免除され、働いている場合には勤労控除があり、実質的には保護基準以上の収入があるからです。

就学援助の県内の認定基準は、生活保護基準の1から1.3倍であり、2013年度の利用率は25.37%、要保護を除いた数字は22.78%となっています。

高知県内には実質的に生活保護基準以下で生活している多数の子供がいると思われます。そのことをきちんと視野に入れた対策、具体的には就学援助制度が生活保護基準以下で生活する子供を解消できるよう、改善、充実することが求められていると思いますが、教育長にお聞き

をいたします。

次に、税務行政について総務部長に伺います。

下流老人、老後破産、子供の貧困、ワーキングプアなど、さまざまな角度から貧困問題が大きな社会問題となっているもとで、税金や保険料を払いたくても払えないという状況も広がっています。

これまでの質問でも、地方税滞納などを理由とした児童手当や年金の一方的な差し押さえの問題点を取り上げ、税務行政は親切な態度で接し、納税者の主張に十分に耳を傾け、一方的であるという批判を受けることがないよう細心の注意を払わなくてはならないとの立場を確認し、知事からも「生活が困窮しておられる滞納者の方については、生活の再建をしながら納税をしていただくという配慮が必要だ」と思います。生存権まで脅かすような税の徴収というのはあってはならない、「そのような点、しっかりと徹底をしていくようにしたい」と明確な答弁をいただいています。

税や公共料金の滞納している世帯をどう捉えるか、ここが重要だと思います。今行政としても、子供や高齢者への虐待や自殺の防止、多重債務など消費者行政、生活困窮者の自立支援などさまざまなリスクに対して積極的に介入して課題を解決していこうとしています。

そうした視点に立てば、滞納がある世帯というのは、経済的困窮を背景にさまざまなリスクがあらわれていると捉えて、積極的に介入していく、そして就学援助制度などが活用されているのか、介護認定を受けている方があれば、税の障害者控除を受けられる可能性があるとか、利用できるさまざまな制度などにつなげていく必要があると思います。また、ことし4月から地方税においても、納税者の申請に基づく換価の猶予制度というのが創設されました。納税したくても事業の継続が困難になったり、生活の

維持が困難になったりした場合に、毎月の分割納付を条件に1年以内の期間、財産の換価を猶予するものとなっています。

貧困が広がるもとで、滞納に対して福祉の視点に立って対応することがますます重要になっていると思いますが、お聞きをいたします。

次に、障害者差別解消法にかかわって総務部長に伺います。

障害者差別解消法がこの4月に施行されました。解消法は、行政機関等は障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をしなければならないことを義務づけています。

基本方針では、法の対象となる障害者の範囲について、身体障害、知的障害、精神障害——発達障害を含む、その他の心身の機能の障害がある者としており、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる社会モデルの考え方を踏まえていると、障害者手帳の有無に限らない幅広い対応を求めています。

今回はこの問題で1点だけお聞きします。

職員採用において、高知県は全盲の若者など身体障害者の採用拡大に取り組んできたわけですが、今回、発達障害を含む精神障害も法の対象となりました。一方、障害者雇用促進法は、身体・知的と精神疾患のある障害者の雇用が義務づけられていますが、その対象には、発達障害や難病患者は含まれていないという問題点が存在します。兵庫県明石市は、今年度の職員採用試験から障害者の受験資格を発達障害や難病患者にも拡大しています。障害者差別解消法の施行を受けて、職員採用についてどのような改善を検討しているかお聞きします。

最後に、女性差別撤廃問題について知事に伺います。

この3月7日、国連女性差別撤廃委員会の日本政府審査の最終見解が発表されました。前回2009年の勧告でも、2003年の審査で勧告された問題を6年間放置し続け、あたかも条約など実行する必要のない口約束にすぎないような態度をとってきた日本政府の姿勢そのものを、厳しく問いただす内容となっていました。が、今回の勧告も、これまでの勧告がまだまだ大きな進展を見ていないことから、条約の完全実施を求める強い勧告で始まっています。

最終見解には、日本の法律には条約が掲げる差別の定義がないことを初め、幾つもの課題で、前回勧告を繰り返す、前回勧告を想起し、と表現した上での指摘が目立つのも特徴の一つです。具体的に改善が求められた課題は多岐にわたります。賃金格差、管理職への登用、マタハラ、セクハラ、非正規雇用など雇用の場での平等、2020年までの政策意思決定の場での女性比率30%目標の達成、女性への暴力、マイノリティーなどの人権の問題、慰安婦問題の真の解決、貧困の解決など、どれも繰り返されてきたテーマです。こうした事態になる根本は、女性差別の定義がはっきりしていないからです。国連の差別撤廃委員会の指摘は、世界標準、グローバルスタンダードでと言うべき内容です。

国連の女性差別撤廃委員会の指摘を知事はどう認識されていますか。

男女共同参画の推進を掲げるのであれば、少なくとも知事を初め県の幹部職員がその指摘の内容を生かしていくためにも、国際的な動向について学ぶ仕組みが必要だと思いますが、いかがですか。お聞きをして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中根議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、集団的自衛権を全面解禁することは、平和国家の根幹を破壊するものと思うがどうかとのお尋ねがありました。

我が国においては、日本国憲法のもとで政治、安全保障、経済、文化・人的交流など、あらゆる面で複層的な外交努力と国際貢献が行われてきたことで、戦後70年にわたってひたすらに平和国家としての道を歩んできたものと認識しており、これは今後も歩むべき道であると考えております。

一方、安全保障上の問題が多様化し、厳しさを増す中、いずれの国も一国のみではみずからの平和と安全を守ることができない状況にあることも、また認めざるを得ないところであります。

こうした中、安全保障関連法が成立し、現行憲法9条のもとであくまでも自衛の目的に限定した集団的自衛権の行使が容認されることとなりました。しかし、一言で集団的自衛権といっても、その内容には幅があり、国連憲章では国家の国際法上の権利として認められている、いわゆるフルスペックの集団的自衛権の行使は現行憲法9条のもとでは当然認められておりません。今後、仮にもフルスペックの集団的自衛権を認めるということになれば、我が国が戦後歩んできた専守防衛の枠組みを超えることとなります。そのことが我が国の防衛力の構成そのものの変更につながり、周辺諸国に大きな緊張を与え、その結果、諸外国の軍事力のさらなる増強を招くといったことにもつながりかねません。このため、フルスペックの集団的自衛権については、多方面から相当慎重に議論をしなければならない、あくまで将来的な検討課題だと考えているところでございます。

次に、TPPに関して、米、牛肉などの重要5品目で無傷なものはゼロということは、これ

までの説明と違うものだと思うがとのお尋ねがございました。

お話にありました内容は、4月に開かれた衆議院のTPP特別委員会において、「重要5品目に着目したときに、関税の撤廃も削減も、税率の低下も何もしていない、従前どおりの無傷のものは幾つあるのか」との質問に対して、農林水産大臣が、米、牛肉など5つの大きな分類でいえば変更を加えていないものはない旨の答弁をされたものと承知をしております。

加えて、その翌日の答弁では、重要5品目の関税区分ごとの細目であるタリフラインで見ますと、594のタリフラインのうち、関税を従来のまま維持したものが155、関税割り当てを設定することにより無制限な輸入の増大を防止するのが158、関税削減などにとどめて関税を守ったものが95など、424のタリフラインについて関税撤廃の例外を確保したとの考え方が説明されております。

このような農林水産大臣の説明は、例えば米については国家貿易以外の民間輸入では現在の関税水準を維持していること、国家貿易では国別の輸入枠の設定にとどめていること、また牛肉などでは段階的に関税率は下げていくものの関税を守ったことなど、従来から政府が説明してきた内容と趣旨が変わるものではないと認識しているところであります。

現在、TPP協定承認案と関連法案については継続審議となっており、秋の臨時国会で議論される予定と聞いておりますので、国会において十分議論していただきたいと考えております。またあわせて、県としても今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、国民に内容を説明できないような協定は国民主権と相入れず、撤回以外にないと思うがどうかとのお尋ねがありました。

TPPについては、これまでも政策提言や四

国知事会、全国知事会を通じまして交渉内容等に関する十分な情報の提供と丁寧な説明を求めてきたところです。

参加国との秘密保護の取り決めなどにより、全ての情報を開示することには一定の制約があることは承知しておりますが、今後、臨時国会においてTPP協定承認案と関連法案が継続審議される際には、政府において説明手法の工夫を行い、できる限り丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

あわせて、中山間地域を含め持続可能な農林水産業の確立に向けて十分かつ実効性のある対策を行っていただきたいと考えているところでございます。

次に、伊方発電所に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、熊本地震のように繰り返し強い地震が発生した場合の安全性についてどのように確認したのか、熊本地震を教訓とするなら再稼働の中止を求めるべきではないか、また連続する基準地震動に耐えられるよう基準を改善すべきではないかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

熊本地震のように繰り返し強い地震が発生した場合の伊方発電所の安全性につきましては、先月12日に開催した四国電力との17回目の勉強会において、四国電力から熊本地震に関する気象庁や文部科学省の地震調査研究推進本部などのデータを掲載した資料をもとに説明を受け、疑問点をたきました。その後、さらに詳細について追加確認を行う中において安全性の確認をしてきたところであります。

基準地震動は、蓄えられた大きなエネルギーが一度にほとんど放出される場合を想定しており、これが複数回起きることは理論上考えがたいとありますが、万が一仮にも基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合に

についても、国の基準では求められていないことではありますが、あえてその場合の安全性を問いただしてあります。その結果、万々が一仮にも基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合でも、伊方発電所の安全上重要な施設や設備のほとんどは、揺れによる力を受けて変形してももとの形状に戻り、ダメージを受けない弾性の範囲内にとどまることから、機能を喪失することがないことを確認いたしております。

一部の設備や部位については、基準地震動の揺れに対して弾性の範囲内にとどまらず、ひずみが残る可能性があり、四国電力に詳細を確認しているところではありますが、破壊に至るまでに十分余裕を持った設計を行っていることから、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こったとしても機能を喪失することはないとの説明を受けております。

このように伊方発電所の安全上重要な施設や設備は、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こっても機能を喪失することはないとの説明を受けており、今般の熊本地震を踏まえたとしても、伊方発電所の安全性は確保されていると考えておりますことから、現時点では伊方発電所3号機の再稼働をやむ得ないとしてきたこれまでの見解に変更はございません。

新規制基準について、原子力規制委員会は熊本地震を踏まえた上で基準を見直す必要はないとの見解を示していますが、今後熊本地震の詳細な調査が行われ分析が進んでまいりましたら、同委員会においてさらに議論を深めていただきたいと考えております。

いずれにしましても、原発の安全対策については終わりがなく、常に最新の知見をもって対策を講じていく必要がありますことから、今後とも疑問点が出てまいりましたら、勉強会の場合などを通じて四国電力にさらにただしてまいりたいと考えております。

次に、伊方発電所の緊急時対策所は手狭なものであるが、県はこの施設で事故対応が十分可能であり想定外の事態に対応できると考えているのかとのお尋ねがありました。

伊方発電所では、新規制基準に基づき重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるよう、緊急時対策所を設置しています。

四国電力からは、重大事故時において必要な人員を、事故に対処するために指示を行う災害対策本部員36名、放射性物質の拡散を抑制するための要員61名の合計97名と想定していることから、緊急時対策所では、その人員を念頭に置いて100名を収容できる広さを確保していると聞いております。

議員御指摘の福島第一原子力発電所の事故では、1号機から4号機までが相次いで事故を起こしたことから、緊急時対策所で多くの人員が活動する必要があったと考えられます。

他方、伊方発電所に設置されている緊急時対策所については、四国電力から1号機から3号機までの全てに対応するものではなく、3号機のシビアアクシデント対策のために設置したものであると聞いております。加えて、3号機では福島第一原子力発電所の事故を踏まえて強化された新規制基準等に基づき、さまざまな安全対策を実施していることから、重大事故時における現在の対応要員数は適切であると聞いており、原子力規制委員会においても了承されたものと認識しております。こうしたことから、県としましては、伊方発電所の緊急時対策所は重大事故時の対処に必要な人員が確保できる機能を有しているものと考えているところでございます。

次に、現時点での再稼働はやむを得ないとの県の立場を再検討すべきではないかとお尋ねがありました。

伊方発電所の全機運転停止以降、四国電力では火力発電の割合が8割を超えている状況にあり、稼働している火力発電所9基のうち、平成27年度末時点で7基が運転開始から40年程度以上経過するなど、火力発電所の老朽化が進んでいます。四国電力からは、電力需要が大幅に増加する夏季、冬季の電力需給の安定性を確保するため、火力発電所の定期検査の繰り延べや、通常運転よりも出力を上げて運転を行う過負荷運転を行っていることなどから、従前より不測のトラブルが起こるリスクが高まっている状況にあると聞いております。

こうした状況の中、例えば予備力が28万キロワットであった平成25年度の夏の最大需要時や予備力が32万キロワットであった平成26年度の冬の最大需要時などに供給力45万キロワットの老朽化している火力発電所の阿南3号機・4号機、坂出3号機などが不測のトラブルにより停止する事態が起こっていれば、電力の需給状況に深刻な影響を与える可能性があったと考えております。

こうした事態に備えることを目的の一つとして、電気事業法の認可法人電力広域的運営推進機関が平成27年4月に設立されております。この機関は、ある地域で電力需給が逼迫したときに他の地域の発電事業者が電力融通の指示を行うことになっていますが、発電事業者が融通できる量はその事業者が供給できる量とされており、このため、四国電力は他の事業者の需給状況によっては十分に融通を受けられる保証はないことから、管内の電力需要に対しては、四国電力自身の供給力で対応する必要があるとの考えであると聞いております。

なお、議員御指摘の四国電力が電力融通を受けた事例は、昨年9月26日に最大供給力よりも200万キロワット程度低い供給力353万キロワットを見込んでいたところ、予想以上の気温の上

昇などにより需要340万キロワット、予備力13万キロワットが見込まれたため、電力広域的運営推進機関から最大50万キロワットの融通を受けるようにとの指示を受け、受電をしたというものであります。四国電力からは、自社の休ませていた火力発電所を稼働するよりは、他社から受電したほうが効率的と判断し受電したものと聞いているところでございます。

この事例は、当日の予想外の気温の上昇など気候の影響による需要増加に事前に電力融通で対応できたものでありましたが、突然のトラブルによる火力発電所の停止などから起きる瞬時の供給力の低下には、電力融通では対応できない可能性があります。

また、各区域の送配電事業者は、電気事業法の中で電気料金の全面自由化後も区域内の最終的な供給保障を行うこととされているため、四国においては送配電事業者である四国電力が最終的な供給保障を行うこととなっております。こうしたことから、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給のためには、現時点では伊方発電所3号機の再稼働はやむを得ないとの考えに変わりはありません。

次に、地震対策について熊本地震を受けて南海トラフ地震に対する認識をどう発展させたのかのお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、国が公表した全国でも最も厳しい震度や津波高の想定から逃げることなく、正面から立ち向かい、これまでの取り組みを抜本的に強化し、全力で進めてきたところであります。

今回の熊本地震では、複数回の強い揺れに襲われるなど、想定より厳しい事態が起きました。改めて想定外の事態も起こり得ることを想定して、可能な限りの安全性を追求し、対策を積み重ねていかなければならないと認識したと

ころであります。

これまでも南海トラフ地震対策では、大きな余震が起り得ることを行動計画に位置づけていました。今後、応急期の活動時など、さまざまな場面での余震を想定するなど、より厳しい条件のもとに第3期行動計画のさらなる見直しを行ってまいります。繰り返す揺れへの対応や避難所の運営体制の充実、支援物資等の円滑な配送の3点については、特に重点的に全般的な見直しを行っていきたいと考えています。

これからもどのような厳しい条件が突きつけられようとも、この立ち向かう姿勢は崩さないことはもちろんのこと、また新たな知見が出てくれば、積極的に取り入れ、より効果的な対策となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、国連の女性差別撤廃委員会の最終見解に対する認識についてお尋ねがありました。

今回の最終見解では、前回の勧告以降、国において行われた女性活躍推進法やストーカー規制法など多くの法律の制定、改正等の進展や第3次及び第4次男女共同参画基本計画の策定等の政策枠組みの強化について、肯定的な側面として評価されております。他方、女性だけの再婚禁止期間の廃止など民法の改正を初め、さまざまな分野に関して勧告がなされており、国際社会の視点から見て、我が国には男女共同参画に関する多くの課題が残っているものと認識しております。

この最終見解そのものに法的拘束力はないというのが国の見解ではありますが、男女共同参画の実現に向け国として取り組むべきものについては、引き続き着実に取り組んでいただきたいと考えております。

また、県としても、性別による固定観念や女性に対する暴力など、取り組むべき課題の解決に向け、昨年度改定したこうち男女共同参画プ

ランや本年度改定を行う予定の高知県DV被害者支援計画などにに基づき取り組みを進めてまいります。

最後に、県の幹部職員が国連の女性差別撤廃委員会の指摘内容を生かしていくためにも、国際的な動向について学ぶ仕組みが必要ではないかとお尋ねがありました。

県では、各所属の業務に男女共同参画の視点を生かすことを目的として、毎年職員を対象に男女共同参画や女性問題に関する研修を実施しているところです。今後はこうした研修におきまして、また私が本部長を務める高知県男女共同参画推進本部会議などを通じまして、幹部職員に対しても国際的な動向を周知する機会を設け、男女共同参画の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、市町村におけます代理受領制度や段階的耐震改修の支援制度の普及状況とその課題についてお尋ねがございました。

耐震改修を実施する住宅所有者が設計や工事に要する費用の全額を一時的にでも用意する必要がなくなる代理受領制度については、現在類似のものも含めて22市町村で導入されております。引き続き導入されていない市町村に対し、導入を働きかけてまいります。

今年度創設した、倒壊しないレベルまでの耐震改修を一度に進めることができない場合に第1段階として行う一定レベルの改修を支援する段階的耐震改修制度につきましては、既に3町村で制度化がなされているところでございます。

他方、第1段階の工事が終わった時点で安心されてしまうのではないかという懸念等から、制度の導入に慎重な市町村もございますが、制度の趣旨を丁寧に説明し、普及に努めてまいり

ます。

次に、1981年6月から2000年5月に着工した住宅についても、耐震診断、耐震補強を推進する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

現在、本県における住宅の耐震化に係る支援は、耐震基準が大幅に強化された1981年5月以前に着工された、いわゆる旧耐震基準によって建築された住宅を対象としております。

熊本地震では、築年数がおおむね40年を超えると推定される木造住宅が多数倒壊していることから、まずは旧耐震基準の木造住宅への対応を優先的に進めていく必要があると考えております。

1981年6月以降に着工された木造住宅については、現在国が設置した委員会におきまして、熊本地震の被害の要因分析等が進められていると聞いております。県といたしましては、この委員会の分析結果を踏まえた国の動向を注視し、対応を検討してまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、配水池の耐震化計画の進捗状況と耐震化事業の見える化についてお尋ねがありました。

上水道事業の配水池の耐震化については、国の助成事業に一定の要件があり、水質がよく投資額の少ない県内上水道事業者は補助を受けることができいていません。また、上水道事業は公営企業会計であるため、料金収入による独立採算の原則があり、県から水道事業者へ直接助成することは困難でした。

しかし、南海トラフ地震対策の観点において、配水池が災害時に応急給水の拠点となること、また配水池が被災してしまうと復旧に長期間を要することなどから、配水池の耐震化を何としても進めたいと考え、今年度から配水池の耐震化事業へ一般会計から繰り出しを行った市町村

に対する新しい交付金制度を創設したところで

す。
今回の配水池の耐震化事業では、市や町が地震に備えて優先的に耐震化すべきとしている51基を対象としていますが、制度創設の初年度である今年度は3基の耐震工事にとどまっています。

見える化については、水道法において水道事業者は水道施設の耐震性能や耐震性の向上などを含む水道事業に関する情報を提供していくこととされています。効果的な情報発信に努めていただくよう働きかけていきますが、水道事業者に配水池の耐震化の重要性を認識していただき、できるだけ早期に取り組んでいただくことが何より大切だと考えています。

次に、簡易水道事業の上水道事業との統合による国の財政措置の影響についてお尋ねがありました。

簡易水道事業に対しては、給水人口を基礎とする建設改良に係る財政措置が講じられており、県内市町村の平成27年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額は、およそ5億1,000万円程度となっています。このうち、上水道事業の要件を満たす給水人口5,001人以上の市町村には普通交付税措置がなくなることから、影響額はおよそ3億6,000万円程度となります。

簡易水道事業の上水道事業への統合により財政措置がなくなることについては、国へ要望した結果、統合の翌年から10年間は激変緩和措置が設けられることになりました。

水道は県民の皆様の生活や社会経済活動に欠くことのできない基幹施設であることから、県としては、安全で安定した水道事業が持続していくために、配水池の耐震化の支援を行うとともに、国の水道関係国庫補助の満額確保や補助要件の緩和などを引き続き国に対して要望していくことにしています。

また、市町村がそれぞれ水道事業を単独で考えるのではなく、広域的視点に立って検討する時期に来ていると考えますので、市町村とともに多様な広域連携についての検討を開始していくことにしています。

次に、国民健康保険制度改革による都道府県単位化に関するお尋ねがありました。

まず、運営方針の策定に当たっての基本姿勢と国保の構造的問題を運営方針に盛り込むことについてのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをします。

国保は国民皆保険制度の重要な基盤であるにもかかわらず、被保険者には低所得者が多く、また病気になりがちな高齢者も多いことから、保険料負担が重いといった構造的な課題を抱えています。今回の国保制度改革は、公費による財政支援の拡充等を行うことにより、国保財政の安定的な運営を確保し、国民誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、持続可能な医療保険制度を構築することを目的に行われるものです。

平成30年度以降、県は保険財政の責任主体となり市町村ともども国保を担っていきますが、国保を安定かつ円滑に運営していくためには、国保の置かれている現状や課題、また改革の目的を県と市町村がしっかり認識し、共有して取り組んでいくことが重要であると考えています。このため、国保を運営するための統一的な方針を定める運営方針の策定に当たっては、ガイドラインを参考としながら、県と市町村が緊密な連携のもと十分協議を行い、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けられる国保制度の構築を目指して取り組んでまいります。

また、議員御指摘の国保の構造問題や策定に当たっての基本姿勢については、運営方針の策定の目的の項目でしっかりと記載することを考えています。

次に、国保運営における法定外の一般会計繰り入れの取り扱いについてお尋ねがありました。

一般会計からの法定外の繰り入れは、政策的経費を除き市町村が国保財政の赤字を回避するため、やむを得ず行ってきたものであり、今回の制度改革の協議において、この繰り入れを解消し、財政基盤を強化するための公費の拡充が大きな課題となったところです。その結果、一般会計からの法定外繰り入れ、総額3,900億円のうち、政策的経費である保健事業分などを除く約3,400億円の公費の拡充を行い、国保財政の安定化を図ることとされました。

今般示されました国のガイドラインでは、国保財政を安定的に運営していくために必要な支出は、保険料や国庫負担金などにより賄うことが重要であり、これ以外の決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金については、解消または削減すべきであるとの考え方が示されていますが、解消、削減すべき繰入金の範囲は、現在国と地方とで協議中であり、明確にはなっていません。したがって、国における検討状況も見ながら、被保険者への影響なども考慮し、国保財政の安定した運営に向け市町村と十分検討を行っていきたいと考えています。

なお、平成26年度に行われた国の国保基盤強化協議会では、改革後の運営の状況を検証し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、県としても財政運営の状況などを踏まえながら、必要があれば、全国知事会を通じて国に対し財政措置のさらなる強化について要請していくことにしています。

次に、保険料率の一本化についてお尋ねがありました。

今回国において定められた国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法では、保険料率については各市町村の医療費水準の違いを反映させ、市町村ごとに設定することを原則

としています。

保険料水準の統一については、医療サービス水準の均質化などとともに今後の課題とはされていますが、統一する場合でも市町村の意見を十分踏まえることとされており、決して強制するものとはなっていません。市町村との協議において、保険料水準の統一についても十分御意見をお伺いしていきたいと考えています。

次に、医療から排除される人をつくらないことを大きなテーマとすべきではないかとお尋ねがありました。

今回の国保制度改革の大きなテーマは、将来にわたって国民誰もがが必要な医療を受けられる持続可能な医療保険制度を構築するために、国民皆保険制度の重要な基盤である国保財政の基盤強化を図ることだと考えています。このため、運営方針の策定や改革後の国保運営に当たっては、このテーマをしっかりと認識し、また市町村ともこの考えを共有しながら、誰もが安心して必要な医療を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、地方単独の医療費助成事業による波及増分に対する国庫負担金等の減額分への対応についてお尋ねがありました。

国においては、子供の医療費助成などの地方単独事業により、医療費の窓口負担を軽減した場合、軽減しない場合と比べ医療費が増加し、医療費に対する国の負担も増加するとの考えから、限られた財源の中で公平に国費を配分するという理由により、国庫負担金の減額を行ってきています。

一方、全国知事会では、こうした地方単独事業は、本来であれば国が全国統一的に行うべき子育て・少子化対策や重度心身障害児・者への支援策を肩がわりするものであり、この減額措置は地方の独自施策の実施を制限するとともに、地方の努力に反し、地方にのみ責任を負わせる

ものであることから、廃止するよう国に求めてきたところですが、このことについては、今回の国保制度改革の国保基盤強化協議会における国と地方との協議においても、議論が重ねられ、今後も引き続き議論していくことが確認されています。

本県としても、この減額調整は地方の取り組みを阻害する不合理なものであり、早急に廃止されることが重要ではないかと考えており、引き続き全国知事会を通じ、国に対して強く廃止を求めてまいります。

次に、地域医療構想についての一連の質問にお答えします。

まず、昨年度に実施した療養病床実態調査の調査結果に対する県の受けとめについてお尋ねがありました。

今回の調査結果において特徴的であった点としましては、介護療養病床において全国の値に比べ医療の必要度が低い患者の割合が22.3ポイント高く、介護の必要度が高い患者の割合が5ポイント高いこと、低所得に該当する患者が全体の約63%を占めていること、療養病床への入院が望ましいと考える割合が患者・家族側に約76%ある一方で、医療機関側は約63%と認識にずれが生じていることといったことが挙げられます。

この調査結果は、高齢化が進んだ中山間地域を抱え、独居高齢者が多く、家庭の介護力が脆弱であるといった背景から、長期療養の入院ニーズが高いという本県の特徴の一端を示しているものと考えます。したがって、単に病床を減らすのではなく、患者さんや利用者にもふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保すること、行き場のない入院患者を出さないことを前提として、住みなれた地域で療養が可能な体制を構築するよう今後の地域医療構想の策定に反映していきたいと考えています。

次に、低所得者が利用できるように制度を整備することが重要ではないかとお尋ねがありました。

現行の公的医療保険、介護保険制度では、低所得者に対して所得に応じた保険料や自己負担額の減免の制度が設けられており、この考え方は制度の見直しにおいても維持されるべきものと考えています。

国の療養病床の在り方等に関する検討会で提案された内包型、併設型といった2つのタイプの新たな選択肢では、それに求められる条件の一つとして、費用面から見て利用者にとって負担可能なものであることが挙げられています。これに対して検討会の構成員からは、新たな類型については、低所得者の受け皿となることが考えられるため、補足給付のような低所得者対策を認めることが必要、低所得者への住宅手当等の議論も含めて社会保障の中でどのように対応していくのか検討していくことが必要といった低所得者対策の必要性に関する意見も出されているところです。

新たな選択肢については、本年6月に設置された社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会において、年内の取りまとめを目指して具体的な制度設計が議論されることになっています。現行制度に準じた低所得者対策を講じていただくことが重要であり、注視していきたいと考えています。

最後に、医療・介護難民が出る危険性への対応についてお尋ねがありました。

平成29年度末に廃止となる療養病床に入院している患者のうち、在宅への移行が難しい医療区分2、3の方々については、引き続き残ることとなる現行の医療療養病床で療養を継続していただくこととなります。

一方、医療の必要度が低い医療区分1の方々、状態像に応じて介護保険施設や居住系サー

ビス、あるいは介護療養病床等からの転換が見込まれる新たな類型での療養を選択していくこととなりますが、現に入院しておられる医療区分1の方々が行き場をなくしてしまわないようにしていく必要があります。

療養病床からの移行を円滑に進めていくためには、施設基準のあり方や経過措置等が、本県のように高齢化と人口減少が進行し家庭での介護力が脆弱で地域で療養を続けることが困難な中山間地域を多く抱えているなどといった地方の実情を踏まえたものとなるよう、引き続き国に対して提言を行っていきたいと考えています。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 地震対策について、避難所での雨水の利用に関するお尋ねがございました。

災害発生時においては、飲料水の確保だけでなく生活水の確保も重要と考えており、市町村において、水の備蓄に加え、避難所での井戸の整備や谷水の利用による水源確保に努めていただいているところです。

お話にありました雨水の活用につきましては、井戸の整備などが難しい避難所では、水源確保の有効な方法と考えております。

今年度から避難所の環境を整備する支援制度を創設しており、その中で雨水を利用するための設備の導入についても補助対象としておりますので、市町村には積極的に活用していただきたいと考えています。

また、民間住宅への雨水タンクの設置につきましては、個人で対応していただくこととなりますが、災害時の生活用水として利用できることから、飲料水の備蓄とあわせて雨水の利用についても啓発してまいりたいと考えています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 子供の貧困問題に関して、ユニセフの報告書にある、主観的な

幸福度を重視する、公平性を子供の幸福度の課題の中心に位置づけるという点は、本県での子どもの貧困対策推進計画においても重要な視点ではないかとお尋ねがございました。

県では、この3月に高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、生活の困窮という経済的な状況だけでなく、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった子供たちの置かれたさまざまな困難な状況を踏まえ、出生前から就職に至るライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策を強化しております。

計画では、「全ての子どもたちが、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる県づくり」を基本理念として位置づけ、お話のありましたユニセフの報告書にある、主観的な幸福度を重視する、公平性を子供の幸福度の課題の中心に位置づけるという2つの視点も、同じく報告書にあるほかの、最も貧しい子供たちの世帯の所得を改善する、不利な状況に置かれた子供たちの学習到達度を向上させる、全ての子供たちに対して健康的な生活習慣を促進、支援するという3つの視点と同様に、大切な視点としてそれらを踏まえた計画になっているものと考えております。

さらに、本年度は子供の生活実態調査を実施することとしており、その中で、保護者だけでなく小・中・高校の子供たち自身へアンケートを行い、自分たちの置かれている状況や自己肯定感などを把握することとしております。

この調査結果をしっかりと分析し、計画のバージョンアップにつなげ、よりきめ細かく、実効性のある施策を関係部局と連携して進めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 就学援助制度の改善、

充実についてお尋ねがございました。

就学援助制度は、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という学校教育法の規定に基づいた国の制度であり、市町村が実施主体としてこの制度の運用を行っております。

また、国の財政支援の対象費目については、従来からの学校給食費、修学旅行費、学用品費などに加えて、平成22年度からはクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加され、援助の拡充が図られております。

就学援助の実施状況につきましては、平成26年に国が全国の都道府県を対象に実施しました平成25年度就学援助実施状況等調査の結果から見ますと、本県の就学援助率は25.37%となっており、全国で最も高い割合となっております。このことは、本県においては経済的に厳しい状況にある世帯の児童生徒が多いことを反映しておりますが、一面では各市町村が就学援助に対して積極的に努めていることのあらわれとも受けとめております。

ただ、こうした制度があるにもかかわらず、就学援助の対象となる世帯の中には、制度そのものを認識していなかった等の理由から申請できていないケースがあるといったお話も聞いております。このため県としましては、就学援助制度がその趣旨に沿って有効に活用されるよう、市町村に対して対象世帯にしっかりと制度周知がなされるよう、さまざまな機会を通じて要請したところであり、その点につき今後とも努めてまいります。

また、市町村が安定的かつ充実した就学援助制度を運営していけるよう、全国都道府県教育長協議会等とともに、十分な財政措置が講じられるよう国に対する要望を続けていきたいと考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、税務行政について、滞納者に対して福祉の視点に立った対応をすることが重要になるのではないかとのお尋ねがございました。

県税事務所では、自主財源である税収の確保に向けて公正で公平な賦課徴収に取り組んでおり、担税力がありながら納税に応じていただけない滞納者に対しては、財産の差し押さえなどの厳正な滞納処分を行っております。

一方で、生活が困窮している納税者の皆様については、生活の再建をしながら納税をしていただくという配慮が必要でございますので、生活実態に即した分割納付などの御相談もお受けをしているところでございます。そのような御相談の過程で、多重債務を抱えていることが判明した場合には、消費生活センターや法テラス等の窓口を紹介するなど、関係機関と連携した取り組みも行っております。

また、議員御指摘のとおり、納税について誠実な意思を有する納税者の方が県税を一時に納付することによりまして事業継続または生活維持を困難にするおそれがあるときは、納税者の申請に基づき既に差し押さえた財産の換価や新たな差し押さえを猶予するという制度も、本年4月から新たに創設されております。

現在のところ、この制度の申請はありませんが、ホームページにその内容を掲載するほか、今後県税事務所への配置を予定しておりますパンフレット「くらしと県税」において、制度の詳細を記載するなど、制度の周知に努めているところでございます。

もとより生存権まで脅かすような税の徴収というのは、あってはならないことでございますので、こうした制度も適切に運用しながら、税収の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、障害者差別解消法の施行を踏まえての職員採用についてお尋ねがございました。

知事部局における障害者の雇用については、平成19年度に身体障害者を対象とした採用試験を初めて実施し、これまでに19名を採用してきたところでございます。知事部局における障害者雇用率は、平成19年度に2.13%であったのに対し、平成27年は法定雇用率の2.3%を大きく上回る2.66%まで伸びておりまして、全都道府県でも第9位という上位に位置しているところでございます。

こういった状況のもと、本年度においても実施する身体障害者を対象とした採用試験では、自力による通勤ができること、口頭による試験に対応できることの要件を受験資格から取り除くこととしております。また、口頭による受験が難しい場合には、手話やパソコン表示を行う対応によりまして、受験の門戸をできる限り広げることとしたところであります。

お話のありました身体障害者以外の障害者の職員採用につきましては、先行して取り組みを行っている自治体の例に学びながら、本県においてどのような職務に従事していただくことが可能かということ、まずは研究してまいりたいと考えております。

○34番(中根佐知君) それぞれどうもありがとうございました。それでは第2問をさせていただきます。

1つは知事に、たびたびで恐縮ですが原発の問題です。本当に一旦事故が起こってしまえば大変なことになるという状況のもとで、また原発を稼働させるということは、そこに結局原発による負の遺産も出てくると、それをいかに処理していくのか、この点についても世界的な課題にやっぱりいまだになっているわけです。そんな中で伊方原発の再稼働というのは、本当に慎重に慎重を期すという、知事の想定外を想定

するという考え方からすれば、もっとも四国電力に対しても専門的知識を持って話し合いをすべきではないかというふうに思います。

2月の県議会で、吉良富彦県議が、四国電力が供給すべき電力は四国電力が責任持って供給力を確保する必要があるとの説明を受けておりますという県のほうの広域連携の問題で、そういう連携ができるのであれば、わざわざ原発を動かさなくてもいいのではないかというお話をしました。地域間連系を使えば、少々足りないときが年に1回、2回あったとしても乗り越えられるのではないかというふうに言ったときに、四国電力からのお話は、供給力を確保する必要がある、売るための供給力を確保する必要があるということだったのでやっぱり地域間連系を使うことはできないのですというふうなお話を県がされたんです。

ところが、今回の5月12日の四国電力とのお話では、いや、一時的に買うことによって乗り切っていますというふうにおっしゃられている。大変複雑なことがたくさんありますけれども、四国電力に対してこれまで県は、県民の目線でもよりわかりやすい言葉で聞き、そしてお答えをいただいておりますをしていくというスタンスをとっていらっしゃるけれども、やっぱり専門的な知見を持っている方と県そのものがしっかりとまず学習をして四国電力と対話をするということが大変大事ではないかというふうに思っています。専門家を招聘しながら、県そのものも想定外を想定しながら、再稼働の根拠そのものが一体どうなのかをもう一度やっぱり考えるべきだというふうに私は強く思っています。

知事は今の時点ではさまざまな点から見て、再稼働はやむを得ないというふうにおっしゃいますけれども、県民にとって危険なものは要らないと、また原発は徐々に徐々に頼らない方向

に持っていくという知事のスタンスからすれば、四国電力の言うことをそのまま受け取る今の状況よりも、もう少し専門家との知見をもとにした対話を推し進めてほしいという強い要請をしたいと思いますが、それについてお願いをいたします。

それからもう一つ、今度は知事ではなくて健康政策部長にお聞きします。

国保の問題、それから地域医療構想の問題、本当に大切な問題で、これまでずっと社会の中で生きて、そして終末を迎える高齢の方たちや、また本当にいろんな意味で弱い立場にいる人たちの生存権そのものにかかわる問題だと思います。先ほど来お話があったように、根拠そのものをしっかり示しながらガイドラインの中にも入れていっていただきたい、この要請をしておきたいと思います。さっき言ってくださいましたが、ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

○知事（尾崎正直君） 核の使用済み燃料の問題なども考えていけば、やはり本当に原発への依存度というのは徐々に徐々にではありますけれども、低減をさせていくということをしっかり進めなければならぬだろうと、それは本当にそのとおりだと思っています。

そしてまた、安全性を確認するという意味においても、やはりかなり厳しい条件のもとでどうかということ、先ほどもおっしゃられましたし、私も後の答弁で申し上げましたが、想定外を想定するということが踏まえての対処は必要だろうと思います。そういうこともありますので、理論的にはあり得ることではなかなかないだろうということではありますけれども、基準地震動、これが2回生じたときにどうなのかというようなことなどについても、問いただす姿勢を徹底して行っているということでございます。

3点目として、四国電力の言うことをうのみにしないためにも、やっぱり専門家のアドバイスを受けて我々としての知見も高めていくべきではないかと、それはおっしゃるとおりだと、そのように思います。これまでもさまざまに専門家の皆様にもお話を伺ってきたつもりですし、職員も相当習熟してきておりますので、かなりの知識をためてきておることも確かかと思えますけれども、やはり我々自身として専門家のお力もかりながら知見を高めていくという方向での努力というのは引き続き続けてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時49分散会

平成28年 6月14日（火曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 山崎 實樹助 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年 6月14日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

第 9 号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案

第 10 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

第 11 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 12 号 県有財産（（仮称）南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案

第 13 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1 - 2 工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 15 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 16 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第 2 一般質問

(3 人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第16号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

21番西森雅和君。

（21番西森雅和君登壇）

○21番（西森雅和君） 皆さんおはようございます。公明党を代表して知事初め執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

6月1日、安倍首相は来年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを、平成31年10月まで2年半延期することを表明いたしました。安倍首相は、これまでリーマンショックや東日

本大震災のような重大な事態が発生しない限りは、法律のとおり消費税率を引き上げるとしていましたが、伊勢志摩サミットを機に新しい判断をしたということでもあります。私ども公明党は、消費税率10%への増税に関しては、社会保障の安定と充実は大きな課題であり、社会保障に対する安心感は経済への影響を見ても重要で、法律に基づいて予定どおり実施すべきとの考えでありました。そして、公明党は消費税率10%増税の際には、国民の皆様の痛税感を和らげる軽減税率の導入ということを一貫して進めてまいりました。それは社会保障のためにやむを得ない税率の引き上げでも、せめて食料品などは低く抑えてほしいとの庶民の願いに応えたものであります。

今回の消費税率引き上げの延期について、安倍首相は、世界経済において需要の低迷と成長の減速が懸念されるとの認識を示し、内需を腰折れさせかねない消費税率の引き上げを延期すべきと判断したということでもあります。なお、軽減税率の導入については、内容はそのまま、消費税率の延期にあわせて導入するということも表明しています。今回の首相の判断に対して、公明党としては伊勢志摩サミットで先進7カ国首脳宣言にうたわれたように、世界経済の危機回避のために7カ国があらゆる政策をとっていくということを共有した中で、消費税増税を延期するという首相の判断を尊重し、与党として結束して政権を支えることとしています。

一方で、消費税率引き上げが2年半延期となった場合、社会保障を初めさまざまな面での影響も出てまいりますので、社会保障への不安をどう払拭していくのか、与党として今後の対応が重要であります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、今回消費税率10%引き上げ延期について、最終的には法改正を伴うことではありますが、消費税率引き

上げが延長された場合、高知県内の経済及び県財政並びに医療・介護・子育てなど社会保障政策の面で具体的にどのような影響が考えられるのか、お伺いをいたします。

さて、参議院選挙の公示まであと8日となりました。今回の参院選について安倍首相は、消費税再延期の新しい判断について国民の審判を仰ぐとしています。一方、民進党の岡田代表は参院選で憲法改正を争点にする意向を示しています。

私どもは、今回の参院選の争点について、政府・与党の経済政策、いわゆるアベノミクスを加速させるのか、それとも後戻りさせるのか、このことが今回の選挙の争点になると思っています。アベノミクスについて言うならば、その効果が少しずつ出てきているとはいえ、まだ道半ばであります。高知県の有効求人倍率が1.07になったとはいっても、郡部に目を向けたとき、雇用の面でもまだまだこれからというところがあります。景気の好循環を室戸岬から足摺岬の先まで、また県内の中山間のあらゆる地域にまで行き渡らせなければなりません。自公政権が進めてきた政策を継続して景気の回復を確かなものにするためにも、政治の安定が欠かせません。

一方、憲法改正については、私どもは国民に選択肢を示すような議論にまで成熟しているとは、今の段階では思っておりません。有権者にとっての選択肢が何なのかということは、民進党も示せていないのではないのでしょうか。争点というからには、きちんと有権者に説明する必要があると思います。

そこで、知事にお伺いしますが、私どもは今回の参議院選挙について、憲法改正は争点ではなく、政府・与党の経済政策が争点になると考えますが、知事は今回の参議院選挙の争点をどのように考えておられるのか、御所見をお伺い

いたします。

次に、地震対策についてお伺いいたします。

4月14日と16日、震度7の揺れが熊本地方を襲いました。最初の揺れからきょうでちょうど2カ月になります。改めて、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心から願うものであります。そして、私たちは今回の熊本地震にさまざまなことを学びながら、必ず来る南海トラフ地震に備えていかなければなりません。

さて、地震を初めさまざまな災害にはそれぞれ特徴があります。今回の熊本地震は、震度7の揺れが二十数時間という短い間に2回起こったことであります。そして、その後の震度1以上の群発地震が1,700回を超えています。これは今までにない形の地震であります。

今回の地震のマグニチュードは4月14日の前震が6.5、4月16日の本震は7.3でありました。もっとも日本及び周辺では、マグニチュード7規模の地震は毎年一、二回発生していると言われております。こうした規模の地震が海底の下や地下のかなり深い部分で発生しても、そんなに大きな被害にはならないわけでありましてけれども、今回の熊本地震は阪神・淡路大震災と同様に震源が内陸の浅いところであったために大きな被害となりました。そして、亡くなった方の多くが阪神・淡路大震災と同じく建物の倒壊の犠牲となっております。内陸の浅い地域で発生する活断層のずれによる地震の怖さを改めて思い知ったところであります。

以前私は、平成20年7月の一般質問でしたけれども、高知県内に活断層はあるのか、また内陸直下型地震の起こる可能性などについて質問をしたことがありました。当時の危機管理部長から、「県内には、国の地震調査研究推進本部から公表されている110カ所の主要な活断層はない

が、これまでの研究機関などの調査から、活断層と推定されるものが十数カ所確認されている。また、県内で過去発生した直下型と思われる地震は、古文書では江戸時代に2回あったと記録が残っている。近年、国内で発生する大規模地震は活断層が確認されていない場所でも起こっているため、国内ではどこでもある程度の規模の被害を伴う内陸直下型地震が発生する危険性が指摘されている」との答弁がありました。

そこで、再びこのことについてお伺いをしたいと思います。県内の活断層の有無、また内陸直下型地震の発生可能性の考え方に現在も変わりはないのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

今回の熊本地震では、先ほども申し上げましたが、震源の深さが浅かったこともあり、多数の家屋が倒壊し、大規模な地すべりが発生しています。西原村のように、村の全家屋の62%が全半壊となった地域もあります。家から飛び出した人たちは、引き続いて起こる揺れのため家に入ることができず、多くの方が避難所や車の中での生活を余儀なくされております。本震直後の4月17日には、避難所で暮らす人は18万人を超えています。その後、避難した人たちは、家財道具などが散乱し、倒壊が心配される家に徐々に戻り始め、本震3日後には避難者は10万人、5月3日には1万人台となり、そしてきょう現在、避難者はまだ6,000人を超えています。

南海トラフ地震が発生した場合、今回の熊本地震と同じように、震度6強や7の揺れによる家屋の倒壊や倒壊の危険性のある家から多くの県民が家を出るということとなります。その後、沿岸部では津波が襲来してきます。レベル2想定では、県内での倒壊、火災、流出、浸水による全壊建築物は約15万3,000棟と予測され、避難者数は約42万3,000人と想定されています。県全体の家屋の3分の1に当たる34%が全壊し、県

内人口の半数以上の約53%が避難者になるということでもあります。レベル1でも、全壊建築物は約3万6,000棟、避難者数は約11万3,000人ということでもあります。家屋の倒壊や津波から逃げた後、多くの方が避難所で生活することになります。南海トラフ地震発生後は、津波で家が流されたり家が浸水していますので、揺れや津波がおさまっても、東日本大震災がそうであったように、多くの方は帰るべき家がありません。

東日本大震災の発生は3月11日でありましたが、全ての避難所が閉鎖されたのは、岩手県では7カ月後の10月、宮城県では9カ月後の12月となっています。

今回の熊本地震、地震発生2週間後の4月29日から応急仮設住宅建設の第一弾として、2つの町と村で50戸ずつ計100戸の建設が始まり、先日6月の初めに完成しています。その後、順次建設が進んでいるということですが、避難者全員の受け入れとなると相当な時間がかかると思われます。

避難所生活の長期化を防ぐために、早急な住宅の確保は極めて重要となります。そこで、知事にお伺いいたします。東海・東南海・南海3連動の南海トラフ地震レベル2が発生した場合、応急仮設住宅建設に関して、資材不足が想定され資材の調達など相当厳しい状況が予測されますが、民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅も含め、応急仮設住宅の供給目標や具体的な取り組みについてお聞きをいたします。

どれくらい避難生活をしなければならぬのか見通しの立たない避難所生活は、避難生活者の不安を一層あおります。今回も、過去の震災同様、避難所で生活する方の多くが体調を崩されています。時間がたてばたつほど、避難者の疲労はたまるばかりであります。またいつ大きな揺れが来るかもしれないという恐怖から、家があっても帰れない方もいます。車に避難され

ていて、エコノミークラス症候群などにより亡くなられた方もいらっしゃいました。地震発生時の課題の一つが、避難所生活をする方の心と体の健康に対するケア対策であります。

高知県南海トラフ地震対策行動計画では、災害時の心のケア対策の推進について、ケアマニュアルの作成や災害時の心のケアについての知識及び技術を習得するための研修会の開催などが示されております。この心のケアとあわせてエコノミークラス症候群対策などを初めとする体のケア対策、健康指導なども大切であります。

そこで、健康政策部長にお聞きいたします。地震発生直後からの体の健康に対するケア対策の必要性とその対策について御所見をお伺いいたします。

東日本大震災もそうでしたし今回もそうでしたが、震災時にとって大切なことは、基礎自治体である市町村の機能が存続するということです。市町村の機能が麻痺すると、復旧・復興が確実におくれます。今回の地震では、5つの市町において庁舎が損傷し、使用ができなくなっています。震災時、市町村が役割を果たしていく上で基本となることは、まず市町村役場自体の施設が守られ、そこに職員がいるということであります。

そこで、危機管理部長にお伺いをいたします。県内の各市町村役場施設の耐震化の状況が今現在どのようになっているのか、また耐震化されていない市町村がある場合、耐震化が進まない要因は何か、県として各市町村役場施設の耐震化に向けてどのようなサポートが可能なのか、お聞きをいたします。

今回の震災でも、市町村職員がさまざまな対応に追われ、速やかに行われなければならない業務になかなか手が回らず行き届かない面もあったと聞きます。例えば、被災者の申請に基づき市町村が住宅の被害状況を調査して市町村

長が発行する罹災証明書、この罹災証明書は被災した住宅や事業所の被害状況などを公的に証明する書面であり、義援金や被災者生活再建支援金の受け取り、仮設住宅への入居など被災者が生活を再建する上で大きな影響を持つものがありますが、この証明書がなかなか発行できない自治体もありました。東日本大震災後、災害対策基本法で罹災証明書の速やかな発行が市町村長に義務づけられていますが、申請の受け付けはしても、人手不足で証明書が発行できない。今回も熊本の各市町村は一生懸命対応していますが、市町村によって罹災証明書の発行に大きな差が出ています。その差は役場機能の確保や業務継続計画、いわゆるBCPを策定していたのかいなかったのかということの差が出ているとも言われております。

そこで、県内市町村役場の業務継続計画の策定状況はどのようになっているのか、策定されていない市町村がある場合、策定ができていない理由は何か、また県として市町村の業務継続計画策定に向けてどのような支援をしているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

また、県内では、ほとんどの市町村で震災時の職員の派遣や救援物資の確保に関してほかの市町村との相互援助協定を結んでいます。その実態はどのようになっているのか、また3連動という超広域的な地震が発生したとき、相互援助協定を結んでいない市町村は、ほかの市町村からの職員派遣などの支援をどのように受け入れていくことになるのか、総務部長にお伺いをいたします。

病院の機能を存続させていくことは、被災した人たちの命をつなぐために大変重要であります。そして、病院機能の存続は、当然であります。今現在入院している患者の皆さんを守っていくことにもつながります。

今回の熊本地震では、10カ所の病院が建物の

倒壊リスクや電気、ガス、水道などのライフラインの途絶により、患者の皆さんをほかの病院に搬送したとされています。熊本赤十字病院では、地震直後に停電が発生、患者の人たちが病院に殺到したけれども、受け入れができなかったそうであります。ドクターヘリで離れたほかの病院に搬送したり、近隣病院に患者の人たちを分散させることで状況を改善したということであります。また、建物の損壊により、入院患者96名を転院させなければならない病院もあったと言います。

医療を担う施設はまさに命を救う施設であります。災害時にはその機能を十分に発揮していただかなければなりません。しかし、建物に被害がなくても、電気や水道が使えないということになると、医療サービスを十分に提供することができなくなってしまいます。建物の構造はもちろんのこと、電気、ガス、水道など設備を含めた建物の耐震性の確保や、医療機器や医療器具を固定する取り組みは、医療施設にとって大事なことであります。病院として、被災者を受け入れる側に回るのか、労力を使って入院患者の皆さんを別の施設に搬送しなければならないのかでは、その差は余りにも大き過ぎます。

そこで、健康政策部長に伺いますが、県内の病院のうち、津波浸水域に立地している病院の実態並びに耐震化の実態についてお聞きいたします。また、県内の病院の建物及び設備を含めた耐震性の確保対策に、今後県としてどのようにかかわっていくのか、県内病院のBCPの策定状況とあわせてお伺いをいたします。

福祉施設も同様であります。県内の福祉施設のうち、津波浸水域に立地している福祉施設の実態並びに耐震化の実態について地域福祉部長にお伺いをいたします。また、県内の福祉施設の建物及び設備を含めた耐震性の確保対策に県としてどのようにかかわっていくのか、県内福

祉施設のBCPの策定状況とあわせてお伺いをいたします。

多くの福祉施設は、要支援者やその家族などを受け入れる福祉避難所として指定されています。熊本市では、事前計画で福祉避難所として176施設と協定を結び、約1,700人の要支援者の受け入れを想定していたそうであります。しかし今回、打ち続く揺れによる施設の破損や職員の被災などで利用できなくなる施設が相次いだと言います。実際の利用は、5月12日現在、70施設347人の利用者にとどまっていたということであります。熊本市では、福祉避難所があることすら知らなかった、また災害弱者といっても、見てわかる人もいれば発達障害のようにわかりづらい人もおり、福祉避難所にも行きづらいといった声もあったそうであります。

高知県内の避難行動要支援者数は、約5万8,000人となっております。国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で示された方法による推計では、要介護認定者などが約1万7,000人となっております。

そこで、要支援者の皆さんへの福祉避難所の指定に関する情報提供や福祉避難所の役割や運営などについて正しい理解のための情報提供はどのようにされているのか、要支援者の福祉避難所指定の認知度とあわせて地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、学校施設の非構造部材の耐震化についてであります。知事の提案説明でもありましたが、今回の地震では、学校施設などがガラスや天井といった非構造部材の破損により避難所として使用できなかったところもあったということであります。学校施設の非構造部材の耐震化は、避難所の確保対策としてはもとより、何よりも児童生徒たちを危険から守ることになります。

そこで、改めてお伺いをいたしますが、現在

の県内における各学校施設の非構造部材の耐震化の進捗状況と今後のさらなる対応について教育長にお伺いをいたします。

県内の避難所における公衆無線LAN、Wi-Fiの環境整備について伺います。南海トラフ地震が発生したとき、被災した人たちが行政などから発信される情報を得やすくすることが重要でありますけれども、避難所でのWi-Fiの環境がどのようになっているのか、今後の対応とあわせて危機管理部長にお伺いをいたします。

南海トラフ地震に際してよく言われることでありますが、私たち県民にとって大事なことは、被災したときに助けられる側ではなく、助ける側になるということでもあります。

地震による人的被害を軽減するためには、最も長い時間を過ごす住宅の耐震化は欠かすことができません。大地震が発生するたびに痛感することです。住宅、建築物の耐震化については、政府では耐震改修促進法に基づき、国の基本指針として住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化率を、平成27年までに90%とする目標を定めて取り組んできました。そしてさらに、国土強靱化アクションプラン2016などにおいて、住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標と定め、建築物に対する指導の強化や計画的な耐震化の促進を図っているところであります。

我が高知県においても、高知県耐震改修促進計画のもと、住宅を初め建築物の耐震化を推進しているところであります。しかしながら、県内の住宅の耐震化率は、全国の平均を大きく下回る77%ということであり、実態としてもなかなか進んでいない現状があります。住宅の耐震化は直接命を守ることにつながります。今後、

住宅の耐震化をさらにスピード感を持って計画的に進めなくてはなりません。先ほど申し上げました高知県耐震改修促進計画ではありますが、県が平成18年に策定しています。計画期間は平成18年度から27年度までの10カ年となっています。

そこで、知事にお伺いをいたします。高知県として県内の住宅の耐震改修を主体性を持って計画的に進めていくために、県として目標を明確にした新たな高知県耐震改修促進計画を策定すべきであると思いますが、御所見をお伺いをいたします。

さて、住宅の耐震化を加速化するにはどうすればよいのか、何が足りないのか、改めて考えるものであります。老朽化した住宅で生活している人にとっては、自分の住んでいる住宅の耐震に問題があることは、ある程度わかっていると思います。その上で、建てかえや耐震改修をするとなると、相当な費用が必要になるわけがあります。特に高齢者にとってみれば、残りの人生の長さや建てかえや改修の経済的な負担を考えるとためらうということも当然あります。また、気持ちの面もあるように思います。人にとって家を建てたり改修をすることは、人生にとって何度も経験することではありません。大事業であります。高齢者世帯にとって、今さらそんな大事業に取り組まなければならないことは面倒だと思える人もいるでしょう。改修のために家具を片づけたり移動したりすることをおっくうがる人もいると思います。

住宅の耐震化を進める上で、耐震化されていない住宅に住む人の状況の把握や意識の分析をさらにきめ細かに対応していかなければ、住宅の耐震化はなかなか進まないように思います。住宅の耐震化対策について、これまで県議会でも議論がなされたところであります。住宅の耐震診断や耐震補強などの議論とともに、住宅の

部分的な耐震改修の支援についても議論がなされてきました。このことについては、執行部でも検討がなされ、今回の知事の提案説明でもありましたように、費用の負担を抑えながら段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度を新たに創設して取り組みを加速させているということでもあります。この制度に大いに期待したいと思います。

そこで、この費用負担を抑えながら段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度が具体的にどのようなものなのか、県民への制度の周知徹底の仕方とあわせて土木部長にお伺いをいたします。

熊本地震では、昭和56年以降に建築された住宅にも被害が出ていますが、本県では昭和56年以降に建築された住宅の耐震化は補助対象になっておりません。昭和56年以降で現行の耐震基準が施行された平成12年以前に建築された住宅の耐震化に対する補助制度も今後つくるべきではないかと考えますが、そのような住宅が県内にどれくらいあるのかも含めて土木部長の御所見をお伺いいたします。

今回の熊本地震では、火災が16件発生し、1人が犠牲となっています。阪神・淡路大震災や東日本大震災と比べると、火災による被害は格段に抑えられています。その要因として専門家は、炊事の時間帯に重なっていなかったことや暖房器具を使わない春の夜だったこと、そして慎重な通電作業があったことを挙げています。

阪神・淡路大震災では、停電の後電気が復旧したとき、スイッチが入ったまま倒れた暖房機器などから出火した通電火災が多く発生しました。九州電力は今回、通電の再開を知らせる広報車を被災地に巡回させ、倒壊した家屋については、火災の危険性が増すと判断して、電柱から家屋につながる引き込み線を切るなどの対策をとっています。こうした対策により、火災に

よる被害拡大が大きく抑えられています。

南海トラフ地震対策を考えたとき、通電火災という二次災害を防ぐため、住民みずからが対策を進めておくことも重要となってきます。そういった面では、地震の揺れを感知してブレーカーがおりる感震ブレーカーは有効な地震火災対策であります。

そこで、危機管理部長にお伺いいたしますが、昨年度、県は地震火災対策として重点推進地区を決めて住宅における感震ブレーカーの設置を推進していますが、その成果と課題についてお聞きをいたします。また、今後県内の住宅への感震ブレーカーの普及をどのように考えているのか、重点推進地区以外に対する感震ブレーカーの補助制度の創設に対する御所見とあわせてお伺いをいたします。

南海トラフ地震の最重要対策は津波対策であります。本年度で県内各地の津波避難タワー107基の整備が完了しますが、避難路・避難場所の整備はさらに進めていかなければなりません。

先日、室戸の津波シェルターを見てきました。シェルターの前に立ってみて改めて感じたことは、今後住民の皆さんの避難意識の向上を含めたソフト面の対策をさらに進めなくてはならないということでありました。津波シェルターの入り口は、道路から2メートルほど上がったところにありました。シェルターの扉を前にして、扉を閉めるタイミングはどうするのだろうと思ったりしました。しかし、よく考えてみれば、シェルターの入り口に津波が押し寄せてきたときには、道路は既に2メートル近く浸水しているということになります。2メートルの津波が押し寄せる道路を歩いてシェルターに避難してすることは不可能であります。それは津波避難タワーでも同じことが言えます。

津波に対して私たちが知っておかなければならないことは、浸水の深さ30センチメートルで

動けなくなり、避難ができなくなるということでもあります。あの地域、この地域には津波が10メートル来る、20メートル来るといったことは、県民の皆さんの中に結構知識としては入っていますが、30センチメートルの津波の到達時間について意識している人は少ないように思います。極端なことを言えば、30センチメートルの津波も34メートルの津波も、逃げられない状況になるという面においては同じということでもあります。

平成27年度の県民意識調査では、津波から早期に避難する意識率は、68.6%となっています。地震対策に関心のない層の人たちがいるため、意識率が一定以上上がらないといった課題も見えているということでもあります。こうした中でもさらなる意識率の向上対策を進めなくてはなりません。

地震・津波への意識の向上対策を進める上で、それぞれの地域における30センチメートルの津波の到達時間は大事であると思いますが、今後早期避難の徹底をどのように行っていくのか、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

今回の熊本地震に対して、国では被災者支援の経費やインフラ復旧事業などに柔軟に対応する、復旧等の予備費が盛り込まれた7,780億円の補正予算が成立しています。大規模災害の復旧に際しては、激甚災害の指定がされた場合、国庫補助率が9割に引き上げられるわけでありませけれども、被害が甚大であればあるほど、被災市町村にとっては復旧に向けて残りの1割の自治体負担が重くのしかかってきます。東日本大震災の際には、復旧・復興事業の自治体負担分を実質ゼロにする特別交付税が設けられています。自治体にとって、復旧・復興事業に係る自治体の財政負担が軽くなれば、その分、自治体独自の被災者に対する支援策の選択肢が広がるわけでもあります。

甚大な被害が想定されている南海トラフ地震の発生を考えたとき、東日本大震災のように特別交付税制度のような制度を事前に創設できないものかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

今回の熊本地震の原因となった断層は、別府一島原地溝帯と呼ばれるエリアに含まれています。地質学的には、この地溝帯を境目にして、年間数ミリずつ北と南に分かれていっていると言われています。そして、100万年後には九州は北と南の島に分断してしまうということでもあります。さて、高知県はといいますと、室戸岬の台地の上に12万年前の海の化石が見つかると言われています。12万年前、海の中にあった室戸岬は南海トラフ地震が発生するたびに少しずつ隆起し、12万年かけて今のあの台地ができ上がっているわけでもあります。南海トラフ地震は100年から150年周期で起こる定期的な地震であります。12万年を150年で割ると800、12万年を100年で割ると1,200、言ってみれば南海トラフ地震は最低でも800回から1,200回は発生しているということでもあります。

大きな話になりましたけれども、何が言いたいのかといいますと、私たちはこうした地球の上で生活をしているということでもあります。その中で、さまざまな自然現象にどう対応して生きていくのか、また備えをしていくのかということでもあります。私たちは必ず発生する南海トラフ地震対策をしっかりと進めていかなければなりません。

地震関係の最後の質問であります。今回の熊本地震発生後、我が高知県の職員も熊本の支援に向かっています。被災地には、県職員がどれくらいの規模で入ったのか、そこでどんな活動を行い被災地から何を学んできたのか、そしてそれを今後の南海トラフ地震対策にどのように活かしていくのか、知事にお伺いをいたしま

す。

次に、観光振興についてお伺いをいたします。

本県における県外の観光客の入り込み数は、平成25年には407万人、平成26年は401万人、そして昨年は408万6,000人となり、まさに400万人観光が定着してきているところでもあります。

本年度から、第3期産業振興計画において平成31年までに県外観光入り込み客数435万人を目指しているところでもあります。この435万人は平成22年「土佐・龍馬であい博」のときと同じ人数であります。また、観光総消費額の目標は、「土佐・龍馬であい博」のときの1,010億円を大きく超える1,230億円を目指し、取り組みをさらに加速させようとしているところでもあります。

今議会においても、観光分野の補正予算として5億4,000万円が計上されています。その内容は、平成29年3月から始まる「志国高知 幕末維新博」の開催にあわせて市町村などが行う歴史資源の磨き上げや地域の食や自然などが一体となった観光クラスターの形成を支援していくということになっています。

そこで、今まで、平成22年には「土佐・龍馬であい博」を開催し、その後も引き続き「志国高知 龍馬ふるさと博」や観光キャンペーン、リョーマの休日の取り組みを行ってきたわけですが、今までの取り組みと何がどう違うのか、全体のイメージについてもう少し詳しく伺いたいと思います。そして、今までの取り組みを「志国高知 幕末維新博」にどのように生かすのか、決意もあわせて観光振興部長にお伺いをいたします。

本県の国際観光については、県内の外国人観光客の延べ宿泊者数が昨年は約7万人泊となり、前年26年の3万人泊を大きく上回っております。県としては、本年度からこの勢いをさらに加速させるために、国内外における商談会などへの積極的な参加や効果的な情報発信などを行い、

国外からのより一層の誘客に取り組むこととしています。そこで大切になってくることは、外国と高知を直接結ぶということでもあります。本年度は外国クルーズ客船の寄港が大幅に増加する予定となっておりますが、さらなる外国人観光客誘致を考えたとき、空港の国際化ということも大事なことであります。

日本国内では、昨年日本を訪れた外国人観光客は約2,000万人となりました。5年前の860万人からいうと、2.3倍にふえています。こうした中で、地方空港の役割に注目が集まっていると言われております。現在、成田、関西、羽田の各国際空港で訪日外国人の約7割を受け入れておりますけれども、近い将来、成田空港と羽田空港は満杯状態が予想されると言われています。東京オリンピックの開催を控え、地方空港への訪日外国人誘致に、より期待がかかるわけでありです。

国土交通省によると、地方空港の定期国際旅客便は、昨年の夏の運行ダイヤでありますけれども、1週間当たりの便数で692便となっております。平成22年の436便と比べて、ここ5年間で60%もふえてきています。特に中国、香港、台湾などのアジア便が大きく伸びています。その背景には、地方自治体が海外の格安航空会社の路線誘致に取り組んだ結果利用が広がったと言われております。

そこで、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたしますが、今まで高知県として高知龍馬空港への定期国際旅客便の誘致について具体的にどのような取り組みをしてきたのか、今後の誘致の可能性とあわせてお伺いをいたします。

また、今まで議会でも議論がなされたところではありますが、高知龍馬空港の国際便対応の待合室や出入国カウンターといったスペースの常設について、これまで高知龍馬空港と県でどのような検討を行ってきたのか、今後の設置の可

能性とあわせて中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

さて、今や観光関連産業は世界最大の産業になろうとしています。世界の観光関連産業は世界のGDPの9.8%に達し、世界の雇用の11人に1人が観光関連産業に携わっていると言われていいます。既に自動車産業を追い抜いていると言われていいます。

日本の観光産業はどうかというと、GDPに対して観光関連産業の占める割合は5.2%、雇用効果は全国の就業者数と比較して6.5%で、400万人を超えております。高知県においては、GDPに占める観光関連産業の割合を示せるデータがありませんので、単純に比較はできませんが、参考のために平成25年の県外観光客入り込み数の推計値407万人とアンケート調査による県外観光客1人当たりの観光消費額2万7,073円をもとに試算してみますと、県外観光客の県内における観光総消費額が県のGDPに占める割合は4.3%、雇用効果は2万2,000人となり、22年の国勢調査による県内の就業者数と比較すると6.6%となります。世界に比べると日本も我が県も、言ってみればまだまだ伸びしろがあるということだと思えます。取り組み次第ではこれからのリーディング産業になっていく分野であると思えます。

さて、ここで少し視点を変えて観光と危機管理について、どちらかという危機管理に軸足を置いたものになるかもしれませんが、観光危機管理ということについて触れてみたいと思えます。

観光危機管理という言葉は余り聞きなれない言葉であります。観光が危機に陥る状況として、次のようなものが考えられます。例えば雨や風による災害、地震や津波、また航空機や船舶による事故、そして感染症などの発生により観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす状況、こ

れらのことが観光危機であります。それには風評被害も含まれます。そして、観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす、今申し上げました観光危機をあらかじめ想定し、被害を最小限に食いとめるための減災対策であります。

観光危機が発生したときにおける観光客への情報発信、避難誘導、安全確保、帰宅困難者対策などの迅速な対応、観光危機の後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援などを組織的、計画的に行う、これが観光危機管理であります。

海外では、観光危機管理ということにしっかりと取り組んでいる地域があります。オーストラリアやアメリカのハワイ州、フロリダ州、アジアではタイといった国や地域が観光危機管理の先進地であると言われていいます。こうした地域と比べると、日本の観光危機管理の取り組みはまだまだおこなわれています。日本では、唯一沖縄県が昨年観光危機管理基本計画を策定し、観光分野における危機管理の取り組みを開始しています。

大きな災害が発生した場合、自治体の防災計画や危機管理計画だけでは、観光面における危機管理対策が十分に機能しない場合があります。県内を見たとき、例えばよさこい祭りの真ただ中に南海トラフ地震が発生したらどうなるのか、中土佐町のかつお祭りや香南市のどろめ祭りのさなかに南海トラフ地震が発生したらどうするのか。また、各地域には多くの人が集まる夏祭りなどもたくさんあります。流動人口を想定した危機管理対策は大きな課題であります。

9・11の同時多発テロの直後、沖縄県の観光は30万人がキャンセルするという大打撃を受けたと言われていいます。地元以外で起こった事件や事故などによっても大きな影響を受ける場合があります。こうしたことに対しても、観光危機

管理対策ということが重要となってきます。

安全・安心な観光地であることは、観光地としてのブランド力、競争力を高めることにつながります。特に我が国は、安全・安心のプライオリティー、優先順位の意識が高いと言われていいます。安全で安心できる観光地であることは、観光客誘致の必要条件でありますし、売りになります。安全な観光地であることは、競合観光地との差別化の要素になります。

この観光分野における防災の必要性については、世界も認識し始めています。昨年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議での公式プログラムにツーリズムに関するセッションが初めて加えられています。観光危機管理ということに、今世界の目が向き始めています。

さきにも申し上げましたように、我が県では南海トラフ地震は宿命であります。観光客をどう守るのかということとあわせて、高知県観光1,000億円産業をどう守るのか、災害後、観光産業をどう復旧・復興していくのかは重要なことでもあります。こうしたことを考えたとき、防災計画を補う形での観光危機管理計画の必要性を感じるものであります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、観光危機管理ということに関する御所見と高知県における観光危機管理計画策定の必要性についてお聞きをいたします。

次に、公会計制度についてお伺いをいたします。この公会計制度につきましては、今まで定例会で何度か質問をさせていただいたところがあります。

現在、高知県における会計制度は、単式簿記、現金主義であります。我が県では、平成20年度から総務省方式改訂モデルを導入し、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のいわゆる財務4表を作成、公表しているところであります。しかしながらそ

の内容は、厳密には複式簿記、発生主義に対応していないものであります。

こうした中で、過去の定例会におきましても、複式簿記、発生主義を導入した場合のメリットなどを示させていただき、高知県の会計制度をいち早く複式簿記、発生主義にすべきではないかということをおっしゃっていただきました。

知事からは、「国における議論の内容も踏まえつつ、複式簿記、発生主義に基づく会計制度を本県に導入する場合の具体的なメリットや課題について、さらに研究を進めてまいります。その上で、本県に導入するかどうか判断をしてみたい」との答弁があったところであります。

また、平成26年の予算委員会において、知事から「ワーキンググループを立ち上げ研究をしていく」との答弁があったところでもあります。

その後、平成27年1月、昨年1月でありますけれども、総務省から全国の各自治体に対して地方公会計の整備促進について、平成29年度までに固定資産台帳の整備と複式簿記、発生主義の導入の要請があつているところであります。

そこで、知事に、今まで県における複式簿記、発生主義に基づく会計制度導入についてワーキンググループでどのような議論がなされてきたのか、また本県として、複式簿記、発生主義の会計制度を今後導入するのか、導入する場合、スケジュールと課題について、あわせてお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消費税率引き上げが延期された場合の本県経済・財政及び社会保障政策の面での具体的な影響についてお尋ねがありました。

まず、本県経済への影響についてお答えさせていただきますと、本県経済は産業振興計画の取り組みを進めてくる中で、アベノミクスの後

押しも得て有効求人倍率や各分野の産出額などの上昇が見られるなど上向きつつあり、一定の手応えを感じているところでありますが、本県経済をさらなる好循環のパスに乗せていくためにはもう一段の取り組みが求められるところであります。このため、第3期産業振興計画では、拡大再生産に係る取り組みを新たに付け加えるなど大幅にバージョンアップを図ったところであります。

こうした取り組みを進めるためにも、全国的な景気浮揚の力の後押しをぜひとも得たいところでありますが、この点先ほど述べましたように、これまでアベノミクスの力強い後押しが得られた効果も感じられるものの、一方で我が国の現下の経済状況は個人消費が伸び悩む状況にあり、景気回復はまだ道半ばであります。こうした中、世界経済、なかんずく新興国の景気が下振れし我が国の景気が下押しされるリスクがあることなどに鑑みれば、今回の増税延期の判断はやむを得ないものと考えますし、これは本県経済にとりましても一定の後押しとなる可能性のあるものと考えます。

県の財政への影響のうち、まず歳出面における社会保障政策への影響については、増税分を財源として充実を図ることとされていた医療・介護・子育てなどの施策については、やはり今回の延期により優先順位をつけて対応せざるを得なくなったものと認識をしております。

機械的な粗い試算でありますけれども、8%から10%への増税分を財源とする社会保障の充実は、本県と県内市町村を合わせて40億円程度と見込んでいるところであります。総理はこのような社会保障の充実について、保育や介護などを優先的に先行実施する考え方を示され、事業の優先順位をつけて最大限に取り組むことを表明されておりますものの、どの事業から充実を図っていくかという具体的な内容については、

今後議論を要するものと承知をいたしております。

県財政の歳入への影響としましては、今回の延期によりまして、昨年9月にお示した中期的な財政収支の見通しに比して税収が減少することが見込まれます。しかしながら、昨年閣議決定された国の経済・財政再生計画において、地方の一般財源総額については、平成30年度までにおいて平成27年度と実質的に同水準を確保するとされているように、税収が減少したとしても地方交付税等を通じた調整により一般財源総額は確保されるべきものと考えております。

この経済・財政再生計画によることとなれば、増税の影響が今後の本県及び県内市町村の安定的な財政運営に支障を及ぼすことはないものと認識をいたしております。

なお、社会保障充実が延期される分は、おおむね歳出入が連動して減じられることとなり、収支上の影響はないものと見られますが、一部先行実施された場合の影響は注視しなければなりません。

いずれにしても、今後も国の動向をしっかりと注視しながら、引き続き本県の直面する課題に迅速に対応するとともに、必要な政策提言を行い安定的な財政運営を期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、今回の参議院選挙の争点をどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

報道機関の行いました、今回の参議院選でどの政策を重視するかという世論調査の結果を見ますと、回答の多い順に、医療・年金などの社会保障、景気・雇用対策、子育て支援、消費税引き上げ延期となっており、こうした調査によれば、憲法、外交等への関心も見られるものの、やはり暮らしに関するものへの関心が高いことがうかがえるところであります。

この暮らしの視点から高知県の知事として申

し上げますと、例えば産業振興計画の推進の面では、アベノミクスのような経済政策の次の展開、TPP問題への対処によって、どのように地方経済を活性化していくのか、日本一の健康長寿県構想の推進面では社会保障制度、少子高齢化、貧困など構造的な問題を限られた財源の中でどのように解決するのかといったことについて大いに争点化し、議論していただきたいと考えているところです。

こうした点に加えて、本県では特に選挙が合区で行われますことから、その背景となる中山間の人口減少問題等にもおのずと関心が集まるものと思われまます。人口減少の波が押し寄せている地方の活性化がますます重要となる一方で、中山間地域の声が国政の場に届きにくくなる中、今回の選挙では、特に地方の視点、中山間の暮らしをいかに守り、活性化していくのかといった視点で大いに御議論いただきたいと期待するところでありまます。

いずれにしても、今回の参議院選挙は今後の日本の国政を左右する重要な選挙でありますし、選挙年齢が引き下げられた最初の選挙でもあります。それぞれの政策について活発に議論を展開していただくことで、この機会に多くの方々に政治への関心を持っていただきたいと考えております。

次に、民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅も含め、応急仮設住宅の供給目標や具体的な取り組みについてお尋ねがありました。

L2クラスの南海トラフ地震が発生した場合、県の被害想定から試算した応急仮設住宅の必要戸数は約7万7,000戸であるのに対し、一定の仮定のもと試算した供給可能戸数は、民間賃貸住宅の借り上げによるものも含めて約2万3,000戸であり、現時点で大幅に不足することが想定されるなど、議員御指摘のとおり大変厳しい状況にあります。

応急仮設住宅は、被災者の避難生活の負担軽減と一日も早い復興に重要な役割を果たすものであることから、発災後半年をめどに避難所を解消することを目指し、応急仮設住宅の早期供給のためにさまざまな取り組みを行っているところであります。

具体的には、まず建設候補地の確保については、市町村から情報提供いただいた土地の中から、建設に適したものを建設候補地としてリスト化しており、応急期機能配置計画の策定を通じて、建設候補地の精査と掘り起こしを行ってまいります。

特に応急仮設住宅が不足すると見込まれる高知市とは、高知県・高知市南海トラフ地震対策連携会議の中で、民有地を活用するための方策なども協議しております。

また、土地のみならず、建設資材等も不足することが想定されるため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会と地震発生後3カ月間で約2万戸の建設を可能とする災害協定を締結するなど、建設資材等の確保にも取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みをもってしても、建設による供給には限界があることから、議員御指摘のとおり、民間賃貸住宅を借り上げて、みなし仮設住宅として活用することが必要不可欠であると考えております。このため、みなし仮設住宅に係る制度要綱を整備するとともに、不動産関係団体と連携して、発災時に迅速に空き物件情報を抽出、共有できる仕組みなどの準備を進めているところでございます。

さらに、本年度からは空き家を応急仮設住宅として活用するなど、他の取り組みによる供給数などを見きわめながら、みなし仮設住宅の供給目標等の検証を進めてまいります。

県としましては、応急仮設住宅の早期確保を図るため、みなし仮設住宅の活用など新たな施

策にも全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、県としての目標を明確にした新たな高知県耐震改修促進計画を策定すべきではないかとのお尋ねがありました。

県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標などを定めた国の基本方針を踏まえ、平成18年度に高知県耐震改修促進計画を策定しました。この計画により、住宅の耐震改修を進めるとともに、短期的には南海トラフ地震対策行動計画に基づき、住宅はもとより学校、病院などの耐震化を行い、既存建築物の耐震化促進を図ってまいりました。

その後、平成25年11月の法改正により、緊急輸送道路や避難路などを計画に記載することで、防災拠点や避難路沿道の一定の高さを越える建築物の耐震診断を義務化できることとなりましたため、県計画の一部改正を行い、耐震診断の義務化を図っています。現在、防災拠点においては、耐震診断が約70件、耐震改修設計が約120件、耐震改修工事が約110件実施されるなど、耐震化の促進につながっています。

平成28年3月に新たな国の基本方針と耐震化目標が示されましたので、南海トラフ地震対策の第3期行動計画と整合性をとりながら、平成28年度中に耐震改修促進計画の全面的な改正を行い、住宅の耐震化を計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、被災地に支援に入った県職員の規模、活動内容、そして被災地から学んだことを今後の南海トラフ地震対策にどのように生かしていくのかのお尋ねがございました。

県では、熊本地震による被災地に、4月17日から現在まで、消防や警察の応急救助機関を除き135名の職員を派遣し、避難所の運営や保健医療活動、被災した宅地や建築物の応急危険度判

定、罹災証明書の交付、仮設住宅の受け付け業務などの支援活動を行いました。

こうした支援活動や現地での被災状況とその対応を踏まえ、特に繰り返す揺れへの対応、避難所の運営体制の充実、支援物資等の円滑な配送の3つの項目については、重点的に現計画を見直し、より検討を重ねていくこととしたところであります。

加えて、職員の支援活動の中からは、現地に行ったからこそ見えてきた、よりきめ細やかな課題もございます。例えば避難所の運営においては、住民の方に担っていただく役割と行政でなければ対応できない役割との整理が必要であること、避難所における保健活動の応援に来ていただいた方に適切な指示ができるよう備えておくべきこと、被災した宅地や建築物の応急危険度判定業務には多数の人員を要することから、支援を前提とした体制づくりも必要であることなどございます。

こうしたさまざまな課題は、一義的には市町村が対応することになりますが、本県の市町村の状況を踏まえると、マンパワーが絶対的に不足することが考えられます。このため、市町村に対する県の支援体制と、それを受ける市町村の受援体制の整備の重要性も改めて認識したところであります。

市町村に対する県の支援体制につきましては、県の応急対策活動要領、いわゆる県庁BCPを見直し、市町村に対してプッシュ型で県職員を派遣する体制を構築したいと考えています。あわせて、全国知事会に速やかな応援要請ができるよう、事前に対応が必要となる業務や人員体制について、応援要請内容をパターン化しておくことに取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町村の受援体制につきましては、こうした要請により派遣された方々が効果的に活動ができるよう仕組みを研究してまいります。

次に、観光危機管理に関する所見と本県における観光危機管理計画策定の必要性についてお尋ねがありました。

議員からお話のありましたとおり、安全・安心な観光地であることは、観光地としてのブランド力を高めることになり、観光客をどう守るのか、発災後、観光産業をどう復興させるのかといった視点につきましては、非常に重要なことであると認識しています。

本県においては、喫緊の課題として取り組んでいる南海トラフ地震対策において、具体的な対応策を行動計画として取りまとめ、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの3段階で取り組みを進めているところであります。

観光分野においては、命を守る対策、すなわち発災直後の命を守るための対策を最優先に考え、ホテルの耐震化などハード対策を行うとともに、ソフト対策については、例えば津波浸水想定区域内において、全ての旅館、ホテルにおいて津波防災対策マニュアルと外国人観光客にも対応した災害時初動対応マニュアルの整備を実施するなど津波や火災から観光客を守る対策に取り組んでまいりました。今後、第3期の行動計画では、宿泊先の旅館、ホテルにおいて、観光客を速やかに誘導できるようこれまで整備してきたマニュアルに基づく訓練を実施し、見直しを重ねていくことで実効性を高めていくことといたしております。加えて、沿岸部の主要な観光地において、多言語での津波避難案内板の設置や、観光ガイド団体による避難場所への誘導訓練にも取り組んでまいります。

命をつなぐ対策、すなわち応急期の対策におきましては、旅館やホテルを避難所として確保していくとともに、今後は外国人も含めた観光客への帰宅支援などについても検討していかなければならないと考えております。

生活を立ち上げる対策、すなわち復旧・復興

期の対策につきましては、第3期の行動計画では、観光の拠点となる旅館やホテルの事業継続計画、いわゆるBCPの策定推進に取り組み、復旧・復興時における対応を速やかに行えるよう進めていくこととしております。さらに、今後観光地などにおける復興のスピードアップが図られるよう、東北の被災地の取り組みや経験を参考としながら、風評被害対策も含めた観光産業全体のBCPの作成も課題となってくるものと考えているところであります。

さきの熊本地震も踏まえ、第3期の行動計画の取り組みを拡充、加速化させてまいりますとともに、より実効性のある対策を講じるため、今回、議員からお話のありましたイベント時への対応なども、さらに対応策に取り入れてまいりたいと考えております。あわせて、それらの際には、沖縄県の観光危機管理計画についても、大いに参考にしていきたいと思います。

今後、これらの対応を進めることで、全体としてお話にありました観光危機管理計画ができ上がっていくものと考えています。今後も、南海トラフ地震対策に全庁を挙げて取り組んでいくことで、その中における観光の部分、すなわち観光危機管理計画に相当するものについても、県民はもちろん、本県を訪れていただいております皆様の安全・安心確保のために大いに精力的に計画、そして実行、そして訓練などの一連のPDCAサイクルを回して整備に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、複式簿記、発生主義に基づく会計制度の導入についてお尋ねがございました。

複式簿記の導入を前提とした新しい地方公会計制度については、昨年1月に国から統一的な基準による地方公会計マニュアルが示されるとともに、平成29年度までにその基準による財務書類を作成するよう要請をされております。

この新しい基準による財務書類では、減価償

却費等も含めたコストとストック、フローの情報が総括的に整理され、より正確な財政分析が可能になるなどのメリットがありますことから、その導入に向けて庁内ワーキンググループなどで複式仕訳の方法や資産評価のあり方などの議論を行い、現在固定資産台帳の整備などの作業を進めているところであります。

また、本年度からは国から提供を受けたソフトウェアをもとに、新たな公会計システムを整備するとともに、それに関連する財務会計システムや財産管理システムなどの改修を行うこととしております。

こうした上で、平成28年度決算から発生主義、複式簿記による財務書類を作成することとし、来年秋には公表したいと考えております。

その際、県有財産の資産価値や施設別、事業別の財務情報などを整理して県民の皆様にはわかりやすくお示するとともに、予算編成などにも活用していくことが課題であります。今後、他県の取り組みなども参考にしながら、その方法をさらに研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 地震対策につきまして、まず県内の活断層の有無や内陸直下型地震の発生の可能性の考え方に現在も変わりはないのかのお尋ねがございました。

活断層は全国的には約2,000あるとされており、その中でも活動の度合いや活動した際の社会への影響の高い断層を主要活断層帯として国の地震調査研究推進本部から公表されております。

平成27年2月に公表されたこの主要活断層帯の箇所数は、活断層ではないと評価され削除されることや近接する断層を統合することにより、これまでの110カ所から97カ所に見直されました

が、この公表においても本県に影響する活断層は示されておられません。

また、平成20年当時、これまでの研究機関などの調査から、県内に活断層と推定されるものが十数カ所確認されているとお答えさせていただいておりました。改めて調べましたところ、地震調査研究推進本部など、そういった機関の公表資料で16カ所を確認いたしました。このように本県に関する活断層についての状況は、当時と大きな変化はないため、内陸直下型地震の発生の可能性についての考え方はこれまでと変わるものではありません。

次に、県内の市町村役場の耐震化の状況及び県としてのサポートについてのお尋ねがございました。

現在、県内の市町村で本庁舎の耐震性が確保されているのは23となっております。残る11市町村は、現時点では耐震性が確保されておませんが、そのうち現在建てかえ工事中のものが3、今後建てかえを予定しているものが6となっており、これら9つにつきましては、建てかえにより耐震性の確保が図られます。残る2カ所につきましては、耐震性の確保をどのように図るのかということは未定となっており、その理由は財政的なものだとお聞きしております。

なお、耐震性を確保されていない11市町村につきましても、発災時の代替施設は確保されておりますので、災害時に必要な機能は一定確保できていると考えております。

これら未耐震の庁舎を耐震化とした場合には、有利な交付税措置がある緊急防災・減災事業債が活用できますが、この起債制度は今年度末で終了予定となっております。そのため、この制度の恒久化につきまして、今年度4月には県単独で、6月には全国知事会及び9県知事会議において政策提言等を行っております。今後も四国知事会議など、さまざまな機会を捉え

て国に対して強く要望し、市町村の庁舎の耐震化のサポートにつなげていきたいと考えております。

次に、市町村の業務継続計画の策定状況についてお尋ねがございました。

業務継続計画は、災害時にみずからも被災することを想定し、優先的に実施すべき業務を特定し、そうした業務の執行体制や対応の手順などをあらかじめ決めておき、発災後に確実に業務を行おうとするものです。

現時点での市町村における策定状況につきましては、17市町村が策定済みで、本年度に策定予定が7、来年度に策定予定が7となっております。残りの3自治体につきましては、現在策定期間は未定となっておりますが、その理由は職員のマンパワー不足のためとお伺いしております。

県といたしましては、全ての市町村に計画を策定していただく必要があると考えているため、こうした市町村のマンパワー不足を補うことができる補助制度を設けておりますし、作成に当たっては地域本部が支援もしております。市町村には、業務継続計画の必要性を十分に理解していただき、こうした県の支援を活用し、できるだけ早く計画を策定していただきたいと考えております。

次に、避難所でのWi-Fi環境と今後の対応についてお尋ねがございました。

Wi-Fi環境の整備によりスマートフォンやタブレット端末などから、インターネット回線を利用した情報の収集や電子メールの送受信などが可能となります。

災害時に避難所にWi-Fi環境があれば、避難者が行政から発信される情報や余震など気象庁からの情報などを得ることができるとともに、家族の安否を相互に確認することもできる可能性もあると考えております。そのため、避

難所でのWi-Fi環境の整備は積極的に進めていくべきものと考えておりますが、現在避難所でこうした環境が整備されているところは、残念ながらございません。

今後、避難所にWi-Fi環境を整備することについてどのような課題があるかということをも市町村とともに整理し、その環境整備について前向きに検討していきたいと考えております。

次に、感震ブレイカーの設置の成果と課題について、また普及や補助制度の創設についてお尋ねがございました。

県では、平成27年に地震火災対策を重点的に推進する地区として、11市町19地区を位置づけました。このうち、四万十市中村地区をモデルとして昨年度感震ブレイカーを全戸へ配付いたしました。このことにより、この地区の地震による出火、すなわち延焼のリスクは大幅に減少したものと考えております。また、ブレイカーを配置する際、自主防災組織や町内会の役員の方々を中心に、地区の方々自身で配付をしていただきました。配付後、この地区のさまざまな会合の中で、地震火災対策に関する話題がよく上がっていると聞きしており、住民の皆様の地震火災に対する防災意識が地区全体で高まったのではないかと考えております。

一方、中村地区の約1割の世帯では、御自宅のブレイカーの形状から、配付したブレイカーを取りつけることができないといった課題も生じております。地区全体でブレイカーを設置することが大切であるため、今後四万十市とどのような対応ができるのか検討を行ってまいりたいと考えております。

この感震ブレイカーは、地震時の出火の防止に極めて有効なため、従来から各家庭での設置をお願いする広報を行ってまいりましたが、まだまだ認知度が低いことから、さらなる広報を行う必要があると考えております。そのため、

防災フェスタなど人が集まる場での展示、実演や各種の会議で紹介していくなど、さまざまな機会を捉えて広報し、普及に努めてまいります。

また、重点的に地震火災対策を推進する地区は、一たび火災が発生すると大火となり、他の地区に比べ避難が困難となる可能性が大いにあることから、地区の全世帯に感震ブレーカーを無償で配付することとしたものです。

一方、重点推進地区以外での感震ブレーカーの設置は、現在は住民の皆様自身にお願いすることとしておりますが、幾つかの市町村から地区外への配付に関していろいろな声もお伺いしております。今後、各市町村の意見もお伺いしながら、地区外への対応について検討していきたいと考えております。

最後に、地震・津波への意識の向上対策を進める上で、今後津波からの早期避難の徹底をどのように行っていくのかのお尋ねがございました。

津波が30センチの高さまで達すると、避難行動がとれなくなるため、本県にこうした津波がいかにか早く到達するのかを、県民の皆様にご提供いただき、早期に避難することの重要性を理解していただくため、この30センチの津波の到達時間というのを広報してまいりました。

一方で、避難行動につきましては、津波が到達する予測時間にかかわらず、揺れがおさまった後、すぐに安全な場所に避難していただくよう啓発を行ってまいりましたし、今後も行っていきたいと考えております。そのため、これまで行ってきたテレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した啓発、講演会や各種イベントなどのさまざまな機会を捉えた啓発を引き続き行ってまいりますし、本年度は「南海トラフ地震に備えちょき」を改訂し全戸配布を行うほか、啓発用DVDを新たに作成いたしますので、こうした機会においても、津波からの早期避難につ

きまして、改めて広く県民の皆様への啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、地域本部や市町村が住民の皆様と一緒に取り組む津波避難路の現地点検などでは、それぞれの地域において住民の皆様と直接接する機会を捉えて、顔の見える啓発をしてまいります。

こうした取り組みにより、県民の皆様一人一人の命を守るための早期避難、その意識の徹底に努めてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） まず、地震発生直後からの体の健康に対するケアの必要性とその対策についてのお尋ねがありました。

震災直後の応急期においては、まず負傷者への医療ニーズが急激に高まりますが、それが落ちつく、徐々に体のケア対策を初めとする保健ニーズが高まってきます。特に避難所では、集団生活やライフラインの断絶による衛生環境の悪化など日常生活とは異なった環境で生活することにより、被災者は体の変調を来しやすくなります。このため、被災地の住民の生命や安全を確保し、二次的な健康被害を防ぐために、被災者の健康チェックやエコノミークラス症候群対策、生活環境や食事における衛生管理、感染症対策などの保健衛生活動を適切に行うことが求められます。その際には、発災の時期や時間の経過に伴う健康課題の変化など状況に応じた支援を展開することが極めて重要になってきます。

こうしたことから、平成25年に東日本大震災での教訓を生かして策定した高知県南海地震時保健活動ガイドラインを参考に、災害時の健康課題へ対処する知識や技術、活動方法などを示して平時から備えるための市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定と検証を県が支援することとしています。

今回の熊本地震での保健活動チームの派遣により、改めて得られた貴重な経験をこのマニュアルに反映させ、災害時の健康課題に対応するための訓練を重ねることにより、命をつなぐ保健衛生活動が展開できるよう取り組んでまいります。

次に、津波浸水域に立地している病院の実態や県内病院のBCP策定状況などについてお尋ねがありました。

県内にある131病院のうち、最大クラスの地震・津波を想定したL2 想定津波浸水域内には、県内病院の43%に当たる56病院が立地しており、平成27年度末時点でそのうちの34病院61%が耐震化を完了しています。また、県全体で耐震化を完了しているのは86病院66%です。

病院の耐震性の確保に当たっては、国の補助制度を活用して診断、設計、工事の経費に補助を行うとともに、自家発電設備等のライフラインの確保についても、県独自の補助制度を創設し、支援を行っています。

病院にとりまして、耐震化や特に津波浸水域外への移転は、重大な経営判断であり、多くの資金と労力を要することから大きな負担となります。県としては、支援を継続しながら各病院の意見をお聞きして、耐震化の補助制度の拡充や浸水域外への移転に関する支援策の創設に向けて、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。

また、災害時の初動対応のための取り決めである災害対応マニュアルがほぼ全ての病院で策定されている一方で、業務の継続や復旧のために、より幅広い事項を取り決めているBCPについては、策定している病院は29病院となっています。

これまで県では、BCP策定の手順をまとめた高知県医療機関災害対策指針を策定し、各病院に提供するとともに、高知県事業継続計画策

定推進プロジェクトのメンバーである東京海上日動火災保険株式会社に御協力をいただき、15病院に対してBCP策定のための個別支援を実施してきたところです。今後も取り組みを継続しながら、特に災害時の核となる災害拠点病院や救護病院への働きかけを強化し、病院におけるBCP策定の促進に努めてまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、県内市町村の相互援助協定の実態及び相互援助協定を結んでいない市町村への職員派遣などの支援についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震によって、大規模な被害が想定されている本県では、多くの市町村で長期間にわたって震災対応へのマンパワーが必要となり、人員体制の不足が発生すると見込まれるところであります。

こうしたことへの備えとして、県内の市町村では、34市町村間の災害時相互応援協定に加えまして、20の市町において県外の姉妹市町村等との間で支援物資の提供や職員の派遣についての相互応援協定を締結しております。

また、大規模災害の場合に、被災地からの要請に基づいて相互応援協定を締結しているかどうかにかかわらず、全国の地方公共団体が応援人員を派遣するスキームが構築をされているところであります。

今後、速やかな応援要請ができるよう、熊本地震などの先例に学び、事前に対応が必要となる業務や人員体制について応援要請内容をあらかじめパターン化しておくことに取り組んでみたいと考えております。

次に、東日本大震災時に創設された特別交付税制度を事前に創設できないかとお尋ねがございました。

震災復興特別交付税は、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担等に対して交付

するものとして平成23年度に創設をされました。

この震災復興特別交付税は、通常の地方交付税とは別枠で、復興特別所得税や増税により償還財源を担保した復興債などの特別の財源が特別措置法によって確保されていることを前提に措置されたものでございます。

このため、南海トラフ地震の発生前にこのような仕組みを設けるためには、復興のための特別の財源を震災前に決めておくという必要がありますが、その際には復興の所要額をどのように見積もるのか、税や公債といった財源の種類を確定できるのかといった課題があるものと認識をしております。

南海トラフ地震の発生前の備えという目的では、南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限にとどめるための防災・減災事業に必要な財源を確保することが重要と考えております。南海トラフ地震の発生は、刻一刻と迫っており、防災・減災事業をさらに加速していくため、昨年度終了した全国防災事業にかわる新たな制度の創設や本年度限りとなっている緊急防災・減災事業債と同等の支援措置の継続について、国に強く働きかけてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 地震対策について、まず県内福祉施設のうち、津波浸水域に立地している施設の実態やBCPの策定状況などについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策行動計画で耐震化を進めてまいりました入所型福祉施設で申し上げますと、4施設がこれまでに高台移転し、最大クラスの地震・津波を想定いたしました津波浸水域に立地しております施設は、現在高齢者施設26カ所、障害者施設4カ所、児童施設6カ所、救護施設1カ所となっております。そのうち、未耐震の施設は児童施設の2カ所のみとなっております。また、浸水区域外でも、未耐震の施設

は高齢者施設3カ所となっております。

浸水域にある施設は、それぞれ浸水の深さや入所者の状況に応じて上の階に逃げる、近くに避難場所を確保するなどの対策が考えられているとお話をお聞きしております。また、高台移転の御意向を持ちながらも具体的な検討にまで至っていない施設もございますので、県といたしましても、引き続き個別の助言や支援制度の周知に努めてまいります。

未耐震の施設につきましては、改築を具体的に検討されているところもあり、時間を要している状況ではございますが、今後とも現行の補助制度などを活用した耐震化を積極的に働きかけてまいります。

あわせて、ライフライン関係の設備につきましても、これまで自家発電設備などの整備へ助成を行ってきたところでございますが、今後は施設への実地指導やBCPの策定への支援などを通じまして、医療的ケアの必要度合いなど、入所者の特性に応じたライフラインの確保に向けて支援をしてまいります。

次に、BCPの策定状況でございますが、全ての社会福祉施設で震災時の初動対応などを定めました防災マニュアルを策定している一方で、業務の継続・復旧過程の手順化も定めたBCPにつきましては、従業員50人以上の施設におきましても、平成25年度には策定している施設はございませんでした。この間、行動計画へも位置づけ、継続的な研修を行い、各施設の取り組みを後押ししてまいりました結果、平成27年度末時点で策定率が68%となっております。計画の目標である策定率100%に向けて引き続き防災アドバイザーを派遣するなど積極的な支援を行ってまいります。

次に、避難行動要支援者への福祉避難所の指定と役割や運営などについての情報提供と認知度についてのお尋ねがございました。

福祉避難所につきましては、本県でも現在34市町村で183施設が指定されており、県のホームページにおいて高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がなされた避難所であるといった福祉避難所の役割を明示するとともに、指定された施設の所在地、名称の一覧を公開し、四半期ごとに更新を行っております。また、市町村においても、広報紙やホームページに掲載するなど、その周知に努められているところでございます。

加えて、県では指定された福祉避難所における運営訓練の実施を推進しているところでございますが、この訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者御本人やその御家族、施設近隣の住民の皆様にも参加をいただいております。訓練を通じて福祉避難所の役割などについての理解も深まっているものと考えております。

福祉避難所の認知度につきましては、正確に把握はできておりませんが、先ほど申し上げました訓練を通じて初めて福祉避難所を知ったという声も聞かれ、まだ十分とはいえないものだと考えております。このため、今年度改訂を予定しております、全戸に配布をする「南海トラフ地震に備えちよき」の中でも、福祉避難所に関する項目を盛り込むとともに、あわせて点字版、音訳版にも項目を盛り込み、避難行動要支援者の方々を初め住民の皆様にも広く周知を図っていきたくと考えております。

今後とも、市町村や南海トラフ地震対策地域本部と連携した運営訓練のさらなる実施や周知・広報活動によりまして、福祉避難所がより広く、より正しく理解されていくよう市町村とともに取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 県内における各学校施設の非構造部材の耐震化の推進状況と今後のさ

らなる対応についてお尋ねがございました。

非構造部材につきましては、国が示しております学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づき点検を実施し、耐震対策を実施することとしており、県立学校につきましては、今年度実施する工事で完了する予定です。一方、公立の小中学校につきましては、本年4月1日現在で耐震化率は59.6%にとどまっております。

第3期南海トラフ地震対策行動計画においては、平成30年度までに全ての公立学校において、非構造部材の耐震化が完了することを目標として取り組んでいるところであり、まだ計画期間内の完了見通しが立っていない市町村には、早期の対策実施を強く要請してまいります。また、国に対しましても、対策実施を支援する予算の確保について引き続き要望してまいります。

なお、熊本地震では、避難所に指定していた体育館の天井の一部や照明器具などが落下し、避難所として利用できない事例がありましたことから、南海トラフ地震に備え、落下物が避難者に被害を及ぼすことのないよう早急な点検を行うとともに、必要な対策を検討していきたいと思っております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度とは、具体的にはどのようなものか、また県民の皆様への制度の周知徹底の方法についてお尋ねがございました。

今年度創設した段階的耐震改修支援事業は、倒壊の可能性が高い住宅について、一応倒壊しないレベルまでの耐震改修を一度に進めることができない場合であっても、まず第1段階として行う一定レベルの耐震改修を支援する制度でございます。

この制度は、代理受領制度の導入を条件としたものであり、当面の費用負担を抑えつつ現状

よりも倒壊するリスクを少なくし、安全性を高めることが可能になると考えております。

また、第1段階の工事が限られた部屋のみ補強や外部からのみの補強で足りる可能性が高くなることから、家財の移動などに係る負担も軽減でき、耐震改修への一步をさらに踏み出しやすくするものと考えております。

本制度については、既に3町村で制度化されているところです。第1段階の工事が終わった時点で安心されてしまうのではないかと懸念などから、制度の導入に慎重な市町村もありますが、制度の趣旨を十分に説明し、引き続き普及に努めてまいります。県民の皆様への周知につきましては、テレビ、ラジオなどによる広報やリーフレットの作成、配布に加えて、戸別訪問時に制度のメリットなどを丁寧に説明してまいります。

これらの取り組みにより、段階的耐震改修支援事業の活用を促し、県内の住宅全体の耐震性の底上げを図ってまいります。

次に、昭和56年以降で、現行の耐震基準が施行された平成12年以前に建築された住宅の耐震化に対する補助制度を創設すべきではないか、またそのような住宅が県内にどの程度あるのかのお尋ねがございました。

住宅を含めた建築物の耐震基準については、昭和56年に新耐震基準として大幅に強化されております。その後、木造住宅については、平成12年に壁の配置や柱とはりの接合方法が明確に規定されました。

平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、県内には昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅が約8万戸ある一方で、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅は約10万戸ございます。

熊本地震で多数倒壊したのは、築年数がおおむね40年を超えると想定される住宅であり、旧

耐震基準である可能性が極めて高いことから、旧耐震基準の木造住宅への対応を優先的に進めていく必要があると考えております。

新耐震基準の導入以降に建築された木造住宅については、現在国が設置した委員会におきまして、被害の要因分析等が進められていると聞いております。県といたしましては、この分析結果を踏まえた国の動向を注視し、補助制度の必要性も含めて対応を検討してまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 「志国高知 幕末維新博」とこれまでの博覧会との違いや取り組みの生かし方などについてお尋ねがありました。

「土佐・龍馬であい博」は、大河ドラマ龍馬伝の放送を好機と捉え、ドラマに連動した企画展示を行うパビリオンを設置するなど、龍馬伝放送の効果を最大限に生かすために開催した博覧会で、「志国高知 龍馬ふるさと博」は龍馬博で盛り上がりを見せた龍馬ブームを継続させて、大河ドラマ放送後の反動減を抑え、さらなる周遊を促進するため、食、花、体験もテーマに加えて開催しました。観光キャンペーン、リョーマの休日では、広域エリアを季節ごとに、食や自然など地域の多彩な観光資源を前面に出して魅力を情報発信し、県内全域への周遊を促進いたしました。

来年3月からの「志国高知 幕末維新博」につきましては、大政奉還150年と明治維新150年という全国的にも注目が集まる2年間に、本県の幕末・明治維新期を中心とした歴史資源を前面に出しながら、本県の強みである食や自然などと一体的に売り出していこうとするものです。

今回の博覧会では、博覧会の開催による集客はもとより、国際観光にも対応するよう歴史資源を磨き上げ、地域の食や自然、体験プログラムなどを一体とした周遊コースを形成し、博覧会の終了後の持続的な観光振興につなげること

にしています。

この地域地域の周遊コースとなる観光クラスターの形成に当たりましては、「土佐・龍馬であい博」や「志国高知 龍馬ふるさと博」によって磨き上げてきた各地の体験プログラムや観光ガイドのノウハウ、観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」により造成した釜揚げちりめん丼やキンメ丼などの食の旅行商品を組み込んでいくことにしております。

2年間にわたる博覧会を通じて、第3期産業振興計画の目標である435万人観光の定常化と観光総消費額1,230億円の早期実現を目指し、官民連携と市町村との協働により全力で取り組んでまいります。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(樋口毅彦君) 高知龍馬空港への定期国際旅客便の誘致についてのこれまでの取り組みと今後の可能性についてお尋ねがありました。

国際観光の取り組みを推進し、さらに国外からの誘客を図るための手段として、高知龍馬空港への国際定期便の就航は効果の高い取り組みであると考えております。

地方空港に定期国際線を誘致する場合には、まずはチャーター便の定期的、継続的な運航を重ね、実績づくりと安定的な需要の掘り起こしを行うことで、定期路線の実現につなげていくケースが一般的となっております。そのため、県では、これまで台湾や香港、韓国などの航空会社等を訪問し、定期的なチャーター便の運航の要請や旅行会社に対するセールス活動などの取り組みを行ってまいりました。最近の動きといたしましては、昨年8月以降、台湾の航空会社を訪問し、本県の観光面の魅力や活発化している経済交流の状況、加えて増加している外国人観光客の状況や高知龍馬空港の優位性などを

PRしながら、チャーター便及び定期便の運航の要請を行っております。

定期便の就航は、難しい課題ではありますが、引き続き航空会社への定期的な訪問等を通じて情報の収集と提供を重ね、支援策などもお示しながら可能性を探ってまいりたいと考えております。

またあわせて、現在定期国際線が就航している他の空港から高知龍馬空港への路線を拡充させる取り組みなども進めてまいりたいと考えております。

次に、高知龍馬空港の国際便対応の待合室などの常設についての検討の過程と今後の設置の可能性についてお尋ねがありました。

現在、高知龍馬空港における国際チャーター便への対応は、2階の出発ロビーの一部をパーティション等で臨時的に区切り、その区画内に乗客を御案内し、出入国審査などを行っております。

しかし、現在の臨時的な対応では、乗客が待機するスペース等に限界がありますことから、到着後の入国審査等において御不便をおかけする場合があります。そのため、すぐに対応可能な対策として、少しでも待ち時間を快適にお過ごしいただけるよう、待合室に仮設の椅子を追加で設置するほか、外国語による観光パンフレットの配布など、ソフト面での受け入れ体制の充実を図ってまいりました。

一方で、国際線に対応した専用の設備を整備するには、スペースの関係上、ターミナルの増設が必要となりますので、定期的、継続的な利用の見通しが立ちにくい状況の中で、これまでのところ、増設に関して詳細な検討には至っておりませんが、今後の航空会社との交渉の進展の度合いや熟度を見きわめながら国際線に対応できるターミナルの増設につきましても、関係機関と具体的な検討を進めてまいりたいと考え

ております。

○21番（西森雅和君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。再質問という形ではありませんけれども、まず住宅の耐震化についてであります。戸別訪問しながら進めていくというお話もございましたけれども、この住宅の耐震化については、私本当にきめ細かくそれぞれの状況に応じた推進というのが必要だと思っております。ある面では、福祉政策を進める、そういった丁寧な推進というのが必要なのかなというふうに思っているところでございます。しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、観光危機管理に関してですけれども、ちょっときょうは南海トラフ地震が表に出たような形になりましたけれども、その南海トラフ地震だけではない、いろんな形の観光危機への対応というのが必要になってきょうかと思えますので、ここに関してはまた知事、ぜひいろんな研究をしていただきたい、このことをお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。大変にありがとうございます。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番上田貢太郎君。

（1 番上田貢太郎君登壇）

○1 番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い御質問させてい

たきます。1年の御無沙汰でございます。知事、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

では最初に、高知版C C R Cについてお伺いいたします。

昨年の6月議会でもこの高知版C C R C構想について御質問いたしました。そのとき知事からは、豊富な経験を積んだアクティブシニアは、本県の産業振興などの取り組みをさらに強化していく上で大きな力として期待されますし、企業やプロジェクトの中核人材として誘致を進めたいターゲットでもあり、経済波及効果や安定した雇用の確保にもつながるため、受け入れる側、受け入れられる側双方にメリットのある仕組みを構築したい旨の答弁をいただきました。私も、活力ある地域づくりを進めるためにもこの高知版C C R C構想を何とか実現したいという強い思いもあって、知事にも御出席いただき勉強会も行いましたが、あれから1年、人口減少が進む本県にとってその必要性はさらに高まっていると感じております。

私は、このC C R C構想は、まさに自分よし、相手よし、世間よしという近江商人のあの三方よしという考え方で進めていくべきだと思っております。移住者にとってもよいもの、受け入れる地域住民にとってもよいもの、さらに双方の相互作用によってコミュニティがよくなる、社会全体がよくなる、そういった仕組みをつくらなければならないと考えております。

しかし、我が国ではセカンドライフをどうするかという概念がまだ追いついていません。平均寿命が80歳を超えた今、団塊の世代の方々が必死でローンを払ったマイホームにしがみつ、ただ老いを待つのは余りにももったいない話です。都会暮らしでは手に入らない豊かな暮らし、ハッピーリタイアメントのロールモデルを早く確立したいと考えます。

ただ、このCCRC実現には幾つかの課題がございます。その一つに、施設整備の財源確保があります。既に他県では資産運用会社をプランの中核に置き、不動産投資信託による施設整備を行い、施設を運営者に貸すというビジネスプランを実践している企業グループもあらわれております。その手法では、投資コストから算出される賃料が問題視されると思いますが、例えば高知版CCRCに参加を希望する市町村が土地を無償で提供し、施設整備は資産運用会社が受け持つことで、低コストでの実現が可能になります。

具体的な用地として、例えば県市合築図書館の横の敷地などは有力な立地だと考えます。図書館は言うまでもなく、永国寺キャンパスがあり、民間医療機関も充実し、中心市街地に隣接していますから、都会で暮らしたアクティブシニアには申し分のないプランが設計できます。ほかにも朝倉駅前に旧印刷局跡がありますが、高知市にこれを払い下げてもらおう。立地としては、JR、路面電車など交通のアクセスもよく、高知大学朝倉キャンパスと隣接しておりますから、全国初の大学連携型CCRCの先行事例になる可能性も高まります。

本県には、市町村に対する初期費用の支援策として移住促進事業費補助金がありますが、補助率は2分の1、ハード事業の補助限度額は450万円であります。この金額では施設整備は不可能で、さきに御案内しました資産運用会社を利用し、逆にこの補助を施設賃料や、コーディネーターの人件費に使えば有能な人材を求めることも可能です。さらに期間も5年程度に延長すれば、実効性が高まり運営希望者もあらわれやすいと考えます。

国においては、昨年末、地方創生、一億総活躍社会を掲げる安倍政権の有識者会議がまとめた報告書において、日本版CCRCを定着させ

るため、国に法制化や政策支援を講じるよう提言をいたしました。そして、本年3月に国は関係省庁が連携した生涯活躍のまち形成支援チームを発足させ、6月2日には先行してCCRCの実現を目指している7市町を選定し、取り組みが円滑に進むようサポートすると発表いたしました。ただ残念なことに、この先行団体に高知県内の市町村は選ばれておりません。

県は昨年度の末までに高知版CCRC構想を策定し、これをもとに本年度以降は市町村が実施に向けてのプランアップに進む予定だったはずですが、国の動向把握などにより、県の構想策定作業は足踏み状態でありました。しかし、最近になっていよいよ高知版CCRC構想を公表できる段階まで進捗したとお聞きし、大変期待しているところであります。

そこで、何点かお伺いいたしますが、近く発表される高知版CCRC構想の核となる部分は何か、構想に込める思いとあわせて知事にお伺いいたします。

これまでの話の中で中心市街地型とサテライト型、あるいはその組み合わせということが高知の特性であるというように言われています。また、実行に当たって恐らく最も大きな課題は、運営主体があらわれるかどうかだと思います。

今後、高知版CCRC構想を市町村などに示されると思いますが、県はどのような形で構想実現に向けて取り組むのか、高知版CCRCに対する展望を知事にお伺いいたします。

さらに、首都圏などのアクティブシニアに対してどのようにアピールして高知県へ呼び込み、具体的にどれくらいの人数を目標に移住促進につなげていくおつもりか、産業振興推進部長にあわせてお聞きいたします。

次に、医療・介護人材の確保、EPAについてお伺いいたします。

5月14日の高知新聞に経済連携協定——E P

Aで昨年ベトナムから来日し、高知で研修を行い、来日1年で日本の看護師の国家試験に合格したホアン・テイ・アイバンさんの記事が掲載されていましたが、EPA研修生でわずか1年での看護師国家資格合格者は全国でわずか5人しかいません。

我が国は、65歳以上の人口比率は主要先進国の中でも最高水準で、一方15歳未満の子供の人口比率は最低水準です。少子高齢化を背景に将来の日本の経済を支える労働力不足の問題は実に深刻です。

そこで、労働力の減少を補う選択肢の一つとして挙げられているのが、外国人労働者の確保。とりわけ専門的・技術的分野で高い知識を持った外国人労働者は高度人材と呼ばれており、彼らを獲得しようという日本企業もふえています。

しかし、日本企業が高度人材の外国人労働者を受け入れ、職場に定着させるためには、解決すべき課題がまだ多くございます。法務省入国管理局の統計によりますと、日本で働く外国人労働者の登録者数は約20万人、このうち専門的な技術や知識などを生かして日本企業に就職しているホワイトカラー層を中心とした高度人材の外国人労働者は約1万5,000人で、国別で見ますと、平成16年にはアメリカ、中国、韓国、イギリス、カナダ、インド、オーストラリアが大半を占め、次いでフィリピン、ニュージーランド、フランスと続きます。

労働力不足は本県でも深刻な問題で、加えて本県の抱える問題として高齢化が極めて深刻で、昨年の調べでは秋田県に次いで全国2位、高齢化率は31.1%と高い数値です。また看護や介護の現場では、その労働の苛酷さから離職率も高く、人手不足は慢性的です。

そこで私は、EPAの仕組みを活用して、特に看護・介護の職種に特化した東アジアの高度人材を積極的に受け入れてはと考えます。現在、

EPAで来日し、本県で就労、研修している看護師・介護福祉士候補者はフィリピンやベトナム出身の15人——看護3人介護12人で、彼らは国家資格の取得に向けて日々猛勉強に励んでいます。彼らのような優秀な人材を受け入れ、医療・福祉の職場で活躍していただくことは、我が県にとっても非常に有意義なことなのではないでしょうか。

EPAで来日するためには、まず母国で日本語研修を行い、一定の日本語能力を認められた方が入国を許可されます。その上で、入国後に数カ月間の日本語研修を受けた後、国が指定した受け入れ調整機関、国際厚生事業団によりあつせんを受けた受け入れ機関で就労、研修を開始することとなります。

EPAによる看護師・介護福祉士候補者の抱える問題は、3年間または4年間という在留期間の制限が設けられ、その間に日本の国家資格を取得しなければならない点です。滞在期間内に合格できなければ、母国に帰国することとなります。しかし、国家資格に臨むための言葉のハードルは大きな問題で、中でも看護師や介護福祉士を目指す外国人にとっては、医学や福祉制度に関する用語の理解や漢字の習得が最も難解だと聞いております。

また、例えば国家試験に合格できず再挑戦するには、短期滞在の在留資格で再入国し、改めて国家試験を受験することとなりますが、そうしたケースでは合格後も人材派遣会社などの仲介による不安定な就労や不当な労働を強いられている事例もあるとお聞きしています。

このような課題を解決し、EPAによる受け入れのさらなる拡大を図るためには、例えばまず公立の日本語学校を設立し、日本語能力N3レベルに達するまで語学留学として1年間から3年間みっちり日本語教育を受けるとともに、アルバイトとして看護や介護の現場でスキルを

高める機会を提供するなど、日本の国家資格取得に向けた強力な支援策を検討していくことが必要ではないかと考えます。

私も先日、本県で就労、研修しているフィリピンやベトナム出身の方にお会いしましたが、フィリピンは国民の90%がキリスト教徒で、隣人愛の深い民族です。お年寄りを愛するというか、すごく優しくて介護の仕事も汚いなんて一言も言わないそうです。またベトナムの方は、古きよき日本、1970年代ぐらいの日本人にすごく感性が近く、国としてはまだまだ貧しいですが、いろんなことに真面目に取り組んで、非常に勤勉で、日本人に一番近いのはベトナム人だと言われています。本県の超高齢化社会への対策は、待ったなしの時期に来ています。中でも、医療・介護ニーズの大きな支え手である看護・介護人材の確保と定着への対策が重要で、EPAによって来日される看護師・介護福祉士候補者の方々への期待は非常に大きいものがあります。

そこで、これまでEPAによって高知県に来られた看護師・介護福祉士候補者の国家資格の取得状況はどのようになっているのか、またどのような国家資格の取得支援策を講じているのかについて健康政策部長にお伺いいたします。

それでは、ここからは南海トラフ地震対策に関する質問をさせていただきます。

質問に入る前に、熊本地震で5月末までに死者49名、関連死20名、行方不明1名と多くのとうとい命が犠牲になりました。謹んで哀悼の意を表し、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

4月14日21時26分以降、熊本県と大分県で相次いで地震が発生いたしました。阿蘇山を挟んでこの地域は、火山灰が堆積した軟弱な地盤であることから大きな被害につながり、建物を失われた皆さんは今なお避難生活を強いられてお

ります。

そこで、5月4日より私は加藤議員、田中議員らと一緒に熊本県を元気にする高知応援隊の一員として、ゴールデンウィーク返上で支援と視察の0泊3日の弾丸ツアーに参加してまいりました。現地に着いた日も震度4の大きな余震が2度あり、そこかしこで斜面は崩壊、電柱は倒れ、1階部分が無残に押し潰された建物が四方に広がっていました。最新の基準で建てられた住宅も多数倒壊しており、地盤のもろさ、基礎の脆弱さは地震の揺れにこれほど影響を及ぼすものかと改めて痛感いたしました。

先日の高知新聞にも南海トラフエリアの発災確率が上昇した記事が掲載されておりましたが、私たちは近い将来、確実に被災するわけで、元東京大学地震研究所の都司嘉宣氏の仮説では、南海トラフ地震は阪神・淡路大震災から30年前後に発生するという話もあり、2025年には既に過去の話かもしれないという大学教授も多数おられます。したがって、本県のあらゆる地震対策はまさに待ったなしであります。

そこで、熊本地震から浮かび上がる本県のさまざまな課題について何点かお伺いしたいと思います。

まずは、地震対策財源の確保についてであります。本県では、国主導で浦戸湾から高知港周辺に至る地震・津波防護の対策方針として三重防護がスタートし、財源は全額国費のイメージですが、県、市にも分担金の拠出がございます。また、住宅の耐震化につきましても、より多くの住宅に対し実施に向けての新たな方向性を打ち出しておりますから、そうした施策にも多くの財源が必要です。尾崎知事は、国への政策提言を絶妙なタイミングで実施し、多くの国の政策を活用するなど本県の一般会計当初予算額は8年連続右肩上がりの県政運営で、昨年末の日経ビジネス誌の「次代を創る100人」に選ばれ、

翌年1月25日号では見開き4ページの尾崎特集が生まれ、私も一県民として本当に誇らしい限りです。ただ本県は、2014年度のデータであります。47都道府県の地方税歳入順位は46番目でした。本県は、南海トラフ地震の脅威の中で他県と比べても非常に厳しい立地条件下であり、今後もまだまだやるべき対策が多く残っています。

そこで、今後の南海トラフ地震対策の財源の確保について知事の御所見をお聞かせください。

私は、この新たな財源確保について非常に重要な課題と捉えておまして、今回多くの方からお話をお聞きし、私自身もいろいろ勉強させていただきました。

そこで、御提案させていただきますが、この際、宝くじを発行してみたいかでしょうか。御承知のとおり、47都道府県及び20政令市は宝くじの発売が認められております。現在、本県で売られる主な自治体宝くじには、全国自治宝くじや西日本宝くじがございますが、これらは協議会の定めにより、各県の売り上げに対して比例配分され、平成27年度の本県の宝くじ収益金は約30億円で、防災対策、観光振興、中山間地域支援などに役立てられておりますが、目的を明確にした高知県単独の宝くじがあってもよいのではないかと考えました。

そこで、単独自治体発行の宝くじを調べたところ、栃木県が発売元である地域医療等振興自治宝くじ、レインボーくじがあり、全国で約105億円もの売り上げがございました。この売り上げから賞金など諸費用を差し引いた金額が栃木県に入り、県から同県内の公益財団法人地域社会振興財団に、そして財団から同県内の自治医科大学病院の運営費として、また全国の都道府県や市町村からエントリーがあった長寿社会づくり事業の交付金として売り上げに対する比例配分がなされております。これに倣って本県も

南海トラフ地震事前復興宝くじを全国でどんと発売してはと考えます。しかし、決して国民をギャンブル熱に引き込むつもりではなく、南海トラフ地震事前復興宝くじというタイトルから、南海トラフ巨大地震がイメージされ、災害に備える意識も高まると考えます。そして、最大津波高34メートルの高知県ですから、災害対策の目的であれば、全国の皆様の共助の意識から、これまで宝くじを買っていなかった皆さんまで購入していただける可能性もあると思われま

す。9県知事会とも協力しながら進めていくことも考えられますが、南海トラフ地震対策の財源確保を目的とする宝くじを発行するに際してどのような手続が必要となるのか、総務部長にお聞きいたします。

次に、災害対策に役立つ特殊樹脂を御案内いたします。知事には意見交換の席で少し御説明させていただきましたが、こちらがそのポリウレアという特殊樹脂をコーティングした卵です。(現物を示し、現物で演壇を叩く)これは生卵なんです。が、ごらんとおり割れることはありません。先日、秦小学校の教頭先生に許可をいただきまして、屋上から運動場に向けて投げて、落差約20メートルで落下衝撃テストを行いました。正直少し不安もありましたが、全く無傷でした。私はこの特殊樹脂を用いれば、これまでの地震対策が一変するのではないかと考えております。

ポリイソシアネートとポリオールとの化学反応で形成される物質は、御承知のとおりポリウレタンですが、ポリイソシアネートとポリアミンの化学反応で形成される物質をポリウレアと言います。施工法は、さきの2液を約65度から70度に加熱し、高圧で空中に放出することにより起こるウレア結合という化学反応により、対象物の強度を数十倍から百数十倍にアップさせる樹脂皮膜を生じさせるという画期的な保護材で

す。乾燥も約5秒から10秒と極めて短時間で、完全硬化の時間も24時間と短時間の工期でできます。

この素材は、アメリカでは既に30年ほどの歴史がありますが、日本に入ったのはまだ数年と浅く、都会では下水や汚水施設、鋼構造物のコーティング材として最近になって広く使われ始めましたが、輸入製品であることなどから、原液も作業に用いる機材も高額とあってなかなか個人レベルでの工事に用いることはできません。

あの9・11テロ事件は約3,000名の方がお亡くなりになる大惨事でしたが、このときペンタゴンにも航空機が激突しておりますが、こちらの被害はマンハッタンの被害と比較して軽微なものでした。実はペンタゴンの外壁にはこのポリウレタ樹脂を施されていたそうです。また、中東に展開する米軍が、燃料輸送車への銃撃による爆発被害対策として輸送タンクをこの樹脂でコーティングすることで爆発事故が全くなかったことは、アメリカでは広く知られております。

ところで、さきの熊本地震では、厳しい耐震基準を定めた高速道路をまたぐ橋が崩落したり、橋脚やマンションのひび割れなどコンクリート構造物にも大きな被害が出ております。当然のことながら、ブロック塀の被害は至るところで見られ、お一人が亡くなりました。

5月25日の高知新聞にも取り上げられておりましたが、本県でもブロック塀対策はなかなか進んでおりません。漁村などの生活道路では車も通れない道幅の上、高齢化により経済力の低下も手伝って、避難路を塞ぐおそれのあるブロック塀対策はなかなか進んでいないのではと考えます。県として人命の保護を最優先に公費を投じて、こうした素材を用いたブロック塀対策を行うなど一定の方向性を示す必要があると考えます。また、警察や消防の持つゴムボートのサイドガードから下の部分をこの樹脂でコー

ティングすれば、パンクしないボートに変身するなどにかくさまざまな用途がございます。

事前防災対策として、こうした新しい素材であるポリウレタ樹脂などを積極的に取り入れ、あるいは研究していく必要があるのではと考えますが、危機管理部長の御所見をお聞かせください。

次に、災害時の応急危険度判定に関してお伺いいたします。大地震で住宅などが被災すると、市町村が建築物の応急危険度判定と被害認定調査を実施いたします。

応急危険度判定は、都道府県が養成、登録した民間の建築士などから成る応急危険度判定士が実施し、余震による建物の倒壊などから人命に係る二次的災害を防止するために地震直後に実施するもので、判定結果は建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけでなく付近を通行する歩行者、災害ボランティアなどに対しても建築物の危険性について情報提供を行うものです。

さきの熊本地震では、14日夜に観測された震度7の後、あとは余震だけと考え、半壊した自宅に戻られた方の犠牲もあったと聞いており、応急危険度判定は本当に発災直後から行う必要があるという大きな教訓を私たちに与えてくれました。

この応急危険度判定士は、建築士法に規定する建築士が都道府県が主催する講習を受けて任じられる資格で、全国で約10万人、本県でも870名ほどが資格保持者として登録されております。

熊本被災地には本県からも危険度判定の支援に多数の資格者を派遣いたしました。本県の地理的特異性を考えますと、より多くの応急危険度判定士の育成が必要ではと考えます。

そこで、県下の建築士の数を調べてみますと、約7,300名の建築士がおられますが、応急危険度判定士の資格保持率はわずか12%弱です。また

有資格者の方々にも、お亡くなりになる方、けがで動けなくなる方も出てきます。熊本の場合は、通行可能な道路が一定確保されておりましたから、全国から支援の判定士に駆けつけていただけましたが、本県の道路事情に鑑みますと、いち早く行わなければならない応急危険度判定が県内のこの人数で果たして大丈夫なのでしょうか。

また、平成24年度以降はそれまで設けられていた5年の資格期限も、資格者の更新漏れなどから期限制度はなくしたそうですが、災害時に実働可能な人員の把握はどうなされるのでしょうか。私は、行政がもっと建築士団体と協力し、応急危険度判定士の育成を積極的に行い、人員の把握の徹底が必要だと考えますが、即応力のある応急危険度判定士の確保に向けた取り組みの現状と今後の方針について土木部長の御所見をお聞かせください。

次に、福祉避難所に関してお伺いいたします。先ほど西森議員からも御紹介がございましたが、熊本地震被災地では熊本市は国の方針に従って176施設を福祉避難所に指定し、災害時には約1,700人を受け入れられるとされておりました。しかし、実際には施設側の準備や要支援者への周知がほとんど行われておらず、また介護士不足も問題となり、熊本市では5月12日の時点で開設していたのは70カ所、347人の入所者にとどまっています。

本県でも自治体から福祉施設に対し、福祉避難所協定を求める打診を行っておりますが、施設側としては、従来の利用者に対する人員配置で運営しており、災害時に限って受け入れる要支援者まで手が回らないのが実情です。

熊本市の事例でも、施設数と受け入れ可能な床面積は確保したが、介護士の配置体制が全くとられていなかったわけで、これではまさに仏つくって魂入れずです。

福祉避難所協定は、自治体、福祉施設、施設周辺の訪問介護事業者を合わせた3者協定でなければ支援者確保も困難ですし、本県の高齢化率を考えますと、かなりきめ細かな体制づくりが求められます。また、デイサービスなど通所型介護施設も福祉避難所の協定先としては有効だと考えますし、さらに視覚、聴覚などの障害者には限られた施設でなければ利用できません。

熊本地震を教訓に南海トラフ地震へ備えて、今後どのように福祉避難所の体制や施設整備を充実していく方針なのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、避難所リーダー育成についてお伺いいたします。今回、我々がボランティアに行った西原中学校では、400名の方が避難生活をされていましたが、何の備えもなかった多くの避難所では、役所の職員らが東北などの被災地に避難所運営の方法などを問い合わせるなどして、ほとんど手探りでの運営を行ったと聞いております。災害時の避難所運営は、避難地周辺の自治会などが中心となり、住民自治で運営されます。一定収容人数が把握できた急性期から亜急性期以後の避難所運営は、複数の地域リーダーなどで構成される委員会で運営していくのですが、私が避難所運営で最も危惧するのは、発災直後24時間程度の超急性期の避難所運営です。

この時期のリーダーには、素早い判断力とサブリーダーに対する統率力が求められます。熊本地震では、被災者の陣取りやリーダーの判断ミスによるスペースの入れかえなどもあったようで、超急性期のリーダーは極めて重要な役割を果たさなければなりません。

また、迅速な避難所形成には判断の一元化が必要であると考えますが、そうした訓練を受けた地域リーダーは本県には少なく、また訓練の機会もほとんどないように聞いております。

防災対策に携わる部署の皆さんはもちろんH

UGは御存じでしょう。HUGとは超急性期の避難所運営をイメージしたシミュレーションゲームで、5名前後を1チームにして行われるこのゲームは、用意された課題を次々と消化していくものです。自治体などが主催する防災訓練での避難所運営訓練を見ておられますと、課題の達成もならないままに混乱で終わるケースをよく見かけます。

私は避難所運営訓練には、まずHUGなどのイメージトレーニングを積んで、十分な判断力を備え、実践訓練に臨むべきだと考えております。県として避難所の運営に当たる人材の育成にどのように取り組むおつもりなのか、危機管理部長の御所見をお聞かせください。

次に、大規模災害時における警察と警備業協会との連携・強化について御提案いたします。南海トラフ地震を初めとする大規模災害が発生した際、警察は救出救助活動、行方不明者の捜索活動のほか、緊急交通路を確保するための交通誘導、あるいは被災地における防犯活動にその人員の多くを費やします。特に発災後の初期段階には、相当な混乱の中で被災者の避難誘導や救急車などの誘導を行わなければならないとされます。また被災地では盗難事件などが多く発生するおそれがありますが、そのような被害を防ぐため、防犯パトロール活動も重要な業務になると思います。しかし、警察の業務は交通誘導や防犯パトロールだけでなく、救出救助活動のほか、行方不明者の捜索など警察でなければならない重要な業務がたくさんあると思います。

そこで、大規模災害が発生した際の警察業務のうち、交通誘導や防犯パトロールについては、その一部を民間業者へ委託すること、例えば民間警備会社の警備員を臨時の交通誘導員や防犯パトロール員として有効に活用し、その業務に

当たらせることを御提案いたします。そうすることによって、警察でなければできない業務により多くの警察官を投入することができると思います。

県内において大規模災害が発生した場合、被災者の救出救助、行方不明者の捜索や、避難所へ食料や物資を輸送するため、警察車両だけではなく、救急車、消防車、自衛隊車両など多くの緊急車両、物資の輸送車両などが通行することとなりますが、被災地での円滑な道路交通を確保し、一人でも多くの県民の命を救い、そして一刻も早く食料、物資などを被災者に届けるためには、より多くの交通誘導員が必要であると考えます。

また、避難所における警戒活動を行って被災者の不安感を除き、被災地における盗難事件等を防止するためには、より多くの臨時防犯パトロール員が必要であると考えます。

そこで、被災地における円滑な道路交通の確保及び被災地の治安維持に資するため、民間警備会社に勤務する警備員のうち、雑踏警備の検定を取得しているなど一定の資格を持ち勤務実績を有する警備員に対して、特別講習を行うなどして、大規模災害発生時にはその受講者を交通誘導員や防犯パトロール員として有効に活用できるよう警備業協会等との連携をより深めてはどうかと考えますが、警察本部長の御所見をお聞かせいただきまして、以上で第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県が策定を目指している高知版C C R C構想について、その核となる部分と構想に込める思いについてお尋ねがありました。

全国にある、もしくは検討が進められているC C R Cには、大都市近郊にあって集合住宅を

整備しクラブハウスを拠点に余暇生活を楽しむものや、地方都市の町なかの住宅で学生からシニア層まで多世代交流でアットホームな生活を目指すもの、既存住宅の空き部屋を活用しネットワークで見守りを行うものなど、さまざまな形態のものがあり、各地で地域の特性に応じた多様な取り組みが進められております。

このため、本県におきましても、昨年から高知版CCRC構想とりまとめ委員会におきまして、高知にふさわしいあり方はいかなるものか検討を重ねてまいったところであります。その中では、まず本県の産業振興や地域課題の解決をサポートしていただける人財誘致につながることで、あわせて本県に移住していただいた方々が地域になじんで終生生きがいを持って健康的に暮らしていけること、こうした機能を持ったCCRCであるべきとの御意見があったわけでございます。

このような御意見を踏まえ、高知版CCRC構想においては、本県のCCRCを人口減少対策の一環として取り組む移住のためのゲートウエー、つまり移住促進の戦略的なツールと位置づけ、県外から移住者を呼び込み、移住者と地域住民がともに健康でアクティブに暮らすことを実現する高知版のモデルとしてお示ししたいと考えているところであります。具体的には、当構想では、移住者が戸建てや集合住宅、一時滞在施設などさまざまな形態の住宅に住みサービスを受けながら本県になじむ段階と、それを経て地域に溶け込み長く住み続けていただく段階に分けて、それぞれに適したサービスを提供する、移住者にとって入りやすく自由度の高いCCRCをモデルとして提示してはどうかと考えているところであります。

また、事業化に向けては、市町村が地域特性に応じた特徴的な取り組みを進める必要がありますため、同構想では具体化のアイデアや取り

組み事例を紹介することとしております。また、事業主体となる企業や団体の事業化の参考となりますよう、収支試算も加えた事業モデルの標準もお示しをしたいと考えているところでございます。

構想は7月末には最終の取りまとめを行う予定でございますけれども、この策定を契機といたしまして、県内のそれぞれの地域で、魅力的で地域の実情に合ったCCRCの事業化が具体化していくよう、県としても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、高知版CCRC構想の実現に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

本年度からスタートしました第3期産業振興計画では、平成31年度に年間の移住者数1,000組という高い目標を掲げております。この目標を達成するため、より多くの移住関心層の方々アプローチできるようにリーチを広げること、志のある都市部の人材に対して待ちの姿勢ではなくアクティブに働きかけること、さらに移住者の受け皿となるゲートウエーを広げることという3つの戦略を大幅に強化して取り組んでおります。

この3つ目のゲートウエー、受け皿を広げることの柱の一つとなるのが、高知版CCRCだと考えておきまして、県といたしましては、県内の地域地域で、魅力的で地域の実情に合ったCCRCを具体化していくことが必要だと考えております。

現在、県内8つの市町村で総合戦略の中にCCRCが位置づけられております。県といたしましては、まずはこれらの市町村を中心に、7月末に最終取りまとめを行う予定の高知版CCRC構想をもとに県の構想を丁寧に説明した上で、市町村や関係団体、事業者などによる協議の場づくりを進め、実現に向けた課題を明らかにするとともに、必要な対応を講じるなど、市

町村の構想づくり段階から事業化までの一貫した支援を行ってまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じまして、地域地域における魅力的な高知版CCRCの実現を目指してまいりたいと考えております。

最後に、今後の南海トラフ地震対策の財源確保についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策につきましては、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき全力を挙げて取り組んでまいりました結果、避難路や避難場所、避難タワーといった津波避難空間の整備や公共施設の耐震化などが一定進捗してきたところであります。

一方で、浦戸湾の三重防護や熊本地震の教訓を踏まえた安全な避難所の確保、耐震化の促進、防災拠点の強化など、まだまだやるべきことは数多く残されております。南海トラフ地震の発生は刻一刻と迫っており、防災・減災対策を停滞させることなくさらに加速させていくことが重要であります。こうした対策を進める上で非常に有効な制度であった全国防災事業が昨年度終了し、緊急防災・減災事業債も本年度限りとなっております。

このため、今月6日には9県知事会議において、緊急防災・減災事業債の恒久化など、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実などについて国に対して政策提言を行ったところであり、今後も引き続き全国知事会や関係県と連携しながらさまざまな機会を捉えて国に要望をしてまいります。その際には、事前投資によって防災・減災対策をしっかりと行うことにより、かけがえのない人命の被害が軽減されるのみならず、復旧・復興期間の大幅な短縮が可能となり、復旧費用も大幅に削減され、結果的に国全体の経済・財政負担も小さくて済むことになるなどといった点も強く訴えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 高知版CCRCについて、首都圏などのアクティブシニアに対するアピールや具体的な目標人数に関してお尋ねがありました。

より多くのアクティブシニア層を本県のCCRCに呼び込むためには、移住者が仕事や地域社会での活動などを選択、実践し、生涯活躍できる環境を提供するとともに、地域で安心して暮らすことができる生活環境が整ったアピール度の高いCCRCをつくり上げることが必要だと考えております。そのため、まずはCCRCの実現を目指す市町村に対して、構想づくりの段階から積極的にかかわりながら、課題の洗い出しや事業化に向けた支援策なども検討し、それぞれの地域特性を生かした魅力あるCCRCづくりを支援してまいります。

その上で、メディアや全国的な移住支援機関などを通じて、地域や産業の担い手として期待する役割なども訴えかけながら、志のあるアクティブシニア層の心に響くPRにも努めてまいりたいと考えております。

また、東京に配置しております移住・交流コンシェルジュや人材確保コーディネーターといった窓口もフルに生かして、仕事や生活環境面での魅力をお伝えし、より多くのアクティブシニア層の誘致を進めてまいります。目標人数に関しましては、現時点ではCCRCだけを取り出した数値目標はありませんが、移住全体では4年後に1,000組の達成を目指すこととしております。現在、移住者の約8割を占める若い世代の方々の移住をさらに伸ばしていくとともに、これまでは決して多くなかったアクティブシニア層の方々もしっかりと取り込んでいくことが、この目標達成に向けたポイントになるものと考えております。

そのためにも、そこで活躍したい、暮らしてみたいと思ってもらえる魅力度の高いC C R Cの整備が重要ですので、できる限り早期に実現できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 日本との経済連携協定——E P Aに基づく事業によって高知県へ来られた看護師・介護福祉士候補者の国家資格の取得状況や国家資格の取得支援策についてお尋ねがありました。

高知県におけるE P Aに基づく外国人看護師候補者の受け入れ数は、平成21年から27年の7年間に11名で、このうち国家資格である看護師国家試験合格者は3名、県知事資格である准看護師試験の合格者も3名となっています。同じく介護福祉士候補者の受け入れ数は31名で、このうち介護福祉士国家試験合格者は7名となっています。

外国人看護師・介護福祉士候補者への支援策として、県では候補者の日本語能力の習得と候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図るため、外国人看護師候補者就労研修支援事業及び外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業を実施しています。候補者受け入れ施設では、この補助金を活用して日本語講師による会話や、語彙をふやすことのできるカリキュラムによる学習支援、模試対策や集中補講による国家試験対策などに取り組み、候補者の資格取得を支援しています。

また、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験においては、日本語を母国語としない候補者のハンディキャップを補えるよう、試験問題の全ての漢字への振り仮名付記、疾病名等への英語併記のほか、一般受験者と比べて試験時間を延長するなどの措置が講じられています。県が実施する准看護師試験についても、平成25年か

ら国家試験と同様に、振り仮名付記、疾病名等への英語併記を行っており、今後は試験時間の延長も検討していきたいと考えています。

E P Aはさまざまな分野での協力の要素を含む幅広い経済関係の強化を目的としており、今後もその動向を注視しながら、看護師・介護福祉士候補者への支援を図ってまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 南海トラフ地震対策の財源確保を目的とする宝くじを発行するために、どのような手続が必要となるのかについてお尋ねがございました。

宝くじの販売額から当せん金や各種費用を差し引いた収益金の分配につきましては、宝くじの発売主体である都道府県、指定都市で構成する協議会の協議により決定をされます。全国自治宝くじや西日本宝くじなど複数の団体が共同で発売する場合は、協議会において地方公共団体ごとの売り上げに比例して収益金を分配するよう協議することが通例となっております。

この例外といたしまして、全国で販売されるにもかかわらず、収益金を特定の団体に分配する宝くじとしては、これまでにお話のありましたレインボーくじのほか、新潟県中越地震や東日本大震災の復興宝くじ、ジャンボ宝くじの上乗せである長野オリンピック冬季競技大会協賛宝くじや阪神・淡路大震災復興協賛宝くじなどがございます。これらの宝くじは、それぞれの趣旨から全都道府県及び全指定都市の同意を得た上で収益金を特定の団体に配分することとされております。

お尋ねの南海トラフ地震対策の財源を目的とする宝くじを全国に販売し、その収益金を売上状況と関係なく、関係地方公共団体に分配することは、本県にとって有力な財源確保の選択肢と考えますが、一方でそれぞれの都道府県、指定都市がさまざまな財政需要を抱える中で、そ

の同意を得ることには大きな課題があるのではないかと考えております。

このため、先ほど知事からお答えしたとおり、防災・減災のための公費の確保について、国に働きかけてまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず事前防災対策としてのポリウレア樹脂など新しい素材の活用に関するお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策を進めていく上では、防災対策として活用できる新たな素材について、実用化が進んでいるものは積極的に取り入れ、また今後実用化の可能性があるものはさらに研究していくことも必要であると考えています。お話にありましたポリウレア樹脂はアメリカでは既に30年の使用実績があり、ブロック塀やゴムボートの補強のほかにも、さまざまな方法で活用されていると思われますので、防災面での活用につきまして、今後研究していきたいと考えております。

次に、避難所運営に当たる人材の育成についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震の発生直後には、行政が避難所運営に当たることが困難となるケースが数多く想定されるため、現在地域の皆様が中心となって避難所を運営していただくためのマニュアルづくりを進めているところです。このマニュアルづくりに当たっては、お話にありましたHUG訓練などにより、地域の皆様にまずは避難所を御自分たちで運営することをイメージしていただくことにしています。その上でマニュアルを作成し、その後、そのマニュアルをもとに避難所の開設、避難者の受け入れなど、避難所を運営する訓練を実施し、マニュアルの課題を洗い出し、改善をしていただくこととしております。

こうしたことを繰り返し続けることが、避難所運営に当たる人材の育成にもつながると考えておりますので、地域で繰り返し訓練をして、マニュアルを改善し続けていただけるよう、南海トラフ地震対策推進地域本部と市町村が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 即応力のある応急危険度判定士の確保に向けた取り組みの現状と今後の方針についてお尋ねがございました。

被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取り組みといたしましては、南海トラフ地震対策の第3期行動計画において、平成27年度末で870人である判定士を平成30年度末までに1,000人にすることを目指して啓発等を行っており、新規登録者のための講習会は、平成27年度からは年2回に開催回数をふやして実施をしております。

判定士の確保につきましては、御指摘のとおり、最悪のケースを想定すると、できるだけ県内の判定士で対応を行えるように、長期的にはさらなる登録者を確保する必要があると考えます。そのためには、民間建築士の登録者をふやす必要がありますので、高知県建築士会等の関係団体と一層協力体制を築き、新規登録者講習会のさらなる開催や、登録に関する意識調査を行いそれを踏まえた対応を行っていききたいと考えております。さらには、現在は判定士としての登録要件を建築士としておりますが、例えば一定の技術レベルを持つ建築職等の行政職員の登録を可能にするなど要件の見直しについても検討したいと考えます。また、本県では平成29年度から判定士登録の更新が不要になりますが、実際に判定を行える判定士の把握をするために、一定の年齢以上の判定士には継続の意思を確認し、即応力のある判定士の確保を行っていききたいと考えております。

このような取り組みを通じて、県内での判定士確保の対策を行うとともに、県外からの応援の受け入れ体制を充実させるために、判定コーディネーターの育成を行い、判定作業の円滑化を図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○**地域福祉部長（門田純一君）** 南海トラフ地震対策について、今後どのように福祉避難所の体制や施設整備を充実させていく方針なのかとのお尋ねがございました。

県では、福祉避難所が災害時に確実に運営されますよう、平成26年度に作成をいたしました福祉避難所運営訓練マニュアルを活用しまして、地域住民の皆様の参加による運営訓練の実施を推進しているほか、本年2月からは指定施設、市町村、社会福祉協議会の職員など福祉避難所の運営に携わる方々を対象にしたブロック別のワークショップを開催するなど運営面での機能強化を図っております。

あわせて、現状では福祉避難所の絶対数がまだまだ不足しておりますので、県内の社会福祉施設を対象に平成27年度に実施をいたしました調査結果を活用し、入所型の施設のみならず通所型の施設も含め、指定可能施設の掘り起こしを進めますとともに、福祉避難所指定促進等事業費補助金によりまして、必要な物資の購入を支援するなどさらなる指定促進にも取り組んでまいります。加えて、一般の避難所でも要配慮者の方を受け入れることが可能となるよう、要配慮者用のスペースの確保や車椅子が通行できる幅を確保するといった対応を避難所運営マニュアルに盛り込むことや、避難所の運営に携わる地域住民の方も対象に要配慮者をサポートするための研修を実施することなどにより、一般の避難所における福祉避難所的な役割の一層の強化を支援してまいります。

このように福祉避難所や福祉避難所的機能を

持ちました一般の避難所においては、不足が想定されるマンパワーを補うために、その運営に地域の住民の方も参加をいただくこととしておりますが、言うまでもなく議員御指摘のように介護福祉士などの専門職等を確保していく必要があります。

このため、県では、平成25年に災害時の相互応援協定を締結いたしました社会福祉施設関係の7団体と専門職の応援体制のあり方について検討を進めてきており、本年度中にも一定の結論を得ることとしております。さらに、この7団体以外の通所系・訪問系事業所の専門職や、福祉系学部や専門学校の学生ボランティアにも災害時における応援の輪を拡大する必要があると考えておりますので、これらの多様な関係者の協力も得ながら、災害時に専門職を初めとするマンパワーが確保できる体制を構築してまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○**警察本部長（上野正史君）** 大規模災害時に警備員を交通誘導や防犯パトロールに活用できるよう、警察と警備業の連携を深めてはどうかとのお尋ねがありました。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生すると、警察は議員御指摘のとおり、救出救助はもとより、緊急交通路の確保や避難地域の犯罪被害防止など多くの業務への対応を迫られることが予想され、他の都道府県警察からの援助を受けてもなお必要な要員が不足することも十分考えられます。こういった事態を想定し、高知県と高知県警備業協会は、平成8年に、大規模な災害発生時における緊急交通路の確保等に関する支援協定を結んでおります。その内容は、大規模災害時には、県の支援要請に基づいて警備業協会の会員、すなわち警備業者の方々が緊急交通路の確保に関する交通誘導、避難所の警戒警備、被災地等における地域安全活動に関する業務な

どを行うというものです。

この協定は現在も有効であります。何分締結から20年が経過しております。今の時点においても協定が有効に機能するためには、これまで以上に警備業協会と協定の具体化について検討を進め、例えば議員のお話にもありましたように、あらかじめ講習を行い業務に従事する警備員を指定しておくなどさまざまな方法を議論させていただき、連携を深めてまいりたいと考えております。

○1番（上田貢太郎君） 知事並びに執行部の皆様、真摯な御答弁まことにありがとうございます。

今回は熊本地震から浮かび上がる本県のさまざまな課題について、防災対策を中心に御質問させていただいたんですけれども、南海トラフ巨大地震は実に平等で、宗教もイデオロギーも貧富の差も関係なく、全ての県民に襲いかかってまいります。これに立ち向かうには、体力、財力、県民力を今後ますます高めていかなければなりません。特に県民力という点は、人づくり、制度づくりなどのソフト対策ではないかと考えます。高齢化率全国2位の本県ですから、限りある財政の中、皆さんとともに知恵を出し合い、巨大地震に立ち向かっていきたいと考えております。

とはいえ、地震の不安をあおるばかりでは、本県経済も足踏みをいたします。本県は観光県であり、ジオパークを初めとするさまざまな観光資源がございますが、何といたっても幕末の志士たちは最大の観光資源ではと考えます。来年3月4日から「志国高知 幕末維新博」が開催されますが、実は今、私たちは渡辺一志という若手監督らとともに武市半平太の映画化に向けて、地元企業さんですとか歴史家の皆さんらと来年の完成に向けて準備を進めております。非常にいい内容になっております。もう少しすれば詳

しいことが報告できるかと思うんですが、監督の意向で県民参加の映画に仕上げたいとおっしゃっております。芸能界には高知県出身の隠れた人材も多数いますし、こうした企画にも県が積極的に参画、支援して、また知事や執行部の皆さん、また議員の皆さんにも出演していただいて、全国に高知のよさを伝え、新たな観光客誘致のツールとしてはいかがかと考えます。

災害対策もそうですが、私は観光資源開発でも、移住政策、人材育成についても、他県とは一味違った官民協力をお勧めいたします。先日、石破大臣が来られたときも、高知の取り組みが日本を変えたとおっしゃっておいりましたけれども、繰り返しますが、「次代を創る100人」に選ばれた尾崎知事ですから、必ず何らかの妙策を講じていただけるものと信じて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩



午後2時30分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

26番橋本敏男君。

（26番橋本敏男君登壇）

○26番（橋本敏男君） きょう最後の登壇者となりました県民の会の橋本敏男でございます。早速、通告に従いまして順次一般質問を行ってまいりたいと思っておりますので、関係各位の適切な答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

まずは、私債権管理の適正化及び効率化についてでございます。

ちょうど1年前、この壇上から債権管理についての質問を展開し、知事初め執行部の皆様方から丁寧な答弁をいただきました。特に税外債権を効率的、効果的に管理するための債権管理条例については、他の自治体が条例制定に至った経過や運用実績などを参考に勉強してみたいとの答弁で、合理的な管理体制の構築に向けた研究が進んでいるものと思われま

す。昨日の浜田英宏議員の質問に対する答弁で、外部委託は既に4人の弁護士と委託契約を締結しており、税外債権管理条例は本年度中の制定を目指している旨が示されました。このような取り組みが現在進行形で推進されている中、2015年度の包括外部監査のテーマとなっている「私債権管理の適正化及び効率化について」の結果報告が3月に示されまして、その報告書をもとに少し突っ込んで再度検証してみたいと思

いますので、よろしく願いをいたします。なお、昨日の浜田英宏議員と重複するものについては、できるだけ割愛をしてみたいと思

いますが、質問の構成上、重複する部分については御理解をいただきたいというふうに思います。私債権、すなわち県が企業や民間等に貸し付けて未収になっている債権は、2014年度末時点で元金だけで約50億3,200万円にも上っています。厳しい財政状況の中、高知県財産規則第113条「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない」の規定に準じて、未収金を適正に管理し確実に回収していかなければなりません。

しかしながら、2008年度外部監査において貸付金回収の意識の欠如などを指摘され、2009年から債権管理のプロジェクトチームを設置して集中的に取り組んだものの、債権額の大きな削

減効果は見られず対策の効果は十分でないように思われると、今回の外部監査での指摘となっています。とすれば、外部監査の指摘のとおり、さらなる債権の管理と回収の実効的な手段や不良債権整理の効率的な仕組みが求められると思

います。まずは、私債権管理の適正化及び効率化についての包括外部監査結果報告書を受けて、総論的で結構でございますので、知事の所見を求めておきたいと思

います。外部監査報告書を精査してみますと、債権管理の問題点として、6つの不十分が指摘されています。

1つ目は、債権管理については、貸すことよりも回収することのほうが難しく、原資は県民の大切な財産の運用であることの認識に立ち、確かな与信を担保しなければならないわけですが、適切な担保を取得しないまま貸し付ける、審査の不十分に対する指摘を受けており、しかも財産状況の変化を適切に把握する体制を構築しておらず、十分なモニタリングができていないということは債権の不良化のリスクを回避できないということになります。

2つ目は、債権そのものの存在を確定する書類の散逸、不明で滞納整理ができていないものや、過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納処理が実施できないものが多数見受けられるなど、債権記録の整備の不十分の指摘、債権記録がないまたは整備されていなければ、法的手段がとれなくなるなどの問題も出てきますが、それ以前に県民公共の資産をないがしろにする極めて重大な問題であるというふうに思います。具体的には、確定する書類や滞納記録の散逸、不明な債権の主なもの、母子父子寡婦福祉資金貸付金5件、県営住宅使用料144件、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金503件となっています。

3つ目は、高額債権については情勢変化に応じ適正な与信を担保するため、保証人の入れかえを行うなどの対応ができておらず、状勢変化への対応の不十分が指摘され、一部の債権において期限の利益の喪失条項が導入されておらず、保証債務の手續に支障が出ている事案もございます。

4つ目は、速やかに債権回収に移行できる体制を構築するためには現体制では不十分で、特に税務課税外未収金対策チーム2名では難しく、人的体制の不十分を指摘しています。特に債権件数の多い高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金を所管する人権教育課や県営住宅使用料を所管する住宅課などでは、通常業務を抱えながら膨大な不良債権の回収業務に従事するには限界がございます。

5つ目は、回収困難な債権に向き合うための高度な知見を持った専門組織がなく、調査や回収可能性の判断、そして法的措置など経験を要する業務は県庁の職員には限度があり、債権の回収の容易性に応じた債権管理体制にはなっておらず、外部専門職の活用の不十分と指摘されています。

最後に6番目は、2014年度決算時において、県の時効期間が経過している私債権は3,000件を超えており、2億5,000万円以上が時効成立しているということになりますが、援用がなされていないため債権そのものは消滅せず、管理を続けなければならない現状がございます。消滅時効期間を経過した債権は、基本的に支払いが困難な経済状況にあり、この債権を管理し続けることは、人的、財務的に問題があると言わざるを得ず、高知県財産規則第113条の規定からいっても、債権整理の促進の不十分が指摘されています。

そこで、この6つの不十分に対して総務部長の見解と方策を示していただきたいというふう

に思います。

外部監査の対象となった重要で滞納額が多額な貸付金の中で、昨日浜田英宏議員から中小企業高度化資金、産業パワーアップ融資に関してモード社やサンモールの債権36億円についての指摘がされたところでありますが、ほかの債権で特に収入未済額が多額でかつ増加傾向を示している債権について具体的に検証していきたいというふうに思います。

農業改良資金貸付金は、農業の担い手の農業経営改善を支援する目的で、限度額は個人5,000万円、法人1億5,000万円、償還は据置期間を含めて12年以内となっており、県からの直接貸し付けは2002年に終了しているため、県の関与する事業ではなくなりました。しかしながら、2014年時点でこの貸付金の収入未済額は1億円近くあり、事業資金ということで1件当たりの貸付額が高額となり、件数も26件と少ないことから、訴訟提起を含めた時効中断措置を運用し、時効完成債権とならないよう管理していく必要があると外部監査では指摘されています。

債権の回収と管理についてどう向き合ってきたのか、今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長の答弁を求めます。

県営住宅使用料は、収入未済額、件数とも増加傾向にあり、2014年度時点の未収金は約2億5,000万円、件数854件と、2007年以来大きく膨らんでいます。特に時効期間経過債権は257件を数え、額にすると約1億3,300万円にも上ります。県営住宅はそもそも低所得者向けの住居として存在するため、入居者のほとんどは資産もなく、法的手續によって債権回収には結びつかない現状があります。

このような債権を多数管理することは、人的、財務的にも問題があり、現在の徴収員の体制や外部委託についても検討するべきで、既に時効期間が経過しているものについては整理をし、

債権に係る条例を制定した上で債権放棄の手続を行うべきだと思います。

県営住宅使用料という生活権にかかわる債権の回収と管理についてどのように向き合ってきたのか、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長の答弁を求めます。

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金は、2001年度に募集を打ち切り、2006年までの経過措置を終えて事業は終了していますが、年々収入未済額、件数ともに大きく膨らんでおり、2014年度時点で約4億9,000万円、件数にすると1万1,177件と膨大な数に上っています。この債権で消滅時効期間が過ぎた件数は、全体の25%、額で20%、具体的な金額に換算したら1億円にも達し、全国的にも大きな問題となっている債権の一つでもあります。

この債権管理で最も問題なのは、所在はわかっており催告しているが、特に理由もなく支払いがないもので、時効期間が経過していないものが5,638件、約2億7,000万円で、時効期間が経過しているものが1,708件約6,000万円となっていることであります。この現実、所管課の管理責任を問われても仕方がないことだというふうに思われます。

この債権管理は2008年にも指摘を受けていますが、交渉記録の整理や訴訟手続における資料の管理状況、そして延滞金の徴収も含め、これまで債権の回収と管理にどのように向き合ってきたのか、教育長の答弁を求めます。

また、現在債権回収のために外部委託をしていますが、この委託内容は返還指導や免除・猶予申請指導で、一定の借り受け人への訪問は行っても、直接的な回収自体はしておらず、先ほどの5,638件もの借り受け人は所在がわかっており、理由もなく延滞しているという事実を包括外部監査結果報告書は如実にあらわしています。債権の過半数を超える借り受け人の延滞理由も

つかめないような外部委託に果たしてどれだけの効果があるのでしょうか、疑問でなりません。

戸別訪問件数や実績についてもお示しをしていただいた上で、債権の回収、管理における外部委託の必要性と実績の評価について教育長の見解を求めたいと思います。

そして、このようなことを踏まえ、債権管理にどのように取り組んでいくのか、重ねて教育長の答弁を求めます。

次に、観光ビジョン実現プログラム2016についての質問を展開していきます。

国は、明日の日本を支える観光ビジョンを踏まえ短期的な行動計画として、観光ビジョン実現プログラム2016を作成し、観光立国に向けた取り組みは観光先進国に向けた取り組みへと新たなステージに踏み出し、具体的に国の施策が動き出すこととなります。新たな観光ビジョンでは、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人など、現状の2倍以上となる数値を設定しています。

このプログラムには、その骨格となる3つの視点があります。その1つ目の「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」では、公的施設の開放や文化財の利活用、国立公園を世界水準へブラッシュアップ、景観計画の策定を行い美しい町並みを創造する。

2つ目の「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」では、民泊への対応や観光経営人材の育成、宿泊施設不足の解消、世界水準のDMOの形成・育成など現在観光業界が抱えている課題に対応していく。

3つ目、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」では、革新的な出入国審査の実現やキャッシュレス・通信環境の向上のほか、四国新幹線も含めた地方創生回廊の完備、地方空港のゲートウエー機能の強化

などで、訪日環境の整備と地方へ訪日客の拡散を図ることとなっています。

このような具体的な国の観光ビジョン実現プログラム2016をどのように受けとめ、インバウンド新時代にどのように向き合っていくのか、知事の所見を求めておきたいと思います。

また、観光ビジョン実現プログラム2016では、国立公園の訪日外国人利用者数を現在の年間430万人から2020年までに1,000万人を目指すという数値目標を上げています。それを可能なものとするためには、国立公園のポテンシャルを引き出し、世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を推進し、訪日外国人旅行者の誘客に努めなければなりません。これに関連して、環境省は8月までに全国の国立公園32カ所の中から5カ所をモデル指定し、2020年までの5年間にソフト、ハード両面にわたって集中整備をする、国立公園満喫プロジェクトを発表いたしました。

本県は足摺宇和海国立公園を有しておりますが、訪日外国人旅行者から見ればまだまだマイナーな国立公園として見られており、メジャーな公園と言うには観光インフラの整備が不十分であります。高知県の西部から愛媛県の南予の2県をまたいで、全国的にも珍しい海中公園を有し、海岸のロケーションのすばらしさ、そして山河に至るまで多種多様な生態系や景観を持った公園であり、素材としては磨けば光り輝く原石であるというふうに思います。

今月の初め、6月1日に幡多の新人議員4人で環境省に出向き、国立公園満喫プロジェクトの担当者に、この事業におけるモデル指定の可能性、他自治体の動向、指定に向けた具体的な取り組みの方法などをレクチャーいただきました。第1回目の国立公園満喫プロジェクト有識者会議が5月23日に行われ、国立公園におけるインバウンド増加の考え方や実施箇所選定

に当たっての考え方が議論され、あと2回の有識者会議の開催が予定され、具体的なモデル指定については8月末までには選定したいということでした。

足摺宇和海国立公園がモデル指定される可能性については、まだ具体的な実施箇所は決定していない、しかしながら十数の自治体からのアクションがあり、国直轄の事業導入だけではなく当該自治体とのマッチング事業の展開なども視野に入れなければならないので、自治体の熱意と意思を重要視したいとのことでした。

この事業は、当面2020年までに5カ所をモデル指定し、最終的には32カ所全ての国立公園指定を視野に入れているようですが、2020年の東京オリンピックに向け、第1回目のモデル指定を受けるような動きをしていくことが重要だというふうに思います。

2017年には、竜串地区に環境省の足摺宇和海国立公園ビジターセンターが建設され、海洋館建てかえやスノーピークによるキャンプ場の再生などを考えれば、国立公園満喫プロジェクトのモデル指定を受けることは大きな追い風になるのではないかと思います。

この施策、国立公園満喫プロジェクトに乗っかって、足摺宇和海国立公園を磨き上げ、インバウンド新時代に対応し得る仕組みを構築していけばと考えますが、観光振興部長の答弁を求めておきたいと思います。

また、指定期日の8月までは時間も余りない状況ですが、高知県の関係市町は無論のこと、足摺宇和海国立公園を共有している隣の愛媛県にも呼びかけ連携し、早急なアクションを起こすべきだと思いますが、重ねて観光振興部長の答弁を求めたいと思います。

次に、再生可能エネルギー2019年問題についての質問を展開してまいります。

2011年度に策定した高知県新エネルギービ

ジョンは、本県の豊富な地域資源を生かした再生可能エネルギー事業において、2012年から始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度、通称F I Tの追い風もあり、太陽光発電を中心とした新エネルギーの導入が大幅に促進され、2015年には新エネルギーの達成率144%と目標を大きくクリアしています。

しかしながら、見えてきた課題も多く、送電網の脆弱性、地域の参画や地域メリットの創出、自然環境や生活環境への影響、太陽光発電以外の新エネルギーの導入などの問題に向け、さらなる挑戦をしていかなければなりません。

今年度、新たに高知県新エネルギービジョンが示され、2020年度までの向こう5年間の計画が始まりました。この計画は、高知県環境基本計画や高知県地球温暖化対策実行計画との整合性を図りながら、「高知産100%！ 自然エネルギーあふれる「こうち」の創造」をキャッチコピーに、エネルギー自給率100%を目指す計画となっています。

しかしながら、国ではF I Tなどの再生可能エネルギー導入促進関連制度改革が進められており、その検討状況に応じては見直しを余儀なくされることとなります。2012年から開始されたF I Tによって、再生可能エネルギー導入が加速度的に増大し、中でも太陽光発電は目標数値を大幅に超える実績となっています。

新エネルギービジョンが示しているように、高知の豊富な地域資源を活用し、地電地消や自電自消を可能にするためには、再生可能エネルギーを長期にわたり安定的に低コストで発電する社会システムを支える自立電源としての基盤の構築を進めていかなければならないと思います。また、再生可能エネルギーは地域に密着したエネルギー源であることから、地域における新しい産業の立地や雇用創出などの地域活性化と地域社会や自然環境との調和などに配慮し、

地域に根差した再生可能エネルギーの導入を実現していかなければなりません。

しかしながら将来、長期安定、低コスト、自立電源化を目指すには、2つの大きな検討課題があります。家庭用の太陽光発電における固定価格買取制度期間が2019年から順次満了を迎えることから、2019年問題と言われており、そのときにどのようなことが起こるか予想がつかない状況にあります。私見ですが、買い取り期間終了後の制度対象電源の扱いが現時点では決まっておらず、買い取り期間終了後に一斉に供給が途絶えると、供給力が急激に下がってしまう事態が想定されることになると思います。

2019年問題の具体的な課題としては、F I Tの買い取り期間終了に伴い、住宅用太陽光発電システムの所有者は新たな販売先を検討しなければならないことや、電力先物などの市場での環境価値を適正に評価する仕組みが不透明な状況があり、そして自電自消を可能とするための蓄電池導入の負担などの課題があります。

せっかくF I Tによって太陽光発電システムの導入が進み、ゼロ・エミッション電源を生み出してきましたが、2019年問題で大きな岐路に差しかかっています。このような問題についてどのような認識を持っているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めたいと思います。

環境省が発表している太陽光モジュールの廃棄予想では、2030年には年2万8,000トンの廃棄量になると想定しています。この廃棄量は住宅用、事業用を合わせたもので、事業用太陽光発電システムについては契約期間が20年と長期にわたることから、当面は2019年問題には直接的な影響はないと思われます。

しかしながら、住宅用太陽光発電システムは、2019年には買い取り期間である10年が経過し、全国で約50万件が買い取り期間を終了するとともに、それ以降は加速度的に終了設備が毎年増

加していくこととなります。

住宅用太陽光発電システムは、発電量の半分近くを消費する負荷近接型で蓄電池などを使って負荷の制御を能動化することにより、安定電源化が図られ自電自消を可能とする仕組みをつくり出すことができます。そのためには、住宅用太陽光発電システムを、長期間にわたり発電を促すことで、ゼロ・エミッション電源として高知新エネルギービジョンの実効性を担保するツールとして期待ができます。

そして、新たな住宅用太陽光発電システムをふやすためにも、買い取り期間終了後の電源価値を高める施策、そして自電自消を促進するための蓄電池補助などの施策が求められると思いますが、これについてどのような認識を持っているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

この課題とは別に、太陽光発電システムにおけるモジュールや架台などの附属品の最終処分問題があります。また、住宅用太陽光発電システムについて、2019年にはモジュールなどの排出量はさほど多くなく、使用済みのものが排出されるようになってからで、排出量1万トンを超えるのは2030年以降、10万トンを超えるのは2040年以降と推定されていますが、事業用も加えると膨大な排出量になると想像できます。

太陽光発電システム関連の廃棄物は、基本的に産業廃棄物で、当面は既存の廃棄物処理ルートで適正に処理されると思われませんが、大量に排出されたときを想定して、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに沿って——これは国のガイドラインですが、リユース、リサイクル、適正処分の体制整備を考えていかなければならないと考えますが、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

次に、県立高等学校再編振興計画における南海トラフ地震への対応についてでございます。

県立高等学校再編振興計画は、2014年度から2023年度までの10年間にわたって県立高等学校振興の方向性及び適正な規模と配置を示し、それに基づいて県立学校の再編振興を実現するための具体的な実施計画で構成されています。実施計画では、前期と後期に分けて策定することとなっており、2018年度までが前期で、後期実施計画は前期の実施期間中の適切な時期に策定するということになっています。

計画における県立高等学校の現状と課題については、生徒数の減少に伴う学校の小規模化と高知市への入学者の集中による地域偏在、社会性の育成と進路保障、そして南海トラフ地震への対応が上げられています。それを踏まえた基本的な視点の中で、大幅な生徒減少という、これまで経験したことのない大きな環境変化に対応した、新しい時代の高等学校のあり方をしっかりと描き、その実現を目指していくとしています。また、近い将来発生が見込まれる南海トラフ地震から生徒の命を守り、安心して学べる教育環境の整備をすることも喫緊の課題としています。

そこで、再編計画における南海トラフ地震対策の推進として、海岸沿いにあり津波による大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性も含め対応を検討するとされています。前期実施計画では、安芸中高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校が津波によって直接的に生命が脅かされ、大きな被害を受けるような学校であると位置づけられているというふうに思います。

南海トラフ地震の津波を想定した学校のあり方についての表現はそれぞれ違っており、安芸中高等学校は「南海トラフ地震への対応のため、適地への移転を検討する」、宿毛高等学校は「南海トラフ地震による津波への対応のため、適地

への移転の可能性も含め、将来の学校の在り方を検討していく」、清水高等学校は「南海トラフ地震による津波への対応のため、高台への移転を検討する」となっています。

それぞれ微妙に表現が違うのはどのような意味があるのか、そしてこの3校について具体的な検討はされているのか、なされているとすればどこまで進んでいるのか、教育長に示していただきたいと思います。

高知市以外の学区においては、定員充足率が非常に低く、生徒数の減少とともに地域偏在が大きくなっており、入学者数の減少に歯どめがかからないことが懸念されています。定員を大きく割り込んで入学者の充足ができない原因はいろいろありますが、その一つに安心・安全の確保が上げられると思います。例えば南海トラフ地震を想定した場合、津波によって命の危険があるような学校を受験するでしょうか、また保護者もそんな学校を受験させるでしょうか。地域の中にも、津波の恐怖から受験することを断念した子供や保護者もいると聞いています。

そんな声を聞くと、安心して安全に勉強のできる環境を整備することは何よりも優先すべき課題で、行政の責任ではないかと考えますが、教育長の見解を賜りまして、1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、昨年度の包括外部監査結果報告書についてお尋ねがございました。

昨年度の包括外部監査では、「私債権管理の適正化及び効率化について」をテーマに実施をしていただき、外部専門職の活用の不十分などの6つの問題点を指摘していただき、それを踏まえた3つの改善策として、第1に、業務の外部委託を進めること、第2に、債権管理条例を制

定して整理の促進を図ること、第3に、管理の徹底を図るための体制を構築すべきであることという提言をいただいたところであります。県としては、これらの指摘をしっかりと受けとめて現在対応を進めているところであります。

具体的には、3つの提言のうち、外部の専門家への委託につきましては、本年度新たに4名の弁護士へ債権調査回収業務の委託を実施しております。次に、債権管理条例の制定につきましては、他の都府県における先事例を研究しており、本年度内の議案提案に向けて検討を進めております。なお、債権管理の徹底を図るための体制の構築につきましては、今年度の取り組み状況を踏まえ、次年度以降に向けて検討しているところでございます。

引き続き、包括外部監査での指摘をもとに、私債権管理の適正化に取り組んでまいります。

次に、国の観光ビジョン実現プログラム2016をどう受けとめ、インバウンド新時代にどう向き合っていくのかとのお尋ねがありました。

観光ビジョン実現プログラム2016は、本年3月に策定された明日の日本を支える観光ビジョンを強力に推進するため、政府の短期的な行動計画として策定されたもので、観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるとの認識のもと、観光先進国の実現に向けた取り組みを進めていくために、お話にありました3つの視点を柱に、政府一丸、官民を挙げ、常に先手を打って攻めていくという姿勢と具体策が示された非常に力強いものであると受けとめております。

この3つの視点の1つ目は「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」、2つ目は「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」、3つ目は「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」ということでありますが、これらはまさに本県産業振興

計画でも観光分野が取り組みを進める、つくる、売る、もてなすのサイクルにそれぞれ合致するものであると考えております。

まず、つくるに合致する1つ目の視点については、本県において、「志国高知 幕末維新博」を通じて行う外国人観光客にも対応した、歴史資源の磨き上げや観光クラスターの形成と方向性を同じくする取り組みであり、国の支援策の導入による事業規模の拡大や加速化が期待をできます。また、売るに合致する2つ目については、本県の国内外への情報発信の強化を初めとする効果的なセールスとプロモーションの取り組みにつながりますし、もてなすに合致する3つ目の視点については、本県における国内外からの観光客の満足度を高める受け入れ環境整備の取り組みにつながります。

これらは、本県の力強い追い風になるものであり、観光ビジョンの実現は本県におけるインバウンドの推進はもとより、持続的な観光振興にも資するものと考えております。

観光分野の取り組みは、農林水産業や食品産業を初め、さまざまな産業に関連することから、第3期産業振興計画において、拡大再生産に向けた強化ポイントとして掲げております、地域産業クラスターの形成の推進にもつながるものと大きな期待感を持っております。

本県は、これまでの取り組みを通じて、300万人観光から400万人観光へとステージアップを果たし、いよいよこれから国際観光に大きく踏み出していくステージに立つことができたと考えております。第3期産業振興計画の目標としております435万人観光の定常化のためには、国際観光はまさにこれから大きくアクセルを踏み込んでいかなければならない分野であり、最も伸びしろが大きい分野だと言えますので、外国人観光客をしっかりと受け入れることができるよう、観光地としての地力をつけてまいりたいと考え

ております。

今後は、全庁挙げて観光ビジョン実現プログラム2016、これを最大限に活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 昨年度の包括外部監査結果報告書において指摘のありました私債権管理における6つの不十分への対応についてお尋ねがございました。

昨年度の包括外部監査では、平成20年度の包括外部監査以降の対策により一定の前進があったとされるものも含めまして、6つの項目について問題点として御指摘をいただいております。このことについて真摯に受けとめ、今後の取り組みを実施してまいります。

まず、審査の不十分と債権記録の整備の不十分についてですが、これらは結果として高額の未収債権が残っておりますことから、平成20年度の包括外部監査以前の取り組みが不十分であったという御指摘であり、その後、改善に取り組んだ結果、現在は適正な取り扱いを行っているものと考えております。

次に、状況変化への対応の不十分でございますが、全ての私債権について、債務者の情勢が変化したことを理由に、直ちに回収強化を実施することが適切かどうかを慎重に検討しなければなりません。貸し付けの際の条件に保証人の入れかえや期限の利益喪失条項を順次盛り込んでいくなど、改善の方向で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人的体制の不十分でございますが、本年度は今の体制で取り組みを実施させていただき、各債権所管課の対応状況などを見ながら、次年度以降に向けて望ましい体制を検討してまいります。

最後に、外部専門職の活用の不十分及び債権

整理の促進の不十分でございますが、これまでに専門知識を有する弁護士4名と債権調査回収業務の委託契約を締結し、債権回収の強化を図っているところでございます。

あわせて、主な債権の所管課で構成する庁内検討組織におきまして、債権の適正管理や債権放棄を含む整理促進のための条例制定に向けた検討を行っております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** 農業改良資金貸付金の債権回収と管理についてお尋ねがございました。

農業経営の不振等により返済が滞っている方々に対しましては、まずは農業経営の改善が図られるよう、農協や農業振興センター等の関係機関が営農指導などを行うとともに、債権管理、回収の観点からは、専任の職員がこれら関係機関と連携をし、債務者や連帯保証人への資産調査や訪問面談等によって経営状況を把握し、返済能力に応じた償還指導を行ってまいりました。

こうした取り組みによりまして、現在大半の債務者からは一定額を分割して納付していただいたり、また農産物の出荷等でまとまった収入があった際にまとめて納付していただくなど、返済に努めていただいております。その結果、平成22年度末に最大1億1,700万円余りありました未収金は、これまでに2,400万円ほど償還をされまして、平成27年度末現在でおよそ9,300万円となっております。

しかしながら、未収金の額はまだまだ大きく、また債務者の中には500万円を超える大口の債務者が数名おられます。その金額は、未収金全体のおよそ7割を占めており、これらの方々の債権回収が大きな課題となっております。これらの方々は、既に離農されていたり、高齢であるなどの事情も抱えておられますので、専門

知識を有する弁護士に債権の調査や回収業務を委託することも含め早急に対応方針を定め、債権の回収に努めてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○**土木部長(福田敬大君)** 県営住宅使用料の債権回収と管理についてどのように向き合ってきたのか、また今後どのように取り組んでいくかのお尋ねがございました。

県営住宅使用料の未収金に対する債権の管理については、昨年度の包括外部監査の御指摘のとおり、過去の債権管理において管理が十分にできていなかったものがございました。この事実を真摯に受けとめ、現在は適正な管理に努めているところでございます。これまで訴訟等による法的措置や債権回収会社への業務委託などにより、債権回収に一定の成果を上げているものの、未収金は総じて増加しております。

債権管理においては初動対応が重要であるため、未収金が発生した段階で単に督促を行うだけではなく、滞納者宅を訪問するなどして、個々の状況に応じた対応を行っておりますが、現状把握については、なお一層の工夫が必要であると考えております。

また、県営住宅は低所得者の方が多く入居していることから、離職などといった個々の特別な事情による所得の変動に対応することも重要でございます。そのため、家賃の減免手續についても周知を図り、支払いに無理のない家賃となるよう努めておりますが、滞納を未然に防止する観点から、さらなる制度の周知について工夫が必要であると考えております。

県といたしましては、引き続き外部専門機関などを活用しながら、未収金の整理をさらに進めるとともに、高知県住宅供給公社と連携して、入居者の生活に十分に配慮しながら、滞納状況に応じてきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 地域改善対策進学奨励資金貸付金に関する御質問のうち、まず交渉記録の整理や訴訟手続における資料の管理状況や延滞金の徴収を含め、債権回収と管理にどのように向き合ってきたのかとお尋ねがございました。

この貸付金の未収金債権の管理につきましては、平成20年度の包括外部監査での御指摘を踏まえて、過去の債権管理のあり方や回収の取り組みが極めて不十分であったことを真摯に受けとめ、これまで債権管理の適正化に取り組んでまいりました。

まず、債権の管理や回収を適切に進めるため、散在していた書類の整理を行うとともに、一元的な管理ができるように、債権の返還状況や交渉記録など債務者に関するデータを奨励資金管理システムに入力し、その上で順次訪問記録情報等の集約機能、名寄せ機能、債権分類の項目を追加するなど、段階的にシステムの改善を図ってまいりました。

また、台帳等の管理が不十分だったこともあり、督促、催告についても十分行われていませんでしたが、データの整理が徐々に整ってきたことから、平成22年度からは現年度の督促に加えて過年度の未納者に対して一斉に催告を行うとともに、返還相談員を3名から5名に増員し、返還指導の強化にも努めてきました。

さらに、平成26年度からは債務者の納付状況等に基づき債権分類を行い、3年以上の長期未納者等を返還相談員が重点的に訪問し、返還指導や返還免除申請の指導を行ってきました。

これらの結果、貸付金の回収額は、平成21年度までの6年間の平均では約4,900万円だったものが、平成22年度からの6年間の平均では約7,600万円と向上しております。

地域改善対策進学奨励資金貸付金について

は、貸付金特有の性質や貸し付けの経緯もあり、まずは返還相談員を増員し、手順を踏んで丁寧な働きかけを行うことにより、自主的に返還をしていただけることを重視して取り組んできました。しかし、依然として未納額が多く、時効期間が経過している債権も多くあることについては、大きな課題だと認識しております。また、これまでは元本の回収を最優先で取り組んできたところであり、延滞金の徴収までには至っておりません。

次に、返還相談員の戸別訪問の件数や実績、また債権回収と管理における外部委託の必要性と実績の評価についてお尋ねがございました。

債権の回収については、先ほど申しましたとおり、貸付金特有の性質や貸し付けの経緯を踏まえ、手順を踏んで取り組んできており、平成22年度からは返還相談員を3名から5名に増員して返還指導の強化に努めてきました。返還相談員には、債務者宅を訪問してもらい、返還指導を行う中で、返還方法などについての相談を受けたり支払いの約束を取りつけたりするとともに、経済的に返還が困難と認められる場合には返還免除や猶予の申請をアドバイスするなど、一人一人への丁寧な対応を行っていただいております。

その活動実績につきましては、平成27年度までの直近4年間を見ても、1年間に約2,300の債権について、主に連帯債務者である保護者宅を訪問し、うち約1,340件について面談を行い、返還承諾を約300件、免除申請を約140件取りつけております。また、こうした返還相談員の活動による情報をもとに、担当課においては、債務者に対して納付書を送付し、回収を行うとともに、登録住所地に居住していないことを確認した場合には住所地調査を行うことなどにより、債権回収や債務者の状況把握につなげることができております。このように担当者と返還相談

員が役割分担しながら取り組んできた結果、回収額が向上するとともに、債権管理の充実にもつながっており、返還相談員は債権回収のためにはなくてはならない存在だと考えております。

次に、債権管理にどのように取り組んでいくのかについてお尋ねがございました。

過去の債権管理が極めて不十分であったことの反省を踏まえ、これまで段階的に管理システムの改善や返還指導の強化に取り組み、自主的な返還を促してまいりました。しかしながら、いまだに多くの未収金が存在していることから、資力がありながら返還していただいていない方には、法的な措置も前提にして返還を促すことも必要な段階になってきていると考えております。

そのため、昨年度は支払いが滞っている方には、法的措置を視野に入れた対応を検討している旨を通知いたしましたし、本年度は未納額が多く、長期にわたって支払いがない債権の中から抽出した案件について、法的措置をとるべく外部の専門家に債権調査や回収業務を委託しております。また、これまではほとんどの場合、当時生徒であった債務者の保護者が連帯債務者となって貸付金の申請を行っているといった事情や当該保護者の意向を考慮し、督促や催告は原則として債務者の保護者に対して行ってきましたが、今後は保護者の理解も得ながら、債務者本人や保証人にも督促、催告を行うことを考えております。

このような取り組みを全庁的な私債権管理のためのさまざまな取り組みとも連動しながら進めることで、債権回収の強化を図ってまいります。

次に、県立高等学校再編振興計画において安芸中高等学校、宿毛高校、清水高校の3校で、学校ごとの津波対策の表現が違う趣旨と計画検討の進捗状況についてお尋ねがございました。

県立高等学校再編振興計画における津波対策の方向性については、学校ごとに津波による浸水深や到達時間、立地条件、学科改編の可能性などにより書き分けをしております。例えば清水高校については、想定される津波高が高く、到達時間も早いため、他の2校と比べると津波対策の必要性がより強い表現になっております。

これらの高校についての津波対策を含めた具体的な検討は、平成31年度からスタートする後期実施計画で明らかにすることとしており、その検討は来年度から始めることとしております。

最後に、南海トラフ地震から生徒の命を守り、生徒が安心・安全に勉強できる環境を整備することは何よりも優先すべき行政の責任ではないかとお尋ねがございました。

お話にありましたように、全ての県立高等学校において生徒が安心・安全に学習できる教育環境を整備することは、教育行政として当然の責務であると考えております。こうしたことから、生徒の命を守るため、校舎等の耐震化、防災教育や避難訓練の充実に取り組んでいるところでございます。

このこととあわせ、県立高等学校再編振興計画では、海沿いにあり、津波による大きな被害が想定される学校については、被災後の早期の学校再開のために、学校の特性や地域の実態も踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性も含め、対応を検討していくこととしております。今後、計画に沿って着実に取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 国立公園満喫プロジェクトのモデル指定を受け、足摺宇和海国立公園を磨き上げ、インバウンド新時代にも対応し得る仕組みを構築すること、また愛媛県とも連携し、早急にモデル指定に向けたアクションを起こすべきとお尋ねがありました。関連

しますので、あわせてお答えいたします。

足摺宇和海国立公園内における本県の動きとしては、国内外からのさらなる誘客を目指して、土佐清水市ではジオガイドの育成を初め、日本ジオパークの認定に向けた取り組みや、竜串地域において大手アウトドアメーカーの監修するキャンプ場の整備などが進められております。加えまして、県でも竜串地域で平成32年度に向けて新足摺海洋館のリニューアルを進めており、国でも新足摺海洋館に隣接して新たな国立公園ビジターセンターの整備が計画されるなど、竜串地域に集中して国立公園内の地域資源を生かした規模の大きな複数の施設整備等が予定されております。

お話のありました国立公園満喫プロジェクトは、国からの情報収集も行いましたが、自然環境の保全と観光資源としての価値を高めることを目的としており、新足摺海洋館を核とし、目の前の海と足摺海底館などの周辺施設、グラスボートやマリンスポーツ、キャンプに加えて地域ならではの食などを連携させた観光地を形成しようとする取り組みとは、まさにコンセプトが合致するものと考えております。このプロジェクトの事業実施箇所として選定いただければ、本県の取り組みの後押しとなるとともに、インバウンド対策も含めて国立公園内の環境整備が進み、来訪者の増加が大いに期待できるものと考えております。

このプロジェクトは、公募制ではありませんが、本県では竜串地域を中心に進める観光地づくりを核として、まずは愛媛県とも連携しながら、周辺の二次交通やインバウンド対策、情報通信インフラの整備などの具体的な要望を取りまとめて、早急にアクションを起こしていきたいと考えております。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 再生可能エ

ネルギー2019年問題に関する一連の質問にお答えいたします。

まず、2019年問題についての認識と求められる施策に対する認識についてお尋ねがございました。関連しますことから、あわせてお答えをいたします。

主に住宅に設置されている10キロワット未満の太陽光発電設備で発電される電気の買い取り制度につきましては、2009年11月に始まった太陽光発電の余剰電力買取制度から、2012年7月に固定価格買取制度に移行しております。これらの制度に基づき発電される電気の買い取り期間は10年間となっておりますことから、議員のお話にありましたように、買い取り期間が終了した住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降、順次ふえてまいります。

資源エネルギー庁の公表資料等に基づき大まかな推計を行いますと、本県におきましては2019年から2020年にかけては6,000件、発電出力では2万3,000キロワット程度、その後数年間は毎年2,000件、1万キロワット程度ずつ増加していくものと見込まれます。

一般的に太陽光パネルは、耐用年数が20年程度とされており、10年間の買い取り期間終了後も引き続き発電可能と考えられていることから、本県といたしましては、地球温暖化対策への貢献や持続可能なエネルギーの活用の観点からも、売電または自家消費といった形で引き続き発電を続けていただきたいと考えております。

しかしながら、引き続き発電を続けていただく場合には、11年目以降の買い取り価格について、電力会社との間で個別に買い取り価格を契約することとなり、価格決定の主導権は電力会社に移ることから、買い取り価格が低くなる見込まれています。また、自家消費を行うためには、充電用の蓄電池や電気自動車の導入が必要となることから、新たな費用負担が生じると

いった課題もあります。

こうした課題に対応していくため、11年目以降の売電について、二酸化炭素を排出しないクリーンな電力として付加価値をつけ、買い取り価格にインセンティブを与えるとことや、自家消費のために電気をためることができるよう蓄電池や電気自動車の導入を支援するといったことなどが考えられます。

現在、国において本年4月策定のエネルギー革新戦略に、買い取り期間終了後の売電価格に関する本年度中の検討や、来年度からの取り組みとして蓄電池の価格低減や導入拡大などを位置づけており、今後支援に向けた検討が進んでいくことが見込まれています。また、電気自動車については、その普及促進に向け購入に対する補助や充電スタンド設置への支援などが行われているところです。

県としましては、こうした国の検討や支援の状況を見ながら、国に対し支援の拡充について政策提言を行っていきたいと考えております。

また、買い取り期間終了後、引き続き発電が継続される環境が整いますことは、太陽光発電設備を新たに設置しようとする方にとって追い風となり、高知県新エネルギービジョンに掲げる再生可能エネルギーの導入促進にもつながると考えておりますことから、国における支援策の状況や蓄電池の価格低減、電気料金の動向といったことを注視しながら、必要となる支援策を検討してまいりたいと考えています。

最後に、太陽光発電関連の廃棄物について大量に排出されたときを想定し、国のガイドラインに沿ってリユース、リサイクル、適正処分の体制整備を考えるべきではないかとお尋ねがございました。

国の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインは、太陽光発電設備の導入の促進に伴い、今後使用済み設備として排出さ

れるピークが、20年後から30年後に到来すると想定されていることから、将来大量発生した場合に備えて、混乱が生じることがないようにするために作成されたものです。ガイドラインでは、設備の所有者、使用済み設備の撤去事業者、リユース関連事業者、リサイクル・処分業者等の関係者が設備の撤去、運搬、処分を行おうとする際のそれぞれの役割や留意事項などの基本的な事項が整理されています。

この中では、将来使用済みとなり処理が必要となる設備への対処方法について、資源循環の観点から、まずは設備の譲り渡しを含め、できるだけ長く使ってもらうこと、いわゆるリユースが必要であり、リユースできないものはリサイクルを推進することにより、廃棄物の発生を抑制すること、いわゆるリデュースが大切であるといった方向性が示されております。

なお、国においては、今後使用済み設備の回収、適正処理、リサイクルシステムの構築やリサイクルコストの削減、リサイクル率を向上させるための技術開発などに向けた検討を進めるとともに、ガイドラインもリユース、リサイクル、適正処分の実態に応じて情報を追加し、更新を予定していると聞いております。

県としては、まだ排出量が少ない今のうちから、各関係者に対してガイドラインに沿って使用済み設備を適切に取り扱っていただくよう、広報紙や講習会などを通じて周知、啓発を行っていきたいと考えております。

あわせて、今後使用済み設備が大量に排出されるようになった場合においても、リデュース、リユース、リサイクルの3Rに基づく適正処分がしっかりとできるように、国の動向を注視しつつ、県内の関係者から情報収集を行うなどにより、課題を整理し、必要な対策を検討してまいります。

○26番（橋本敏男君） それぞれ知事初め執行部

の皆様方から適切な答弁をいただき、非常に前向きな答弁であったというふうに感謝をしているところであります。

まずは、私債権管理の適正化及び効率化についての2回目の質問になります。

知事からは3つの改善策が示されました。もう既にスタートしているものもございますが、その中で債権管理条例についてであります。この債権管理条例制定に向かうということは大きな前進であろうというふうに思いますし、知事の決断に対し最大限の評価をしておきたいというふうに思います。

膨大な不良債権を抱え、それを管理していくことの事務量やコストを考えれば、できるだけ速やかにこの条例制定を目指さなければならないというふうに思います。しかしながら、この条例制定に当たっては、地方自治法第180条の規定を使い、議会が持つ権限の一部を執行権者に委ね専決処分を可能にするもので、議会と執行権者との間の信頼関係に基づく仕組みであろうというふうに思います。

まずは、債権に執行権者が真摯に向き合うことが前提で、その向き合い方が不十分な場合は、行政の公平性、公正性を著しく欠く結果になるというふうに思います。債権回収に当たり、債務者と正面から向き合おうとせず、消滅時効期間を経過させた債権があるとしたら、管理者としての回収や管理において行政対応責任は重大であろうというふうに思います。

教育の貧困を断つための奨学金や生存権を保障するための住宅使用料などの債権は、貸付目的や背景からすれば、生活に困窮している低所得者の皆様方が多く、より丁寧な回収、管理を行っていく必要があると思います。

借りたものは必ず返すということは当たり前のことでありますが、悪質な借り受け人は別にしても、返済したくても返済能力のない借り受

け人については血も涙もないような取り立てを要請しているわけではありません。返済したくても返済することのできない正当な理由がある借り受け人に対しては、公的制度を使つての救済や減免措置を含めて考えていかなければならないと思います。

債権回収や管理は債権者も債務者も双方が苦しむ問題で、その苦しみから一時的に逃れるため意図的に、向き合うことを敬遠するような心理が働くことがございます。しかし、そのようなことは抜本的な問題解決とはならず、どちらも心に大きな不安を抱えながら葛藤し続けなければならないとなり、その行為は双方ともに不幸をもたらす結果になります。

一般論でいえば、借り受け人がそのことに自分から向き合うことは非常に難しく、債権者が率先して接触し生活実態を直視することで、生きることを担保するための債権回収のロジックが示せるのではないかと思います。最後に知事の所見を求めて、私の一切の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○知事（尾崎正直君） 債権の回収に当たりますは、やはり債務者の方の実情というのをしっかり把握して、その状況に応じた対応が必要だろうと、そのように思います。支払い能力があられる方については、滞納されている場合はしっかり厳正な対応をさせていただかなければならない。他方で、非常に厳しい事情に、やむを得ない事情にあられる方については、やはりそれに応じた対応をしなければならんということかと思ひます。

債務者の実情を把握していくためにも、御指摘のように債権者側において積極的に接触をさせていただいて、その実情をしっかりと把握させていただくと、そういう対応をとらなければならんと考えております。そのように対応してい

平成28年6月14日

きたいと思います。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時42分散会

平成28年 6月15日（水曜日） 開議第 4 日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

欠席議員

38番 金岡 佳時 君
 28番 高橋 徹 君

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶元 伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成28年 6 月15日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並

びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 9 号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 10 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
 - 第 11 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 12 号 県有財産（（仮称）南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案
 - 第 13 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1 - 2 工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 15 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 16 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
 - 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告
 - 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 第 2 一般質問
(2 人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員高橋徹君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第16号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

3番久保博道君。

（3番久保博道君登壇）

○3番（久保博道君） おはようございます。自民党の久保博道でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

知事は、本年2月県議会の提案説明において、県政運営3期目の実質的な初年度に当たり、産業振興計画や日本一の健康長寿県づくりなど5

つの基本政策と中山間対策及び少子化対策の充実強化という2つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策をスピード感を持って展開していくことを改めて表明されました。そして、これらの取り組みを進めていく上で、市町村政との連携及び官民協働による取り組みがなお一層必要との姿勢を示されました。

私が言うまでもなく、知事のこれまでの実績は、有効求人倍率が6カ月連続で1倍を超え、4月はこれまでで最高の1.07となりましたし、正社員の有効求人倍率も改善傾向が続いています。また、先日発表されました平成25年度の都道府県別1人当たり県民所得は前年度の全国44位から39位となり、伸び率は9位となりました。

そこでまず、これらの有効求人倍率と県民所得の結果について知事の御所見をお伺いします。

そして、これらの実績はまさに知事のおっしゃる市町村政との連携、そして官民協働により高知県全体が方向性を一にしていたからこそ実現できたと思います。そのうち市町村政との連携ということに視点を当てたとき、産業振興計画の推進や中山間対策の充実強化等の取り組みを進めさらにバージョンアップを図っていく上において、主役である県民の皆様と常に身近に接し、きめ細やかなさまざまな施策を展開している市町村の果たす役割は非常に大きいものがあります。

知事のなお一層連携が必要という姿勢は大変重要なポイントだと思います。そういった観点から、市町村のマンパワーの現状や県との関係などについて御質問をします。

三位一体の改革が行われた平成15年から18年当初、県や市町村は地方交付税の大幅カットなどの影響を受けまして大変厳しい財政運営を強いられ、人員削減や人件費のカット、アウトソーシングの推進、出先機関の統廃合、補助金の見

直しなど、まさに聖域のない行政改革を推し進めてきました。最近になりまして、財政的にはこうした一連の行革努力や国による地方の一般財源の確保等によりまして地方債残高や経常収支比率といった指標も改善し、一息ついてきた感があります。

この間に行われた行政改革の人員削減の内容を見ると、県の場合はアウトソーシングが中心でありましたので、運転業務や施設管理などのいわゆる現業職員の減少と公共事業の圧縮による技術職員の減少が主なものであったのではないかと思います。そして、市町村の場合は行政改革の最たるものとも言える市町村合併や組織機構の見直しが中心でありましたので、一般行政職員も含めて減少してきたのではないかと考えます。

そこでまず、三位一体改革を受けて、県、市町村とも人員削減が行われてきましたが、その内容と現状をどのように捉えているのか、総務部長にお伺いをします。

私は、市町村の現状を見たとき、財政面では少し余裕が出てきた反面、地方創生が声高に叫ばれこれまで以上に行政力が問われる状況にあって、肝心のマンパワーが不足しているのではないかと危惧をしております。くしくも最近よく、産業振興計画の地域アクションプランを初め集落活動センター、あったかふれあいセンター、南海トラフ地震対策などの取り組みにおいて市町村の皆さんはよく取り組まれている一方で、市町村間の温度差をお聞きすることがあります。今後本格化する地方創生の取り組みに当たっても、その取り組みの中心となるのはやはり市町村であり、メインのプレーヤーであります。そうした取り組みを進めるに当たってその温度差を危惧するところでもあります。

中核市である高知市は別格として、市町村の規模にもよると思いますが、さまざまな施策を

実施していくに当たって市町村間の温度差は、マンパワーの問題から優先順位をつけざるを得ないいわゆるプライオリティーの問題ではないかと考えるところですが、総務部長のお考えをお伺いします。

機関委任事務の廃止といった地方分権改革が華やかなところ、住民に最も身近な行政サービスを提供する市町村にできるだけ権限や財源を移譲していこうという考え方が基本にありました。私は、その最たるものが市町村合併であり、分権の受け皿として市町村の行政力を高めることを目的に行われてきたものと捉えております。

合併が進められてきてから10年が経過しようとする今、本県の市町村合併について行政力という視点でどう評価されているのか、総務部長にお伺いをします。

内閣府の審議会である地方制度調査会が本年3月に安倍総理に対して人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申を行っています。その中で、地方圏において市町村間の広域連携が可能な地域、これは連携中枢都市圏や定住自立圏を想定していますが、こうした地域においてはこうした枠組みの中で積極的に連携を強めていくこととし、広域連携が困難な地域、これはまさに本県のように多くの中山間地域を含むようなところですが、こうした地域においては都道府県の補完が一つの方策として有用であるとしています。

人口減少社会に入った中で、県と市町村との役割を問い直す過渡期に差しかかっているのではないかと考えるところですが、全国に15年先行して人口減少社会に突入した高知県の知事として、課題解決の先進県として、県と市町村との新しい関係構築をどのように考えるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお聞きをします。

4月に発生した熊本地方を震源とする最大震度7の地震を本震とする一連の地震によりまして69人という多くの方が亡くなられ、また1,700人を超える方々が負傷されるなど甚大な被害が発生をしております。お亡くなりになられた方々に対して御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

本県からも直ちに被災地に対して緊急消防援助隊や広域緊急援助隊、DMATといった応急救助部隊等を派遣するとともに、被災建築物応急危険度判定士や保健師、また高知市や須崎市、黒潮町と連携して高知県災害応援隊を派遣するなど、直接被災地の支援に取り組んできています。

熊本地震は我々高知県にとりましても全く人ごとではなく、その上津波が襲ってまいります。そこで、この熊本地震の被災地の実情をどのように本県の南海トラフ地震の対策に生かしていくのかといった視点で質問をさせていただきます。

本県においては、ことしの3月末に策定した第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づいて、地震対策に最優先で取り組み、被害の軽減に努力されています。この第3期行動計画の中で避難所の確保と円滑な運営は重点的に取り組む課題として位置づけられています。今般の熊本地震では18万人を超える避難者が発生しており、発災直後にこれら多くの避難者を一度に受け入れることから避難所運営が混乱したことや、余震を心配して車中泊をする避難者が数多くいたことでエコノミークラス症候群なども発生し、災害関連死は20人に達しております。本県の南海トラフ地震の被害想定では、最大クラスの地震・津波が発生した場合、40万人以上もの避難者が発生するとされており、避難所運営の対策は重要な課題であります。熊本地震への本県の支援隊の一部は被災地において避難所の運営支

援を行ったと、実際に現地に行った方々との勉強会でもお聞きをしたところです。

そこで、南海トラフ地震ではより厳しい状況になることが予想されますが、今回の支援活動から何を学び、それを避難所の運営対策にどのように生かしていくのか、危機管理部長にお伺いをします。

次に、避難所へ支援物資を届けるまでの輸送体制についてお聞きします。今回の地震では、発災直後避難所において食料や水などの物資が不足したということがマスコミの報道でも数多く伝えられました。本来、発災直後の避難者への食料や水の配給は、市町村や県などの備蓄物資で対応します。一方で、国や全国の自治体、また民間からの大量の支援物資が被災地へ届けられましたが、物資集積拠点で長蛇のトラックの列ができるなど荷さばきや分別、さらにはそこから先の各避難所までの輸送といった対応が十分機能せず、さきに言ったような避難所での物資不足という事態に陥っています。

南海トラフ地震の発生時を考えると、地震に加えて津波も襲ってくることから、避難者や避難所の数、道路の被災状況など熊本地震より一層厳しい状況が想定をされます。本県では、県内8カ所の総合防災拠点を活用し、県外からの物資をまず受け入れるための物資集積拠点とする計画となっています。

熊本地震の避難所での状況を見ますと、物資集積拠点での支援物資の受け入れやそこから各避難所までの物資の輸送に係る仕組みや道路を初めとする基盤整備等のソフトとハードを今から事前に準備をしていくことが必要であると考えますが、支援物資の供給について危機管理部長の御所見をお伺いします。

次に、浦戸湾の三重防護についてお聞きします。県人口の45%が集中し県経済を支える社会インフラが集積する県都高知市は、南海トラフ

地震により約2メートルもの地盤沈降や堤防等の倒壊に加え、大規模な津波が襲来し多くの人命が危険にさらされるほか、市街地が広範囲に長期浸水することが予想されます。このために、地震・津波対策として、第1ラインとして高知新港の防波堤、第2ラインとして浦戸湾外縁部から湾口部の防波堤や防潮堤、第3ラインとして浦戸湾内の堤防や護岸を、本年度から平成43年度までの16年間で総事業費600億円を費やして整備することになり、先日、直轄事業着手式が行われたところであります。

この事業は、高知市のみならず本県にとっても悲願だったわけですが、レベル1及びレベル2の津波に対して費用対効果はどのように算出されているのか、また事業期間が16年と長期を要することから、一年でも一月でも一日でも早く完成させるためにはどのような課題があるのか、土木部長にお伺いします。

この項目の最後に、地震や津波、火事といった災害から地域の貴重な文化資料を守る視点からお聞きします。熊本地震の発生から2カ月がたちました。まずは、被災者の生活支援や再建を迅速に進めなければなりません、一方では九州各地の被災文化財の保全も急を要しているとお聞きをしております。東日本大震災のときも言われましたが、修理、修復には時間と技術、多くの専門家の支援が必要となります。文化財を守るために事前の備えと被災時の対応はどうあるべきかといったことは、本県にとりましても今から大変重要な課題だと思えます。

災害時における文化財の危機としては、1次被害である災害そのものによる被害と、1次被害に対応する過程での消火活動等による水ぬれや薬剤汚染、また人的災害としての復旧・片づけ作業で生じる散逸、滅失などがあります。文化財などを所蔵する県内の文化施設はもちろん、地域の社寺や個人宅等に残る歴史資料は昔の人

の暮らしぶりや地域の歴史を知る手がかりとなることから、地域史の貴重な資料であります。

そこで、地震、津波、火事等といった災害から本県の貴重な地域資料を守るために今からどのような対応を考えているのか、文化生活部長にお伺いをします。

次に、建設行政について知事にお聞きします。

先日、日本道路協会会長で元国土交通省技監の大石久和氏が本県の道路整備の大会で講演をされました。私も大石会長が国土交通省の道路局長のときに本県の道路課に在職しており、直接お話をさせていただいたことがあります。今回の御講演につきましては、直接お聞きをすることはできなかったのですが、後で講演の資料を見せていただいたり聴講した方からお聞きすると、大石会長が話されたことの内容は当時と同じであり、ぶれがありません。そのことを簡潔にまとめると次のようなことです。

日本はインフラを軽視し公共投資を下げ過ぎた結果、1人当たりの名目GDPで見ると、この20年間諸外国と比べ経済成長が大きく低迷した。ドイツの高速道路は推奨速度時速130キロメートル、延長の3割が6車線であるのに対し日本は3割が中央分離帯のない2車線、規制速度時速70キロメートルという状況を初め、先進国と比べ、インフラの整備状況を見ると日本はインフラ後進国である。日本をより安全でより生産性の高い国土にするためには、内需拡大、デフレ脱却のための基幹的なインフラへの投資が必要であり、これはフローの効果がある。また、経済成長、国際競争力向上のための基幹的インフラの充実を図ることが重要であり、これはストックの効果が生まれる。経済を回すためには、建設国債を大幅に増発してでも財政出動により内需を拡大し、道路ネットワークを形成し、生産性の向上につなげ税収を上げる環境整備が必要であるということです。

そこで、大石会長の御講演のインフラへの投資の必要性の発言内容について、財務省の経験を踏まえた上で知事の御所見をお伺いします。

また、大石会長は主要各国のトップのインフラ整備の重要性に関する発言にも触れられています。アメリカについてはオバマ大統領の2014年の一般教書演説から、グローバル経済の中で第一級の仕事は第一級のインフラに引き寄せられる。イギリスのキャメロン首相は2012年の土木技術者協会での演説で、インフラは経済戦略の重要な要素であり後回しにできない、我々のインフラが二流になれば我々の国も二流になる。ドイツのメルケル首相は2013年の連立3党の合意文書で、経済成長のために必要なものは質の高い交通インフラであると言っています。

これら各国トップの経済とインフラの関係の発言内容について知事の御所見をお伺いします。

次に、建設業の新しい取り組みについてお聞きします。御承知のとおり、国土交通省の石井大臣は建設分野における情報通信技術、いわゆるICTの導入などを通じて生産性を向上させるために具体策を検討する生産性革命本部を3月に国土交通省内に設置しています。これは今後労働力の減少が避けて通れない中、土木工事の生産性を上げるため、小型無人機のドローンや自動制御の建設機械などICTを積極的に導入したり、また規格の標準化や施工時期の平準化といういわゆるプロセス全体の最適化を図る、i-Constructionを推進するものであります。

少し具体的に言えば、バブル崩壊後、建設投資よりも一貫して労働力が多い状況が続き、建設現場の生産性の向上が見送られてきました。

トンネルなどは施工の技術進歩に伴い生産性が最大の10倍以上に向上したのに対して、土工やコンクリート工などは直接工事の約4割を占めるにもかかわらず、生産性はそれほど改善されていません。また、依然として建設現場の労働

災害は多く、全産業の2倍の死傷事故率となっています。

そこで、ドローンやICT建設機械を活用したり、また規格の標準化や施工時期の平準化をして生産性を向上させるi-Constructionの取り組みについては、国土交通省の直轄事業においてスタートしたばかりであるとはいえ、今後は急速に自治体にも展開されてくると思います。

生産性の向上により建設現場に携わる人々の賃金の向上につながることから、本県もi-Constructionの導入に向けて積極的に進める必要があると思いますが、その対応をどのように考えているのか、土木部長にお伺いをします。

また一方では、本県のように多くの中小の建設業者や測量設計業者が存在する現状を考えたとき、全ての受注者が直ちにi-ConstructionのうちICT技術の全面的な活用に取り組めるわけではないことも確かであり、事実そのような不安を何人かからお聞きしたところであります。

新しい技術に柔軟に対応できる若い技術者の不在や現在使用している既存の重機や測量機器もあることから、その面でのi-Constructionの取り組みには一方では慎重かつ一定の猶予期間も必要となってくると思いますが、このことについて土木部長の御所見をお伺いします。

次に、スポーツ行政についてお聞きします。

国では、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき平成24年3月に、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すスポーツ基本計画が策定をされました。このスポーツ基本計画を踏まえて、各自治体においてはそれぞれ推進計画が策定され、本県においても平成25年度に高知県スポーツ推進計画が取りまとめられ、近年子供の体力が向上傾向にあるとともに、競技によっては全国大会などで活躍する選手が育ってきています。

一方、地域における多様なスポーツ活動の広

がりも見られるようになってきていますが、運動習慣がまだ十分に定着していないことや競技力が長期にわたり低迷していること、また障害のある方のスポーツ活動を支援する体制が不十分であることなど運動やスポーツに関する課題は山積をしています。こうした中、県では平成27年3月に、計画期間を平成27年度から東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までとしたスポーツ推進プロジェクト実施計画を策定しています。

そこでまず、このスポーツ推進プロジェクト実施計画の策定に至った背景と目的について教育長にお伺いをします。

次に、少し角度を変えて申し上げれば、本県の小学生、中学生の学力については、数年前までは大変厳しい状況でしたが、知事初め教育関係者の皆さんの御尽力、また何よりも生徒さんたちの努力によって成果が出てきており、県民の皆さんもやっぱり高知県はやればできるんだという大きな自信につながってきていると思います。スポーツについても学力と同様に、高知県はやればできるんだということを実現できればすばらしいと思います。また、勉強は苦手でもスポーツは得意だという生徒さんも多くおいでになると思います。

そこで、本県のスポーツ全般について現状と課題、また方向性と目指す姿について教育長にお伺いをします。

この項目最後に、スポーツ行政の所管組織の一元化について知事にお聞きをします。国では、文部科学省の外局としてスポーツ庁が昨年創設されました。一方、地方自治体のスポーツ行政の事務、組織のあり方については、平成17年10月文部科学省の諮問機関である中央教育審議会から、教育委員会の所掌事務のうち文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は地方自治体の判断により首長が担当することを選択できる答

申が示されました。その後、平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、地方自治体の長がスポーツに関する事務のいずれか、または全てを管理し、執行できることが明確にされました。

これらのことを受け、また2020年東京オリンピック・パラリンピックもあって、現在、鳥取県や静岡県、神奈川県等多くの自治体でスポーツ関連組織が再編され、学校体育関係を除くスポーツ行政が知事部局に移管されつつあります。本県においても、さきのスポーツ推進プロジェクト実施計画を積極的に実現してスポーツによって高知県を一層元気にするには、効率的、効果的にスポーツ行政を執行することが求められます。

そこで、教育委員会が所管する学校体育関係を除く健常者や障害者の競技スポーツ、また生涯スポーツ、障害者スポーツ、地域スポーツ、スポーツツーリズム等のスポーツ行政の一元化の組織を知事部局に設置することはこのこと的有力な選択肢の一つだと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けては紆余曲折はありましたが、メイン会場となる新国立競技場の設計も本県ゆかりの隈研吾さんの設計案に決まりましたし、大会エンブレムも日本の伝統文化である市松模様をあしらったデザインによりやく決定されるなど、開催に向けていよいよ本格的な動きが出てまいりました。

本県のような地方でもこの大会を盛り上げ、また後々のスポーツ振興や文化的、経済的な交流につなげていこうというような機運もだんだんと出てきております。内閣官房では、参加国との人的、経済的、文化的な相互交流を図る自治体をホストタウンとして登録する仕組みを整

え、登録された自治体には特別交付税などの財政措置や人材の派遣などにより支援することとし、昨日発表されました本県を含む第2次登録とあわせ、これまで91の団体が公表されました。

また、組織委員会では、より多くの人々をオリンピック及びパラリンピックに巻き込み、全国各地におけるオリンピック及びパラリンピックムーブメントを盛り上げるため多様な文化プログラムを展開することとしています。この文化プログラムはスポーツとともにオリンピックを支える両輪とも言われており、ロンドン大会では延べ4,000万人の参加者を集めて注目されましたが、先月報道機関の行った全国の市町村向けのアンケート調査結果によりますと、全国の129の団体が参加を希望されることが報道されたところでもあります。

そして、開催都市となります東京都においても、オールジャパンで取り組んでいくことが大切だとして、聖火リレーや事前合宿、文化プログラム、地域の特産物を生かした大会運営などにおいて全国47都道府県で連携した取り組みを行うこととしています。

こうした状況を踏まえて、本県の取り組みについて幾つかお聞きします。まず、本県では全国に先駆けて東京オリンピック・パラリンピックに向けて開会式等でのよさこい踊りの採用や選手村等でのCLTの活用などを内容とする国への提案活動を行ってきておりますが、これまでの経過と現状についてどのように認識しているのか、総務部長にお伺いをします。

次に、事前合宿の招致についてですが、組織委員会が各国に情報提供する候補地ガイドに本県もこの4月に5施設を登録申請したとの報道がなされています。これはあくまでも情報提供ですので、具体の招致に向けてはそれぞれの自治体がターゲットを決め、直接その相手国や競技団体にアプローチをしていく必要があります。

この熾烈な招致合戦に向けた全国の状況と、本県の具体的な取り組みの経過や実現の可能性について教育長にお伺いをします。

そして、事前合宿の招致などを含めたホストタウンの動きや文化プログラムへの参加希望についても、この夏のリオデジャネイロでのオリンピック・パラリンピックが終わりますと一気に全国の動きが加速されると思います。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックを本県の活性化にどのように活用しようとしているのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、観光行政の中の民泊サービスについてお聞きします。

自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる民泊サービスについては、アメリカに本社を置くAirbnb社などが空き室を短期で貸したい人と旅行者や観光客をインターネットで仲介するビジネスを世界各国で展開して、我が国でも急速に普及してきており、約2万1,000件の登録物件があると言われております。

そこでまず、本県の民泊サービスの実態はどのようになっているのか、健康政策部長にお伺いをします。

こうした民泊サービスについては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応といった観光立国の推進の観点や、地域の人口減少や都市の空洞化により増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方で、テロ防止や感染症防止などの適正な管理、また防火・避難面での安全性の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められております。また、民泊サービスを反復継続して有償で行う場合、我が国においては旅館業法の許可が必要であり

ますが、旅館業法の許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施される違法な民泊サービスも広がっており、そのことへの対応が急務となっております。

民泊サービスにおいて実際に旅館業法の無許可営業により逮捕まで至ったケースもあると聞いておりますが、どのような事例があるのか、指導も含めて健康政策部長にお伺いをします。

こうした状況を踏まえ、平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る」こととされています。

そして、このことを受け、厚生労働省と観光庁では検討会を設置して、民泊サービスに関するルール整備に向け、平成27年11月から民間事業者、関係団体、地方公共団体などにヒアリングを行いながら検討を重ねてきており、ことしの3月には中間整理を取りまとめています。その中には、現行制度の枠組みの中で対応できる早急に取り組むべき課題、そして現行制度の枠組みを超えた中期的な検討課題とに整理されています。

そこで、早急に取り組むべき課題の内容と本県としてこのことにどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いをします。

一方、中期的な検討課題は現行制度の枠組みを超えた検討が必要な課題であり、民泊サービスに対し仲介事業者や管理事業者等の関連する事業者の法的な位置づけが必要となりますし、近隣住民とのトラブル発生が特に懸念されることから、現行の旅館業法上は特に課されていない近隣住民とのトラブルを防止するための何らかの措置や防止策を検討することが必要となります。また、このことに関連して、今月2日に

は政府の審議会でもある規制改革会議の民泊サービスにおける規制改革も閣議決定されたところであります。

そこで、中期的な検討課題の内容と本県のスタンス、またこのことを踏まえた法整備のスケジュールについて健康政策部長にお伺いをします。

次に、高知城歴史博物館の一層の活用についてお聞きをします。御承知のとおり、高知城のお堀の東側にその威容をあらわして数カ月たちますが、多くの方から建物自体のすばらしさと展示物への期待感についてお聞きをすることがよくあります。一方、この高知城歴史博物館のオープンと合わせて「志国高知 幕末維新博」が来年3月から2年間開催されることになり、先月25日には博覧会の推進協議会も発足して、これから本格的に中身を詰めていくこととなります。

その際に、以前にもお話をさせていただきましたが、博覧会のメイン会場となります高知城歴史博物館とひろめ市場間の追手筋側に、歴史を感じることでできる日曜市のような市場を開設することについて積極的に検討していただきたいと思いますが、観光振興部長の御所見をお伺いします。

その上で、2年間の博覧会の終了後も継続できる市場になれば、観光クラスターの一つとして高知城や高知城歴史博物館を見た観光客の皆さんがその市場の動線によって中央商店街にいざなわれることになり、経済波及効果も一段と大きくなると思います。

最後に、牧野植物園について知事にお聞きをします。

私は、昨年の6月県議会で、観光の4番バッターの一つとしての牧野植物園をワンランクアップさせる必要について知事に御質問し、知事からは前向きな御答弁をいただきました。そ

して、本年度予算に牧野植物園磨き上げ整備の基本構想の策定事業として、債務負担行為と合わせて予算が計上されております。

私が1年前に提案しましたことは2つありました。1つが、子供たちが一日中遊べる、家族がくつろげる、そしてゆったりとした広い空間で四季折々の花を存分に楽しめるような新たな園地を整備する必要があるのではないかとということ、もう一つが、昼間の植物園とあわせて夜の植物園を楽しんでいただく機会をもっとふやすべきではないかということでした。

このような観光施設としてワンランクアップさせるための戦略に加えまして、駐車場の狭隘問題や南海トラフ地震に伴う津波の浸水予測地域にある長江圃場の高台移転など、植物園を維持・運営していく上で改善すべき課題があります。

これから磨き上げ整備の基本的な方向を検討する委員会が立ち上げられ、協議を重ねていくと聞いております。牧野植物園は日本のリーディング植物園としてアジアに打って出る、さらには世界中から観光客を呼び寄せることができる植物園として、私は県民の宝だと考えております。

開園60周年に当たる平成30年を目指して、あるいは東京オリンピック・パラリンピックで多くの海外からの観光客をお迎えする平成32年を見据えて、植物園としてワンランクもツーランクもアップさせるため県としてどこに主眼を置いて整備を進めようとしているのか、またその整備スケジュールをどのように考えているのか、知事にお伺いをしまして、私の1問とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、有効求人倍率と県民所得の結果につい

てお尋ねがございました。

有効求人倍率につきましては、本県ではかつて全国の景気回復と連動できずに0.5倍程度で推移してきておりましたが、昨年11月に初めて1倍を超え、それ以降も過去最高を更新し続けております。また、1人当たり県民所得につきましても、平成20年度以降国民所得の伸び率を上回る状況で推移しており、経済全体としてよい方向に向かっているのではないかと感じているところであります。

こうしたよい方向に向かっていることの背景には、産業振興計画の取り組みを進める中、アベノミクスの力強い後押しを得て地産外商が一定進んだ結果、生産年齢人口が減少する中でも各分野の生産額などが増加傾向に転じてきたこと、すなわち人口減少によっても縮まない経済に構造が転じつつあることがあると思っております。これは、言うまでもなく、多くの事業者の皆様のため御努力とその取り組みを県と両輪となってサポートしていただいた市町村の皆様への御協力のたまものだと思っております。

しかしながら、正社員の有効求人倍率は依然として低く、また地域間や職種間の求人の格差も大きいなどの課題があります。さらには、本県の人口の社会減は過去の景気回復局面に比して2分の1程度に縮小しているものの、いまだ人口減少の負のスパイラルは続いており、地域に残りたいと願う若者の希望を十分にはかなえられる状況には至っておりません。

また、有効求人倍率が1倍を超えたあたりから、逆に雇用したいが地域に人がいないといった声が聞かれるなど、地産外商が進んできたがゆえの新たな隘路も生まれてきており、県勢浮揚に向けた挑戦がより高度な新しいステージに入ってきたものと考えております。

このため、第3期の産業振興計画において抜本強化した担い手の育成・確保、地域産業クラ

スターの形成、起業・新事業展開の促進、この3つの拡大再生産策をさらなる官民協働、市町村政との連携・協調のもと、全力で取り組むことにより、地産外産の拡大再生産の好循環を生み出し、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に創出するよう、さらなる努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、課題解決先進県としての県と市町村との関係構築についてお尋ねがございました。

私は、県政の抱えるさまざまな課題に正面から向き合い、その解決に取り組んでまいりましたが、その際の基本姿勢の一つとして、市町村政との連携・協調を常に大事に考えてまいりました。これは県のみでの取り組みでは大きな成果は期待できませんし、県と各市町村の施策のベクトルがばらばらでありますと1足す1がマイナスになるといったことになりかねないと考えためであります。

この市町村政との連携・協調に当たっては次の2点に重きを置いて取り組んでおります。

1点目は、政策の理念と方向性、そして具体的な政策群をできる限り共有することです。例えばまち・ひと・しごと創生総合戦略について、県版総合戦略と市町村版総合戦略の方向性が整合するように市町村と連携したところがあります。また、産業振興の面においても、市町村が行う主要な取り組みを県の産業振興計画の地域アクションプランとして取り入れ、市町村の取り組みについて県の施策として財政面での支援も含めともに実行してきております。

もう一点は、人的にも市町村をバックアップするよう努めることです。例えば前方展開型で産業振興計画や南海トラフ地震対策を推進する地域本部をそれぞれ設置し、市町村版総合戦略の策定に当たってのワンストップでの支援、地域アクションプランの推進や避難経路の点検、集落活動センターの設置、運営支援など

などについて市町村とともに取り組んできたところでもあります。また、特に小規模な大川村でのモデル的な取り組みを推進するための職員の派遣や、他の市町村について副市町村長の派遣なども進めてきたところでございます。

さらには、連携中枢都市圏構想などの新しい取り組みもうまく生かしていきたいと考えており、高知市と県とで連携して県全域をバックアップする取り組みを行うことは県勢浮揚にとって有意義と考えております。

今後も、県と市町村がベクトルを合わせ、さまざまな施策の相乗効果が発揮できるよう財政面のみならずマンパワーの面も含めた支援を行いつつ、さらに連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、大石日本道路協会会長のインフラへの投資の必要性と主要各国トップの経済とインフラの関係に関する発言内容について、財務省での経験を踏まえた上で所見を聞くとのことのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

先日、大石会長が来高された際、直接御講演を聞くことはできませんでしたが、講演後に懇談する機会を設けていただき、インフラ投資の必要性に関する御意見を伺ったところでもあります。その際、欧米諸国は自国のGDPを増加させるためにインフラの整備に投資し続けているというお話をお聞きしました。経済基盤を支えるインフラ投資の重要性についての会長の御指摘には大変共感しましたし、インフラ整備のおくれている本県にとって大変心強い御意見をいただいたと感じております。

インフラ整備への投資を考える場合、その投資効果をどのように評価するかが重要であります。財務省で予算編成に携わった際の経験によれば、我が国の予算編成は単年度主義かつシーリング方式によっていることから、短期的に財

政負担が少ない道を選択するバイアスがかかり、その結果、インフラ整備の効果も限定的に捉えがちなっているのではないかと考えられます。

しかし、インフラ整備により短期的には財政負担は増しても、中長期的にはさまざまな総合的な効果、すなわち防災・減災の効果や経済活性化の効果をもたらす、財政の面でも長い目で見れば少ない負担で済む可能性があることを見逃してはならないものと考えます。

例えば住宅の耐震化に対する補助を例にいたしますと、公費による個人資産の形成に当たるとの意見もありますが、事前に耐震対策を財政負担もしっかりかけて進めることによって、人命を守るのはもちろんのこと、被災後の瓦れき処理に要する経費や仮設住宅の建設費などの行政コストが当初かけた負担以上に大幅に軽減できるとの試算があります。

また、四国8の字ネットワークがつながれば宿毛からの6時間圏域が大阪まで広がり、魚介類などをより新鮮な状態で大阪へ届けることが可能となるなど、地域経済の活性化に寄与することが期待されます。あわせて、信頼性の高い幹線ルートが整備されることで南海トラフ地震などの発災時には迅速な救急救援活動にもつながり、総合的に考えれば大きな投資効果を生み出します。

主要各国のトップが、インフラへの投資が経済成長を牽引し国際競争力の強化につながると発言していますように、我が国においても長期的、総合的に見た投資効果を国民の皆様にお示ししながら、地方へのインフラ投資が地域経済の活性化だけでなく日本全体の経済の再生につながっていくという認識を共有していただくことが重要であると考えます。さきに申し上げた考えに沿って、大いに政策提言などに生かしていきたいと考えているところでございます。

次に、スポーツ行政を一元化した組織の知事

部局への設置についてお尋ねがございました。

本県におけるスポーツ行政につきましては、スポーツ推進プロジェクト実施計画を所管する教育委員会が主体となって推進しており、スポーツツーリズムについては観光振興部が、福祉施策としての障害者スポーツについては地域福祉部がそれぞれ所管しております。

議員からお話がありましたように、本県のスポーツ振興を力強く展開するためには、競技力の向上を初め心身の健康の保持や地域の活性化など、さまざまな観点を組み合わせて取り組むことが重要であると考えております。そのため、高知龍馬マラソンの開催やスポーツ合宿の誘致、障害者の競技力向上などにおきましても、それぞれの目的に合わせて関連する部局が横断的に連携して取り組んでおります。

例えば高知龍馬マラソンでは教育委員会が主体となり、県民の皆様のスポーツや健康への関心を高め、生涯スポーツのより一層の普及、振興を図るとともに、知事部局の観光振興部も実行委員会に参画し、観光振興の絶好の機会と捉え、参加者へのPRを行うことなどにより、スポーツツーリズムの促進や県外観光客のさらなる誘致につなげております。

このように教育委員会を主体とし、知事部局の関連部局が連携して取り組むという現在の組織体制においても、スポーツ行政及び関連する施策を効果的に推進することができているものと考えております。

このため、スポーツ行政を所管する組織の再編については現時点で直ちに必要というわけではございませんが、議員の御指摘のように組織の再編を行った都道府県もあると承知しており、こうした都道府県の取り組み状況についてしっかりと研究してまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックを本県の活性化にどのように活用しようとしてい

るのかとお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックは、世界に日本を発信する絶好の機会であることはもちろんのこと、本県にとっても大きなチャンスであることから、本県ではこの大会を契機としてスポーツの振興や青少年の健全な育成、さらには海外発信を通じ経済の活性化などにつなげていきたいと考えています。

例えば事前合宿の招致や大会参加国・地域との相互交流を行うホストタウンの取り組みについては現在その実現を目指してターゲット国等との交渉を行っており、昨日にはオランダとシンガポールのホストタウンとして本県が登録されたところでございます。

今後、スポーツ・文化交流の拡大を図り、外国人観光客の増加や本県産品の輸出にもつなげていきたいと思っております。

また、東京オリンピック・パラリンピック関連施設にCLTなどの木材が使われることを目指して、国等への提案活動も実施しています。象徴的な東京オリンピック・パラリンピックというこの大会をマイルストーンとして、鉄とコンクリートと木が共存する時代へと日本全体の意識が変わり、全国のさまざまな建物に木材が使われ、都会が繁栄するとともに本県など中山間地域も活性化する社会につなげてまいりたく努力を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、よさこいについては全国のよさこいのネットワーク化を行い、開閉会式で全国が一体となったよさこいの演舞を目指すとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして世界大会をぜひとも開催したいものだと考えております。こうした取り組みによって全世界によさこいをPRし、日本といえばよさこい、よさこいといえば高知と知っていただくことで外国人観光客の誘客にもつなげていくことができると考えているところであります。

引き続き、これらの実現を目指しまして積極的に国等の関係者の皆様に提案活動を行いますとともに、市町村など関係者の皆様と連携しながらより戦略的に取り組みを進めていきたいと考えております。

最後に、牧野植物園の磨き上げ整備の主眼とスケジュールについてお尋ねがございました。

牧野植物園は、植物分類学の父と称される牧野富太郎博士の功績をたたえた植物園として昭和33年に開園し、平成30年には開園60周年を迎えます。牧野植物園は平成11年のリニューアルオープン後、17年が経過し、県全体の観光客が増加傾向にある中で、入園者数は平成20年度の20万人をピークに減少傾向にあることから、牧野博士が収集、作製した植物標本や植物画などの貴重なコレクションや立体的な地形を生かした植物園であるという牧野植物園の有するポテンシャルを最大限に引き出し、世界に誇れる植物園となるよう磨き上げを図っていきたいと考えています。

磨き上げの主眼としては、7,000点を超える牧野博士の植物標本や植物画をより多くの人に見ていただけるようにすること、また園地の拡張により多くの家族連れが四季折々の植物を見渡せる憩いの場を創出することや地形を生かした立体的な植物園としての魅力をさらにアップすることなどを考えております。さらに、牧野植物園の魅力を、海外を含めた多くの方々に伝えることのできる対策も検討していきたいと考えており、また議員から御提案のありました夜の植物園の充実もその一つになるものと考えています。駐車場の狭隘問題や南海トラフ巨大地震対策にもしっかりと取り組みたいと考えております。

なお、こうした検討に当たっては、竹林寺や五台山公園など五台山全体の魅力を向上させる視点も重要であると考えているところでござい

ます。

整備スケジュールについては、来年3月から開催される「志国高知 幕末維新博」と開園60周年を見据え、できるだけ早く磨き上げに係る事業に着手できるよう、年内には第1期の構想を取りまとめることができればと考えております。

園地整備など構想の策定に一定の時間がかかるものについては、来年度前半をめどに第2期の構想として取りまとめていきたいと考えております。第2期構想の実現については、海外から多くの観光客が見込まれる東京オリンピック・パラリンピックまでに完成を目指してまいります。

このように牧野植物園の魅力を一段も二段も引き上げ、牧野植物園のポテンシャルを最大限に生かした世界に誇れる植物園となるよう磨き上げにスピード感を持って取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長（梶元伸君） まず、三位一体の改革後の県及び市町村の人員削減の内容と現状についてお尋ねがございました。

本県におきましては、国の三位一体改革の影響による厳しい財政状況などを踏まえまして、事務事業の見直しや民間委託の推進などにより職員数のスリム化に努めてまいりました。その結果、昨年4月1日における知事部局の職員数は3,322人でして、三位一体の改革前の平成15年と比べますと運転業務や施設管理などを行う技能職員や公共事業にかかわる技術職員を中心に795人、19.3%減少しております。他方で、産業振興や南海トラフ地震対策など本県の課題解決のためのさまざまな取り組みを官民協働、市町村政との連携・協調により力強く進めていく必要がありますことから、昨年4月に策定いたしました県政運営指針におきましては、平成31年

度までの5年間は3,300人体制を継続することとしております。

また、県内市町村においても三位一体の改革による厳しい財政状況や市町村合併などを背景に、定員削減に取り組んでまいりました。その結果、昨年4月1日における一般行政部門の市町村職員数は5,746人で三位一体改革前の平成15年と比べて1,317人、18.6%減少しております。なお、平成23年以降の職員数はほぼ横ばいとなっております。これは産業振興や南海トラフ地震対策、さらには地方創生の取り組みなど市町村が担う役割がますます大きくなっているということが背景にあるのではないかと考えております。

次に、さまざまな施策を実施していくに当たっての市町村間の温度差についてお尋ねがございました。

市町村は住民の皆様にも身近な基礎自治体として行政サービスを提供する役割を担うとともに、産業振興や喫緊の課題である南海トラフ地震対策への取り組みなど、地域の課題解決のためのさまざまな取り組みを力強く進めることが一層求められておりますし、これに加えて子ども・子育て支援新制度や地方創生の取り組みなど、市町村が担う役割はますます大きくなってきております。

一方で、県内市町村は地理的な特性などによりもともと小規模な団体が多い上、先ほども申し上げましたように少ない人員で幅広い業務を行っているのが実情でございます。加えて、その財政構造も地方交付税などに依存する脆弱な構造でありますことから、財政運営が国の施策に大きく左右されざるを得ません。

こうしたことから、市町村では、有利な財政制度をうまく活用しながら課題解決への取り組みと健全な財政運営の両立に取り組むなど、厳しい条件の中で御苦勞をされてきていると認識

しております。

そうした中で、議員のお話にもございましたが、人的な要因、財政的な要因から、どうしてもさまざまな施策の実施に当たって優先順位をつけたり実施時期の調整をする場合も出てくるものと考えておりますが、県といたしましては、このような市町村の人的要因や財政的要因によりまして課題の解決にとって必要な事業が停滞することがないように、県政と市町村政の連携・協調のもと、引き続き最大限の市町村支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、本県の市町村合併に関して行政力という視点での評価についてお尋ねがございました。

市町村合併は、地方分権の進展により市町村は地域における行政を自主的、総合的に担うこととなり、専門的能力を備えた職員や行財政体制が求められることから、地方分権の推進の受け皿づくりとしてあるいは行財政の効率化という観点からも推進されてきました。県内の合併自治体につきましては、合併していない自治体に比べて保健師、助産師などの増加率が高いなど、専門職員の配置といった面で一定の効果があったものと考えております。また、合併特例債など合併に伴う有利な財政措置を活用して新庁舎の建設を初めハード整備も進むなど、新たなまちづくりも一定進展したものと認識しております。

このように合併自治体については行政基盤の強化が図られたものと考えておりますが、人口減少や少子高齢化の進展の中にもありましても保健・福祉などの基礎的なサービスや生活インフラの整備などを持続的に提供していくことは、合併、非合併にかかわらず住民に最も身近な基礎自治体としての大きな役割、責務ではないかと考えております。このため県といたしましては、市町村政との連携・協調を重視して前方展開型の人的支援、重点政策への厚い財政支援な

どによりまして市町村の皆様とともに各般の施策を進めてきております。引き続き、課題解決への取り組みが前進するよう取り組んでまいります。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた提案活動のこれまでの経過と現状につきましてお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応につきましては、平成26年2月に庁内横断のプロジェクトチームを立ち上げて提案書を取りまとめ、これまで遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の武藤事務総長など関係者の皆様に、本県独自の提案を行ってきたところであります。

また、本県知事が発起人の一人となって昨年8月に設立したCLTで地方創生を実現する首長連合といたしましても、石破地方創生担当大臣や遠藤大臣などに対してCLT等の木材の活用についての提言を行ってきたところです。

このような提言については、皆様から総じて好意的に受けとめていただいているものと考えておりますし、先ほど申し上げましたCLT等の木材の活用への提言活動では、首長連合の構成メンバーが設立当初の14人から42人となるなど、活動の輪も広まってきているものと考えております。

東京オリンピック・パラリンピックは本県の経済活性化等につながるまたとないチャンスでありますことから、引き続きよさこいの世界への情報発信や事前合宿の誘致を含め県内外の関係者の皆様と連携を深めながら、時期を逃さず説得力のある提案を積極的に行ってまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず熊本地震への支援活動から

何を学び、今後の避難所の運営対策にどのように生かすのかのお尋ねがございました。

熊本地震による被災地での支援活動などから、繰り返す揺れへの対応、避難所の運営体制の充実、支援物資などの円滑な配送の3つの項目は、現在の行動計画を見直し、より検討を重ねていく重点的な課題として位置づけをいたしました。

この中でも特に、県の職員が直接支援に入った避難所に関しましては、直接支援に入ったからこそ見えてきたきめ細かな課題が数多くありました。

例えば車中泊の避難につきましては、避難者が次々と入れかわり、避難の全体像を把握することが極めて困難だったこと、インスリンの保存のために数少ない冷蔵庫を専用しなければならなかったこと、時間の経過とともに避難所が生活の場となりテレビの音量など日常生活同様のトラブルが次々と発生したことなどでございます。

こうした課題につきましては、県とともに支援に当たった市町村職員の皆様からも聞き取りを行い、取りまとめ、現在各地域で進めていただいている避難所運営マニュアルの作成の参考資料として生かしていきたいと考えています。

次に、物資集積拠点から避難所までの輸送に係る仕組みや道路を初めとする基盤整備など支援物資の供給についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合に被災地に支援物資を確実に届けるためには、熊本地震からも、物資を配送する仕組みをあらかじめつくっておくこと、発災後に速やかに配送ルートを確認することが重要であるということを改めて認識いたしました。

物資を配送する仕組みづくりに関しましては、県の備蓄している物資や県外の支援物資を被災した市町村の物資集積拠点や避難所に向けて確実に配送するための計画を、物流のノウハウを

持つ民間事業者の協力を得て本年度策定に着手することにしておりました。

そうした中、熊本地震が発生し、支援物資が避難所まで届かず避難者の皆さんの手に渡らなかった状況がありましたが、この主な原因は市町村の物資集積拠点でのマンパワー不足であったと考えられます。そのため、計画の主な検討項目と位置づけた物資の仕分けやトラックの確保といったことに、熊本地震から見えてきた課題であるマンパワー不足への対応を加え、計画の策定を進めていきたいと考えています。

こうしたソフト対策を充実するとともに、ハード対策として、昨年度に策定いたしました高知県道路啓開計画のバージョンアップや緊急輸送道路の橋梁の耐震化やのり面の防災対策、また重要な輸送ルートとなる四国8の字ネットワークの整備促進により、陸路での配送ルートの確保を進めてまいります。

あわせて、耐震岸壁の整備による海路やヘリコプター離着陸場の整備による空路も配送ルートとして位置づけ、確実に支援物資を届けるための配送ルートの確保を進めてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、浦戸湾の三重防護の費用対効果をどのように算出しているのか、また一年でも一月でも一日でも早く完成させるためにどのような課題があるのかのお尋ねがございました。

費用対効果につきましては、高知港海岸直轄海岸整備事業の新規事業採択時評価として国が算出をしております。発生頻度が高い津波、いわゆるレベル1津波に対しましては、三重防護の対策によって想定される浸水面積1,600ヘクタールが解消されますことから、この想定浸水地域内の家屋や事業所、公共土木施設などの被害が解消される金額を便益としており、その費用に対する便益は7.2倍で非常に効果の高い事業

でございます。

一方、発生し得る最大クラスの津波、いわゆるレベル2津波に対しても、津波が到達する時間をおくらせることで人命を守り、さらに浸水面積や浸水の深さを低減させる効果がありますが、それらを貨幣価値に換算することが困難であるため、レベル2津波への費用対効果は算出されておられません。

次に、できるだけ早く完成させるための課題といたしましては、国と県を合わせて総事業費600億円の工事規模であり、着実に事業を進めていくためには予算確保が最重要課題であると考えております。しかしながら、これまで地震・津波対策に大いに活用させていただいた全国防災事業の制度が昨年度終了いたしました。このため、予算のさらなる重点配分や全国防災事業にかわる新たな財政支援制度の創設などについて、今後も積極的に政策提言を行ってまいります。

また、事業を円滑に進めていくためには、地元の皆様の御理解、御協力が必要ですので、国、県、市の連携をより密にし、地元の皆様に事業内容についてしっかり説明を行い、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、i-Constructionの導入については、生産性の向上により賃金の向上につながることから、積極的に進める必要がある一方、慎重かつ一定の猶予期間も必要ではないかとのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

国土交通省では、建設現場の生産性の向上を目的に情報通信技術、いわゆるICT技術を活用した情報化施工、規格の標準化、施工時期の平準化を柱にしたi-Constructionに取り組んでおり、特に本年度からは道路工事などで一定規模以上の土砂の掘削や盛り土を行う工事において全面的にICT技術を活用することとされて

おります。

本県では、昨年度に受注者がICT技術を活用した情報化施工を試験的に行った例があり、この現場では建設会社の技術者、自治体職員を対象にICT技術の概要や自動制御された重機での作業状況が見学できる説明会が開催されました。担い手不足が懸念されている本県の建設業において、i-Constructionの取り組みは重要であると認識しており、直轄工事の現場見学会等に積極的に参加し、県内建設事業者のICT技術に関する理解の促進に努めてまいります。

また、このような施工に対応した検査基準や新たに発生する費用の負担に対応した積算基準に改定するなど、発注者としての体制も整えていく必要があると考えます。一方、本県での導入に当たりましては、ICT技術を導入することが効果的な現場条件や県内でのICT重機、測量機器の普及状況を見定め、幾つかの試験施工を実施してまいりたいと考えております。今後は、高知県建設業活性化プランを拡充し、試験施工における効果と課題を整理するとともに、建設事業者の皆様の意見や他県の取り組みも参考にしながら段階的に導入範囲を拡大することで普及につなげてまいりたいと考えております。

また、i-Constructionの一つの柱であります施工時期の平準化につきましては、一昨年から翌債等の繰越制度を活用した端境期対策に取り組んでおります。その結果として、土木部が発注した平成27年度4月末におけます手持ち工事量は平成26年度の同時期と比較して約36億円、48%の増となり、建設事業者の皆様から一定の評価をいただいております。本年度も昨年度と同額の工事量を確保しており、引き続き施工時期の平準化に取り組んでまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 災害から地域資料を守るためにどのような対応を考えているの

かとお尋ねがありました。

南海トラフ地震対策を進める本県にとりまして、県内の文化財や貴重な地域資料をいかに守っていくかは大きな課題であり、貴重な資料を災害から守るためには、県や市町村も含めそれぞれの所有者や所蔵施設などにおいて主体的に実情を踏まえた保全対策を講じていくことが重要であると考えています。

これまでも県では、県立文化施設の耐震化や津波対策等により収蔵している貴重な資料の保全を図ってきております。また、所有者が保管しています国や県の指定文化財についても順次保全対策に取り組んでおり、今後とも個々の指定文化財の実情に応じた有効な対策を講じてまいりたいと考えております。こうした資料のほか、それぞれの市町村や地域にある資料等につきましても、まずはその所在や管理状況などを正確に把握することが必要でありますことから、県内の博物館関係者等で組織されておりますこうちミュージアムネットワークと連携してそれぞれが地域資料の現状や課題の把握に努めるとともに、県としましても資料の保全に関する勉強会などを通じまして市町村等に対して必要な情報提供や助言を行ってまいります。

現在、歴史民俗資料館におきましては、地域資料に関しての相談に応じ、必要な場合には資料の受け入れを行っております。さらに、来年3月に開館します高知城歴史博物館には地域資料の保存に関する相談機能を設け、専門の学芸員が資料の日常的な保存方法や被災した場合の資料の修復などへの助言や必要な支援を行うこととしており、こうした取り組みにより地震等の災害に備えた地域資料の保全対策を進めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、スポーツ推進プロジェクト実施計画の策定に至った背景と目的

についてお尋ねがありました。

平成25年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、全国各地で選手の育成を初めさまざまなスポーツ活動が活発に展開されています。

こうした中、本県のスポーツは、近年子供の体力が向上傾向にあるとともに、競技によっては全国大会や国際大会で活躍する選手が育ってきています。また、総合型地域スポーツクラブの設立が進み、地域におけるスポーツ活動の広がりも見られます。しかしながら、運動習慣が十分に定着していないことや最近の国民体育大会の成績に見られるように全体的には競技力が低迷していること、障害者のスポーツ活動を支援する体制が不十分であることなど、運動やスポーツに関する課題は山積をしております。

そのため、2020年に向けて全国各地でスポーツが一層注目され、スポーツ熱が高まるこの機会を好機と捉え、本県のスポーツ振興を抜本的に強化することを目的として昨年3月にスポーツ推進プロジェクト実施計画を取りまとめました。この計画をもとにスポーツに関する全国的な動向を注視しながら、本県のスポーツ振興を着実に進めてまいります。

次に、本県のスポーツ全般について現状と課題、また方向性と目指す姿についてお尋ねがございました。

本県スポーツの現状としましては、まず子供たちの体力は、昨年度の調査結果が小学校では全国平均を初めて上回り、中学校もほぼ全国水準に近づくなど、全体的には向上傾向にあります。しかしながら、運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況が見られます。競技スポーツにつきましても、水泳飛び込み競技やレスリング競技などで全国大会や国際大会で活躍する選手が育ってきています。しかし、昨年、一昨年の国民体育大会の

総合成績が最下位になるなど、全体的には競技力が低迷しています。今後、継続的に競技力を高めるためには、効果的に選手を発掘・育成する体制の構築、指導者の資質向上、スポーツ医・科学のサポート体制の充実などが必要と考えております。

また、地域のスポーツ活動は、体育会やスポーツ推進委員の活動に加えて総合型地域スポーツクラブの設立が進み、スポーツ活動の広がりが見られます。しかし、障害者が気軽に参加できるスポーツ機会が少ないことや中山間地域ではスポーツ施設や指導者の不足などといった課題が見られます。

こうしたことから、スポーツ推進プロジェクト実施計画では、将来にわたって誰もがスポーツに親しみ、夢や志を育むことができる環境を整備することを基本理念として、スポーツ活動の基盤となる仕組みや体制の構築など、本県のスポーツ活動が継続的に充実・発展することを見据えた環境づくりに向けて、関係機関・団体と連携した取り組みの推進を基本方針に掲げております。

本計画の内容は、本県のスポーツ全般に関連しており、項目ごとの目標として、子供の体力が全国水準を上回る、日本代表選手を一人でも多く輩出する、国民体育大会の総合成績を30位以内に引き上げる、成人のスポーツ実施率が全国水準を上回る、障害者のスポーツ活動機会を大幅にふやす、スポーツ活動を支える施設の充実といった目指す姿を掲げています。計画の中には、その実現に向けた具体的な対策も示しており、進捗管理を徹底しながら着実に進めてまいります。

最後に、事前合宿の招致合戦に向けた全国との状況と本県の具体的な取り組みの経過や実現の可能性についてお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合

宿招致に向けては、幾つかの自治体が既に立地条件やこれまでの交流を生かし、先行して取り組んでおります。今後、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会が終了しますとさらに多くの自治体の活動が活発化することが想定されます。

県では、昨年7月に事前合宿招致のための準備委員会を設置し、招致に向けた取り組みを進めてまいりました。具体的には、県内スポーツ施設の情報を一元的に各国へ情報提供するオリンピック・パラリンピック組織委員会のガイドブックや全国知事会のデータベースサイトへの登録を行いました。加えて、本県にゆかりがあり各国のスポーツ関係者等と交流のある方をネットワークアドバイザーとしてお願いし、その紹介をもとに相手国を直接訪問したり関係者との直接交渉の中で情報を収集するなど県教育委員会としてアプローチを始めております。

また、県内各市町村に事前合宿招致に向けた活動への参加について意思確認を行ったところ、11の市町及び1広域連合から参加表明をいただいております。

そうした中で、昨日発表されましたように具体的な交渉を始めているシンガポールやオランダのホストタウン登録が決まり、事前合宿招致に向けての前進がございました。この2国以外にも関係者の高知視察や事前の交流に前向きな反応を示していただいている国もあり、その動きをできるだけ具体化し、事前合宿につながるよう交渉を進めてまいりたいと考えております。

7月には、知事をトップに事前合宿の受け入れを表明している市町村長やスポーツ関係者などで組織する招致委員会を立ち上げて、官民協働で活動をさらに加速させ、できるだけ多くの国を事前合宿に招致できるよう取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） まず、本県の民泊サービスの実態についてお尋ねがありました。

自宅の一部などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる民泊サービスについては、空き室を貸したい人と宿泊希望者をインターネットで仲介する宿泊予約サイトを利用することで、都市部において急速に広がっています。こうした民泊サービスを反復継続して有料で行う場合は旅館業法の許可が必要となり、許可を得ずに実施される違法な民泊サービスが大きな問題となっています。

一方、民泊サービスの宿泊予約サイトは宿泊以外の目的では施設の所有者や所在地などの具体的な情報を得ることができないように工夫されており、これらの予約サイトが多数存在する中で民泊サービスの実態は把握できていないというのが現状です。

なお、宿泊予約サイトの施設写真などから保健所が把握した施設は高知市を含む県内に26施設あり、そのうち旅館業法の許可を取得している施設が5施設、許可のない施設が21施設でした。許可のない21施設のうち所有者などの情報を把握できたのは13施設で、残り8施設は場所の特定もできていません。

次に、民泊サービスにおける旅館業の無許可営業による逮捕事例などについてお尋ねがありました。

東京都足立区の木造3階建ての自宅においてシェアハウスと称して宿泊予約サイトで宿泊者を募り、有料で反復継続して外国人を宿泊させていた英国籍の男性の逮捕事例がありました。この施設は客室面積が旅館業法の基準を満たさないことから、改善した上で旅館業法の許可をとるように保健所が10回にわたり指導を行っていたということです。県が把握している逮捕事例はこの1件のみですが、ほかに4事例で3法人6個人が書類送検されています。

本県においては、これまでに場所等が特定できた13施設のうち高知市所管の7施設を除く6施設について、保健所から旅館業法の許可が必要であることを指導しました。その結果、4施設が宿泊予約サイトへの登録を取り下げ、1施設が取り下げ手続中、1施設が旅館業法の許可申請手続の準備中となっています。

次に、早急に取り組むべき課題の内容と本県の取り組みについてお尋ねがありました。

「民泊サービス」のあり方に関する検討会が発表した中間整理で現行制度の枠組みの中で早急に取り組むべき課題とされたのは、違法な民泊サービスに対して旅館業法に規定されている簡易宿所の基準を緩和して許可の取得を促進することでした。

この整理が出たことを受けて、国は簡易宿所の客室延べ床面積を33平米以上としていた基準を緩和し、平成28年4月から宿泊者の数が10人未満の場合には宿泊者1人当たり3.3平米以上としました。また、同様の場合には、宿泊者の本人確認や緊急時の対応など一定の管理体制が確保されることを条件として、玄関帳場の設置を要しないこととしました。これにより、自宅の一部を活用する小規模な施設でも旅館業法の許可の取得が容易になっています。

県では、違法な民泊サービスが行われないよう基準が緩和され、許可の取得が容易になったことなどをホームページやチラシ、講習会などにより周知をしております。

最後に、中期的な検討課題の内容と本県のスタンス、法整備のスケジュールについてお尋ねがありました。

中期的な検討課題としては、民泊サービスが適正に行われるよう一定の規制を課すことを前提とした上で一定の要件を満たす民泊サービスについては届け出制とするなど、その健全な普及が図られる観点から整理されることが必要と

いったことなど、規制と緩和の両面について触れられています。

県としては、新しい制度では、緩和を図りながらも感染症やテロ対策の側面から宿泊者名簿の備えつけ義務や最低限の衛生管理措置あるいは報告徴収や必要な際には立入検査などを行い、家主に対して一定の行政処分が可能な枠組みとなる必要があると考えています。また、民泊サービスが広がることで既存の旅館やホテルが大きな影響を受けることがないように、営業日数や宿泊人数、面積規模などの要件設定については慎重に検討されることが必要と考えています。新しい制度が、住宅提供者や利用者、そして近隣住民にとって安全・安心な仕組みとなることが望まれるところです。

なお、この民泊サービスの新制度は今年度末までに法整備される予定となっています。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 高知城歴史博物館とひろめ市場の間の追手筋側に新たな街路市の開設を検討してはどうかとのお尋ねがありました。

来年3月に「志国高知 幕末維新博」が開幕しますが、このメイン会場となります高知城歴史博物館や地域会場となります高知城を訪れる観光客の皆様を周遊に導くルートづくりは、観光消費の拡大につながる取り組みであり、御提案のありました街路市が実現することになれば、高知市の中心商店街などへの周遊が促進され、周辺地域のにぎわいの創出にもつながることが期待されます。

また、日曜市に代表されます歴史ある高知市の街路市の取り組みは、歴史資源と周辺の食や自然などが一体となった周遊コースを整備し、博覧会終了後の持続的な観光振興につなげるという博覧会の基本方針と合致するものと考えております。

新たな街路市の開設に当たりましては、魅力ある出店者に集まっていただくことが何よりも重要だと考えています。加えて、高知市を初め街路市の組合や商店街の組合、道路管理者、警察などの関係者の御理解と御協力があって実現できるものだと考えております。

さらに、一過性のイベントということではなく、継続的に開催していくためには運営体制やルールなども必要となりますので、街路市を所管する高知市に主体的に取り組んでいただくことが重要だと考えております。

高知市からは、現在街路市に出店されている方などに対して、この新たな街路市への出店などについて御意向をお伺いしていただけるとお聞きしておりますが、一方で高知市が取りまとめた平成27年度版の「土佐の街路市の概要」では、街路市への出店については出店者側に採算面などに課題があるといったような内容も報告されております。

このため、まずは出店者の意向調査結果について高知市を含めた多くの関係者で協議を行い、一定実現のめどがつけましたら博覧会の専門部会におきまして博覧会との連携などについて検討してまいりたいと考えております。

○3番(久保博道君) どうも知事初め部長の皆さん、大変真摯な、そして前向きな御答弁、本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

特に、知事におかれましては公共事業のところで単年度予算、そしてシーリング等でバイアスがというふうなところ、本当に我が意を得たりというふうに思います。もっと中長期の視点から見る必要があるというふうに知事におっしゃっていただいたこと、本当に私はうれしく感じるところでございます。

そして、それぞれ部長の皆様、本当にありがとうございました。私は、2問はありません。

ただ1点だけ、スポーツ行政について知事にお願いがございます。

知事も御答弁の中で他県の知事部局等に一元化しているところなんかを研究していくというふうにおっしゃっていただきました。私は、このスポーツ行政といいますのは本当にこれから多岐にわたっていくんではないか、スポーツの使命というのも本当に多岐にわたっていくんじゃないかというふうに思います。

知事も先ほど申されましたように、心身ともに健康に、心も体も健康になる、いわゆる生涯スポーツ、一生のスポーツというふうな観点。そして2点目は、これが少し本県の場合弱いんですけれども、競技力の向上、これをどうしても進めていかなければならないというふうに思っています。これは健常者、障害者両方同じでございます。競技力の向上。そして3点目は、やはり地域経済への波及ということで観光と一緒に観光ツーリズム、これがまさに大事だと思っています。そして4点目は、少し今までの視点とは違うかもわかりませんが、私はスポーツと観光と、それに文化をこれからは入れていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。

ことし3月に国のほうでも、スポーツ庁、文化庁、そして観光庁が包括的連携協定を結ばれております。それでもって2020年に向けて一緒になって取り組んでいこうというふうなことをやられています。本県も、ぜひそういうふうな観点から文化を入れていくことも大事じゃないかなというふうに思っています。

もちろん、最後に学校体育、これは言わずもがなですけれども、そういうことを考えたときに、知事の言われましたようにぜひ他県の例も参考にさせていただきながら、ぜひまた知事部局への一元化につきましても研究をしていただきたいと思います。

これで私の一切の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)
○議長(武石利彦君) 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午後1時再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番三石文隆君。

(18番三石文隆君登壇)

○18番(三石文隆君) お許しをいただきましたので、質問に入る前に、熊本地震で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それではまず初めに、知事の政治家としてのこれからの姿勢や思いについてお尋ねいたします。

今、田中角栄ブームが再来しています。あの独特のだみ声、コンピューターつきブルドーザーと異名をとった高等小学校卒の政治家、当時多くの国民は田中の登場に明るい未来を託しました。前東京都知事の最近の著書「天才」が火付け役となったのか、田中角栄氏に関するメディアの取り上げ方も頻繁になっているのが見受けられます。氏の功罪を評論するメディアも多々ありますが、ここで私は田中角栄氏の功罪を述べるつもりはありません。

昨年10月、3選を目指す直前に毎日新聞社が示す知事評価項目「高知家スター採点」、1、実行力、2、対話力、3、発信力、4、先見性、5、期待度という5つの5点満点評価項目への自己評価はどの項目も3となっていました。非常に控え目で尾崎知事らしい誠実な答え方があります。

また、昨年末には著名な経済誌において世界で活躍が期待される100人の中にも選ばれ紹介されるなど、いやが応でも政治家として認知度を高められ、世間は放っておかないでしょう。注目されることに知事は面映ゆいでしょうが、名誉なことであり、活躍のエネルギーにもなるし県民としても誇らしく思います。

そこでお尋ねしますが、尾崎知事は田中角栄氏の政治家としての生き方をどのように捉えているのか、氏から学んだことは何か、また尊敬する政治家、モデルとする政治家を挙げながらこれからどのような政治家を目指すのでしょうか、お伺いいたします。

次に、新教育委員会制度についてお伺いいたします。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる地教行法の一部改正により、教育委員長職は廃止となり、教育長が教育委員会事務局の文字どおりのトップとなったわけであります。

私は、全国的に批判された教育委員会の形骸化は本県の場合当たらないと捉えていました。前教育委員長の現場経験を十分に生かした高い見識と識見、さらにバランスのとれた教育委員の構成、その委員間での論議の仕方や時間のかけ方、事務局への助言等々、的確にしかも誠実に行われていたと認識しています。

実際、何より現教育委員は皆さまざまな分野で活躍されている方々であります。現場での実態や声を的確に捉えようと努力をし、事務局内での勉強会も熱心に行い、県内外の教育現場を精力的に視察もしていると聞いています。そのかいあって、高等学校再編問題や学力問題を初めとして山積みする本県の教育課題を真摯に受けとめながら、課題解決のため事務局と協働して教育委員会のあるべき姿を示されてきたと評

価をしています。

このような中で、制度の改革とはいえ、教育現場で経験を積んだ委員長と行政職として実績を積んだ事務方トップの教育長が合議の上教育委員会を運営する姿が消えるのは、大変もったいないのではないかと感じております。

本県では、これまでの教育委員会制度を生かし、良識を示してきたと捉えており、本県の場合、これまでの制度で十分機能が果たせるし、何より行政と学校現場が均衡のとれた構成の中で運営されるので学校現場の声も届きやすい、反映されやすいという安心感があったと思います。

法改正により、知事においては教育の分野においても県民の負託に応え、本県の教育分野全般について責任を持つこと、また特に教育の土台であり県民からの関心の高い幼児教育や学校教育の質的向上・充実について責任を持たなければならないことがより明確になったわけであります。殊に本県の公教育、義務教育段階における質の向上は何としてもなし遂げなければ県勢の発展にさえ大きな影響を与えるわけであります。

県教育長の権限、責任もさらに明確になりました。繰り返しますが、現教育委員会にはこれまでのように教育委員長は存在しません。確かに従前から教育委員会事務局トップは教育長であります。隣に教育委員長が座り、必要とあらば的確なアドバイスを受けるといった関係はなくなりました。今後は、他の委員を含めてこれまで以上に教育現場の声に耳を傾け、丁寧な論議が必要でしょうし、その上でスピード感を持ったかじ取りが必要と考えます。

そこで、地教行法一部改正を受けてできた新教育委員会制度における知事、教育長、それぞれの役割を、どのような点に思いをはせ、また留意しながら果たしていけるのか、知事並び

に教育長にお伺いいたします。

次に、総合教育会議についてお伺いいたします。

昨年春から1年間、総合教育会議として7回にも及ぶ知事と教育委員会の討議は折につけ教育委員会事務局から報告を受けてきたところがあります。この討議の結果を受けでき上がった今後4年間の本県教育の方向性を示した教育大綱及びそこから見出された施策のPDCAを回すための第2期教育振興基本計画を手にししましたが、その重厚さと内容に圧倒され、知事の教育にかける情熱と真剣さ、また教育委員会の精緻な施策の構築作業には敬意を払います。

しかし、教育改革はここからが正念場であります。本県教育の現状、課題、強み、弱みは把握できた。その上で、第2期教育振興基本計画の構成は、2、3、5、8となっています。学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たちと郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材という2つの基本理念も新たに掲げ、これをもととした基本目標は知・徳・体の3つとし、その成果を検証しながら5つの方向性のもと8つの施策の基本方向に沿った施策を推進するとされています。非常にわかりやすいと思います。基本方向から見出された打つべき具体的な手は139本にも及び、精緻であります。他県と同様のものを全て比べたわけではないのですが、恐らくこのような大綱及び教育振興基本計画は余り例がないのではないのでしょうか。裏返せば、過去何十年と一貫して本県教育がなし得なかった課題の数が施策の数となっております。

こうした県の熱い思いである大綱や教育振興基本計画の中身が市町村委員会や各現場教員の実践に生かされてこそ、教育改革は真に始動し軌道に乗ります。例えば中学校の学力は依然と低迷しているし、生徒指導上の問題も一向に減

る様子もありません。その打開策としてチーム学校の取り組みを推奨していますが、県民や保護者は必要性を捉えているのだろうか。何より市町村教育委員会や現場はそれを正しく認識し、教育振興基本計画を活用する姿勢があるのだろうか。そこをきちんと問うていくことが重要であり、詰めていってほしいと思います。

そこでまず、知事に、県政史上初めてとなる教育大綱をどのような思いで策定されたのか、また大綱を通して本県教育の質的向上を県民や保護者にどのように訴え、周知し、理解を得なければならないと考えているか、お聞きいたします。

同様に、県教育長には、第2期教育振興基本計画について策定への思い、教育振興基本計画を通して本県教育の質的向上を市町村教育長や現場教員にどのように訴え、周知し、理解を促し、実践につなげていくか、お伺いいたします。

また、各市町村においても教育大綱並びに教育振興基本計画の策定が待たれるところでありますが、県教育委員会と各市町村教育委員会の連携強化、さらに教育力向上の面からも有効なものであります。そこで、各市町村教委の策定は進んでいるのか、あわせてお尋ねいたします。

大綱、教育振興基本計画とも学校教育段階における施策の柱は、1、チーム学校の構築、2、厳しい環境にある子供たちへの支援、3、地域との連携・協働となっています。

まず、重点対策とされるチーム学校の構築への取り組みはどのような課題から見出されたものでしょうか。施策の中心は、中学校の同一の教科指導において複数の教員が3学年にわたって受け持つ、いわゆる縦持ち指導に置かれています。これまでさまざまな対策がとられてきましたが、やっと教員の本分である授業の改善を直接促すところまで来ました。特に、中学校の授業の質を変えなければならない本丸にたどり

着いたこととなります。しかし、縦持ちが組織的に可能な中学校は校数も限られ、しかも高知市を中心とする大規模校での実施となります。

果たしてその取り組みが県内中学校全体の組織力や授業力の向上、ひいては学力や生徒指導上の諸課題の改善に好影響が与えられるのかと少なからず心配が生じますが、この縦持ちの教科指導を実施しなければならない背景と意図及び期待される効果をどのように捉えているのか、またどのような手だてで県内中学校現場に定着させようとしているのか、スケジュールもあわせて教育長にお尋ねいたします。

60年以上も従来の指導方法、横持ちでやってきた学校を一挙に縦持ちにする組織体制の改善は、中学校現場を知る私としてはいささか性急過ぎるのではないかと危惧いたします。そのわけは、県内の4割を超す中学生が通う高知市立中学校の組織的な課題があると捉えているからであります。

県市協働という施策のもと、教育の分野においてこの7年間余り、さまざまな対策がとられています。とりわけ、低迷する中学校学力問題の中心に高知市立中学校の取り組みがなかなか思うように進んでいない現状があります。非常に厳しい環境下で日々奮闘している教員も多くいますが、それが学校全体の成果としてあらわれてこない状況が続いています。現に、真面目な教員は徒労感にさいなまれています。

高知市教育委員会にはこの7年間、中核市にもかかわらず、県は他市町村以上の比率で支援を行っており、人的なものも含め相当な予算を計上、執行していますが、高知市に対してはいま一層の努力を促し、課題や成果、効果を県民、市民にきちんと公表してもらおうよう要請すべきであります。

高知市のこの現状を教育長はどのように捉え、その課題改善をどのように促していくおつもり

か、方策も踏まえてお伺いいたします。

また、知事には、県市合同の教育に関する会議を開催することを提案いたします。毎回の知事と市長のトップ会談もこれまでの施策の連携・運営上必要であり、教育にかかわる問題にも触れられていますが、時間的制約からも深い論議にはならないでしょうから、県市それぞれの教育委員からの忌憚のない意見も聞きつつ、教育大綱の周知や進捗の点検も行っていく必要があるのではないのでしょうか。

知事に、県市合同の教育に関する会議開催の可能性についてお伺いをいたします。

一方で、学校に対する社会的な要求は年々増えています。マルチな人間でないと小中学校教員は務まらないと言わんばかりであります。実際、昨今の公教育に対する社会的な要望、要求は教師に求められている力量のハードルを押し上げています。しかし一方では、本県は教員1人当たりの受け持つ児童生徒数は少なく全国最下位であり、欧米並みに教員数はそろっている。しかし、これでも多くの教員は職務を多忙と感じています。こうしたことへの対応はまさにチーム学校の構築にまたなければなりません。

教育振興基本計画によるさまざまな取り組み、PDCAを回していく最大の牽引者は当然学校教員であります。この先生たちが今現に行われているそれぞれの学校の仕事ぶりでは限界があります。仕事を精選し、地域の力や外部の専門的な知恵、知識、人材に協力を求め、日々工夫された仕事の姿にしなくては子供に余裕を持って当たることは到底できません。先生に楽を与えろというわけではなく、これからの本県の学校経営者は学力向上や生徒指導上の諸課題を解決するため、自己の能力だけで勝負するのではなく、学校外のさまざまな機関や人材、応援者、協力者となり得る人たちと積極的に交わり、情報を交換するなどして教育資源を有機的、

総合的に活用することが求められ、より高度な経営が必要です。

そうした資質、指導力の高い管理職を養成することは急務であると思いますが、管理職養成の現状と課題、さらに養成計画とその内容を教育長にお尋ねいたします。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援について伺います。

本県においては、厳しい環境のもとにある子供たちへの支援策として、不登校や問題行動の多発する学校へ優先的に心の専門家を派遣できるよう整備を進めているところでありますが、現在のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置数、訪問数及び課題解決に至っている実績とそれに伴う課題はどのようなことが挙げられるのか、また今後現場のニーズに応えようとするのであればどの程度の増員が必要かを教育長にお尋ねいたします。

さらに、心の専門家は教員養成と同様に養成に時間がかかりますが、どのような養成対応を行っているのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、親のモラルを向上させる教育についてお尋ねいたします。

昨年11月、四国4県議会正副議長会議での要望事項について、世界遺産に登録された山口県萩市を訪問し、萩反射炉、松下村塾など明治日本の産業革命遺産を訪れる機会がありました。松下村塾は松陰神社境内に保存されており、ここで学んだ若者たちのともしびがやがて明治日本の礎となっていく場所です。

ここ松下村塾で若者に指導した偉大な指導者が吉田松陰先生です。私は、松陰先生は偉大な思想家であり、また偉大な指導者でもあると考えます。

思想家としての側面では、先生は古い書物を読み、その時代の偉人たちが考えたことを今に置きかえ、そして今ある問題と照らし合わせ、

自分ならどのように解決するかを考えました。また、現場を訪ね、自分の目と耳で確かめ、どうあるべきかを考え、さらに必要ならば自分を犠牲にしてでも国や人のために行動されました。

偉大な指導者として、松陰先生は時代の流れを的確に把握し、世界の中で日本の歩むべき道を自分自身が先頭となり、至誠、真心が人間を動かすことを信じ、弟子たちとともに学び、教えていかれました。また、身分を問わず塾生を受け入れ、まず相手を知り、よいところを伸ばそうと努力されました。さらに、指導しながら一緒になって学び、一人一人に合った指導方法を見つけていかれました。これからの日本を支えていくための若い人々をどう育てていくべきなのか、今の時代にも通ずる指導のヒントがここにあると私は考えます。

このように松陰先生は人間愛と祖国愛にあふれ、まず人間であることを最優先し、その上で今何が問題なのかを見つけ、その問題に対して何をすべきかを考え、それを実行されました。そして、そのためには志を立てることだとおっしゃっています。生きることに對して松陰先生が心がけたことは、至誠にして動かざる者はいまだこれあらざるなりということでもあります。誠を尽くせば心動かされない者はないというそのひたむきな生き方は、現代の私たちに今も行く道を照らし続けていると言えるでしょう。

さて、萩市での調査の中で萩市立明倫小学校の取り組みについて伺いました。

この学校は、長州藩教育の中核である藩校明倫館の跡に建つ学校であり、松陰先生も明倫館で教鞭をとった時期もある学校です。明倫小学校では「松陰先生のことば」を教育に取り入れ、毎朝、各教室でそのお言葉を声高らかに朗唱しているそうです。学年ごと学期ごとに言葉が変わることから、6年間在学すれば計18の松陰先生の珠玉の言葉を朗唱することになります。こ

ここで学んだ児童は知らず知らずのうちに偉大な先生、松陰先生の教えに触れることとなります。

例えば1年生の3学期に覚える言葉は、「親思うところにまさる親ごころ きょうの音ずれ何と きくらん」です。子供が親を慕う気持ちよりも親が子を愛する親心はどれほどまさったものであろう。江戸で死ななければならぬ私の便りを知って故郷の両親はどんなに悲しむことであろうという意味の言葉であります。小学生のときにこんな難しい言葉を言わせてと思われるかもしれませぬ。しかし、大人になり人生の岐路に立ったとき、幼いころに覚えた言葉はきっと心の支えになることでしょう。

教育は国家百年の大計と言われるように、教育は百年という長い物差しで見なければなりません。松陰先生生誕から約200年がたとうとしている今もなお、その教えを引き継いでいる小学校が存在していることを松陰先生も想像すらしていなかったことでしょう。よい教育を受けた子供たちがやがて親になり子供を教育する立場になっていく。教育の好循環をここにかいま見た気がしました。

一方、私が教員をしていた昭和50年ころ、本県では国旗掲揚、国歌斉唱、道徳教育推進に対して、子供たちを戦争に駆り立てた戦前の軍国主義につながるからといって一部の教員から強く否定された時代がありました。例えば国旗掲揚については意図的に国旗が見えないようにステージの袖に立てたり、国歌斉唱についてもテープは流しても斉唱するような指導はなされていなかったこともありました。また、道徳については当時道徳教育そのものが忌避されがちな風潮があり、道徳の時間はテレビを見せて終わりという教員がいたのも事実であります。

道徳の授業を受けた記憶がないという話を大人から聞くことがありますが、皆さんはどうで

しょうか。全てとは言いませんが、こういった教育を受けた子供たちが社会人となり親となったとき、国旗・国歌を大切に扱うでしょうか。我が子に道徳性を養うことができるでしょうか。

最近学校では、授業参観に来て教室の後ろで大きな声で私語をする親、学校のトイレのスリッパをそろえない親がいると聞きます。さらに、学校の取り組みに協力しない家庭も多くあると嘆く教師もいます。

また、先日千葉県市川市では、開園予定だった私立保育園が、子供の声でうるさくなるなどの近隣住民の反対を受け開園を断念したということが話題になりました。人が人を平気で傷つけ汚職や凶悪犯罪が繰り返される現代の日本、本来は、子供たちの手本となるべき大人の規範意識や自制心、人間関係形成能力の低下などを鑑みたとき、百年の大計の必要性を感じずにはいられません。

子供の豊かな学びを支えるためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割分担をしつつ相互に連携することが重要であることは言うまでもありませんが、それらの出発点は何といても家庭教育にあります。なぜならば、家庭は子供たちが最も身近に接する社会であり、子供たちの健やかな育ちの基礎となるからであります。

幼いころに基本的な生活習慣、自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーを身につけさせることは極めて重要なことだと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

生後間もないころから数年間、野生のオオカミに育てられた人間の子供はオオカミと同じ習性を身につけており、人間的な生活や感情を取り戻すのに困難が生じたという例もあるように、子供の徳育に関しては学校教育からでは手おくれであります。

現在親のモラルを向上させる教育はどのようになされているのか、また地域での教育力向上のための取り組みとしてどのようなことが行われているのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、子供たちの体力向上とスポーツの振興についてお伺いいたします。

全国と比較して大変厳しい状況にあった本県の子供たちの体力は、昨年の全国体力調査において小学校の男女とも体力、運動能力が全国平均を上回り、中学校でも全国水準に近づくなどこれまでの学校現場を中心とした地道な取り組みの積み重ねの成果が着実にあらわれてきているものと認識をしております。

このたび策定された第2期教育振興基本計画では、知・徳・体の体に関する施策として体育授業の改善、健康教育の充実、運動部活動の充実と3つの柱を挙げていますが、その実現に向けた具体的な対策について教育長にお尋ねいたします。

また、昨年度から準備を進めている事前合宿の招致活動を初めオリンピック・パラリンピックに関連した今後の取り組みについても教育長にお尋ねいたします。

次に、文化財の保護に関する対応についてお伺いいたします。

高知城歴史博物館学芸員田井東氏によりますと、東日本大震災では国宝などの国指定文化財や登録文化財744件を初め博物館や地域が保管する膨大な歴史資料が被災したとされています。

今回の熊本地震においても日本三名城の一つでもある熊本城が崩壊するなど甚大な被害を受け、この修復には膨大な予算と数十年の長期間を要するものと推察されていますが、この熊本城以外にも阿蘇神社などを含め熊本県民のアイデンティティーを示す場所、心のよりどころである場所が傷つけられています。

熊本県民の落胆は人ごとではなく、この惨状

を見るにつけ、貴重な文化遺産が傷つけられ、また消失する可能性さえあると思えば、いま一層の補強対策や安全確保策が求められるわけで、高知城を含め県内の重要文化財に対し南海トラフ地震のダメージを最小限に抑えるための対策は万全なのか、また危惧される面があると思えばどのような点があり、その改善策はどのように打たれているのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、国旗・国歌についてお伺いいたします。

本年2月末に公立学校の校長先生から私に連絡がありました。その内容は、卒業式、入学式で日の丸・君が代の押しつけをしないでくださいとの要請書が本人宛てに届けられたとのことでありました。

それはA4の用紙に県立学校長様、公立小中学校長様とあり、2016年2月10日の日付と組織名、代表委員3名の氏名が記されてありました。要望書の内容を抜粋しますと、「卒業式、入学式において子供、保護者、教職員の内心の自由を侵すおそれのある日の丸・君が代の強制をしないよう、ことしも要請いたします。日の丸・君が代は我が国にとってもアジア諸国にとっても悲惨だった戦争の象徴です。1999年に国旗・国歌法が成立して学校現場での締めつけが強まりました。さらに、改悪された教育基本法のもと、君が代を歌えるよう指導することや愛国心を押しつける教育が強調されてきました」などと書かれていました。

国旗・国歌の指導は、学習指導要領に基づき、それぞれの学校の教育計画に位置づけられており、国旗・国歌を尊重することは国際的な儀礼であることを理解させ、小・中・高等学校を通じて卒業式や入学式に向けて全員で国歌が歌えるよう事前に指導することや学習指導要領に沿って適切な国旗・国歌の指導を行うのは当然のことです。

要請書には卒業式、入学式において子供、保護者、教職員の内心の自由を侵すおそれのある日の丸・君が代の強制をしないよう、ことしも要請するとありますが、このことについて知事並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

また、改悪された教育基本法とも述べていますが、このことについてもあわせて知事並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

私は、平成26年の6月議会におきまして、公立小中学校と県立学校における入学式並びに卒業式における国旗掲揚と国歌斉唱の実施状況、また国旗・国歌の指導についての質問をし、それぞれ答弁をいただいておりますが、改めて公立小中学校と県立学校における平成26年度の卒業式と平成27年度の入学式並びに卒業式、平成28年度入学式における国旗掲揚並びに国歌斉唱の実施状況について、教育長にお尋ねいたします。

また、国旗・国歌の指導については、現在小・中・高等学校においてどの学年でどのように教育計画に位置づけられており、具体的にどのような指導がなされているのか、再度教育長にお伺いいたします。

そして、今後とも学習指導要領に沿って適切な国旗・国歌の指導がなお一層行われるよう市町村教育委員会とも連携して指導を徹底してまいりますとの答弁もいただいておりますが、その後どのように市町村教育委員会と連携し、指導を徹底されてこられたのか、教育長にお尋ねいたします。

さらに、私立学校における入学式並びに卒業式における国旗掲揚並びに国歌斉唱の実施状況等の質問に対し、それぞれ文化生活部長からも答弁をいただいておりますが、改めて、私立学校における平成26年度の卒業式と平成27年度の入学式並びに卒業式、平成28年度入学式における国旗掲揚並びに国歌斉唱の実施状況を、具体

的に学校名を挙げて文化生活部長にお尋ねいたします。

学習指導要領は学校教育法の規定を受け、学校教育法施行規則で定められており、法体系に位置づけられていることから、私立学校に対しても法的拘束力があるものと認識しています。入学式や卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱につきましては、県としましても学校訪問や学校長会など機会あるごとに要請、指導を行っておりますが、未実施の学校に対しては私も学校に出向き設置者である学校法人の理事長、学校長に直接お話をするなど、今後も引き続き粘り強く要請を行ってまいりますとの答弁もいただいておりますが、実際学校に出向き理事長や学校長と直接お話をされたのか、具体的な対応と、さらに平成27年度に各学校法人に交付した私立学校運営費補助金を設立順に文化生活部長にお尋ねいたします。

次に、消防署における国旗掲揚についてお伺いいたします。

平成25年6月議会におきまして、消防署における国旗掲揚の現状と県の対応についてそれぞれ答弁をいただいておりますが、改めて消防署の国旗掲揚の現状と対応について危機管理部長にお伺いいたします。

消防の業務は、住民の生命、身体、財産を災害から守るという大変な業務であり、日々訓練を重ねていることと思います。また、その消防職員や消防団員の教育訓練については県の消防学校において行っておりますが、消防学校における教育訓練において国旗をどのように取り扱っているのかをあわせてお尋ねしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、田中角栄元総理の政治家としての生き

方や元総理から学んだこと、今後どのような政治家を目指すのかなどについてお尋ねがございました。

私が田中角栄元総理を尊敬する点は多々ありますが、中でも同氏が人と田舎を大事にする政治家であったことは最も見習うべき点だと考えております。越後の田舎で人にもまれ苦労したからこそ、田中元総理は一人一人の人を大事にし、そして田舎を大事にし続けた。そのことが後の看板政策となる日本列島改造論につながりました。そして、その国土の均衡ある発展との発想はまさにこれからの日本に求められるものだと考えます。

私が、私なぞ足元にも及ばぬと尊敬する政治家は多々おりますし、その尊敬するゆえんもそれぞれですが、やはり歴史に名を残す政治家に共通する点は、第1、時代の大きな流れを見きわめ、第2に、それに続く新たな流れをつくる、第3に、そしてその根底に私心ではなく公に尽くす気持ちがあふれているという点にあると私は思います。

幕末から近代日本への流れをつくり、新政府への任官を拒否した尊敬すべき坂本龍馬しかり、戦後の経済成長重視路線を敷き、後の高度成長期への流れをつくった吉田茂しかり、そして今もまた日本史上初めて直面する人口減社会の到来や国際情勢の大きな変化の中で新しい時代の流れを形づくっていかねばならない時代にあるものと思います。

この人口減少時代という大きな時代の流れの中で、まさに求められているのが、日本の潜在力の最大限の発揮につながり、そして少子化を食いとめる道である地方の振興だと考えます。戦後の70年、日本はほぼ一貫して東京一極集中の道を歩んでまいりました。その中で、高知県も他の地方と同様に厳しい経験をしてきたわけであり、改めて、日本列島を改造して東京

一極集中を是正し、田舎を振興すべきときだと思えます。

もちろん当時とはその手法は異なり、大規模インフラの整備よりも地方創生の諸手段に主眼が置かれるとの違いはありますが、少子化と潜在力衰退の原因である東京一極集中を是正し我が国の本来の強みの源泉たる地方の力をよみがえらせ、出生率を上げて人口減を食いとめることこそが現代の日本に求められるものと思えます。

私は未熟な政治家ではありますが、県勢浮揚にかける強い思いはあります。高知県の知事として、ぜひとも人口減少時代の処方箋であるこの地方の振興に、ない知恵を絞り汗を流してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新たな教育委員会制度における知事の役割についてどのような点に思いをはせ、また留意しながら果たしていくのかとお尋ねがございました。

私は、選挙を通じて県民の皆様の思いを託された者として県民の切なる願いである高知の教育の知・徳・体にわたる再生をみずからの使命と捉え、知事に就任して以来、私の立場から教育問題に全力で取り組んでまいりました。

今回の教育委員会制度改革は私も教育再生実行会議の委員として直接その議論にかかわってきたものであり、知事が総合教育会議を開催し、県の教育に関する根本的な方針となる教育大綱を策定するなど、県民の民意を教育行政に反映させるための一定の制度の構築がなされたものと考えています。

私は、第1回目の総合教育会議において、教育大綱策定に向けた議論の基本的な考え方として本県の子供たちの知・徳・体の状況など教育の現状や課題を率直に受けとめ、より深掘りし、その解決に向けて子供たちの視点に立った真に有効な対策を打ち出すということをまず共通理

解としました。

これは、教育に関する県民の皆様へのさらなる期待に応えていくためには、これまでの教育改革の努力が本県の教育課題の根本的な解決にまでは至れなかった原因が何かを突きとめ、それに対して真に有効な対策を講ずる必要があるという思いからでありました。

総合教育会議においては、全国的に著名な有識者もお招きしながら全7回にわたる議論を積み重ね、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士また外部の方々ともチームを組んで学校の目標の実現を図るチーム学校の構築、家庭環境などの要因によって結果として学力の未定着といった状態に陥っている子供たちを守り育てるための厳しい環境にある子供たちへの支援、チーム学校の構築を図る上でも厳しい環境にある子供たちへの支援を図る上でも鍵になる地域との連携・協働といった3つを大きな柱とする教育大綱を定めたところであります。

本年度は教育大綱を実行に移し始めた初年度であります。本年度、まずは総合教育会議においてしっかりとPDCAサイクルを回し、その中で不足していた施策や思ったように成果が出ない施策があるということがわかれば柔軟に大綱の見直しも図ってまいります。

このように県民の皆様方の思いを旨として、教育現場の声を丁寧に伺いながら、本県教育の抱える課題を探り、施策の方向性を検討し、その確実な実行を期することに教育委員会の皆様方とともに努めていくことが知事としての私の役割と心得ているところでございます。

次に、教育大綱の策定に当たっての思いと大綱を通して本県教育の質的向上を県民や保護者の皆様にもどのように訴え、周知し、理解を得ようと考えているのかとのお尋ねがございました。

私が就任した当時、本県の子供たちの学力、体力、生徒指導上の諸問題の状況は極めて厳し

いものがあり、こうした状況の改善を図るため、これまで教育委員会と連携して全力で取り組んでまいりました。その結果、小学校の学力が全国上位にまで改善するなどの成果が出てまいりましたが、一方で中学校の学力の状況や生徒指導上の諸問題の状況などは依然として厳しく、課題として積み残されております。

このため、教育大綱の策定に当たっては本県の教育の現状と課題を深く掘り下げ、その解決に向けて真に有効な施策を打ち出すことを目指しました。また、教育大綱の内容についても、単に理念を書き込むだけではなく、課題の解決を担保するための施策をしっかりと書き込むことに力を注いだところであります。

こうしてでき上がった教育大綱においては、特に学校教育に関しては先ほど申し上げたとおり3つの柱、すなわちチーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働に力を入れることとしております。

そのうちの一つ、地域との連携・協働は他の2つの取り組みを進めていく上でも鍵になるものだと認識をしておりまして、これを実効あるものとするためには県民の皆様への御理解と御協力が不可欠だと考えております。

このため、本年度当初より私も直接さまざまなメディアを通じて広く県民の皆様にも教育大綱の内容をお伝えするとともに、取り組みへの御協力もお願いしてまいりました。また、教育大綱の取り組みの方向性の一つである厳しい環境にある子供たちへの支援において、重要な役割が期待される民生・児童委員の皆様にも直接子供たちへの支援のお願いをさせていただいたところであります。

また、教育委員会においても教育関係者のみならず保護者を初めとした県民の皆様に対する教育大綱の周知に努めているところであります。

産業振興計画にいたしましても、7年前に策

定をいたしましたとき、その関係者への周知ということが大変大きな課題でございました。何年もかけてこつこつと説明を続けてまいって、今、一定周知をいただいている点もあろうかと思えます。この教育大綱も大きな体系であります。その周知徹底のために私も粘り強くさまざまな機会を捉えて説明を繰り返させていただきたいと、そのように考える次第でございます。

次に、県と高知市合同の教育に関する会議の開催の可能性についてお尋ねがございました。

本県の教育の振興を図るためには、県の中核的な自治体である高知市と方向性を合わせ、今以上に連携・協働していくことが求められていると認識しております。このため、教育委員会においては定期的に教育長同士で学力向上や生徒指導上の諸問題の改善などに向けて取り組みの進捗状況や成果、課題について議論しているところであります。

さらに、本年度は県と高知市の教育委員会のメンバーが合同で高知市の学校視察を行い、あわせて意見交換を行うことも予定しているところであります。

また、県政全体と高知市政全体との間の取り組みとしても、例年私と高知市長が出席して開催している県・市連携会議において毎回教育に関する議題を取り上げているところであり、昨年度は厳しい環境にある子供たちへの支援や学力向上対策などをテーマに意見交換を行い、お互いの方向性をすり合わせました。

本年度は、新しい教育委員会制度に基づいてお互いに総合教育会議を開催し、教育大綱を定めたことなどを踏まえ、教育問題に関し、さらに県市の連携を深めたいと考えており、そのための会議の持ち方などについて今後鋭意検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、日の丸・君が代の強制をしないようにとの要請書とその中で改悪された教育基本法

とも述べられていることの所見についてお尋ねがございました。

学習指導要領においては、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することが定められており、さらに入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが明確に位置づけられています。

この学習指導要領は教育公務員が従うべき法的な拘束力を持つとされており、学校においては国旗や国歌について子供たちの発達段階に即して適正に指導していただくことが肝要と考えます。

子供たちが夢に向かって力強く羽ばたくためには、まずこれまで積み上げてきた我が国の伝統や文化をしっかりと学び、これをとうとぶ態度を養い、日本人としてのアイデンティティーや誇りを育むことが必要であります。また、今後グローバル化が進展していく社会においては多くの異文化に触れ他国の文化や人々を尊重する態度を養うことが大切であり、その土台としてみずからの伝統や文化を尊重する心を育てることが必要であります。

このようなことから、法律によって定められた国旗や国歌について学ぶことは重要なことであると考えます。

教育基本法の改正については、科学技術の進歩や情報化、国際化、また少子高齢化など我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、さまざまな課題が生じてきたことを受け、行われたものと認識しております。

改正教育基本法はこれまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、日本人が持つ公共の精神や規範意識を大切にし、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重することや国

際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを教育の目標として定めたものであり、まさに我が国の教育のよって立つべきものだと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、新たな教育委員会制度における教育長の役割についてどのような点に思いをはせ、また留意しながら果たしていくのかとのお尋ねがございました。

私は、本年2月の議会において同意をいただき、4月より新たな教育委員会制度に基づく教育長として就任をいたしております。これにより、これまでの委員長の役割と教育長の役割を同時に担うこととなり、さらに本県の教育課題の解決のために邁進していかねばならないという使命を強く感じております。

教育委員会には教育現場で長く実践を積まれた方に加え、学術、産業、スポーツ、法曹といったさまざまな分野に背景を持つ委員がおられますので、そういった委員とさまざまな視点からの意見を交わしながら、さらには学校現場や市町村教育委員会、保護者、県民の皆様の話も十分にお聞きしながら、教育行政の適切な執行に当たってまいりまいます。

また、新たな教育委員会制度におきましては、知事と教育委員会の連携ということも強く求められております。このことについては、総合教育会議の場などを通じて、知事との連携を図るということをこれまで以上に心がけていく必要があると考えております。

本年3月に策定されました教育大綱は知事と教育委員会が昨年度1年をかけて協議を重ね、その方向性を確認したものでございます。この教育大綱及びこの方向性を踏まえて策定した第2期高知県教育振興基本計画の施策をしっかりと成果につなげていくために、教育委員会にお

いてリーダーシップを発揮していくことが私の役割だと考えております。

次に、第2期教育振興基本計画の策定に当たっての思いと、基本計画を通して本県教育の質的向上を市町村教育長や現場教員にどのように理解を促し実践につなげようとしているのかとのお尋ねがございました。

教育委員会では、これまで高知県教育振興基本計画重点プランに基づき、全国と比較して厳しい状況にあった本県の子供たちの学力、体力の底上げや生徒指導上の諸問題の解決に向けて一連の教育改革に取り組んでまいりました。

その結果、一定の成果もあらわれてきましたが、中学校の学力の改善状況はここ数年足踏み状態にあり、学校における暴力行為の発生件数や不登校児童生徒数なども依然として高い数値で推移するなど、いまだに厳しい状況にあります。こうした状況を根本的に改善していかねばならないという思いは、私も知事と同じでございます。

第2期高知県教育振興基本計画は教育大綱に示された施策の一つ一つを確実に課題の解決につなげるため、具体的に何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのかまでを定めました。

これらの施策を実際に実行するのは市町村教育委員会や現場の教職員です。このため、基本計画を確実に実行していくためには、それらの関係者の理解が不可欠との認識のもと、本年度当初より関係者に対する基本計画の内容の周知に努めてまいりました。

具体的には、全ての教職員に基本計画の冊子を配付するとともに、市町村教育長会や校長会などの場で基本計画の内容を徹底してまいりました。さらに、それぞれの学校が定める学校経営計画が基本計画に沿ったものとなるよう求め、現場への浸透を図ってまいりました。

基本計画で掲げた施策の進捗状況につきましては、今後設ける教育振興基本計画推進会議において協議、確認するとともに、総合教育会議にも報告をして御議論いただくことを考えており、P D C Aサイクルをしっかりと回していくことで着実に成果につなげてまいりたいと考えております。

次に、各市町村における教育大綱並びに教育振興基本計画の策定状況についてお尋ねがございました。

各市町村の教育行政が計画的、効果的に推進されていくためには、地域の教育課題を的確に捉えた教育大綱や教育振興基本計画がしっかりと定められることが重要だと考えます。

平成18年の教育基本法改正により策定が求められるようになった教育振興基本計画については、平成26年度までに全ての市町村において策定されております。

また、今回の教育委員会制度改革により新たに策定が求められるようになった教育大綱については、本年5月までに1町を除き全ての市町村において策定されており、そのうち新たに策定したものが7市町村、教育振興基本計画その他の既存の計画を教育大綱に位置づけたものが26市町村となっております。

今後、県における教育大綱及び第2期教育振興基本計画の策定や各市町村における教育振興基本計画の年限が到来することなどを受けて、教育大綱や教育振興基本計画を見直していく市町村もあるものと承知をしており、県としましてもそれらの大綱や計画が県との連携・協働を図れる内容のものとなるよう各市町村に対する必要な助言や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、教科の縦持ちを実施する背景や意図、期待される効果、さらに県内中学校現場に定着させていく手だてやスケジュールについてお尋

ねがございました。

本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで学校において組織的に授業力向上に向けた取り組みが十分でないことや授業改善を進める仕組みが十分に整っていないことがございます。

この課題の解決を図るため、同一教科を担当する教員が複数のときにそれぞれの教員が1年から3年までを通して担当する教科の縦持ちの仕組みを導入するとともに、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充することにより、教科会等の組織の活性化を図り、教職員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築していくこととしました。

この教科の縦持ちを実施することにより期待される効果として、まずこれからの世代交代により急速にふえていく若手教員の資質・指導力の向上が挙げられます。先輩教員が持つ授業観や指導技術などを学ぶ機会も多くなり、日常的なO J Tも活性化されるものと思います。2つには、教員が相互に学力の状況やそれを踏まえた指導方法等について話し合い、議論する場面がふえ、組織的に授業改善が図られていくことが期待されます。

このため、本年度は県内の大規模中学校9校をこの教科の縦持ちの研究校として指定し、教科会の持ち方やO J Tの活性化についての研究を進めております。また、この研究を進めるに当たっては、先進県である福井県で組織マネジメントの実績を積んでこられた退職校長を組織力向上エキスパートとして招聘し、継続して指導をいただくことにしております。

来年度は、研究校で縦持ち実施教科を拡充するとともに、研究校の取り組みの成果を普及してまいります。さらに、研究校を徐々に拡大して4年後の平成31年度には県内の教科の縦持ち

が可能な規模の中学校において実施するよう取り組みを進めていきたいと考えております。

一方、同一教科の教員が1人しかいない小規模校においては、近隣の小規模校同士が、あるいは小学校と中学校が連携して縦持ちの本質でもある教員同士が協働しながら切磋琢磨する仕組みづくりを進めてまいります。

次に、高知市立中学校の取り組みが思うように進んでいない現状をどのように捉え、その課題改善をどのように促していくつもりか、その方策も踏まえてのお尋ねがございました。

高知県教育委員会は、平成21年度からの5年間に於いて学習習慣確立のための緊急支援事業等を実施し、また平成26年度からは教育版地域アクションプラン推進事業により高知市の学力向上対策をバックアップしてまいりました。

これを受け、高知市では、生徒が授業や家庭で学習する教材「パワーアップシート」を作成したり教員の授業指導を行う学力向上スーパーバイザーを雇用するなど、各校の学力向上の取り組みを支援しております。

このような中、平成27年度の全国学力調査では、高知市の中学校においては調査が始まった平成19年度からの経年変化を見ると改善傾向にあり、一定の成果が見られます。しかし、いまだ国語、数学ともに全国平均を5ポイント以上下回っており、ここ数年の踊り場から脱することはできておりません。また、思考力、判断力、表現力を問う問題については、中学校のみならず小学校においても課題が残っております。

このような高知市の児童生徒の学力、特に中学生の学力の定着状況については県教育委員会としても強い危機感を持つところであり、県、市の教育長連絡会において課題や危機感を共有し、学力向上対策について協議を重ねているところでございます。

そして、中学校の学力の向上のためには先ほ

ども申しあげましたように教科の縦持ちが大きな効果を発揮するものと考えており、研究校全9校のうち高知市については4つの中学校を指定し、組織力向上エキスパートや県、市の指導主事の訪問指導を継続して行うなど中学校の組織力向上について、ともに研究を進めております。

また、特に課題の大きい中学校数学については、数学担当指導主事を新たに高知市に派遣し全中学校を対象に数学授業の訪問指導を行うことも実施しております。

さらに、基礎的な学力が十分に身につけていない生徒への対応として、学校が実施する放課後や長期休業期間などの補充学習を充実するため放課後等の学習支援員の配置に係る経費や教材費についての支援も充実をしております。

これらの取り組みについてPDCAサイクルを回しながら定期的を実施する県・市教育長連絡会において協議を深め、しっかりと成果が上がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、管理職養成の現状と課題、養成の計画とその内容についてお尋ねがございました。

学校を取り巻く課題が複雑化、多様化する中で、学校経営を担い、とりわけさまざまな専門性を持った教職員を組織化し外部の専門家や地域の方々の力もおかりしながら学校経営を図るチーム学校の実現を図っていく上では、管理職の力量に委ねられる部分が極めて大きいものと認識をしております。

議員御指摘のとおり、学校の管理職には学校外のさまざまな機関や人材と連携・協働し、それらの力を学校に生かしていただけるように有機的に結びつけることのできる高いマネジメント能力、また一般の組織マネジメントと同様、日々の仕事を効果的、効率的に遂行しようとする経営センスといった資質能力が求められるほ

か、教職員に向かうべき方向性を指し示せる指導力、教職員同士が協働できる環境を醸成する力といったものが求められると考えており、多くの管理職にそういった資質能力を身につけてもらうことが課題でございます。

今申し上げたような資質能力を備えた管理職の育成を目指し、教育センターにおいては、主幹教諭などのミドルリーダーから校長に至るまでを対象に体系的、継続的に研修を行う管理職等育成プログラムを実施しております。その中で、学校組織マネジメント、教育法規、危機管理、効果的な校内研修のあり方などの内容について大学教授や民間企業の経営者などの力もおかりして研修を実施しているところでございます。

また、学校経営を実践する中でOJTにより管理職としての能力の育成を図ることも狙い、学校経営や教科指導にすぐれた退職校長などの学校経営アドバイザーが各学校を訪問し指導・助言を行う取り組みや、今年度新たに、縦持ちを実践する学校において福井県から招聘した組織力向上エキスパートが指導・助言を行う取り組みなどにも力を注いでおります。

以上のような取り組みをさらに質の高いものとしていくことを通じて、教育大綱や第2期教育振興基本計画を推進していく上で、学校現場におけるかなめとなる管理職の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、厳しい環境にある子供の支援について、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーに関するお尋ねがございました。

平成27年度スクールカウンセラーが支援を行った学校数は県内の全ての公立学校354校中293校であり、支援回数は延べ6万6,491回でした。また、スクールソーシャルワーカーが支援を行った学校数は288校であり、支援回数は延べ1万4,327回でした。

スクールカウンセラーを配置した学校では、約83%の学校が人間関係の改善につながった、約74%の学校が発達障害の児童生徒への支援に効果があったと評価をしております。

また、スクールソーシャルワーカーの報告によれば、平成27年度中に継続的な支援を行った児童生徒1,526人のうち家庭環境の問題を抱える児童生徒の約41%、不登校の児童生徒の約52%が問題のある状況から抜け出したり環境の改善につながったりしております。

このように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援に対するニーズは大きく効果も上がっていることから、平成28年度はスクールカウンセラーを322校に、スクールソーシャルワーカーを294校に配置を拡充しております。

また、心の教育センターには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを支援するための高度な専門知識を有するスーパーバイザー等を配置したところでございます。

今後、平成31年度までにはスクールカウンセラーを全小中学校及び全県立学校に、スクールソーシャルワーカーを全小中学校及びより多くの県立学校に配置したいと考えております。

このためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーそれぞれに配置拡充を行うために必要となる新たな人材の確保と相談内容の多様化、複雑化に対応するための専門性の向上が課題となってまいります。これに向けて臨床心理士会や大学、市町村教育委員会と連携して人材確保に努めるとともに、専門性向上のための研修会等にも力を入れているところでございます。また、人材の確保や専門性の向上には常勤化も含めた処遇改善も必要と考えており、こうした点について国に対し全国都道府県教育長協議会等とともに提言を続けていきたいと思っております。

次に、幼いころに基本的な生活習慣や倫理観などを身につけることの重要性についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、子供たちが生涯にわたる人格形成の基礎を培うために乳幼児期における教育は大変重要なものであると認識をしております。第2期教育振興基本計画においてもこうした考え方を取り入れ、新たに就学前教育の充実を取り組みの柱に位置づけたところでございます。

幼い子供たちにとっては、家族の触れ合いを通じて身につけたものが知・徳・体の基盤となることから、全ての教育の出発点である家庭教育が豊かな心や人間性を育む上で最も重要となります。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に子供と十分に向き合うことが難しい保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者がふえておりますとともに、中には保護者の生活習慣の乱れや規範意識の低下などが子供に影響を与えている家庭も一定程度存在するものと考えております。

こうした中で、まずは家庭の教育力を高めていくために特に配慮や支援が必要な家庭への専任保育士による家庭訪問や地域での子育て講座などを通じた保護者への学習機会の提供、健康的な生活習慣の大切さを啓発する取り組みなどを進めております。

加えて、保育所や幼稚園においても、子供たちに質の高い教育、保育が提供できるよう保育者の資質向上に向けたガイドラインの作成や園内研修の充実などの取り組みを進めているところでございます。

次に、親のモラルを向上させる教育と地域での教育力向上のための取り組みについてお尋ねがございました。

子供たちに倫理観を育む上で保護者の果たす

役割は大変重要ですが、子供へのかかわりが必ずしも十分でない保護者も見られる中で、道徳心の芽生えを培う重要な時期である乳幼児の保護者をしっかりと支援していくことが保護者のモラルの向上にもつながるものと考えております。

このため、保護者に対しては親育ち支援アドバイザーや指導主事が保育所や幼稚園などに出向き、親子がしっかりと愛情や信頼を結び、子供の自尊感情を育むかかわり方や叱り方、褒め方などを含めた講話やワークショップを行うなど、保護者の養育力を高めるための支援を着実に進めております。

また、保育者に対しては保護者を日常的、継続的に支援し、親として成長する過程を支える親育ち支援力を高めるための研修を充実しております。

さらに、子供とのかかわり方などに特別な配慮や支援が必要な家庭に対しては、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高める家庭支援加配保育士の配置を拡充し、厳しい家庭環境にある子供たちへの教育、保育の質の向上に取り組んでいるところでございます。

地域全体で子供たちを支え、地域の教育力の向上につながる取り組みといたしましては、学校支援地域本部の設置を進めており、本年度は68本部、134校へと取り組みが広がっております。

地域の経験豊かな大人が学習支援や学校行事など学校のさまざまな活動にかかわり、子供たちを励まし、時には叱り、温かく見守る中で子供たちに規範意識や自尊感情が育まれております。就学前の段階から地域の大人が教育にかかわることの重要性を踏まえて、保・幼・小・中が連携して地域本部を設置している地域もあり、さらなる設置の促進と活動の充実に取り組んでまいります。

次に、第2期教育振興基本計画で体に関する

施策として掲げている体育授業の改善、健康教育の充実、運動部活動の充実の実現に向けた具体的な対策についてお尋ねがございました。

本県の子供たちの体力は向上傾向にあります。全国と比べると運動時間が少なく肥満傾向の子供の割合が高いなど、運動習慣の定着や健康面に課題が見られます。こうした現状を踏まえ、本県の子供たちの体力をさらに引き上げるためには、発達段階に応じた運動の実践と健康的な生活習慣の定着が重要であると考えております。

具体的な対策としましては、体育授業の改善に向けて授業の質を高めるための教科会や校内研修の充実、体力向上に向けた事例を蓄積、普及するための実践研究の推進、体育授業の効果を高める指導教材の作成と活用の促進などに取り組み、運動好きの子供をふやしていきたいと考えております。

健康教育の充実につきましては、学校における健康教育の中核となる教員の育成、養護教諭が未配置の学校などに適切な保健指導についてアドバイスを行うスクールヘルスリーダーを派遣する取り組み、体力や健康に課題がある学校の課題解決にアドバイザーが支援する取り組みなどをさらに充実してまいります。また、医療関係者や有識者で構成する学校保健課題解決協議会において、アレルギーやメンタルヘルスなどの現代的健康課題にもしっかりと対応してまいります。

運動部活動につきましては、専門的な指導者の不足、部員の減少などから、生徒の能力、適性、興味、関心に応じた活動が実施されにくい状況が見られます。そのため、技術指導やコンディショニング管理などの専門的な指導ができる外部の人材を運動部活動支援員として派遣する取り組みを拡充いたします。また、中・高等学校体育連盟や特別支援学校の関係者と連携す

ることにより運動部活動が抱える課題の解決に向けた実践研究を進め、運動部活動の充実を図ります。

こうした取り組みを家庭や地域と連携しながらチーム学校として着実に進め、本県の子供たちの体力が小学校では全国上位に、中学校では全国平均以上に引き上げることを目指し、さらなる体力向上の支援を行ってまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致活動を初め同大会に関連した今後の取り組みについてお尋ねがございました。

世界のトップアスリートが集うオリンピック・パラリンピック競技大会が国内で開催されることはスポーツの振興や青少年の育成に大変意義深いことであり、本県におきましてもスポーツに対する興味、関心の高まりや異文化や共生社会の理解促進につなげたいと考えております。

国を代表するトップアスリートやコーチに直接触れ合うことができる体験は子供たちにとって大きな刺激となり、選手としてのレベルアップやスポーツを続ける意欲などにつながります。オリンピック競技・パラリンピック競技とも事前合宿を受け入れられるよう、7月に立ち上げる招致委員会を中心にスピード感を持って取り組んでまいります。

また、2020年東京大会には、本県から日本代表選手を一人でも多く輩出したいと考えており、県体育協会や各競技団体を中心にした選手の育成強化の取り組みに対しましては、県教育委員会としましてもさまざまな形で支援をしてまいります。

大会には選手としての参加だけでなく運営や応援など多様なスタイルで大会に参画することも考えられ、県民の皆様のスポーツに対する意識の向上や2020年東京大会への機運の高まりに向けて、オリンピック・パラリンピックに関する啓発事業や若者のサミットなどを実施したい

と考えております。

さらに、オリンピック・パラリンピックには世界中の国や地域が参加するとともに、これまで見る機会が少なかった障害者スポーツ競技も多数開催されますので、スポーツを通じた国際交流やパラリンピック競技の体験など異文化や障害者の理解促進につながる取り組みについても実施したいと考えております。

オリンピック・パラリンピックに関連するこれらの取り組みが大会開催年だけの一時の盛り上がりとして終わってしまわないよう、取り組みの成果を大会後にも継承するとともに本県スポーツの振興に資するよう戦略的に進めてまいります。

次に、県内の重要文化財に対する南海トラフ地震への対応についてお尋ねがございました。

県内では、高知城を初めとする建造物や彫刻、工芸品などの美術工芸品、合わせて91件が重要文化財に指定をされております。このうち、21件ある建造物につきましては、阪神・淡路大震災が契機となり、平成21年度に文化庁が耐震予備診断を実施し、安岡家住宅と高知城の黒鉄門の2件について修理または補強が必要という診断を受けました。

この結果を受け、安岡家住宅につきましては現在耐震対策を含む全解体修理を行っておりますし、高知城の黒鉄門につきましては基礎の石積みの補強を行い、現状は石積みが安定したことが確認をされております。

このように県内の重要文化財建造物につきましては、現状ある程度の耐震性を確保しているものと判断しているところですが、このたびの熊本地震の被災状況を踏まえ、さらに一歩進めた対応が必要と考えております。

まず、高知城につきましては、第3期南海トラフ地震対策行動計画に高知城の防災対策を追加し、より詳細な耐震診断の実施、診断結果に

基づく耐震対策や建造物の健全性を維持するための計画的な修繕、石垣の調査や計画的な修理等に取り組んでいきたいと考えており、文化庁に対して関連予算の確保について提言を行うとともに、対策の実施に向けて協議も開始をしております。

また、高知城以外の建造物につきましても、今後適切な保存措置を行っていく際には、耐震という視点を加えながら所有者と相談を行っていききたいと考えております。

次に、建造物以外の美術工芸品につきましては市町村と連携して文化財の状況の把握を継続的に行っております。地震に備える取り組みとしましては、津波による被害が想定される場所に保管されている文化財について所有者と対策の協議を行い、県立歴史民俗資料館に寄託いただくなど保管場所の改善をお願いしております。

今後、詳細が明らかになるであろう熊本地震における文化財の被災状況も注視し、熊本の教訓に学びながら文化財の保護に一層努めてまいります。

次に、日の丸・君が代の強制をしないようにとの要請書とその中で改悪された教育基本法とも述べられていることの所見についてお尋ねがございました。

知事からの答弁にもありましたように、教育公務員には、学習指導要領にのっとり入学式や卒業式においては国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱することを適切に指導することが求められております。

また、入学式や卒業式は学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校など集団への所属感を深める上でよい機会となるものです。さらに、そのような場において国の象徴である国旗を掲揚し国歌を斉唱することは日本人としてのアイデンティティーを育て

ると同時に国際的な慣行やマナーを学ばせるための教育活動にもつながるものであり、子供たちの成長にとって大きな意義のあるものと考えます。

なお、平成18年の教育基本法の改正については、それまでの教育基本法の普遍的な理念である人格の完成や個人の尊厳は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明確にしたものであり、我が国の未来を切り開く教育の実現を目指したものと考えております。

次に、公立小中学校と県立学校における平成26年度卒業式と平成27年度入学式と卒業式、平成28年度の入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

まず、公立小中学校においては、毎年3月と4月に卒業式及び入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱の状況に関する調査を行っております。この調査結果では、当該年度における入学式及び卒業式の国旗掲揚並びに国歌斉唱については全ての学校において実施をされております。

また、県立学校においては、4月に入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況に関する調査を行っており、その結果、小中学校同様全ての学校で国旗掲揚並びに国歌斉唱を実施していることが報告をされております。

次に、国旗・国歌の指導について現在小・中・高等学校においてどの学年でどのように教育計画が位置づけられており、具体的にどのような指導がなされているのかのお尋ねがございました。

国旗・国歌の指導については、学習指導要領に基づきそれぞれの学校の教育計画の中に位置づけられております。

まず、小学校の社会科では、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」とともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するよう系統的に指導を

行うことになっております。

例えば第3・4学年では自分の暮らす地域と外国とのつながりを学習する中で我が国や外国には国旗があることを理解させます。そして、第5・6学年の地理や歴史の学習において、地球儀や地図を見ながら、我が国の位置や領土を理解したり世界との違いやつながりを勉強する中で国旗・国歌の意義を学習し、これを尊重する態度を育てていくことにしております。

さらに、音楽ではいずれの学年においても国歌君が代の歌詞の意味を学び、これを歌えるように指導することとしております。

中学校では、小学校の学習を踏まえた上で1年生の地理や3年生の公民において国旗・国歌の意義の理解をより一層深め、尊重する態度を養うよう指導を行うこととしております。

例えばオリンピックの場面を取り上げて国旗・国歌を尊重することは国際的な儀礼であることを理解させ、相互に国旗や国歌を大切にすることについて生徒に考えさせています。

また、小・中・高等学校の全ての学校種を通じて特別活動の入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとしていところでございます。

最後に、国旗・国歌の指導について平成26年6月議会の答弁後、どのように市町村教育委員会と連携し指導を徹底してきたのかのお尋ねがございました。

まず、県教育委員会ではこれまでも年度当初に国旗及び国歌について学習指導要領の趣旨に沿った適正な指導や取り扱いが全ての学校でなされるよう、各市町村教育委員会に通知文書を発出しております。

また、年度末には、卒業式、入学式における国旗及び国歌の適正な指導、取り扱いの実施について再度通知するとともに実施後において卒

業式及び入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱の状況に関する調査を実施し、指導の徹底を図ってきております。

これに加え、各教育事務所において、定期的に各市町村教育長会や指導事務担当者を集めた研修会の場で、道徳教育の充実や入学式、卒業式の意義を踏まえた適切な国旗・国歌の指導及び取り扱いについて指導・助言を行うことを取り入れております。

このようなことから、各市町村教育委員会においては、例えば校長及び教頭会で国旗掲揚、国歌斉唱の意義について話し合いを持つと同時に、各学校の職員会においても国旗掲揚、国歌斉唱の意義について全教職員で共通理解を図るよう指導する。あるいは、各学校の教育計画に国旗掲揚、国歌斉唱が位置づけられているか、各市町村教育委員会が確認をするといった国旗や国歌の指導を徹底する取り組みが広がってきております。

今後も引き続き学習指導要領に沿って適切な国旗・国歌についての指導が行われるよう、各市町村教育委員会と連携して指導を徹底してまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 私立学校における国旗掲揚、国歌斉唱の取り組みにつきまして、入学式、卒業式での具体的な実施状況、また未実施の学校に対する理事長や学校長への具体的な対応、さらに平成27年度における私立学校運営費補助金の交付状況についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

県内の17の私立小・中・高等学校のうち平成26年度の卒業式、27年度の入学式及び卒業式並びに平成28年度の入学式で国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも行わなかった学校は、清和女子中学校及び高等学校です。また、国旗は正門横に

ある掲揚台に掲揚したものの国歌斉唱を行わなかった学校は土佐中学校及び高等学校です。その他の13校は国旗の掲揚と国歌の斉唱のいずれも行っております。

平成26年6月議会でお答えしましたように、実施をしていない土佐中・高等学校にはその年の8月21日に、清和女子中・高等学校には8月28日に私が出向き、設置者である理事長及び校長に直接実施の要請を行いました。その際、土佐中・高等学校からは、実施していない理由として、国旗・国歌を軽視するものではないが長年にわたって行ってきた進め方で式典をとり行っているため、また清和女子中・高等学校では、式典を礼拝方式でとり行っているためこれまで実施してこなかったが課題としては認識しており、本校に即した形について検討を続けているとお伺いしました。

昨年度及び今年度におきましても、私学・大学支援課長が学校訪問を行い、引き続き要請を行っております。

次に、平成27年度に各学校法人に交付した私立学校運営費補助金につきましては、高等学校の設立順に高知学園が約4億6,000万円、土佐高等学校が約4億9,000万円、土佐女子高等学校が約4億1,000万円、清和学園が約9,000万円、高知学芸高等学校が約4億7,000万円、高知中央高等学校が約3億4,000万円、太平洋学園が約9,000万円、明德義塾が約3億3,000万円、土佐塾学園が約4億3,000万円でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 消防署における国旗掲揚の現状と県の対応について、また消防学校での国旗の取り扱いについてお尋ねがございました。

平成25年6月議会でお答えした時点では、消防署及びその分署、出張所の消防施設41カ所のうち国旗を掲揚している施設は26カ所となって

おりました。その後、消防本部に国旗掲揚についてお聞きしたところ、掲揚する設備を新たに設置することや消防施設の建てかえにあわせて設置していくとの回答をいただいております。

現在、消防施設は40カ所となっておりますが、38カ所で国旗を掲揚しているとお伺いしております。国旗を掲揚していない2カ所につきまして、1カ所は消防施設の移転に伴い国旗を掲揚する設備を設置するとお聞きしており、もう一カ所は現在消防施設の移転を検討しており、移転した際には設置するとのお答えをいただいております。

次に、消防学校における教育訓練における国旗の取り扱いについてでございますが、学校への入校生が毎日教育訓練の一環として国旗の掲揚と降納を行っております。

○18番（三石文隆君） それぞれ丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

文化生活部長に国旗・国歌の取り扱いについて第2問をさせていただきたいと思っております。

以前質問をいたしまして、それから努力されて、ぜひ国旗掲揚、国歌斉唱するよという指導もしていただいてその結果、清和・土佐中高がまだ実施されていないというこの報告もありました。私学の独自性というのは以前にも私は言いましたけれども、私立学校法によって建学の精神に基づく独自性とか自主性というのは認められているんですよ、確かに認められておるんです。これが薄れていけば私学の存在意義がなくなってしまうわけですから、それは認められていますけれども、私学といえども公教育の一翼を担っていく点においては国公立の学校と変わらないと思うんです。

私学も公の性質を有するものであるというように教育基本法にも書かれてあります。だから、学習指導要領に私学だから沿わなくていいというものではないと私は思うんです。ましてや、

県内の私学には31億2,000万円というような税金が投入されているんですよ。そういう意味からおいてもぜひ粘り強く、国旗・国歌についてこれからも指導していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○文化生活部長（岡崎順子君） 県は、法令によりますと私立学校に対しましては教育に関する指導の権限は持たないということになっておりまして、国旗掲揚や国歌斉唱の実施につきましても要請という形にならざるを得ません。他方、私立学校は特色ある教育やそれによる有為な人材を輩出するなど、本県の教育において重要な役割を担っていただいております。

そうしたことから、未実施の学校に対しましては私が直接学校に出向き、設置者である学校法人の理事長や学校長に直接お話をし、今後も引き続き粘り強く要請を行ってまいりたいと考えております。

○18番（三石文隆君） ありがとうございます。

粘り強く、余り粘り強くなってええんですよ、こういうものは、はっきり言って。私はそう思いますけれどもね。まあ要請を強くしていただくようお願いしまして一切の質問を終わります。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（武石利彦君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（武石利彦君） ただいま議題となっている第1号から第16号まで及び報第1号から報第3号まで、以上19件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ

れ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末221ページに掲載〕



○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明16日から21日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、6月22日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月22日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時37分散会

平成28年 6月22日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 上田 貢太郎 君
- 2番 今城 誠司 君
- 3番 久保 博道 君
- 4番 田中 徹 君
- 5番 土居 央 君
- 6番 浜田 豪太 君
- 7番 横山 文人 君
- 8番 加藤 漠 君
- 10番 坂本 孝幸 君
- 11番 西内 健 君
- 12番 弘田 兼一 君
- 13番 明神 健夫 君
- 14番 依光 晃一郎 君
- 15番 梶原 大介 君
- 16番 桑名 龍吾 君
- 17番 武石 利彦 君
- 18番 三石 文隆 君
- 19番 浜田 英宏 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 雅和 君
- 22番 黒岩 正好 君
- 23番 池脇 純一 君
- 24番 石井 孝 君
- 25番 大野 辰哉 君
- 26番 橋本 敏男 君
- 27番 前田 強 君
- 28番 高橋 徹 君
- 29番 上田 周五 君
- 30番 坂本 茂雄 君
- 31番 中内 桂郎 君
- 32番 下村 勝幸 君
- 33番 野町 雅樹 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君
- 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎 正直 君
- 副知事 岩城 孝章 君
- 総務部長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 酒井 浩一 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 門田 純一 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
- 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
- 商工労働部長 中澤 一真 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・環境部長 田所 実 君
- 水産振興部長 谷脇 明 君
- 土木部長 福田 敬大 君
- 会計管理者 福田 道則 君
- 公営企業局長 井奥 和男 君
- 教育長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会会長 福島 寛隆 君
- 公安委員長 島田 京子 君
- 警察本部長 上野 正史 君
- 代表監査委員 田中 克典 君
- 監査委員局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成28年 6 月22日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並

びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 9 号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 10 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
 - 第 11 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 12 号 県有財産（（仮称）南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案
 - 第 13 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1 - 2 工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 14 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 15 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 16 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
 - 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告
 - 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告追加
 - 第 17 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 2
議発第 1 号 議員を派遣することについて議会

の決定を求める議案

追加

議発第2号 教職員定数の改善を求める意見書
議案

議発第3号 骨髄移植ドナーに対する支援の充
実に関する意見書議案

議発第4号 森林・林業政策の推進を求める意
見書議案

第3 特別委員会設置の件

第4 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠
選挙

第5 議席の一部変更の件

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一
覧表としてお手元にお配りいたしてありますの
で御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末240ページ
に掲載〕



委 員 長 報 告

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第16号まで及び報第1
号から報第3号まで、以上19件の議案を一括議
題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長加藤漠君。

（危機管理文化厚生委員長加藤漠君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（加藤漠君） 危機管
理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、
その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案、第9
号議案、以上2件については全会一致をもって、
いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」
のうち、危機管理・防災推進費について、執行
部から、熊本地震により被災した熊本県益城町
へ派遣した高知県災害応援隊の旅費やレンタ
カーの借り上げ料、燃料代であるとの説明があ
りました。あわせて、熊本地震に関する高知県
の被災地での支援の状況について説明がありま
した。

委員から、派遣された職員の体験等は大変参
考になったとのことだが、他部局の派遣職員か
らの聞き取りは各部局で行い、その後危機管理
部で集約するのか、またその内容を南海トラフ
地震対策行動計画や避難所運営マニュアル等
にはどのように反映させるのかとの質疑があり
ました。執行部からは、各部局で取りまとめた後、
高知県南海トラフ地震対策推進本部会議で全体
の取りまとめを行う。南海トラフ地震対策行動
計画等への反映は随時行っていくが、これから
復旧段階に入っていくので、まずは応急期の対
応として5月25日時点までに把握できた内容を
反映している。この行動計画の最終的な見直し

は、年内になるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、地震対策企画調整費について、執行部から、11月5日の世界津波の日になんだイベントとして、防災分野で活躍する将来のリーダーの育成を目的として、国内外の高校生を本県に招き、黒潮町と共同で開催する「世界津波の日」高校生サミットに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、サミットは高校生の経験の蓄積として重要な意味があるが、限られた人数しか参加できない。この経験をサミット終了後にどのように生かしていくかが重要ではないか。例えばサミットに参加した高校生がほかの高校生に対して報告会を行うことなどを考えてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在は主にサミットのプログラムなど中身の調整に取り組んでいるが、将来に向けて今回の経験をどう生かしていくのかも重要であり、教育委員会とも協議しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、健康長寿政策費について、執行部から、熊本地震の被災地域に派遣した保健師等の活動経費であるとの説明がありました。またあわせて、被災地における保健師等の活動状況について説明がありました。

委員から、派遣された職員の体験談を聞くことは県内の自主防災組織にとっても大変参考になるので、情報提供を行い、自主防災組織のさらなる強化を進めてほしいとの意見がありました。

次に、ドクターヘリ運航事業費及び災害医療救護体制整備事業費について、執行部から、いずれも県の要請に応じて熊本地震の被災地にDMATを派遣した医療機関に対してドクターヘ

リの運航や医療救護活動に要した経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、今回の熊本地震では多くの医療関係者が派遣されている。今回の被災地での支援活動を通じた体験報告を取りまとめ、高知県内だけではなく、日本全国のどこでも通用する資料としてつくり上げる必要があると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、これまで高知医療センターや高知赤十字病院などでそれぞれ報告会が行われており、県職員も出席している。また、ほかの施設も含めて活動状況は逐一県にも報告してもらっており、高知県災害医療対策本部会議や高知DMAT協議会といった場において、熊本地震での対応状況や気づいた課題などを共有したいと考えている。そういった機会を通じてまとめ上げ、今後の医療救護体制の見直し等に反映させていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金について、執行部から、社会福祉法人が経営労務管理の状況について公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家による確認や助言を受けることにより、経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保の促進を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、福祉事業を営む事業所の主体は社会福祉法人だけではなく、一般企業も多くある。今回の経営労務管理の改善を図るための助言は、社会福祉法人よりも一般企業にこそ必要だと思うが、どのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、今回の事業の内容も含めて優良な取り組み事例があれば、関係団体とも協力しながら各事業者に情報提供をするなど支援していきたいと考えているとの答弁があり

ました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 商工農林水産委員長明神健夫君。

(商工農林水産委員長明神健夫君登壇)

○商工農林水産委員長(明神健夫君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第9号議案、第12号議案、報第1号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第2号「平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」並びに第12号「県有財産(仮称)南国日章工業団地造成事業用地)の取得に関する議案」について、執行部から、「(仮称)南国日章工業団地」について、造成計画の範囲や単価が決定したことにより、用地取得を進めようとするものである。また、補正予算は団地内に整備する市道用地についても県が先行取得する計画としたため、この市道用地の買収面積の増加などに伴うものであるとの説明がありました。

委員から、この場所について南海トラフ地震の津波による浸水は大丈夫なのかとの質疑がありました。執行部からは、南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測の新想定では、この場所は浸水の影響を受けないとの答弁がありました。

さらに、委員から、この工業団地に進出してくる企業の見込みはどうかとの質疑がありました。執行部からは、県内企業の工場等の増設、

移転等に関する意向調査では150社から回答を得たが、そのうち62社が移転、増設を計画または検討しているということである。また、県外の企業については、県を挙げて誘致活動を行う中で、本県への立地に興味を持っている企業もあるので、引き続き企業誘致に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域等担い手収益力向上支援事業について、執行部から、国の総合的なTPP関連政策大綱において中山間地域等における担い手の収益力の向上を図る施策の展開が位置づけられた。これを踏まえ、認定農業者などの担い手が収益力の高い作物の導入やブランド化などに取り組み、今後3年間で取り組み面積当たりの作物の販売額が10%以上の向上が見込まれるものに対して支援する事業であるとの説明がありました。

委員から、販売額が見込みどおりに向上しなかった場合はどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、米から園芸品目に転換した場合や炭酸ガス発生装置を導入した場合は販売額の10%向上は十分見込まれる。仮に達成できなかった場合には、改善策を講じていただくことになるとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域の農家は高齢で個人経営がほとんどであるが、この事業はこういった農家にとって有益な事業と言えるのか、小規模農家のためのきめの細かい実態に合った施策が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、この事業はTPP関連の施策で収益力の向上を図る攻めの農業の位置づけである。小規模農家のためのきめの細かい支援については、集落営農や中山間複合経営拠点などのほかの事業でも対応が可能であるとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部の報告事項についてであります。

伊方発電所3号機について、執行部から、5月12日に開催した四国電力との勉強会において、熊本地震と同じような強さの地震が起こった場合、伊方発電所は大丈夫なのか、伊方発電所の地盤は壊れやすいという専門家もいるが、本当に堅固なものか等の確認した事項について報告がありました。

委員から、四国電力の説明に関して専門家の意見も聞き、説明内容が本当に適切かどうか検証し、四国電力に対して言うべきことは言わないといけないとの意見がありました。

別の委員から、勉強会での四国電力の説明に対する県としての評価が必要である。これまでの専門家による検証結果について公表するよう意見がありました。執行部からは、これまでも専門家の意見を聞くなどして県として四国電力に対し言うべきことは言ってきたと考えており、今後もそうしていく。また、専門家による検証結果については公表していきたいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、「水産試験場古満目分場（仮称）」の開設について、執行部から、国立研究開発法人水産研究・教育機構の古満目庁舎を無償で譲り受けて養殖魚の試験研究を行う施設を開設するものである。ここでは、クロマグロの人工種苗生産技術の開発、産地間競争に打ち勝つための新たな養殖有望魚種の開発、宿毛湾の養殖業者への技術支援を行っていくこととしているとの説明がありました。

委員から、施設を譲り受けると設置管理条例が必要になるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、来年度以降に陸上水槽等をオープンラボとして貸与することを予定してお

り、これに合わせ設置管理条例を制定するよう考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。（拍手）

○議長（武石利彦君） 産業振興土木委員長西内健君。

（産業振興土木委員長西内健君登壇）

○産業振興土木委員長（西内健君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域観光推進事業費について、執行部から、「志国高知 幕末維新博」の開幕に向けて歴史観光資源等強化事業費補助金を創設し、地域会場となる市町村が行う歴史資源の磨き上げと観光クラスター形成の取り組みを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、テレビなどを活用した効果は非常に大きく、幕末維新博においてもいかにマスメディアを活用するかが重要と考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、前回の博覧会ではNHKの大河ドラマが追い風となったが、今回現時点ではそういうこともなく、より一層の広報力が必要であり、マスメディアを活用したプロモーション展開に力を入れたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、広域周遊コースの企画はどう進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、産業振興計画における7つの地域ブロックごとに広域観光組織とも連携して観光

客が周遊しやすいコースづくりに取り組みたい。また、個人観光客に向けてはJR等の主要な駅からのプランも検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、2年間の博覧会であるがスタートが大事と考える。開幕まであと半年だが、対象となる15市町村の状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、ほとんどの市町村は9月議会以降の補正予算対応になる。開幕に向けた早期の取り組みの部分と第2幕までに向けたところとで段階的に整備をしていただく形になる。市町村と十分に協議をしながら、来年3月4日には地域会場がそろって開幕を迎えられるよう一緒に準備をしていくとの答弁がありました。

別の委員から、歴史資源の磨き上げには専門家が重要と考えるが、学芸員の働き、役割をどう捉えているかとの質疑がありました。執行部からは、展示の方法などで専門性を持つ学芸員の力は大きいですが、博覧会の全ての会場で十分な配置がなされている状況ではなく、学芸員を配置しているところが集まったミュージアムネットワークと連携をした技術的な支援などを検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、磨き上げをして広域化を図るためには新たな発想や全体を見渡す視点、地域性の出し方への助言なども必要であり、県と一緒に歴史資源のリアル化に取り組まなければならないと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、それぞれの会場のテーマや博覧会自体のテーマといったことを含めて磨き上げが行われるよう県から市町村にアドバイザーを派遣するなどして、市町村と一緒に取り組むとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市公園単独事業費について、執行部

から、11月に黒潮町で開催される「世界津波の日」高校生サミットの会場となる土佐西南大規模公園の体育館などのトイレを洋式に改修するための経費であるとの説明がありました。

委員から、観光客や高齢者の方から洋式トイレが少なく困るという声が聞かれる。また、運動施設ではオリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致を図ろうとしているが、県立の公園・運動施設のトイレの洋式化はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、これまでに整備してきた運動施設や公園施設では和式トイレが主体で洋式は少ないのが現状である。御指摘のとおり、一般家庭でも洋式トイレが主流となっており、また国外からの観光客の誘致の面でも洋式化を進めなければいけないと考えている。基数が多いので優先順位をつけて計画的に洋式トイレへの改修を進めたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

外商活動の取り組み状況とアンテナショップまるごと高知の運営状況について、執行部から、平成27年度は外商活動の支援としての仲介あっせん活動などによる成約件数は前年度を大きく上回る6,555件を記録するなど、着実に成果が出ている。また、まるごと高知の売り上げも過去最高の4億7,000万円余りを記録しており、今年度は飲食と物販のフロアが連携した店舗プロモーションの強化などにより、一層の集客と売り上げアップに努めるとの報告がありました。

また、今年度の高知家プロモーションについて、執行部から、「高知家には、ポジティブ力がある。」をスローガンとし、人を前向きにするさまざまな本県の情報を高知家ポジティブ・コレクションとして県民から募集し、ポジティブスポットマップの作成などにより県外への情報発信を展開するとの報告がありました。

委員から、まるごと高知の物販部門についてはまだ伸ばせる可能性があると考えますが、どう
いう戦略を考えているかとの質問がありました。執行部からは、来店者にアンケート調査を実施
したところ、リピーターが結構いる上、来店回
数の少ない方においても、「また来たい」と答
えた方が9割以上を占めており、1回来ていただ
いたら次につながる。さらに、ネットやテレビ
でまるごと高知を知ったという方が圧倒的に多
いことがわかったので、メディアやネットを活
用したプロモーションにさらに力を入れたいと
の答弁がありました。

別の委員から、高知家プロモーションのポジ
ティブスポットマップについて具体的なイメ
ージはどういうものかとの質問がありました。執
行部からは、既に高知家ポジティブ・コレクショ
ンとして募集を開始しており、その中で人を前
向きにするパワースポットのようなポジティブ
な場所という捉え方で応募をいただいている。
そういうものをイメージしているが、内容に特
に制限はかけていないので、いろいろな情報を
頂戴したいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終
わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 総務委員長桑名龍吾君。

(総務委員長桑名龍吾君登壇)

○総務委員長(桑名龍吾君) 総務委員会が付託
を受けた案件について、その審査の経過並びに
結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案、第3
号議案から第7号議案、第9号議案、第14号議
案から第16号議案、報第1号議案から報第3号
議案、以上13件については全会一致をもって、
第8号議案、第10号議案、第11号議案、以上3
件については賛成多数をもって、いずれも可決
または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第8号「高知県住民基本台帳法施行条例及び
高知県行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供
に関する条例の一部を改正する条例議案」につ
いて、執行部から、マイナンバーを利用できる
規則連携事務を追加し庁内連携及び団体内他機
関連携を可能とするための規定の追加を行うも
の、規則連携事務において申請人からマイナン
バーの提供を受けることができない場合に行政
機関等が住民基本台帳ネットワークシステムを
利用しマイナンバーを確認できるよう定めるも
のであるとの説明がありました。

委員から、庁内でマイナンバーを利用するた
めの規則連携事務については、個人情報漏えい
問題もある中、年間処理件数の少ない事務は条
例から省いてはどうか、また条例で定める19事
務以外に事務を追加する考えはあるかとの質疑
がありました。執行部からは、条例で定めよう
とする19事務は国の個人情報保護委員会が例示
している事務の中で高知県に該当する事務を規
定するものであり、現時点で事務の例示の追加
はない。また、個人情報漏えい対策については、
システムをインターネットと分離したりシステ
ム上データが取り出せないようにするなど、万
全の安全対策を講じていくとの答弁がありまし
た。

次に、教育委員会についてであります。

第10号「高知県認定こども園条例の一部を改
正する条例議案」について、執行部から、幼保
連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備
及び運営に関する基準の一部を改正する命令が
公布されたことに伴い、高知県認定こども園条
例に規定する職員配置について当分の間特例を

設けるものである。また、第11号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」について、児童福祉施設の設備及び運営に関する厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員配置について同様に当分の間特例を設けるものであるとの説明がありました。

委員から、子育て支援員研修を修了した者が保育士とみなして配置できるようになるが、研修内容はどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、現在県主体で保育の原理、子供の発達といった保育士の養成校で学ぶ内容の研修を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、保育士の勤務環境の改善につなげるための保育士配置の特例について、保育の質の担保が非常に重要であるがどう担保するか、また保育の担い手の確保の見通しはどうかとの質問がありました。執行部からは、今後とも市町村及び施設に保育士の確保に取り組むよう要請するとともに、保育士の研修の充実を図る。また、子育て支援員については平成28年度に107人の申し込みが来ており、一定の人数が確保できると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

連携中枢都市圏構想の推進について、執行部から、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものであり、県内全域で高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成を目指しているとの報告がありました。

委員から、連携中枢都市圏を構成する市町村に対する財政措置について、国とどのような調整を行っているのかとの質問がありました。執行部からは、県全域での圏域形成は前例がなく、

制度の基本に日常生活圏域という考え方があることから、圏域の範囲をどう考えるか総務省と協議している。取り組みが認められるよう全力で取り組む。また、市町村へも丁寧に説明するとの答弁がありました。

別の委員から、前例のない取り組みであるが、国への政策提言などで県の考えをしっかりと伝え取り組みを推進してほしいとの意見がありました。

別の委員から、経済圏や生活圏そのものを他県と形成している地域があり、構想との整合性をどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、連携中枢都市圏構想の取り組みだけで全ての課題が解決できるとは考えていない。高知市と遠方でも産業、観光、移住など分野ごとに連携し、既存の取り組みと相乗効果を発揮できるよう取り組みたいとの答弁がありました。

別の委員から、構想の中心となる高知市の意気込みはどうかとの質問がありました。執行部からは、高知市が昨年度に策定した高知まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、県内市町村を牽引していく役割を果たすことが明記されており、財源措置される交付金についても県内全域の活性化のために活用したいとの考えを持っているとの答弁がありました。

別の委員から、連携中枢都市圏の取り組みはかえって高知市への一極集中が進まないか不安に思う。各地域のよさを見ながら地域の活性化を県がリードしていくことが重要であると考えたどうかとの質問がありました。執行部からは、県はこれまでも県政と市町村政との連携のもと、地域の活性化に役割を果たしてきたし、引き続き果たしていくよう考えている。各市町村が高知市の持つ機能を活用することで県勢浮揚につながるよう進めていくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

教職員の不祥事について、執行部から、県立学校教職員による補助金の不正受給に係る懲戒処分及び強制わいせつ容疑により元非常勤講師が逮捕された事案について報告がありました。

報告を受け、総務委員会として、教職員の不祥事は社会的影響が大きく一般県民の教育公務員に対する社会的信用を失墜させるものであり、各学校において服務規律をより徹底し再発防止に努めるよう要請しました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第7号議案まで、第9号議案及び第12号議案から第16号議案まで、以上12件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上12件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第17号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末225ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第17号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第17号議案は、高知県公安委員会委員の山崎實樹助氏の任期が来月22日をもって満了いたしますため、新たに西山彰一氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第17号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末226ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） 日程第2、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第2号—議発第4号 意見書議案）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号から議発第4号 巻末228～
233ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「教職員定数の改善を求める意見書議案」から議発第4号「森林・林業政策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「教職員定数の改善を求める意見書議案」から議発第4号「森林・林業政策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



特別委員会の設置

○議長（武石利彦君） 日程第3、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。高知県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査検討を行うため、委員10名をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」を設置し、これらの事件を付託の上、この調査が終了するまで議会の閉会中も継続して調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまから、特別委員会の委員の指名案をお配りいたします。

（指名案配付）

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしました指名案に記載してあります12番弘田兼一君、13番明神健夫君、14番依光晃一郎君、18番三石文隆君、20番土森正典君、23番池脇純一君、25番大野辰哉君、29番上田周五君、33番野町雅樹君、37番塚地佐智さん、以上の諸君を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔特別委員指名案 巻末236ページに掲載〕



高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（武石利彦君） 日程第4、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

浜田英宏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました浜田英宏君を、高知県・高知市病院企業団議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、浜田英宏君が高知県・高知市病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選をされました浜田英宏君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



議席の一部変更

○議長（武石利彦君） 日程第5、議席の一部変更の件を議題といたします。

議事運営上の理由により、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 巻末237ページ
に掲載〕

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席につきましては、次に開催される会議からということで、御了承願います。



継続審査の件

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末238ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（武石利彦君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（武石利彦君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、平成28年度一般会計補正予算の審議を初め、当面する県政運営にとって重要な案件を審査いただきました。議員の皆様の御協力を得まして、全議案を無事議了することができました。

また、審議の過程においては、4月に発生いたしました熊本での大地震について検証するとともに、南海トラフ地震にどのように適用していけるのかという大変熱心な御議論をいただいたことに心より感謝を申し上げますところでございます。本当に議員の皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、知事初めとして執行部の皆様、また報道機関の皆様には多大な御協力を賜りまして、本当に厚く御礼を申し上げます。

まだまだ蒸し暑い梅雨の季節が続きますが、議員の皆様、また執行部の皆様、報道関係の皆様におかれましてはどうぞ御自愛なされまして御健康で御活躍いただきますように心より御祈念を申し上げます。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 平成28年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

ます。

今議会には、平成28年度一般会計補正予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、南海トラフ地震対策や観光振興、さらには教育振興などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

私にとりまして、今議会は県政運営3期目の実質的な初年度となります。平成28年度がスタートいたしまして、初めての県議会となりました。2月定例会で御議論いただきましたとおり、平成28年度から産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策行動計画の大幅な改定や教育等の振興に関する施策の大綱の策定など、5つの基本政策の中核となる計画を大幅にバージョンアップし現在鋭意取り組みを加速しているところであります。

県民の皆様が将来に希望を持ち、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける県づくりを実現するためには、まだまだ多くの課題が残されておりますが、これまでの取り組みによりあらわれてきた成果をより確かなものとし、持続的な好循環を生み出せるようにバージョンアップしたそれぞれの計画のPDCAサイクルをしっかりと回し、県庁一丸となって県勢浮揚に向け取り組んでまいりたいと考えております。

こうした施策を力強く展開していくためには、官民協働、市町村政との連携・協調がますます重要になってまいりますし、地域や各界の方々のお話を伺いながら、その実情を施策に反映させていくことが必要となってまいります。議員

の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（武石利彦君） これをもちまして、平成28年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分閉会